

平成27年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成27年6月8日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 8日	月	午前10時	○本会議 ・町長所信表明 ・議案上程
2	6月 9日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	6月10日	水		○休 会
4	6月11日	木		○休 会
5	6月12日	金		○休 会
6	6月13日	土		○休 会
7	6月14日	日		○休 会
8	6月15日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	6月16日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	6月17日	水	午前 8時30分	○本会議 ○委員会 ・一般質問 (総務産業、社会文教)
11	6月18日	木		○休 会
12	6月19日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月8日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月 8日	適任
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月 8日	適任
議案第30号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	6月19日	可決
議案第31号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6月19日	可決
議案第32号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	6月19日	可決
議案第33号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月19日	可決
議案第34号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	6月19日	可決
発委第 1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について	6月19日	可決
発委第 2号 「農業・農協改革」に関する意見書について	6月19日	可決
発委第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について	6月19日	可決
発委第 4号 子どもの医療費窓口無料化等につながる地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について	6月19日	可決
発委第 5号 TPPに関する国会決議の実現を求める意見書について	6月19日	可決
発議第 5号 マイナンバー制度の実施中止を求める意見書について	6月19日	可決

平成27年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月8日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長所信表明	3
○人権擁護委員の推薦、提案理由の説明、質疑、採決	12
○議案第30号～議案第34号の上程、提案理由の説明	13

第2日 6月15日(月)

○議事日程	18
○一般質問 朝倉 国勝 議員	18
吉川まゆみ 議員	29
柳沢 収 議員	41
塩入 弘文 議員	51

第3日 6月16日(火)

○議事日程	68
○一般質問 滝沢 幸映 議員	68
山崎 正志 議員	81
入日 時子 議員	91
塩野入 猛 議員	100

第4日 6月17日(水)

○議事日程	116
○一般質問 小宮山定彦 議員	116
大森 茂彦 議員	127
西沢 悦子 議員	139
中嶋 登 議員	152

第5日 6月19日(金)

○議事日程	166
○請願・陳情採決	166
○議案第30号～議案第34号の質疑、討論、採決	167
○追加議案上程、趣旨説明	179
○発委第1号～発委第5号、発議第5号の質疑、討論、採決	184
○町長閉会あいさつ	189

平成27年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月8日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月8日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田陽一君
建 設 課 長	青木知之君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田よし子君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関貞巳君
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹内祐一君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎金一君
議 会 書 記	小宮山和美君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長所信表明
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第30号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第31号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第32号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第33号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第34号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第120条の規定により、4番 小宮山定彦君、5番 柳沢収君、6番 滝沢幸映君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月19日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日9日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前8時30分といたします。

◎日程第3「町長所信表明」

議長（塚田君） 町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成27年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。改めて、このたびの統一地方選挙で当選されました議員の皆様、心からお祝い申し上げますとともに、さきの臨時会におきまして、塚田正平議長さん、塩野入猛副議長さんを初め、監査委員、各常任委員会の委員長等、新しい議会の体制が整いました。議員の皆様方のますますのご活躍をご期待申し上げます。

私も町長選挙に立候補し、町民の皆様の温かいご支援を賜りまして、再び当選をさせていただきました。また、議会の賛同をいただき、副町長を選任し、執行部側の体制も整いました。私が2期目の公約として掲げた「輝く元気な町づくり」の実現に向けまして、「チャレンジ」してまいります。議員各位におかれましても、町政発展のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、選挙後初めての議会定例会でございます。私の公約である「輝く元気な町づくり」につきまして、4月からの事業の進捗状況並びに今議会に補正予算として上程した内容も含め、「所信表明」とさせていただきます。この「輝く元気な町づくり」は、1期目からの大きな四つの柱から成り立っております。一つ目は産業の活性化による「活力あふれた元気な町」、二つ目として子育て・教育の推進を通じた「人の輝く町」、三つ目は誰もが安心して快適に暮らすことのできる「笑顔の町」、そして四つ目の芸術・文化の香りあふれる「誇れる町」であります。

まず、一つ目の「活力あふれた元気な町」についてであります。町内産業の活性化を図るとともに、新たな産業文化の創出にも取り組んでまいります。特に、工業の町といたしましてテクノセンターを中心とした企業支援を一層強化してまいりたいと考えております。

先週末6月6日土曜日には、新たな産・学・官の連携として、他の大学と異なった独特の大学運営を目標とし、「教育付加価値日本一」を目指している、石川県の金沢工業大学と町及び

テクノセンター、テクノハート坂城協同組合において、次代を担う人材育成・人材確保と地域産業の活性化を目的とした連携協定を締結いたしました。金沢工業大学と町内企業による共同研究開発を促進するとともに、学生の町内企業への就職にもつながることを期待しております。

さて、町内の経済状況につきましては、私が1期目の町長に就任した当時、最悪の状況でありましたが、先月実施した町内の主な製造業20社の経済状況調査では、生産量において6期連続の増加となるなど回復傾向にあります。

また、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して、より一層の地域活性化と消費拡大を促進するために、町商工会を通じ「坂城町プレミアム付商品券」を7月1日から発売いたします。この商品券は、1セット1万円で1万2千円分の商品券を購入いただけます。1セットにつき2千円分20%のプレミアムとなっており、お一人、最高10セットまで購入できます。なお、18歳以下のお子さんのおられる世帯においては、1セット5千円で7千円分と、40%のプレミアムがつく商品券を1世帯2セット、これ1万円ですね、まで購入できる引換券を前もって送付いたします。

販売につきましては、混雑が予想されることから、販売初日の7月1日、これは水曜日ですが、から5日間、日曜日までは、午前9時から午後5時まで、文化センターにおいて、1日の販売額を限定しての販売とし、残った場合は、6日以降町商工会で販売するという予定になっております。この商品券は、町内のほとんどの店舗で利用でき、リフォームなどにも使用できるようになっており、今年の12月31日まで利用ができます。町民の皆様には、この機会にぜひご利用いただき、地域活性化につなげていただきたいと思います。

さて、坂城スマートタウン構想事業、ワイナリー形成事業と6次産業化の取り組みは、町の特徴的な事業であり、引き続き推進してまいります。

坂城スマートタウン構想事業につきましては、これまで、スマート工業団地構築に向けた調査・研究のほか、クールシェアによる地域での効率的な電力利用の促進、住宅用太陽光発電設備導入に対する助成を行ってまいりました。今後も引き続き、スマートタウン実現に向け産・学・官・民の連携による推進を図りたいと考えております。また、7月からは、この事業の一環として、各家庭におけるエネルギーの効率化を推進するため、住宅用スマートエネルギー設備の導入補助金として、従来の太陽光発電設備に加え、リチウムイオン蓄電池システムやエネルギー管理システムの導入に対する助成を開始したいと考えております。

また、ワイナリー形成事業につきましては、5月8日に、当町を含む上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町の8市町村で千曲川ワインバレー構造改革特別区域の申請を行う調印式が行われました。当町としましては、平成25年11月にワイン特区の認定を受けておりますが、広域特区とすることで、ワイン産地としての知名度の向上や原材料供給の安定化が図られることになり、さらに、ワイン産業の振興や雇用の創出、観光などにも期待が

寄せられます。また、5月30日土曜日には、坂城産巨峰100%のスパークリングワインのお披露目をばら祭り開会式で行ったところ、昨年に引き続き、大変好評でありました。

試験圃場で栽培を進めている6品種のうち3品種について、いよいよ一定量の収穫が見込まれます。試験的ではありますが、初めてワインぶどうを醸造する段階となり、坂城産ワインが香り、色、味わいともにすぐれたものになるのではないかというふうに期待をしているところであります。この試験醸造やそのできばえを評価いただく経費、今後のさかきワイナリー形成に係るビジネスデザインを描く費用などについて、予算を計上いたしたところであり、町の独自性を出した当町のワイナリー形成を進めてまいります。

また、農業の活性化も重要な課題であります。TPP交渉など我が国の農業を取り巻く環境が大きく変化する中、国会においては現在、農協法や農業委員会法など農業に関する多くの法律を抜本的に見直す改正案が審議されており、農業政策の大きな転機を迎えております。

ちくま農協を含む北信地方5農協による組織再編という報道もございました。当町におきましては、39年ぶりに農業委員会委員選挙の投票が実施されるなど、これからの農業に対する関心の高まりを感じております。町といたしましても、農地集積など国の新たな農業・農村政策に合わせた取組みを積極的に進めていく時期と考えております。

国の農業政策の一つである「多面的機能支払交付金」事業につきましては、これまでの3団体に加え、新たに上五明地区・北日名丸山地区において組織活動が開始されることとなり、また、南条・中之条農業資源維持向上管理機構には、入横尾地区、金井の大丸田及び前原地区が加わることになりました。この関連予算を計上させていただいております。農地には、農業のみならず、水源の涵養や自然環境の保全などの多面的な機能があり、農地を維持していく活動に対して、町としてもサポートしてまいります。

さて、松くい虫被害防除対策につきましては、1期目から重要課題の一つとして取り組んでまいりました。平成23年度には、3回にわたる「松くい虫防除対策会議」を開催し、専門家の意見もお聞きする中で、今後の防除対策の指針を示していただきました。町は、この指針に基づき、空中散布を実施する場合は県の方針に沿って、指導を受けながら実施することとし、住民の健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化に努め、4年ぶりに空中散布を再開したところであります。

また、県の補助事業も取り入れ、伐倒駆除を中心に、無人ヘリコプターによる地上散布や松への薬剤の樹幹注入を行うとともに、県の治山事業を活用した樹種転換の推進のほか、町においても、松くい虫被害の最終段階となった枯損木の伐倒処理や、地域住民と共同して行う松の植樹の実施など、総合的な防除対策に取り組んでおります。

なお、今年度の空中散布につきましては、6月16日火曜日を予定しております。苧屋原地区東側の山間部の松林においては、急峻なため伐倒駆除ができず、かつ、人家に近いため空中

散布が実施できないことから、地元住民の皆様のご要望に応え、昨年につき、無人ヘリコプターによる地上散布を実施いたします。無人ヘリコプターによる地上散布は、県の防除基準に基づき、2回の散布が必要なため、1回目は、空中散布と同日の6月16日、2回目は、その1カ月後の7月14日火曜日を予定しております。なお、今までの薬剤散布による防除対策の効果につきましては、現在、検証中であり、引き続き県と共同で定点観測による調査や枯損木調査を行ってまいります。

続きまして、二つ目のテーマである「人の輝く町」についてであります。

子育て・教育環境の整備に努め、次代を担う人材の育成・支援を図ってまいります。

昨年度からの継続事業であります、南条小学校建設事業につきましては、工程どおり着々と工事を進めております。北普通教室棟及び管理・特別教室棟は、屋根工事がほぼ終了し、外装、内装工事を行い、南普通教室棟は、屋根工事に着手しており、音楽堂につきましては、外装工事に入り屋根鉄骨の工事中であります。子供たちの安全確保を図るとともに、近隣住民の皆さんのご理解・ご協力をいただく中で、新校舎への8月末の引っ越しを目指し、鋭意工事を進めているところであります。

さて、小学校の体育館の耐震対策につきましては、現在、吊り天井の落下防止対策を実施するため、設計業者に委託し落下防止工事にかかわる設計を進めております。今議会に、工事経費を予算計上いたしました。基本的には、夏休み期間を挟んで施工できるよう対策を予定しており、なお、南条小学校については、建設の進捗状況、学校行事や授業計画を勘案する中で対応してまいります。子供たちの安心・安全はもとより、各地域の第2次避難所となる施設の整備がなされます。また、この工事により、小学校の耐震整備は完了となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、今年度から総合教育会議の設置や教育大綱を策定するなど、教育委員会制度が変わりました。総合教育会議につきましては、首長が設置し、教育大綱につきましても、首長が策定するというところから、総合教育会議を6月4日木曜日に開催いたしました。第1回目の会議であるということから、教育委員会制度の改正と役割、教育大綱にかかわるスケジュールなどを協議いたしました。教育大綱については、当町の教育の振興に関する施策を大綱として策定するものですが、今年度、見直しを行う町の総合計画との整合を図り、教育委員の皆さんと協議・調整を行いながら、当町の教育の方向性を定められるよう大綱策定を進めてまいります。

昨今の教育現場においては、教師が児童生徒と向き合う時間が少ないなどということが課題となっております。その一つの対応策といたしまして、小中学校の教師全員にパソコンが配置されているということから、これを活用し、グループウェア（Group ware）と校務支援システムの導入のための経費を計上いたしました。グループウェアの導入により、会議の回数が減ったり、会議時間の短縮化、校務支援システムの導入では、生活指導等学校事務の効

率化が図られます。このシステム導入により児童生徒との向き合う時間が増え、個々のニーズに応じた教育が充実できるのではないかと期待をしているところであります。

また、平成25年度から、坂城町独自で教育コーディネーターを配置し、就学相談や教育相談事業を実施してまいりましたが、今年度からは教育・心理カウンセラーも配置し、小中学校一貫の教育相談業務を行い、不登校対策の強化を図っているところであります。個々のケース会議や家庭訪問等を積極的に行っておりますが、今後は、子育て支援センターや児童相談所などとも連携を図る中で、支援体制の整備・確立を推進してまいります。

さて、中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流事業につきましては、5月14日から17日まで、交流団16名、これは児童12名と引率者4名が当町を訪れ、町内の児童生徒の家庭にホームステイをしながら、小中学校での教育・文化交流事業などを行いました。また、今回は、この事業を広く町民の皆さんにも知っていただくために、5月17日に文化センターで開催されました「春のスポーツ大会」の開会式に交流団の紹介も行いました。この教育交流事業を通じて、坂城町の子供たちが豊かな国際感覚が身についていくことを期待しているところであります。

また、グローバル化に対応した教育環境の整備を図るため、昨年度から中学校に加え、小学校にも外国語指導講師（ALT）を配置いたしました。今年度から小学校にさらに1名の外国語指導講師を増員し、3名体制といたしました。現在、各小学校の低学年から外国語に触れる機会が増えるよう、3小学校を均等に訪問できるローテーションを組んで、指導を進めており、低学年では英語への興味や関心を養えるよう、挨拶、色、数字や自分の好きなものなど、子供たちの身近な英語を取り入れ、また、週1回訪問している保育園では、園児が外国人講師と、歌を歌ったり、踊ったり、楽しみながら英語に触れており、これからの国際社会に対応できる子供たちの英語コミュニケーション能力の向上を図っているところであります。

また将来、坂城町を支え、特に多感な時期にある高校生を対象としたタイ国への海外研修につきましては、来年、春休みでの実施を計画するため予算計上いたしました。町内在住の高校生を対象に、タイ国で活躍する町内企業の視察、現地学生との交流、タイ国の歴史・文化など、異文化体験を通じて国際理解や国際感覚を養い、坂城町・日本を再認識するとともに、進学を含めた将来展望を考える機会にすべく準備を進めてまいります。将来的には、タイ国と坂城町との相互交流ができるよう、期待が膨らむ事業展開を図りたいと考えております。

障害のある子供のおられる家庭につきましては、一層の経済的負担の軽減を図るため、障害者手帳を持たれる高校生以下の福祉医療費について、支給要件を緩和し、扶養義務者の所得制限を廃止する条例の改正案を上程いたしております。

さらに、少子化対策の一環として、町社会福祉協議会で実施している結婚相談事業につきましては、町からの支援を拡充する中で登録会員の増加を目標にした、町内企業従業員向けのP

Rパンフレットを新たに作成するとともに、昨年度から坂城町単独で実施している婚活イベントについても計画し、参加費軽減等の支援により、一層の充実に取り組んでまいります。

さて、町への移住・定住の促進のための空き家バンク事業につきましては、この3月に長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と実施協定を締結し、4月から町のホームページを使って、空き家バンクをスタートさせたところであります。利用状況につきましては、現在、宅建協会から紹介された空き家物件5件をホームページに掲載し、3名の方が利用登録をされております。また、4月に固定資産税の納付書に空き家バンク開設の通知を同封いたしましたところ、問い合わせが県内外から10件ほどあり、現在、建物調査等を実施しております。今後、順次ホームページに登録するとともに、空き家の利用登録者の増加に向けて、移住定住希望者の皆さんに情報提供等を進めてまいります。

さて、三つ目のテーマは「笑顔の町」であります。

誰もが安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化の推進、ハンディのある方へのサポート、福祉施策の充実、交通網、上下水道等生活基盤の整備を図ってまいります。

バリアフリー化事業につきましては、昨年度竣工いたしました坂城駅エレベーターをバリアフリーの象徴として、同駅周辺からグリーンベルトなどを順次進めております。今年度は、坂城駅から坂城高校へ通じる道路のうち、歩道がなく見通しが悪い田町地区の改良工事に着手してまいります。これに伴う用地取得にかかわる経費を計上しております。

また、循環バスにつきましては、昨年度、運行している2台のうち1台をバリアフリー車両に更新し、利用者からも大変喜ばれておりますので、残りの1台につきましても、補助ステップ、乗降合図装置、音声案内装置等を装備した車両へ更新するための、関連予算を計上しております。高齢者・障害者の皆さんを初め利用者の利便性・安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、公共施設のバリアフリー化も順次進めております。保健センターでは、多目的トイレをオストメイトに対応したトイレに改修いたしました。町内の公共施設では、「老人福祉センター夢の湯」と2カ所が利用いただけるようになりました。

次に、福祉・健康づくり施策について申し上げます。

国民健康保険の税率につきましては、先月26日に開催されました、「国民健康保険運営協議会」にお諮りし、今年度につきましては、「税率の改定は行わず、据え置く」という答申をいただきました。国民健康保険事業の運営につきましては、医療費が年々増加傾向にあり、引き続き、非常に厳しい状況にあります。平成26年度の1人当たりの医療費は、速報値であります35万9,870円となり、県内77市町村中11位で、25年度の8位から改善しております。1人当たりの医療費で比較いたしますとマイナス3,280円といった状況になっております。今後も、特定健診等各種健康診査を実施し、病気などの早期発見・早期治療

に努め、加入者の健康管理や医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、医療費の抑制にもつながる健康増進事業につきましては、「健康寿命の延伸」に向け、「がん検診」及び「特定健診」の正しい知識と健診の重要性についての啓発を行い、受診率の向上を図り生活習慣病の予防と疾病の早期発見に努めているところであります。特に、「乳がん」と「子宮がん」につきましては、がんの早期発見と定期的な検診の受診の習慣化を目的に、「女性特有のがん検診事業」として、特定の年齢の女性の方に無料クーポン券を配布するなど事業を実施してまいります。

介護保険につきましては、保険料の段階を6段階から11段階に細分化し、年金所得者に配慮した保険料の段階とするなど第6期事業計画を27年度から3カ年計画でスタートさせましたが、本年4月、国において、低所得者の保険料についての軽減制度が示され、当町におきましても実施したいと考え、必要な措置をとるための条例の改正案と予算を上程いたしました。

また、地域包括支援センターにつきましては、高齢者の増加に伴い、専門的な知識・技術が必要とされる相談が増加しており、これに対応できる体制強化のため、4月から社会福祉士1名を増員し4名体制とし、高齢者のワンストップ相談窓口として、その機能強化を図っております。また、上平のふれあいセンターにつきましては、介護予防のためストレッチ・ヨガ教室やミニデイサービスなどの各種事業を実施しておりますが、夏場の事業が暑さのため困難な状況であるということで、そこで、エアコンを設置する予算を計上し、今後、年間を通じての事業の実施や、新規の地域支援グループやミニデイグループ活動を展開し、あわせて、クールスポットとしての活用も図ってまいりたいと考えております。

また、生活基盤の整備につきましては、国道18号バイパスなど町の将来像にかかわる大きな事業がございます。国・県と協力し、これらの早期完成に努めてまいります。坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては、昨年、境界立ち会いを実施した小網・網掛地区の用地買収に入っております。それに先駆け、今月5日に関係区長さんにお集まりをいただき、今年度の事業の進め方について打ち合わせを行いました。今後、国道事務所におきまして、地権者の皆さんに土地・建物の物件調書の内容の確認及び個別相談、その後、補償金額の提示をし、売買契約に向けて協議を進めてまいります。

また、道路・橋梁の修繕・長寿命化も課題となっております。道路舗装修繕事業につきましては、昨年度実施いたしました、町内33路線約33.5kmの道路舗装の状況を調査した「道路ストック総点検」の結果を踏まえ、今年度から順次、修繕を実施する予定であり、鼠橋通りの町道A05号線180m間及び、上平出浦の町道B033号線270m間の、舗装修繕工事に着手する予算を計上いたしました。

また、橋梁修繕事業につきましては、25年度から年次計画により順次修繕を実施しております。今年度は、昭和橋の国道側からのアーチ、一連分について、現在の舗装を取り除き、橋

の床版補強修繕工事を行い、また、南条旧道の谷川にかかる金井橋の修繕工事、加えて、産経大橋の詳細調査と修繕工事の設計を実施する予算を計上いたしました。

また、通院、通勤、通学等で長野県道路公社の有料道路、これは三才山トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネルを日常的に利用される町民の皆様の負担軽減を図るため、「長野県有料道路通行料金負担軽減事業」に参画し、利用時間により、通常の購入価格の5割引きで通行券をご購入いただけるための予算を計上いたしました。

公共下水道事業につきましては、昨年度、南条の国道18号を横断し、国道東側までの幹線が通じたので、今年度から本格的に金井地区の面整備を開始いたします。整備区域は、南条小学校北側の旧道から産業道路までを予定しております。また、新地、鼠地区におきましては、詳細な実施設計測量を進め、今年度中に終了させる予定であります。また、今年度の村上地区の整備区域は上平島地区、出浦沢川南側の区域を予定しております。

地域の安心・安全を守る消防団が管理する機械器具につきましては、順次更新を行っておりますが、今年度につきましては、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業が決定いたしましたので、上平地区を担当する第11分団の小型動力ポンプを更新する予算を計上いたしました。

また、要支援援護者等の医療情報を緊急時に伝達する「緊急医療情報キット」につきましては、行政協力員の皆様方にご協力をいただき、昨年度は12区、2,200個を配布いたしました。今年度は、重複区も含め、17区から1,900個の要望があり、購入費用を予算に計上いたしました。これにより、約7割の家庭に配布できるようになります。緊急時には、迅速に情報伝達できる手段として有効であることから、引き続き設置が進むよう、行政協力員さんや民生委員さんの協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

さて、長野広域連合が計画しておりますA施設、いわゆる長野市に設置される焼却施設の建設に向けて、近々に展開が見られそうではありますが、いずれにしましても、千曲市に建設されるB施設の、ごみ焼却施設が稼動するまでの間、葛尾組合焼却施設の延命化と広域連合のごみ量割による負担金削減のため、ごみの減量化・資源化に一層努めてまいります。これまで各区の清掃活動や公共施設等から排出される草については、葛尾組合で焼却しておりましたが、今年度から、草に加え剪定枝等についても民間のリサイクル施設に搬入し、堆肥化・チップ化を行い、その一部をバラ公園等の公共施設で活用するなど、資源のリサイクル化も図ってまいります。

さて、最後の四つ目の「誇れる町」は、芸術・文化による町づくりであります。

伝統芸能、文化の保存を支援するとともに、芸術、スポーツの振興にも力を入れたいと考えております。

先月30日土曜日から開催しております「第10回ばら祭り」につきましては、今年は気温

が高いため、開花が例年よりも進んでおり、初日から多くのお客様でにぎわっている状況であります。見事なバラを咲かせるためにご尽力いただいております「薔薇人の会」の皆さんには、ボランティアとして、日ごろより「さかき千曲川バラ公園」の管理や、「ばら祭り実行委員会」の中心として、ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。昨日現在の入場者数は、昨年同時期に比べますと2割増しのお客さんが見えているということであり

ます。

30日の開会式には、国・県等の関係の皆さんに加え、「バラの街づくり」を進める千葉県市川市からも来賓として、同市の「水と緑の部 田村次長」さんにご臨席をいただき、市川市長からのメッセージを披露していただくとともに、市のオリジナルのばら「ローズいちかわ」を贈っていただきました。市川市は、ドイツのローゼンハイム市とパートナーシティの締結をしており、このローゼンハイム市は、市の中心を「イン川」という千曲川にまことによく似た川が流れ、くしくも坂城町と地形がよく似ており、今後「バラ」という共通点を通じて、市川市、さらには、ローゼンハイム市との交流についても検討したいと考えております。ローゼンハイムというのはバラの住みか、バラの街という意味でもあります。

多くの方にご利用をいただいている「びんぐしの里公園」の改修につきましては、音楽や芸能などさまざまなイベントを開催できるよう、国の補助事業を活用し、今年度より屋外ステージの建設に着手するための予算を計上いたしました。来年度以降も順次整備を進め、屋根やトイレなどを備えてまいりたいと考えております。今後も、坂城町の中心的な公園として、子供たちからお年寄りまで、多くの皆さんに親しんでいただける公園を目指してまいります。

以上、四つのテーマについて各事業の概況も交えながら、述べさせていただきました。

今後、これらの四つのテーマに沿って、さらなる施策展開を組み立ててまいります。今年度は、坂城町第5次長期総合計画で定められた10カ年の計画期間の折り返しの年度であり、後期5カ年計画の策定の年でもあります。この、後期5カ年計画は、また、実施計画を通じて、今後の展望をお示しできるものと考えております。長期総合計画「人がともに輝くものづくりのまち」を軸にしつつ、「輝く元気な町づくり」のカラーを反映したいと考えております。

また、「地方創生」事業につきましても積極的に取り組んでまいります。

坂城町版「地方創生総合戦略」につきましては、現在、策定作業を進めておりますので、今後、お示ししたいと考えております。なお、先ほど申し上げました事業の中では、プレミアム商品券の発行、住宅用スマートエネルギー設備の導入補助、さかきワイナリー形成事業などを地方創生事業の一環としても位置付けております。

幾つか補正予算の概要についても触れましたが、今議会に計上いたしました補正予算の総額は、2億3,226万円であります。平成27年度の一般会計当初予算は、統一地方選挙の年でありましたので、制度によるもの、あるいは南条小学校建設事業などの継続事業が中心の骨

格予算でありました。この骨格予算に今回の補正予算を加えた歳入歳出の予算の総額は、71億4,226万円となり、過去最大の予算規模となったところであります。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が2件、条例の一部改正が3件、平成27年度の一般会計補正予算・介護保険特別会計補正予算の計7件であります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、所信表明、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（塚田君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度坂城町一般会計予算及び平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社及び公益財団法人さかきテクノセンターに係る平成27年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、ご報告いたします。

議長（塚田君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの2件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、まず日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」申し上げます。

本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります三橋玲子氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力をいただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものでございます。

三橋さんは、金子会計事務所に勤務された後、現在は有限会社第一水処理取締役として同社に勤務されております。また、平成15年から平成23年まで坂城町生涯学習推進協議会委員、平成19年から平成26年度まで坂城町国民健康保険運営協議会委員としてご尽力をいただき

ました。経験豊富で人格、見識ともにすぐれ、地域の信望も厚く職務を公正に行う方にふさわしい方でございます。

続きまして、日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由をご説明申し上げます。

本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります。関口文昭氏にかわり、新たに小林晴茂氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものでございます。

関口さんには2期6年の長きにわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。また小林さんは、長野県中条高等学校卒業後、昭和44年4月に長野県に入庁、長野地方事務所、県庁総務部、上田新幹線事務所、長野県監査委員事務局等を歴任し、平成17年4月からは長野県教育委員会の副参事として諏訪実業高等学校、野沢北高等学校の事務長を務められ、平成22年3月に退職されました。人格、識見、見識高く、地域の信望も厚く職務を公正に行うにふさわしい方でございます。以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分)

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

議長（塚田君） 日程第7「議案第30号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」から日程第11「議案第34号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」までの5件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第30号から34号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第30号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明

申し上げます。

本案は、長野県の福祉医療費給付事業補助金の受給対象者の範囲が拡大されたことを踏まえ、医療費の自己負担分について給付を行っている町福祉医療費支給対象者のうち、障害者について出生の日から満18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者、これは高校生までですね、に対する所得要件を撤廃し、障害者支援を推進するものでございます。

次に、議案第31号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法が改正され、坂城町国民健康保険条例において引用しております条項に、ずれが生じたため、必要な改正を行うものであります。

具体的には、条例第8条において、特定健診等の根拠法として引用しております、国民健康保険法「第72条の4」が「第72条の5」に繰り下がったことにより、条ずれによる改正を行うものでございます。

次に、議案第32号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、低所得者に対する介護保険料の軽減制度の実施にかかわる第1号被保険者の保険料の改定に関する改正でございます。

高齢者人口の増加に伴い、介護給付の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、国において公費を投入して、所得の少ない方の保険料を軽減する仕組みが設けられ、その軽減額については、国の定める範囲内で市町村が定めることとされました。

これを受けて、町では国の定める範囲の上限を軽減額として設定し、対象となる介護保険料第1段階に該当する方の平成27年度から29年度の保険料について、年額3万円から2万7千円といたすものでございます。

次に、議案第33号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,226万円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億4,226万円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、学校施設環境改善交付金や公園長寿命化対策支援事業などの国庫支出金4,936万5千円、多面的機能支払交付金や地籍調査事業補助金などの県支出金986万3千円、A01号線道路改良事業にかかわる土地売却収入1,051万9千円、財政調整基金ほか基金からの繰入金9,804万3千円、小学校体育館の天井改修などにかかわる町債5,520万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、公有資産台帳整備委託料850万円、高校生のタイ国研修事業200万円、湯さん館等の源泉ポンプ改修632万2千円、さかきワイナリー形成

事業100万円、A01号線道路改良事業にかかわる用地代等1,418万6千円、町道の舗装修繕事業2,735万円、びんぐしの里公園長寿命化対策にかかわる施設改修等2,420万円、中心市街地のバリアフリー化にかかわる用地代等750万円、小学校体育館の天井改修工事5,600万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

また、平成30年度の次期固定資産評価替に向けた関連業務を今年度から平成29年度まで行うための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜るようお願い申し上げます。

最後に、議案第34号「平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、所得の少ない所得段階第1段階の方の介護保険料について、公費の補填により保険料を減額することに伴い、歳入予算の組みかえを行うものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきまして、介護保険料144万円を減額し、一般会計繰入金144万円を増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9日から6月14日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、明日9日から6月14日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月15日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時04分）

6月15日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田陽一君
建 設 課 長	青木知之君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田よし子君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関貞巳君
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
総 務 係 長	伊達博巳君
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	伊達博巳君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹内祐一君
企 画 調 整 係 長	竹内祐一君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎金一君
議 会 書 記	小宮山和美君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 地方創生についてほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (2) 支え合う地域福祉についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) 「あいさつの町さかき」についてほか | 柳沢 収 議員 |
| (4) 再び戦争する国にさせないためにほか | 塩入 弘文 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から17日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 質問者はお手元に配付したとおり12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に3番 朝倉国勝君の質問を許します。

3番（朝倉君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、新人の私が6月議会のトップバッターとして一般質問という形となりました。初めての経験のために失礼なことが発生することではないかと心配しておりますが、関係各位の皆様のご指導をいただき無事務めさせていただき所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、山村町長、2期目の当選まことにおめでとうございます。決意も新たに町政の発展に向かって諸施策の展開に思慮されていることと推察を申し上げます。1期目の実績をもとに、輝く元気な町づくりの実現のためにご尽力をお願い申し上げる次第でございます。また、宮下副町長におかれましても2期目のご就任おめでとうございます。町を取り巻く環境も大きく変化をし課題も山積していると思っておりますが、町長ともども坂城らしさの誇れるまちづくりに大いにご活躍をご祈念申し上げます。

さて私、このたび統一地方選におきまして上平を元気にする会の推薦をいただき、町政に参加をさせていただく形となりました。初めての経験の事柄が多く戸惑うことばかりであります。町の理事者の皆さん、職員の皆様、先輩議員のご指導をいただき、若干なりとも町の発展に貢献できますよう、皆様とともども一緒に汗をかきながら努力をいたす所存でございます。何とぞ重ねてよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今から12年前に上平を元気にする会が創設されまして、定年を迎えた私も先輩の皆様にお誘いをいただき参加をいたしました。当時、少子高齢化時代の到来を予測し、住んでいるふるさとが疲弊しないような手だてを今からやらないと大変なことになるという思いから、自分たちでできることを実行する、住んでよかった、住むことに誇りの持てるまちづくりを会のキャッチフレーズとして全員が共有し、地域の活性化に取り組んでまいりました。おかげさまで、現在は所期の目標をほぼ達成できたのではないかと自己評価をしているところでございます。私もこのような経験を踏まえ向こう4年間、住んでよかった・住むことに誇りの持てるまちづくりを議員活動のモットーとして頑張っていきたいと考えておるところでございます。

私が、最初の質問をした地方創生については、取り巻く環境及び考え方が上平を元気にする会の創設と極めて類似をしていることから、そしてまた自分たちが住まいする町の発展のためには、みずから汗をかいて行動をすることが重要だと考えることから若干時間をいただきお話をさせていただきました。これより本題の質問に入ります。

日本の経済も長いデフレ基調と円高基調から政権の交代により国の政策転換の中で実力相応な為替レートの実現が進みました。そしてようやく成長できる経済が見える形で進行しております。大変ありがたい状況と理解をしている1人でございます。この好転している経済をベースにもう一度全国の市町村を活性化すべく、地方創生の名のもとにそれぞれの地域で活性化、いわゆる成長戦略の策定の機会が与えられました。この機会を最大限私も享受して、中長期にわたる坂城らしさ、他市町村にまねのできない成長戦略の立案と実行が重要と考えております。

そこで、坂城町として地方創生に対して、どのような方針をもとに展開されるのか、町長の2期目の所信表明で打ち出された重点施策と重なることがあるかもしれませんが、あわせてその点をお伺いしたいと考えます。また、担当課には企画立案に際して計画する概要、項目等展開に当たっての意見の集約の方法、さらに推進日程についてどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

町長（山村君） おはようございます。冒頭、朝倉議員から私並びに副町長に対する激励の言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。では、私から今お話ありましたように地方創生についてのイ町としてどの様な考えにもとづき展開を図るのかにつきまして、基本的な考え方を述べさせていただきます。内容につきましては担当課長からご説明申し上げます。

昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行され、平成27年度から5カ年で取り組む人口減少対策の具体策や達成目標を盛り込んだ総合戦略の策定が規定されました。地方における人口流出は、地域経済の縮小という悪循環が懸念され、地域経済を活性化することで日本経済も勢いついていくものと考えております。

国の持続的な経済成長に向けて打ち出された大胆な金融政策、機動的な財政施策、規制緩和による成長戦略といった3本の矢の効果が、坂城町の産業界には確実な好循環をもたらしているところであります。国の総合戦略は基本目標として地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するを掲げており、町の総合戦略においても、国や県の総合戦略を勘案し策定することになります。そういった中での坂城町総合戦略は、町の独自性を生かしながら地域経済のさらなる発展に結びつけていかれるものとして坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をする予定となっております。

坂城町総合戦略は、まち・ひと・しごとの創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としましては、しごとづくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりにかかわる各分野を幅広くカバーすることとし、しごとづくりは、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であります。また、平成27年度は町の第5次長期総合計画後期基本計画の策定も予定しているところであります。策定期間や計画期間が重なることから上位計画である総合計画と総合戦略を一体的なものとして策定していきたいと考えているところであります。

今議会の招集挨拶でもお話させていただきましたが、「活力あふれた元気な町」、「人の輝く町」、「笑顔の町」、「誇れる町」の四つのテーマに沿って施策展開を組み立ててまいります。坂城町総合戦略につきましては、スマートタウン構想、さかきワイナリー形成事業、新しいコミュニケーションシステム構築の3本を主軸にまとめてまいりたいと考えております。

まず、スマートタウン構想についてであります。スマート工業団地構築に向けた調査研究のほか、クールシェア・ウォームシェアによる地域の効率的な電力利用の促進、太陽光や蓄電池等の住宅用スマートエネルギー設備導入に対する助成などを行い、持続可能なエネルギーへの転換や利活用について促進するものであります。地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを複合的に組み合わせ、無理・無駄のないビジネススタイルやライフスタイルの構築を目指すものであります。

次に、さかきワイナリー形成事業であります。現在、品種適性を実施するために試験圃場にてワインブドウ栽培を行っております。今年で3年目を迎え、いよいよ初収穫ができる見込みとなっております。醸造されるワインが高評価となることを期待しているところであります。

し、今後は栽培から醸造、そして販売の6次産業化のビジネスデザインを作成していきたいと考えているところであります。

また、新しいコミュニケーションシステムの構築についてであります。今年1月には有線放送電話の更新だけでなく、さまざまコミュニケーションのあり方について、庁内職員の潜在的な意見を引き出し、夢のあるネットワークづくりの構想をビジョンマップとしてまとめるためワークショップを実施いたしました。この作業で「つながる坂城町」というキーワードが際立ったところであり、有線放送電話の更新も含め様々な世代間やエリアを網羅できる仕組みを取り入れたいと考えております。IOT、いわゆるインターネット・オブ・シングス、物と物をインターネットでつなぐということですが、こういったことも視野に入れてできる限りの可能性を追求する中で、緊急的に必要とされるものから早急に整備を進めていきたいと考えております。その他事業を加え、長期総合計画、「人がともに輝くものづくりのまち」を軸に、「輝く元気な町づくり」のカラーを反映したいと考えております。

また、計画の概要、項目、意見集約方法及び日程につきましては、担当課長より答弁いたします。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生につきまして、イ、町としてどのような考えにもとづき展開を図るのかのうち計画の概要、項目、意見集約方法、日程についてお答え申し上げます。

まず、計画の概要であります。坂城町人口ビジョンと坂城町総合戦略により策定を進めてまいります。

坂城町人口ビジョンにつきましては、当町における人口の現状分析と将来の展望を示す計画であり、人口構造や人口動向等の特性などを分析する人口動向分析、将来人口の推計と分析、人口変化が地域の将来に与える影響の分析と考察を行いまして、将来展望に必要な調査分析や目指すべき将来の方向及び展望を整理して人口の将来展望を示すこととしております。

坂城町総合戦略につきましては、長期総合計画、後期計画と整合を図る中で本町の特性と課題を抽出し、数値目標やKPIと呼ばれる重要業績評価指数を設定する中でまとめていきたいと考えているところでございます。

先ほど、町長から主要な3項目についての答弁がございましたが、その他事業としまして若者・子育て世代応援プロジェクト、町内企業による合同企業説明会などの若者と地元企業のマッチング、あるいは新製品開発やブランド創出に係る新たな価値創造、展示会や商談会への出展支援を行う販路開拓、受注拡大の強化といった事業項目を予定し、一部は先行型ということで本年度から取り組みを行っているものもございます。

計画策定に当たりましては、上位計画である町総合計画の審議会メンバーとの調整を図りながら住民代表や国、県などの行政機関を初め産業、教育、金融など幅広い各界、各層の声を伺いながら方針や具体案について検討をいただく予定となっております。また、役場内におきま

しても坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を組織し、庁内各課の連携をより密にして取り組める体制整備を図り、計画策定に取り組んでまいりたいと存じます。

策定スケジュールといたしましては、まず人口の現状分析と町の現状と課題の整理・把握を行い、人口の将来展望、施策・事業案の検討、目標・検証方法等の検討を進めていく中で本年秋を目途に坂城町総合戦略素案の作成を目指してまいります。その後、住民代表及び各界の皆さんのご意見や地域説明会、パブリックコメント等を計画し意見集約する中で、本年度策定予定の上位計画である第5次長期総合計画後期基本計画にあわせて平成27年度中の策定を予定しております。日程的には非常に短期間での作業となりますが、多くの皆さんにかかわっていただき、まち・ひと・しごとなど町全体がつながりを持った計画策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

3番（朝倉君） 2回目の質問に入ります。地方創生に関する町としての取り組み姿勢について、おおむねご丁寧な説明をいただきまして理解をいたしたところでございますが、私ども企業活動の中でも計画を立案するときには、ベンチマークの設定が非常に重要と考えております。ベンチマークについて、どのような考え方で取り組まれるかお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 2回目の質問でございます。ベンチマークの設定という部分でございます。これまでの当町の課題という部分をまず把握することが必要というようなことと考えております。そういった中で、反省すべきところを反省する中で、今後の施策展開という部分を目標と掲げまして、その後、先ほど若干申しましたけれども、重要業績指数というような部分、こういった部分を設定する中で、坂城町の総合戦略という部分につきまして定めていきたいと、このような考え方を持っているところでございます。

3番（朝倉君） 3番目の質問に入ります。6月12日の地元紙、信濃毎日新聞の記事につきまして1面トップで地方創生についてということで、長野県の市町村の状況について記事が掲載されておりました。その中でちょっと気になる坂城町の位置づけが載っておりまして、今までお聞きしておりますと、大変力強いご回答をいただいているので不安はないんですけども、この記事を一読すると、国の交付金の規模とか、使える分野が不明だとか、あるいは策定に当たっての人が足りないというふうな、どうもご回答と逆なような回答がありまして、私は新聞は社会の公器という位置づけをしておりますので、ちょっと大丈夫かなという心配をしておりますが、その辺、町のご見解をちょっとお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 新聞報道に伴いますご質問でございます。アンケート調査という部分で信濃毎日新聞というようなところからヒアリングがされた状況でございます。その中で当町におきまして心配をしていたという部分が、国の事業計画が交付金の対象になるのかどうかというところで若干心配をしたというところでございます。

一方で、本年度計画しております事業計画につきましては、既に内閣府のほうと調整をとる

中で事業計画を組み立てておりますので、そういった部分では余り心配はしていないんですけども、次年度以降立てていく計画がこういった部分が交付金対象になるのかという部分が、今のところ余りまだちょっと明らかになっていない、26年度繰越の本年度取り組んでおります27年度事業につきましては、おおむね調整ができていますが、次年度以降の部分がかなか見えてきていないという部分で、若干心配をしたというような状況でございます。

それから、人という部分につきましては当面大丈夫なのかなというところでございます、心配していたのは時間が相当限られるというような状況の中で、やや不安が残るといったようなちょっと回答をしたところでございます。ただ、先ほど答弁申し上げましたけれども、議会明けから策定作業を努めてまいりまして、秋口を目標に素案の策定、それから27年度中に計画策定に取り組んでまいると、このような状況になっております。

3番（朝倉君） 町の取り組む考え方について、あるいはまた新聞報道であった心配事もおおむね理解をできました。この計画展開には人口減という潮流の中で、またさらに国の制約等もあり、大変計画立案に当たっては難しい面も多々あると推察いたすところでございますが、坂城町にはものづくりの知恵、気候風土と技術に裏づけられたリンゴ、ブドウ、ねずみ大根、花卉等の特産品、さらに伝統文化、歴史等、地域としての資源が多く存在しております。このような資源を有効に活用するとともに各界の英知を結集できるような体制をつくり上げながら、坂城町の発展のために鋭意努力を期待し、この質問を終了いたしたいと思っております。

それでは、二つ目の防災・減災にかかわる町民に対する広報の現状と対策についてを質問いたします。

地球の温暖化の影響からか想定外という災害が大変増加をしております。坂城町におきましては地理的に恵まれているのが幸いし、今までに大きな災害に遭遇することが少なく、大変ありがたいことと思っております。しかし、油断は禁物であります。いつ何時、気象状況の激変が発生した場合におきましても、町民の安心・安全の確保が大変重要でありまして、行政の基本中の基本と考えているところでございます。

そこで、いざ鎌倉といった事態に際して、町民への広報が短時間に正確に周知できる体制の管理が極めて重要と私は考えます。そこで、町として現状での状況で緊急時の連絡がどのような方法で実施されているかお聞きをしたいと思っております。

また現在、有線放送、地区に設置されている緊急放送設備等についても現状では有線放送の加入率が50%を下回っていると聞きますし、地区に設置されている外部設置のスピーカーの設備では聞こえない等の問題が発生しているとの問題を多く耳にしております。緊急時の周知徹底に問題があると私は捉えております。そこで、このような実情を踏まえ、町においては新しいシステムの検討がされていると聞いております。どのような検討がされているのか、この計画の実行をいつするのか、お聞きをしたい。

また、設備の更新につきましては、早期に実施すべきと考えますが、町の今後の取り組みについてもお聞きしたいと思います。さらに、緊急時の対策本部設置というものは速やかに実施できることが望ましいと思いますが、これに関して職員への連絡網の整備は十分と私は考えておりますが、念のために状況についてお伺いしたいと思います。

また、地域での助け合いマップが整備されてきているところが多いと聞きますけれども、新しいシステムの導入時には、助け合いマップとの連携することができれば、人命の危機も極めて極小化できると認識を私はしております。これらについても計画はないかお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 防災・減災についてのイ. 緊急時に町民への情報の周知徹底の現状は、について答弁申し上げます。

当町は、比較的風水害等が少ない町であります。突発的で局所的な集中豪雨も近年では珍しいものではなくなってきておりますし、昨年2月の記録的な大雪の状況を踏まえましても、有事に備えての啓発対応や的確な情報提供の必要性を感じる中で、安心・安全なまちづくりを支える情報基盤の整備が必要と考えているところでございます。

緊急時における町民の皆さんへの情報提供の方法は、事前登録は不要で有事の際に坂城町内にいる全ての方のNTTドコモ、au、ソフトバンクの大手3社の携帯電話、スマートフォンへの災害情報を配信することができる緊急速報メールの運用が、昨年4月から始まっております。あわせて大規模災害等が発生した際、国から瞬時に情報が配信されるJ-ALERTと呼ばれる全国瞬時警報システムの整備に伴い、事前登録型配信メール、さかきまちすぐメールも昨年12月より運用を開始したところでございます。

さかきまちすぐメールは、町外在住の方や町民の方が町外へ外出の際でも登録をしてあれば、国等からの災害情報や避難情報だけでなく、町からの情報の受信ができるものであります。リアルタイムな不審者情報やイノシシなどの出没情報などといった町行政情報のほか、警察署、消防署からの情報配信を行っております。また、町ホームページによる情報周知につきましても随時行っており、迅速な情報伝達ができる有意義なツールであると考え、リアルタイムな更新を日ごろより心がけているところでございます。

そして、町からのお知らせや暮らしに密着した情報などをお伝えするとともに、有事の際の緊急放送設備を兼ね備えているのが有線放送電話でございます。有線放送の現状につきましては、本年3月末現在で50%を切る加入率となっており、屋外に設置してあります外部スピーカーにつきましては、30カ所の設置となっております。

現在の有線放送電話設備は、約20年が経過し老朽化が進み、補助的要素として屋外での作業時などの周知媒体としての役割を担う外部スピーカーにつきましては距離が離れている、あるいは風の流れによる音の影響といったことから、聞こえにくいというご指摘をいただいでい

るところでございます。ご指摘いただいている課題につきましては、幅広く地域の皆さんのご協力をいただきながら更新までの間、現設備の維持とあわせ改善に努めていくところでございます。

携帯電話、スマートフォン、パソコンなど各種情報機器が普及する中で、有線放送電話とあわせて外部スピーカーによる周知や緊急速報メール及びさかきまちすぐメール、またホームページによる緊急情報告知といった二重、三重の対応をしているところでございます。

昨今、従来の想定が及ばないさまざまな事象が発生する中で、防災のみならず有害獣の出没や安否確認、不審者に対する予防啓発などの犯罪防止等々、町民の皆さんの安心・安全の確保を図るために緊急的な情報が伝わるよう、総合的かつ複合的に情報を周知できる仕組みを整えていくことが必要と考えているところでございます。

次に、ロ．今後の新しいシステムの検討状況と導入の考えはでございますけれども、平成6年度に更新をいたしました有線放送電話は、機械設備的に更新期を迎えている中で、平成23年度の利用者へのアンケート調査や内部検討会により、次期施設のあり方等について検討を進めているところでございます。

有線本部本体の機器の老朽化に加え、現在設置してある有線専用の回線網についても架線の維持管理はもとより、有線柱の更新や個人宅へお願いし設置している有線柱の移転希望も多くなる中で、中部電力やN T T柱への共架への切りかえ対応を進めているところでございます。こういった通信機器や回線網の維持管理経費、そして新たな更新費用等も念頭に、次期の通信環境整備については、現在、坂城町に敷設整備されている上田ケーブルビジョンの回線網の活用もできないか検討を行っております。

新情報システムの仕組みについてであります。今年1月には、有線放送電話の更新だけではなく、さまざまコミュニケーションのあり方について、夢のあるネットワークづくりの構想をビジョンマップとしてまとめるためワークショップを実施いたしました。これは職員が今後こうありたい坂城町の姿を思い描き出した190のアイデアについて、委託業者によってそのアイデアと関連性につながるキーワードや表現を探っていただき、一つの形にまとめたものがございます。26年度末に取りまとめられましたが、その成果を参加者に改めて検討してもらい、再度取りまとめる作業を行っているところであり、それをもとに情報システムや方法論の検討を進めていく予定でございます。

また近年、有線放送から携帯端末等への移動通信へと利用者ニーズの変動が著しく、有線放送電話も加入率が減少傾向といった状況の中で、時代の移り変わりの一つであるインターネットを介した人や物とのつながりといったことも重要な部分と考えているところでございます。

助け合いマップの運用に新しいシステムが連携できないかということでございますが、情報機器やシステムの導入に向けて地域での助け合いマップの活用をお伺いする中で、連携を図れ

るか研究をしてまいりたいと存じます。なお、既に運用が開始されている、すぐメールの持つ機能で地域の方々にご登録をいただければ、現状でも連携を図れる部分もあろうかと考えているところでもございます。

新システムにつきましては、非常に大きな考え方が必要になるわけですが、防災・減災といった観点も鑑み、皆様のご協力をいただきながら早い段階で計画をまとめ、事業化に結びつけてまいりたいと考えております。

総務課長（田中君） それでは、緊急時及び災害発生時の職員への連絡網についてお答えいたします。

緊急時などの職員への連絡につきましては、町長から各課長への連絡網及びそれを受けての各課長から課員への連絡網があり、携帯電話、各家庭の固定電話及び有線放送電話を使つての連絡を基本としております。あわせて有線放送による一斉放送も連絡手段の一つでございます。

また、従来からの電話による連絡方法に加え、昨年12月の登録型配信メールサービスの導入に伴い職員に一斉にメールが届く、さかきまちすぐメールを利用した連絡網を新たに構築いたしました。この複数の連絡方法により、各課や出先機関の全職員に確実に情報の伝達が図られることで、災害対策本部の設置を初め緊急時には、より迅速で確実な対応が可能となっております。

なお、さかきまちすぐメールには役場職員のほか消防団員、小・中学校のPTA、保育園の保護者会、民生児童委員の皆さんにも登録をいただいております、町の重要な情報提供手段となっております。

3番（朝倉君） ご説明をいただいて、いろいろご検討していただくことに感謝を申し上げる次第でございます。今、皆さんとともに共有の問題として、いろんな社会情勢あるいは気象の変動ということがないということは断言できない状況でございます。一日も早く今抱えている問題について早急な改善をお願いするとともに、新しいシステムの構築に当たりましては、時代の経過を経ても短時間に陳腐化しないような新しいシステムの導入をお願いしたいと考えます。また、情報の迅速な提供は、町民に対する大変な重要な事項と考えますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、3番目の質問に入ります。ワイナリー形成事業の今後の推進というテーマでございます。

今年は、試験圃場での収穫が期待できることを大変うれしく思う一人でございます、坂城産の本格的なワインを一日も早く飲みたいという考えを持っておるところでございます。ワイナリー形成事業につきましては、10年の期間を設定してスタートいたしました、ぼちぼち本格的な組織づくりに着手し、商・工・農との連携による6次産業化に向けた事業の展開を図る時期と考えるわけでございます。町としてどのような考え方をお持ちなのかお聞きをした

いと思います。

とりわけ千曲川ワインバレー構想及び近隣の市町村においても同様な計画が進められており、事業としての相乗効果を期待するものでございますけれども、その中でもその計画に埋没するんじゃなくて、坂城らしさの追求を図ることも、またこの事業の推進に当たっては大きな私はポイントと考えるものでございます。

町の農業委員会におきましても、町がワイナリー形成事業を展開することを受けまして、視察研修先に社会的な先進地、ワインの先進地でございますナパバレーを私も視察させていただきました。坂城町もナパバレーと環境は本当に類似しているところが多くあると思います。ナパではヨーロッパの伝統と技術を地元のシリコンバレーの頭脳とマーケティングを融合して、短期間のうちに世界的なワインの産地として事業の成功をおさめました。

ワイナリー形成事業は、町の発展に大きな活性化にもつながると期待するとともに、新しい雇用の創出や観光あるいは農業振興といった分野にも波及をもたらし、地域創生の一つの大きなテーマとしても重要な項目であると思います。このような事業の展開を視野に考えますと、（仮称）農業振興公社あるいは株式会社等の専門機関の設立による早急なビジネスプランの策定と積極的な経営展開が成功につながるものと判断をいたすものでございます。

また、さきに申しましたようにワイナリー形成事業は6次産業化の名のとおり裾野の大変広がる事業と考えます。それだけに私はじっくり検討して、ほかでも成功した成功例あるいは大変この失敗事例の研究ということが重要だと思うんですが、失敗事例を十分研究して推進をお願いしたいと考えております。今後、町としてワイナリー形成事業についてどのような考え方でご推進をするのかお聞きをしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） ワイナリー形成事業につきまして、イ．6次産業化に向けた本格的な組織作りの考えは、について答弁申し上げます。

ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度に町内企業や関係団体の皆様などにお集まりをいただいて検討会を開催し、計画立案を行ってまいりました。24年度にはワイナリー形成に主体的にかかわっていただく担い手2名を公募により選考し、ワイン用ブドウの品種適性を実証するため、四ツ屋地籍に2カ所55aの試験圃場を設け、この担い手を中心に農業支援センターなどにも支援をいただく中で、醸造用ブドウの栽培管理など事業を進めてまいりました。

本年度は、いよいよこの試験圃場で栽培している6銘柄のうち赤系のカベルネ・ソーヴィニヨン、白系のリースリング、同じく白系のソーヴィニヨン・ブランの3銘柄につきまして試験的ではございますが、この圃場初となる収穫、ワイン醸造を予定しております。醸造したワインについての評価をいただく中で、今後の事業を展開する上での判断材料にしたいと考えております。

また、24年から製造・販売を開始し、毎年好評をいただいております巨峰ワインにつきましては、坂城産巨峰ワインとして広く定着しつつあり、特に先月限定千本で販売いたしましたスパークリングワインは本格ワインとして評価が高く、販売元である株式会社坂城町振興公社には大口の注文が入っていると聞いておるところでございます。

また、ワイナリー創業に向けた条件整備の一つといたしまして、平成25年にさかきワイン特区の認定を受けておりましたワイナリーを設置する際に必要とされる酒造免許について、小規模でも取得できるよう果実酒の最低醸造量を6千リットルから2千リットルに条件緩和するものでございます。2千リットルを醸造するためには、一般的には40a程度の圃場が必要と言われておりますが、現在の試験圃場の規模は55aありますので、原材料調達の安定化は図れるのではないかと考えるところでございます。

このワイン特区でございますが、今年度に入りまして、これまでの坂城町だけの特区ではなく、千曲川ワインバレーの上流地域に属する当町を含む8市町村で広域特区の認定申請を行ったところでございます。これによりまして、ワイン産地としての知名度の向上、原材料の調達区域の拡大、小規模ワイナリーの経営の安定が図れるとともに、ワイン産業の振興や雇用の創出、観光などにもつながるものと考えているところでございます。

6次産業化に向けた今後の計画につきましては、来年で4年目を迎える試験圃場からの収穫が販売できる一定量を確保できる見通しの中で、ワイナリー形成事業につきましてさらなる関心と期待が高まると考えられます。

ワイナリー形成に向けて取り組まなければならない課題といたしましては、ワイナリー経営母体の組織化、法人化の検討、醸造担当者の確保と養成、将来的なワイナリー運用のための栽培面積・収穫量の確保などさまざまございます。そこで本年度より長野大学と連携し、ワイナリー事業全体のビジネスデザインを作成する計画となっております。イメージといたしましては、全体像が見えるデザインをつくることで、例えば1次産業としての農業、ワイン醸造の2次産業、そして販売の3次産業を合わせました6次産業としてワイナリー形成を進める中で、町内事業者の参画による新たな産業づくりや、ワイン用ブドウの生産振興による農業の活性化、それによって新たな町の景観・デザインが生まれることによる観光客の誘致や販売も含めたワインを提供できる場などの3次産業の活性化など、町民が参加するまちづくりを想定したビジネスデザインを作成していく考えでございます。

ご質問にありましたように、法人組織につきましては、専門的な農業公社設立といった形態もございますし、会社組織での対応ということも考えられます。また、その他の手法も調査する中でビジネスデザインを作成し、具体的にワイナリー事業を進めてまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） ただいま、町のワイナリー形成事業に取り組まれる考え方をお聞きして、今後

の事業の展開に大変期待の持てることと期待をしております。坂城町にはものづくりの知恵並びに気候風土と技術で培われました農業もございます。ナパで成功した事例だとか、国内外で成功あるいは失敗事例を十分に調査いただいて、くどいようでございますけれども、坂城らしさの表現できるビジネスプランを作成し、特区申請が早く活用できるようにお願いを申し上げますとともに、くれぐれも原料供給地化されないように、さらにこの計画がブドウ栽培並びに中山間地の農業の振興策とあわせて検討されることを期待申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時17分～再開 午前 9時27分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

8番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

最初に、私の2期目の公約は、安心・安全のまちづくり、住みたい町さかきの構築です。そのために一人一人の声を大切に皆様とともに考え、そして知恵を出し合い、さらに頑張ってもらいます。それでは本題に入ります。

1. 支え合う地域福祉について

イ. 介護予防事業について

厚生労働省は、昨年10月、介護を受けたり、寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す健康寿命が2013年は男性71.19歳、女性74.21歳と公表いたしました。これは前回2010年の男性70.42歳、女性73.62歳と比べ男女ともに延びています。平均寿命が長くなり、高齢化が進展する中、政府は2020年までに健康寿命を1歳以上延ばすことを目標に掲げました。

そして、国立長寿医療研究センター研究所の鈴木隆雄所長は、健康寿命を延ばすには生活習慣病の予防に加え、高齢期に体の機能の衰えに早く気づいて対応することが必要だと指摘し、要介護にならないというだけでなく、人とのつき合いや社会とのつながりをいつまでも持てるような地域の取り組みも求められていると述べています。大変示唆に富んだ言葉です。まさに健康寿命を延ばすために大事なのは、地域の支え合いと介護予防ということです。そこで、当町の高齢者の現状と将来の見通しについて、次の3点について伺います。

一つとして、人口に占める高齢化率の状況と今後の推計はどうでしょうか。二つ目として、要支援も含めた要介護認定者の状況について、三つ目として当町が実施している介護予防事業の取り組みはどうされていますか、その内容についてお答えください。

ロとして外出や買い物などへの生活支援について

核家族化が進み、老老世帯やひとり暮らしの世帯が大変増えております。以前は車に乗れたのに乗れなくなり不便を感じているとの声も多々伺います。現在、当町では循環バスの運行や移動販売車が定期的に巡回をさせていただいておりますが、買い物だけでなく病院の受診やごみ出しなどお困り事への対応が求められてきております。そこで、お聞きいたします。現在、当町にはひとり暮らし高齢者は、どのくらいいるのでしょうか。また、老老世帯の状況はどのようになっているのでしょうか、その点についてお聞きいたします。

ハといたしまして訪問入浴サービスについて。

ある方のお話を伺いました。それは交通事故で体が自由にならないという後遺症を負い、自宅療養となったそうです。そして、一番困ったのがお風呂でした。何とか支援をしてほしかったのですが、介護保険を使える年齢でないため、利用に当たっては実費とのことでした。1回頼むと1万円を超えるとのことで断念をしたそうです。

社会福祉協議会では重度の肢体不自由者等の在宅の日常生活は支援をさせていただいておりますが、訪問入浴サービスは適用外であります。そこで、この訪問入浴サービス、障害者の方々にも同様に利用できるようサービスの対象を拡大していただけないか見解をお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 数日前にNHKのテレビを見ていましたら、生活不活性病というのをやってみました。特に震災地でそういう施設に入っていると、なかなかほかの人とお話する機会がなくなったり、歩くことが少なくなったり、ましてやちょっと離れたお友達、親戚に行くことはできなくなってしまふと。それが非常に急速のスピードで介護が必要になってしまうということで、やっぱり社会とのふれあいというのをいろんな形で積極的にサポートとしないといけないうようなテレビをやっていました。

今のお話につきましてもイ、ロ、ハ質問ございましたけれども、いろんな意味で社会とのふれあいを、それを大切にするということかと思いますが、イ、ロにつきましては、担当課長からお話申し上げます。私はいろいろ検討しておりましたので、ハの訪問入浴サービスについてお答え申し上げます。地域福祉全般ということでお答えしたいと思っております。

坂城町では地域福祉を進めるために、住みなれた地域の中で生きがいと安らぎのある生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実と地域福祉活動の推進に努めております。また、地域包括支援センター、保健センターを中核としまして社会福祉協議会、福祉施設、民間事業者、福祉関係団体、保健医療機関などと福祉・介護・保健・医療ネットワークを構築して、地域における福祉の基盤づくりを総合的に取り組む中で、高齢者や障害者を初め全ての住民に優しい福祉のまちづくりを進めております。

ご質問の訪問入浴サービスにつきましては、現在、移動入浴車により利用者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行う訪問入浴サービスを介護保険の法定サービスとして実施しており

ますが、重度障害の方に対する訪問入浴サービスにつきましては、法定のサービスに位置づけられておらず、個々の市町村の状況に応じて実施の選択ができる事業となっており、現在のところ当町においては実施しておりません。

しかしながら、今年に入りまして家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障害者の方がおられるご家族の方から訪問入浴サービスの要望が寄せられており、坂城町としましてもこのような声を踏まえ、サービス提供体制の整備を図っていききたいというふうに考えております。今後実施に向けまして対象者の範囲、サービス利用要件、費用負担等の検討や社会福祉協議会を初めとするサービス提供事業者と調整を図り、重度の障害者の方にも安心して入浴サービスが受けられるよう準備してまいりたいと考えております。

また、高齢者や障害者の快適な居住環境の整備や、家庭介護者の負担軽減を図るための住宅改修に当たりましては、寝たきり老人等住宅等整備事業補助金や現在、平成27年度分の受け付けを行っておりますけれども、町の住宅リフォーム補助金を活用してお住まいの居室、浴室、トイレなどの改築の費用の一部に充てていただくこともできますので、これもあわせてご利用いただければというふうに考えております。

福祉健康課長（大井君） 支え合う地域福祉について、イの介護予防事業についてから順次お答えをさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、持続可能な社会保障制度を確立し、地域における医療と介護の総合的な確保を推進する医療介護総合確保推進法が昨年6月に公布され、これに基づき国においてさまざまな制度改正が進められております。町におきましても、国から示される指針等に沿いまして、これから迎える超高齢化社会に向け準備をしていきたいと考えているところでございます。

ご質問の坂城町の全人口に占める65歳以上人口、高齢化率は平成24年度が29.8%、25年度は30.9%、26年度におきましては31.8%と年々増加してきております。今後における坂城町の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所において全国の市町村別人口を推計したのによりますと、団塊の世代が70歳になる平成32年度には35.5%、75歳になる平成37年度においては36.3%で、約3人に1人は65歳以上の高齢者と予想されております。

また、坂城町の65歳以上の第1号被保険者に占める要支援・要介護の認定率は、平成23年度末は13.8%、24年度末、25年度末は13.1%、26年度末は13.9%と大きな変化は見られませんが、認定者数は26年度696名で、4年前の23年度末と比較して37名の増加となっております。

次に、介護予防事業の取り組みの内容についてであります。健康な高齢者が自立した生活を維持できるよう、また多少援助が必要な高齢者も現在の自立度を低下させることを防ぐため、

幾つかの介護予防事業を実施しております。お元気な方を対象にロコモティブシンドロームの予防を目的にストレッチ・ヨガ教室をふれあいセンターを会場に実施しております。また、70歳の節目には介護認定の原因の多くを占める動脈硬化疾患やロコモティブシンドロームの予防を目的とした介護予防教室を月1回役場庁舎にて開催しております。また、ふれあいセンターや老人福祉センターを会場に開催しているいきがい広場、通称ミニデイサービスでございますが、この中では運動機能ばかりではなく、認知症予防にも効果のある運動指導や口腔機能を向上させるための指導なども取り入れ、介護予防に取り組んでおります。

さらに昨年度からは、地域の公民館に出向いて、いきがい広場を開催しておりますが、その中では膝や腰の痛みや不調を改善するために、リハビリ専門職を指導者に運動教室を実施しております。また、地域支援グループの定期的な活動の中に出向き、運動や認知症予防などをテーマにした介護予防教室も実施しております。それぞれの教室で行っている内容は、参加したときだけ行うのでは効果は不十分であり、日常生活の中で実践できるような内容を数多く盛り込んで実施しているという状況でございます。

次に、口の外出や買い物支援などの生活支援についてお答えいたします。

ひとり暮らし高齢者、老老世帯の状況についてでございますが、現在、町のひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方は225名で、80歳以上が67%を占めております。また、このひとり暮らし高齢者台帳に登録されている高齢者のうち、要支援及び要介護の認定を受け介護保険サービスを利用されている方は50人ほどおいでになります。

また老人のみ世帯、いわゆる老老世帯につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターで相談をお受けした事例や民生委員さんなどからの情報に基づき、定期的な訪問により見守りをしているご家庭はございますけれども、台帳登録制ではないため、数については把握できていないという状況でございます。

8番（吉川さん） 再質問を行います。ただいま、町長より本当に訪問入浴サービス、対応をいただけたというご答弁をいただきました。大変大きな前進です。その判断を高く評価したいと思います。

今、担当課長からも当町の高齢者の現状について詳しい説明をいただきました。坂城町第5次長期総合計画の中では、おおむね平成32年における本町の人口規模を1万5,000人と設定する中で、65歳以上の比率は39%と推計しておりました。その中で団塊の世代が75歳になる37年には36.3%と今推計の報告がありました。これは人口減少がある中での当初の予想よりも下回っている数だと思います。また、26年には高齢化率が31.8%と、既にもうこの25年時点で3人に1人が高齢者ということでもあります。

そしてまた今の説明の中で約14%の方が何らかの介護認定を受けているという内容でありました。当町では介護にならないための事業として、今もリハビリの専門職の方に入っていた

だいたり、またいきがい広場、保健センターでのロコモ体操、ヨガ教室などたくさんの方の活動を
実施いただいている内容をお聞きいたしました。

さて、予防事業の一つとして、ただいま説明の中で地域で行っている支援グループの活動が
ありました。そこでお尋ねいたします。当町でのグループの活動の経過とまた現状、そして中
で課題がありましたら、お答えください。

福祉健康課長（大井君） 地域支援グループの活動経過及び現状と課題についてでございますが、
15年ほど前に住民の皆さんの交流の機会や支え合う場所づくりを目的として、町並びに社会
福祉協議会の立ち上げ支援により、地域ふれあいサロンとして住民みずから運営するグループ
が発足いたしました。開催の頻度は月に1回の開催から二、三カ月に1回程度と開催の差はご
ざいすけれども、例会では健康体操やレクリエーション、茶話会、料理教室、手芸、季節の
行事など、それぞれ趣向を凝らした行事が行われております。

今までの間に町内に19グループができましたが、現在活動しているグループは14グルー
プで、活動を休止しているグループは、発足した当時リーダー的存在で活動していた方々が高齢
となり、会の運営が困難となったことが理由と伺っております。現在、活動中のグループでも
同様の不安は聞かれることから、若い世代の方々の参加が進まず、会の高齢化が課題となっ
ているようでございます。

8番（吉川さん） 今、課長から説明をいただきました。私も社協に行って成り立ちをお伺いし
たところ、本当にこれ平成10年、介護保険が始まる前にかんぽ健康増進支援事業として、坂
城町郵便局と社協が中心になって、出前サロンを寝たきりゼロ運動の一環として始めたことが
きっかけだということをお聞きしました。今も各グループが月に1回体操や手芸またお料理、
さまざまやっているわけですが、本当に今もお話があったとおり、この15年の中でリーダー
的存在の方が15年たつと70の方が85歳ですね、65歳という方はあんまりいなかったと
思うんですね。そういう中で私が今一番危惧しているのは、先ほども19グループあったのが
今は14グループになって、5グループが休止をしているという、この辺が一番今ネックでは
ないかと感じております。

その中でこの間、鼠のお宿という、鼠のグループの代表の方とお話をしてくる機会がありま
した。お聞きしましたら、ここはずっと15年続けているんですが、ここはグループの中の出
てくる人の中でグループを幾つかに分けて、その中から役員を選んで、その中から代表を決め
てということで続けてきたそうです。もう一つ私の中之条なんですけれども、今、Mさんとい
う方が熱意を持ってやっていただいております。うちも15年続けてきておりますが、本当に
お聞きしましたら、そのリーダーの方が本当に区の中でこの後リーダーになれるなという人に
目星をつかまして、ボランティアとして募って入っていただいているそうです。そして、支え
る側として今は五、六人のボランティアさんで支えているというお話を聞きました。

お話を聞く中で、やはりどこのグループも支えてくれる人が今いなくなっている。そこが一番ネックだという話をお聞きして、これは今本当に全町的に取り組まなければいけないことだなと感じております。そんな意味で今も課長から答弁があったんですが、再度この支えてくれる人をどうやってつくっていったらいいかという部分で、町当局のお考えがありましたらお聞かせください。

福祉健康課長（大井君） 支える人づくりのご質問でありますけれども、ここ数年来、町の老人クラブの加入者数も横ばいといった状況にあり、本年度は中之条の老人クラブも休止というような状況になっております。地域におけるお年寄りの活動の場を保つことも今後の課題になるかというふうに考えております。

このような状況におきまして、介護予防にもつながる地域支援グループの活動は、大変重要になると考えております。今後はふれあいセンターや老人福祉センターで実施しております、いきがい広場の参加者が地域に戻り、地元の地域支援グループに加わってもらうなど人材の確保や育成にも努めてまいりたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 申しわけありません。今、課長からお話がありましたが、中之条も今回老人クラブが休止ということになりました。それでやはりリーダー的存在の方を決めていくことが大変今厳しい状況であります。今もいきがい広場に出ているメンバーに地元に戻っていただいて、サロンを運営していったらという話があったんですが、このいきがい広場に見える方というのは支えていただく側だと私は思っております。

一つ、上田市なんですけれども、上田市もやはりどうやったらサロンを広げていけるかということで、1次介護予防事業の中で介護予防サポーター養成講座を何回も毎年開催をしてきております。その中で市民に介護予防に関する情報や知識を身につけていただいて、市民が主体になって地域づくり、また介護予防事業の普及啓発や、また今言ったように支援者になっていただく、これを目的としてサポーター養成講座をやってまいりました。今までの中で約80名ほどの方がサポーターになっているそうでございます。そんなに難しい講座じゃないとお聞きしております。これを受けていただいて修了書をいただき、そしてその方が地元に戻り、小さな単位でサロンを運営していく、その中で体操をやったりという形でやっているそうでございます。このような形で当町でもそのきっかけづくりのために、このサポーター養成講座を取り入れていただけないか。

それともう一つは、当町にはこのような老人福祉サービス、介護保険サービスのガイドは、これ新しくなったものですが、大変詳しく内容が出ております。これはございますが、これを使う前に皆さん介護予防しましょうという、このような内容、この中にはすばらしいいろんな日常的な注意事項とか、こういうことをやっていきましょうとか、こんなことがあったらここへ相談してくださいとか、栄養面、運動器の面とか、閉じこもり防止とかいろんな部分

で載っている冊子が出ているんですが、こんなような冊子も当町でもつくっていただけないか、この2点について再度答弁を求めます。

福祉健康課長（大井君） 介護予防サポーター講座と介護予防のパンフレットの作成等についてお答えをさせていただきます。

初めに、いきがい広場ミニデイ、通称ミニデイのほうでございますけれども、こちらについては幾つかのグループがございまして、比較的年齢層が若いグループもございまして、そういったグループの方々には、またボランティアとか地域支援事業のほうも活動していただければと思います。

続いて、介護予防サポーター講座でございますけれども、ご自身を初めとして家族や地域の人たちのために介護予防について学び、実践をするサポーターを養成する講座として県内外でも取り組む市町村が増えてきております。仕事や子育てに一段落し、中高年を対象に受講者を募集しサポーターとして養成、実際に地域で介護予防教室などを運営する担い手として活躍をされておられます。

介護予防の観点では、ただ単に身体的な機能の低下を予防することだけではなく、高齢者ご自身が役割や生きがいを持って生活する、できるようにする、そのことに意味があると言われております。ここ数年、社会福祉協議会と共催で開催をしております認知症サポーター養成講座には、毎回多くの皆さんが関心を寄せ参加していただいております。この講座にあわせて介護予防サポーター養成講座を実施する方法など、今後社会福祉協議会とも協議・検討をしてみたいというふうに考えております。

また、介護予防パンフレットにつきましては、ただいま議員さんのほうからもお話ありましたが、先日、町で発行をいたしましたお年寄りのための老人保健・介護保険サービスガイドの中に加える形で今後発行するなど検討をしてみたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 今実施する方向で少し前向きに考えていただけるというご答弁をいただきました。自分の健康づくりを先ほども話がありましており、職場から離れ、そして時間があいたところで自分の健康づくりをしながら、さらに地域のために活動をしたいという意欲を持っていただけるためにも、ぜひこの介護予防サポーター講座ですね、実施をしていただけたらと思います。

私もNALC（ナルク）というグループに入っておりますが、ここも最近年齢層が高齢化してきております。その中でその後を継いでいく、そういうリーダー的な方がなかなかこれ厳しいなという思いをいたしました。そんな意味でもきっかけづくりができるいいチャンスかなと思います。そして、そんな形でこの冊子に対しましても同じような形でまたぜひ検討をお願いしたいと思います。

そして、口の生活支援について移ります。先ほど答弁の中に高齢者のひとり暮らしは

225人という答弁をいただきました。この方たちは登録をされた方ですので、もっと実際には把握するといらっしゃるかと思います。今まではご主人が運転をし、ともに行動していたけれども、ご主人が倒れたと。そういう中で状況が変わってきて、なかなか生活が厳しいという、そういうお話もお聞きします。ここで一つお聞きしますが、高齢者の買い物支援、また日常のお困り事などへの町としての対応についてお考えがありましたらお聞かせください。

福祉健康課長（大井君） 買い物、病院受診の送迎、ごみ出しなどのお困り事への対応についてでございますけれども、買い物支援につきましてはシルバー人材センターが、新たに買い物支援サービスを昨年の9月からスタートいたしました。利用される方はカタログから商品を選び、電話でシルバー人材センター坂城支所へ注文すると自宅へ商品が届くというもので、事前の登録は不要で、商品を受け取る際、現金との引きかえとなるため、わかりやすい仕組みとなっております。また、ごみ出しにつきましては、ただいま申し上げましたシルバー人材センターが実施する買い物支援サービスのオプションといたしまして、ごみ出し作業等を別途料金で提供する仕組みがあり、こういったサービスもご活用いただければと思います。これらのサービスにつきましてはPRが不足している部分もございますので、今後広報に努めてまいりたいと考えております。

また、平成23年度にスタートした移動販売、イトーヨーカドーあんしんお届け便が現在町内7地区で実施され、地元のお年寄りの方々にも多く利用されています。さらに町内の9店舗あるコンビニエンスストアにおいても弁当や日用品の配達サービスを実施しており、高齢者の利用が増加傾向にあると聞いております。不便を感じる方が適切に利用できるよう、民生委員さんや高齢者を担当するケアマネジャーなどを通じて、個々に合った情報提供をしていくように努めてまいりたいと考えております。

次に、通院の際の送迎についてであります。町の制度として要介護や障害者の認定を受けた方で移動が困難な方や車椅子などを利用されている方などを対象とした外出支援サービスを実施しております。また、町で運行している循環バスは、町内医療機関や小売店舗などの付近にバス停が設置されております。また、午前と午後1便ずつであります。上田の総合病院へのアクセスもしておりますので、通院される時間帯などに合わせ、しなの鉄道など公共交通機関との組み合わせでご利用いただければというふうに考えております。

8番（吉川さん） ただいま課長よりシルバー人材センターが昨年から買い物支援を始めた。これは私も福祉課の窓口のパンフレットを見て知りました。やはり周知がなかなかされていないというのを感じました。民生委員さんからは、それぞれ言っているというお話でしたが、利用状況もまだなかなか厳しいというお話でした。そんな中でこれは今のお話ですと、シルバー人材センターにお任せしてあるから、何とかこれからやっていけるというお話でしたが、千曲市では皆さんもご存じのとおり、今年の4月から地域支え合い事業つなぐという事業を

始めました。これは社協が始めております。75歳以上のひとり暮らしの方と、また80歳以上の高齢者世帯が対象で、支援する方を助っ人と呼んで、両方とも登録制になっております。現在、この支援していただくことを申し込んだ方が150人ほどおりまして、助っ人は40人集まったそうでございます。この登録時に雪かき、草取り、力仕事など10のメニューから選んでいただいて、双方が顔合わせをするときに社協が立ち会います。そして、この方には千曲市の通貨ですね、決まっているものが手渡されるという感じで、働いていただいたらその規定が決まっております、報酬をおあげするというふうになっております。

それにつけて、千曲市でも昨年ニーズ調査をしっかりとやって、高齢者世帯などにニーズ調査をして、その上でこのような仕組みを必要だということで開始をされたそうなんです、当町ではこのようなニーズ調査行われているのでしょうか、その点についてお答えください。

福祉健康課長（大井君） 買い物支援や移動支援などのニーズ調査につきましては、要介護を受けていない一般高齢者や在宅で要介護認定を受けている高齢者の方々、合計475名に対して調査を実施し、世帯員構成の状況やふだんの暮らしぶりなどの調査を実施いたしました。この調査の中で一部外出や買い物の状況につきましてもお伺いをしているところで、今後、訪問介護を実施している事業所などにも実態をお聞きし、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、こういった方々への支援の仕組みといたしましては、先ほども申し上げましたが、シルバー人材センターの買い物やごみ出しなどの事業をPRし、有効に活用していただく中、今後、対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 今、475名の方にニーズ調査をされたって言われましたね。その中で外出、買い物とか困り事に関しての何というんですかね、結果というものはどのような状況だったかお聞かせいただけますか。

福祉健康課長（大井君） 第6期の事業計画を策定するに当たり、その調査を実施したわけでありまして、まずいわゆる元気高齢者といえますか、要介護認定を受けておられない方の高齢者の方々、こちらについては55名の方になるんですけれども、そういった中でバスや電車での1人の外出という部分での設問に対しては、「できる」または「している」という方が45名、81.8%の方が認定を受けてられない方はできるというような形でお答えをされておられます。それから、日用品の買い物につきましては、同じ元気高齢者の方々ですけれども、「できる」、「している」という方が45名、こちらも81.8%の方が基本的にはできるというような方でお答えをいただいております。「買い物ができない」というようなお答えをいただいている方の中では、同居の家族の方に買い物をしていただいているというような状況でございます。これが一般高齢者の方であります。

続いて、在宅で要介護認定等を受けられている方、こちらは全体で420名の方にお伺いを

しているんですが、こちらはバスや電車での1人での外出ができるかできないかというところでは、43名の方が「できる」、「している」と。「できない」という方が335名ということで79.8%というような状況でございます。日用の買い物につきましては、「できる」、「している」という方が50名、11.9の方が認定を受けている方でも「できる」というようなお答えであります。「できない」とお答えになられている方は302名、71.9%というような状況でございます。このできないという方につきましては、同居の家族もしくは別居しているけれども、ご家族の方で対応しているというところが302名中85%の方は、そういった家族の支えの中で実施をしているというような状況でございます。

8番（吉川さん） 今、ニーズ調査の結果を聞かせていただきました。大方当町におきましては8割方不便を感じていないという状況に受けとめさせていただきました。今はそうですが、これからどんどん高齢化が進んでまいります。

そんな意味で本当にこれは青木村のことなんですけれども、青木村も同じように昨年ですね、通信網、当町も新しく有線をかえるということで勉強に行きましたときに、北村村長から地域住民支え合い事業の内容をお聞かせいただきました。村だからと言えればそれまでなんです、本当に村長みずからくつろぎの湯という温泉に通いまして、困っていることはないかということで皆さんにお聞きしたところ、本当に村の中でボランティアの充実をしていかなきゃいけないなっていう、そういうことを感じて、平成22年から同じように支え合いの会というものを12区あるうち今までに6区が各区で立ち上げましてね、ボランティアさんを募って。そしてここもやはり一つやるごとに200円という金額でやり始めたんですが、今は本当にうちの町は状況的にはまだ恵まれていると思います。そんな中でこれからも高齢化が進んでいく中で一つこのことを仕組みを心に置いておいていただいて、また検討していただければと思います。それでは、最後のスポーツ振興について、2番目の質問に移ります。

スポーツ振興について

イとして、人材に激励を

2020年の東京五輪、パラリンピックを視野に入れ、本年10月スポーツ行政の司令塔となるスポーツ庁が発足をいたします。スポーツは地域を活性化させ、人と人を結びつけるとともに健康増進に非常に大きな効果を生みます。

さて、我が家の前には中学のテニスコートがあります。早朝からボールを打つ音、そしてかけ声が聞こえてきます。そのおかげでこちらも元気になり、そして爽やかな朝にさせていただいております。

それでは、質問に入ります。当町から今までに国体などに参加された方はどれくらいいらっしゃいますか。種目と人数についてお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

教育文化課長（宮下君） ご質問の坂城町から国体に出場された選手の状況についてお答え申し

上げます。

国民体育大会は、1月のスケートとアイスホッケー競技大会、2月のスキー競技大会、9月から10月の秋季大会により行われるスポーツ大会であります。昭和22年に石川県で開催された第2回の秋季大会から各都道府県が持ち回りで開催されることや、正式種目を得点に置きかえて争い、男女総合順位の1位に天皇杯、女子の総合1位に皇后杯が授与されることなどから、国民のスポーツの祭典として多くの国民より注目され、スポーツ選手を志す者にとって憧れの大会となっております。

さて、ご質問のありました坂城町から国体に出場された選手の状況でございますが、秋季大会における監督を含めた過去5年間の状況を申し上げますと、平成22年の第65回千葉国体になぎなたの選手で1名、平成23年の第66回山口国体に山岳、なぎなた、ボウリングの種目で各1名、平成24年の第67回岐阜国体にサッカー、ボウリングの種目で各1名、平成25年の第68回東京国体に陸上、これは走り幅跳びでございます。バスケットボール、なぎなたの種目で各1名、昨年（平成26年）の第69回長崎国体では、なぎなたの種目で1名が出場しております。過去5年間の合計では5種目10名が出場しております。所属につきましては高校生が6名、社会人が4名で男性が4名、女性が6名となっており、2年連続で出場された方も3名おられる状況でございます。

8番（吉川さん） それでは再質問いたします。

今、課長からお話をいただきました。当町でも毎年多くの方が代表で国民体育大会に出場されていて大変びっくりいたしました。町長のブログなどを見ていると結構表敬訪問された方の内容が出ておりました存じておりましたが、そこでお聞きをしたいと思います。代表で県や国へ出て行くわけですが、この選手の皆さんには他の自治体では奨励金を交付されているとお聞きしましたが、当町の対応はどうされているのでしょうか、その点についてお聞きいたします。

教育文化課長（宮下君） 再質問をいただきました奨励金の交付の導入についてお答えいたします。国体に出場される選手の皆さんの旅費及び宿泊費等の経費につきましては、県が種目別の団体を通じて経費を補填しておりますので、原則的には過大な個人負担が生ずる状況とはなっておりません。したがって、他の自治体で実施されている給付も奨励金が主となっております。

坂城町におきましては、平成17年に小・中学校部活動等において県大会以上の大会に出場する場合の基準を定めて補助を行っております。また、国体やインターハイで全国大会に出場する高校生以上の選手の皆さんへも、当該基準に準じまして表敬訪問された際などに奨励金を申し上げているところでございます。

県を代表し、また坂城町のスポーツの先駆者として国体に出場される皆さんですので、選手の皆さんを激励するとともに今後の競技活動の励みとなるよう、当面はこの基準に基づく中で

激励金を実施してまいりたいと考えているところでございます。

8番（吉川さん） 今、表敬訪問の際に激励されているというふうに理解したのですが、以下2点についてお伺いしたいと思います。

千曲市では交付要綱が決まっております、国際大会、全国大会、北信越大会などに出場の場合に奨励金が交付されております。上田市におきましてはその枠ですが、全国障害者スポーツ大会ということで障害者の皆様にも交付されているそうであります。

そこで2点、当町では交付要綱はありますか。金額、年齢そしてまた住所とか。また、2点目として対象はどの範囲になりますかということで、住所がこちらにある人のみなのか、また当町に勤務されていたり、当町の高校とかに在籍している方に対しても対象になるのかどうか、この2点についてお聞きいたします。

教育文化課長（宮下君） まず、初めの質問でございますけれども、交付要綱はあるかというご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、当町におきましては表敬訪問の際に奨励金で対応しておりますので、スポーツ大会出場にかかわる奨励金交付要綱は設置してございません。また、対象でございますけれども、国際大会、全国大会また北信越大会等に出場する選手、個人または団体を対象として激励をしておるところでございます。また、住所等の条件でございますけれども、個人につきましては町内に住所のある方、団体におきましては町のスポーツ少年団や町内の学校、事業所に所属する団体を対象としているところでございます。

8番（吉川さん） 今その範囲ですが、町内に住所のある方、それで町内に勤めている方ということで、例えば坂高から行かれたとかっていう場合は対象にならないと捉えてよろしいでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 町内の学校、事業所に所属する団体を対象としておりますので、坂城高校も対象となるところでございます。

8番（吉川さん） 先ほど交付要綱はつくっていないということでしたが、他の自治体でもつくと、その交付要綱に従って請求書を書いたりとか、記入をして提出とか、たくさんの手続を踏まなきゃならないということもあります。しかし、私も子供さんがやはり国体に参加していたんですが、当町からはそういうものをいただかなかったというお話をお聞きして、やはり平等に表敬訪問にお見えにならなくても、そういう現場の声を酌み上げていただいて、平等にこの奨励金というのは、頑張った子供に対して対応していただきたいという意味から今回質問させていただきました。ですので、ぜひこれからオリンピックがやってまいります。すぐでございます。その中で今年も国体に参加された方がいます、1月ですね。そういう方に対しても奨励金をやられたのかどうかかわからないんですけど、その辺、この交付要綱をこれから作成するという見込みはあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

教育文化課長（宮下君） 今ご質問をいただきましたように、対象とする選手の皆さんの把握、非常に難しい面もあるわけでございます。そうした中で県や県体育協会、また高等学校体育連盟などのスポーツ団体と連携ができないか、まず研究をしてみたいと考えております。

また、広く周知を図るという中では、奨励金または激励金といった制度も必要であるかと考えておりますので、それも検討していく中で対象選手の不公平が生じないように、引き続き町民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

8番（吉川さん） 今の答弁をお聞きして少し安心をいたしました。本当に不公平でなくて、やはり町内に住む方皆さんに平等に激励をしていただきたいと思います。本当に今回さまざまな質問をさせていただきましたが、もうオリンピックはすぐそこです。もう少子化対策の一環として、今回この質問をさせていただいたんですが、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

私もこれから住みたい町さかきのため、住み続けたい坂城町と言っていただけるよう、多くのことをこれから挑戦をし、頑張ってみようと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前10時22分～再開 午前10時33分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

さて、選挙公約の発表から約1カ月半がたちました。質問に先立ちまして、こうして質問の機会をお与えくださいました町民の皆様にもまずもって感謝を申し上げます。ありがとうございます。今回は大きく分けて二つの点につき質問をさせていただきます。一つは、あいさつ運動についてです。二つ目はおくるみ栽培についてです。

まず1としまして、「あいさつの町さかき」についてお伺いいたします。

よい子が育つ世界のまちを訴えご支持をいただいたわけですが、三つの具体策があります。挨拶の奨励、読み読ませ運動の啓蒙、幼老塾の提唱のうち今回は挨拶の奨励について取り上げさせていただきます。幼老塾は幼老複合施設まで発展するテーマではありますが、あいさつ運動はちょっとした勇気とちょっとした後押しがあれば、さほど予算もかからず全ての住民が参加でき、その恩恵もほとんどの住民に行き渡るすばらしい提案であります。

さて坂城町では、まちづくりは人づくりを掲げており、同感するところでございますが、私も人づくりは挨拶からと両親から教えられてきたところでございます。コミュニケーションの第一歩は挨拶からです。防災の取り組みも種々行われているところではございますが、日ごろ

挨拶も交わさない間柄で災害時に手を差し伸べることは難しいのでは。防災の取り組みに当たっても日ごろの挨拶はその第一歩と考えます。

そこでイとしまして、学校における取り組みはどのようなになっているかお伺いいたします。町の小・中・高におけるあいさつ運動の取り組み状況についての質問です。

ロとしまして、信州あいさつ運動の取り組みについてお伺いいたします。

平成24年4月にスタートした信州あいさつ運動の取り組みについて、他市町村の取り組みも含めご質問させていただきます。あいさつ運動には、子供の取り組むあいさつ運動と長野県が奨励する大人からのあいさつ運動があります。朝のあいさつ運動から始まり、中学校の新アタリマエ憲章における挨拶まで、子供たちの取り組むあいさつ運動はよくできているとのことですが、道で挨拶に応えてくれた中学生が、この前、大人へ挨拶したら無視されたと仲間に話していました。まず大人からという姿勢も必要ではないでしょうか。保安面からも保護者の皆さんが心がけておられる点だと思います。

自己肯定感をより深く分析した研究の中では、他国の子供たちは自己評価によって自己肯定感をつくり出すそうです。日本の子供たちは他者評価によって自己肯定感をつくっているようだと言論しております。すなわち、自分を大切にすることは人からの評価で根づくようになるということです。信州あいさつ運動は、子供の自己肯定感を充実させる長野県の取り組みで、昨年度から始まっており、坂城町では昨年の7月に婦人会が率先して取り組まれました。

内閣府の2014年度版「子ども・若者白書」の特集内容によりますと、日本の子供は自己肯定感が他の国の子供に比べ極端に低いようです。中でも長野県の子供は低いという結果でしたが、坂城町の子供はどうでしょうか。

ハとしまして、「あいさつの町さかき」の復活についてお伺いいたします。

四ツ屋区の通学路には、あいさつ道路のきれいな看板が至るところにかかっております。すばらしいお取り組みだと強い関心を持って、このあいさつ道路について調べたところ、平成20年の区長さんが発案し、育成会と一緒に考えて、この看板を立て、その後も増設してきたとのことでした。私は役場に来的时候ほとんど歩いておりますが、道すがら子供たちと挨拶を交わします。四ツ屋区ですれ違う子供たちの挨拶は元気がよいような気がします。

県の担当者にあいさつ道路の話をして、坂城町は県より先に取り組んでいたんですねとびっくりされておりました。ところが、当時の区長さんにお話を伺ったところ、あいさつ看板は昔からあって、さびて古くなったから立てかえただけだとのこと。これはどうしたことかと調べていくと、ほかの地区にもあいさつ看板のあることが判明しました。金井区や北日名区で確認されました。上平区や御所沢区にもあったとのこと。坂城ライオンズクラブの皆様の協力も大きかったようです。

さらに坂城町では、昭和50年に大人からの挨拶につき、アンケートが実施されています。

あいさつ道路の構想は、あいさつ看板より先に生み出されていたようです。ここに至ってあいさつ運動は古くから坂城町に根づいてきた運動であったことが確認されました。このような取り組みは現代にこそ必要な取り組みであります。後に続く者としては絶やしてはいけない運動だと感じたわけでございます。「あいさつの町さかき」は、住民の挨拶に対する思い入れをもとにあいさつ運動、あいさつ道路、あいさつ看板の三つの柱で成って、人と人とのきずなが日本社会の特徴と世界的に認知された今日において、「あいさつの町さかき」を復活させたいと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

町長（山村君） ただいま、「あいさつの町さかき」についてのご質問がありました。私から基本的な考え方を述べさせていただいて、あとは学校あるいはですね、実情どうなっているかというものを担当課長からお話申し上げます。

今おっしゃられたように挨拶するということは、人とのコミュニケーションをとるためにも欠かすことのできないもの、本当に大切なものだというふうに考えております。ご案内のように古来日本から、特に江戸期を通してですね、洒掃応対進退と言いまして、挨拶、それから人との対応、出处進退、これは三つの基本的な要素で、子供の教育ってこればっかりやっていたんですね。そのトップが洒掃、これは挨拶ということであります。先ほどお話がありましたけれども、坂城中学校に書いた「アタリマエ憲章」の中にももちろん挨拶が書いてありますし、もうこれは当たり前であるということで実施されなきゃいけないというふうに思いますけれども、だけでも今お話ありましたように、時としてもう1回思い出して確認するということも必要かなというふうに考えております。

私、4年前に町長就任後にですね、いろいろのよいまちづくりを目指して職員の皆さんに提案をしましてまいりました。その提案をもとに今日からスタートということで、チャレンジSAKAKIとして、いろんなことをチャレンジで取り組んできたということでもあります。このチャレンジSAKAKIの中にも挨拶を含む接遇を推進しようという提案があり、大変すばらしい提案だと思います。それによりまして年2回、接遇の研修をずっとやっております。また、したがいまして多くの職員もまちづくりに挨拶というのは必要不可欠であることを十分理解していると思います。役場では窓口に来られるお客様に心のこもった対応ができるように接遇研修をしているわけですが、やりっ放しになってはいけないということで、少なくとも年2回は、もう1回研修で再認識しようというところでもあります。坂城町の役場の中では職員のほか、毎日きれいに掃除をしていただいている方もお会いになるとわかると思いますけど、見事に挨拶の返事が来ると思います。みんな努力をしているということでございます。

また、本議会の開会日にお話させていただきましたけれども、私の2期目の公約に掲げました輝く元気な町づくりの実現には、挨拶ということも大変大切な要素であると考えております。また、この公約実現に向けまして、地域コミュニティの再構築や人材育成を進めていく上で気

持ちのよい挨拶をみんなでしようということを継続していきたいというふうに考えております。

先ほどの質疑の中にありましたけれども、生活不活性病というのがあります、これの一番の原因は挨拶ができなくなっちゃう状況になるということも根底にあるようでございますので、いろいろ考えていきたいと思っております。実際の取り組み状況などにつきまして、これから担当課長のほうからお話申し上げます。

教育文化課長（宮下君） それでは、ご質問のありました各項目につきまして順次お答えします。

坂城町の小・中学校では、坂城の子どもは坂城で育てるという言葉を合い言葉として、学校と地域が協力し合って児童・生徒の健全育成に努めていただいているところです。

坂城中学校には、新アタリマエ憲章があります。新アタリマエ憲章は、1. 明るいあいさつ、2. 無言清掃、3. 全校が一つになれる歌、4. 時間を守る、5. 服装を整える、6. 相手の立場になれる人権感覚、といった6点をしっかり行おうと平成17年に生徒会によって制定されました。

坂城中学校での日常の活動について申し上げますと、生徒会の有志があいさつ隊を組織し、毎週水曜日にあいさつ活動を行っています。このあいさつ隊は昇降口や校門など全校生徒が通る場所に立ち、爽やかに一日が始まるようにと願い活動をしております。6月10日のあいさつ隊では120名を超える生徒が参加したということで、挨拶に取り組む生徒の意識の高さがかがわれます。

南条小学校では、あいさつ・返事が元気にでき、感謝の言葉が言える子にを特に本年度の重点目標として掲げております。児童会のあいさつ歌声委員会は昇降口前で登校してくる児童に挨拶を行い、代表委員は朝校舎内を歩き、行き交う全ての児童に挨拶を行い、登校班の班長は登校時に地域の人に出会った際は全ての人に挨拶を行うように心がけております。

坂城小学校は、さ・か・きの文字どおり、支えあう子、輝く子、鍛える子を目指し、輝く子の目指す姿は、爽やかな挨拶ができ、自分の思いを自分の言葉で語れる子になるよう指導していただいているところです。坂城小学校では代表委員会の児童が毎朝児童昇降口前に立ち、あいさつ運動を行っています。また、児童昇降口の壁にはシーズンごとに緑の葉の茂ったあいさつの木、大きな実をつけたあいさつの木、紅葉したあいさつの木、雪の結晶をつけたあいさつの木を育てております。育てると申し上げましたが、実際には模造紙に描かれた大きな木の幹により挨拶ができた際には、葉や実、雪の結晶などを張りつけていくわけですが、このことによって自分の挨拶の振り返りや、これからも頑張ろうといった気持ちを増進することを目指しております。

村上小学校では、生きる力を高め自立する子どもを学校教育目標として掲げ、日常生活であいさつ運動を展開しております。挨拶には心を開く効果がありますので、誰とでも気持ちのよい挨拶ができ、コミュニケーション能力を高めることができるようキャリア教育を目指

していただいております。6月2日付の村上小学校の村上小学校だよりには、校長講話の様子が掲載されておりました。5月の校長講話の際、校長から児童に挨拶を行うことによって、気持ちよくなるということを知っているかと尋ねたときに、ほとんどの児童が手を挙げたということです。以上、町内の小・中学校での取り組みについてお答えしましたが、児童・生徒が挨拶の大切さを認識しており、率先して挨拶に取り組んでいることがおわかりいただけると思います。

また、坂城高校では年度当初に生徒会役員が中心となり、校門前で大きな声で挨拶をしながら服装についても声がけを行っているとのこと。今年の4月4日付の職員向けに出された校長通信では登校時の生徒たちの様子が書かれ、コミュニケーションの基本は元気な挨拶であり、坂城高校は元気な挨拶ができる高校を目指し、一丸となって努力していこうという気持ちがあらわれており、非常に安心したところです。坂城高校でも挨拶の重要性が生徒に浸透し、率先して挨拶から行われている状況です。

続きまして、口の信州あいさつ運動についてお答え申し上げます。

このあいさつ運動は長野県青少年健全育成連絡会議等が主体となり、昨年4月から開始され、毎月11日を信州あいさつの日と定め、無理せずできる範囲で、できる人ができる方法で、大人から子供に向けて挨拶を行い、挨拶を通じて地域が子供たちを見守っていることを伝える活動です。

昨年4月の運動初日には長野市南部小学校をメイン会場として、あいさつ運動のあいさつサポーターに任命されたスピードスケート選手の小平奈緒さんや県のゆるキャラのアルクマなどが登校してくる児童におはようの声がけを行い、本格的なあいさつ運動がスタートしました。6月以降は長野駅、長野県庁、宮田村、長野市内の小学校、長野市篠ノ井地区、千曲市屋代駅、松本市など県下各地であいさつサポーターを初め地元高校生、ライオンズクラブ、婦人会、企業にお勤めの皆さんなどにも取り組みの輪を広げ、地域ぐるみの運動を展開しております。また、各市町村においては小・中学校、高校や駅などで挨拶の声がけを行い、広報誌等による啓発などのあいさつ運動を推進していると聞いているところでございます。

今年度の長野県内では、昨年同様に長野駅、松本駅や小学校、合同庁舎前にてあいさつ運動が展開されておりますが、年度が始まったところですので、各市町村の詳細については把握していない状況でございます。

あいさつ運動は、子供たちの自己肯定感が低いということで始められたということですが、今の坂城町の子供たちについては、毎年実施している小学校6年生、中学校3年生対象の全国学力学習状況調査の結果からも自己肯定感が低いとは考えておりません。坂城町ではこれからの未来を担う子供たちが健やかに育つために坂城町青少年を育む町民会議の教育部会、育成部会、環境部会と理事の皆さんに活動していただいております。

毎年7月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間、社会を明るくする運動強調月間ということで、例年7月1日には坂城駅とテクノさかき駅にて関係諸団体と青少年を育む町民会議の理事の皆さんで街頭啓発運動を実施しております。また、昨年7月11日の朝には坂城町婦人会の皆さんが坂城小学校、村上小学校、南条小学校の校門前にてあいさつ運動を実施され、いつも以上に明るい元気な挨拶をしてくれたとの報告を伺っております。

地域の方に学校、児童を支えていただいている活動に見守り活動がございます。ナルク信州さかき、坂城町婦人会などの皆さんが登下校時に交差点などにお立ちいただき、温かい目で児童を見守っていただいております。

今後の坂城町での取り組みですが、今年も7月1日に坂城駅、テクノさかき駅前にて街頭啓発運動を実施する予定で、その際にもおはようの声をあわせて実施する計画であります。

続いて、ハ、「あいさつの町さかき」の復活はでございますが、挨拶はコミュニケーションツールであり、挨拶なしではまちづくり、地域コミュニティの再構築はできません。四ツ屋区にあるあいさつ看板は、平成20年度に町の地域づくり活動支援事業の補助金を活用して設置され、青少年の健全育成に努めていただいているところで、大変ありがたいと感じております。町内でもかつて四ツ屋区以外にもあいさつ看板が設置された経緯があるということも伺い、地域やライオンズクラブの皆さんの子供に対する熱い思いに改めて感謝するところでございます。

さて、町としては役場を初めとした公共施設においては、よりよい接遇を意識して挨拶を行っており、職員提案によるチャレンジSAKAKIにおいて挨拶の徹底を図っているところであります。また、青少年を育む町民会議の中でも地域や多くの方との交流、通学合宿、環境浄化などの活動を進めており、引き続き地域関係各位と協力して青少年の明るい未来の創造につとめてまいるところでございます。

5番（柳沢君） 今、担当課長様からご丁寧な答弁をいただきありがとうございます。その前には、挨拶では本当に定評のございます町長様が基本的なお考えをいただきました。本当に今後の坂城町を占う上で非常にうれしいご答弁をいただいたわけですが、教育現場にははじめの問題から始まりまして多くの問題が山積しております。ここに挨拶問題を取り上げましたのは、教育問題を矮小化するためのものではありません。教育問題における挨拶は、例えるならば医者が聴診器を患者に当てるものと同じ作用がございます。今日この子は大丈夫かな、家庭で何か問題はなかったかな、そのようなことが挨拶からわかります。挨拶なんかしたくないと思うときもあるでしょう。これらも声をかけることによってわかることです。

巧言令色鮮し仁とも言われますように、心のこもった挨拶となれば一段と高みに行かなければなりません。昭和38年度の小さな親切運動に端を発したあいさつ運動は深いものがあります。しかしながら、武芸一般に言われますように、まずは形から入れです。先日お招きいただきました保育カーニバルでは、お呼びした講師の先生と一緒に園児たちが、おはよう元気の歌

とダンスを取り組んでいました。そういうところから始まり、あいさつの町さかきは復活されるような気がいたします。

次に、2としまして「おくるみ」栽培について質問します。

おくるみ栽培の復活についてです。無化学農薬、無化学肥料栽培でつくったクルミがおくるみでございます。オーガニックライフ向けのクルミをおくるみと名づけ、特産化、ブランド化したらどうかという内容ですが、これによっていろいろな課題が解決されます。そこで、伊としまして、定年後の仕事の状況はどのようなものかお伺いします。

定年を迎えられた町民のその後の生活パターンを把握されていると思います。要介護・要支援の認定を受けていない役4, 300人に及ぶ多数の高齢者の仕事内容についても把握されておられましたらお尋ねしたいと思います。

昨今、地方創生が叫ばれておりますが、地方創生は昨日や今日出てきた問題ではありません。以前から提起されていた問題であります。そして問題解決に取り組んできたものの、なかなか解決できない複雑な問題であります。このようなことを前提にこの問題に取り組まないと、話の進め方を誤るおそれがあります。地方創生とは難しい言葉であります。要は地方の人口を減らさないこととあります。都会へ東京へと人が流れる中で、地方の人口を減らさないことは並大抵のことではありません。しかし、問題の糸口はあります。なぜ人々が東京に流れるのかというと、一つには東京に仕事があるからです。したがって、坂城町に仕事があれば東京への流れは抑えることが可能です。坂城町は工業の町です。この強みを今後も継続させ、強化させていくことが肝心です。

世の中の流れを見ますと、これから伸びる可能性の高い分野は宇宙航空分野です。この分野にチャレンジしようとする企業が坂城にも増えてきたことは頼もしい限りです。坂城駅のエレベーターが話題になっておりますが、次は宇宙エレベーターです。坂城町でつくられた部品がこの宇宙エレベーターに使われていたならば、私は誇りに思います。夢のある町は発展します。坂城町の企業さんたち頑張ってくださいと思います。

二つ目には、地方には魅力がないから人口が増えないのです。魅力が増えれば人口減少に歯どめをかけることができます。昨今は平均寿命も延び、定年後も元気に働ける人が多いわけですが、働きたくても働けない人がいます。企業も定年後の再雇用につき努力してくれております。しかし、企業においても65歳が限度かなという感じであります。そんなわけで65歳からの仕事をつくり出せば地方の魅力もアップします。地方の魅力といっても多種多様ではございますが、高齢になってもできる仕事があるというのは町の大きな魅力の一つです。

口としまして、町の農業振興についてお伺いいたします。

町の農業振興策に定年後の仕事は入っておりますでしょうか。また、農業は都会にない魅力的な仕事として捉えておりますが、振興となると採算性が重要な要素となってまいります。こ

こまで持っていききたいなという目標額、数字的なものがあれば励みにもなります。そこで、坂城町としては農業の生産高や出荷額についてお調べいただいているとしたらお聞かせいただきたいと思います。

ハとしまして、おくるみ栽培は定年後の仕事としてどうかです。

農業振興策として見かけないものにクルミの栽培がございませう。オーガニッククルミの栽培となればなおさらです。無化学農薬、無化学肥料で栽培をする、これをおくるみと名づけましょう。薬を打たない栽培方法で何のことはない昔はみんなこれでした。近隣の市にはクルミを特産としているところもございませう。しかし、加工向けの非オーガニック系の栽培が主流であります。さらに大正時代から生産が盛んになったようです。

これに対し、坂城町には胡桃沢川という河川に名がついているように、わかるように、クルミが昔からなっております。果樹の前に栽培の盛んな時代もあったとのことですが、いたがいて、栽培の可能性については全く不安がありません。ただ、戦後はアメシロが入ってきまして、おくるみは毛嫌いされてしまいました。アメシロを知らない時代に大木となったおくるみは管理しきれず伐採されました。低木にしてしっかり管理すれば克服できる問題であります。ほったらかしにしておいてアメシロがつくのは、おくるみだけではありません。

企業の厳しい生産管理のもと活躍されてこられた方たちが、おくるみを生きがいになれば特産物まで発展する可能性もあります。発想だけで完了する地方創生などはございませう。壁を乗り越えたところに未来が広がっているのです。今ほどおくるみのよさが認知されず低価格で取り引きされていたため、他の作物に変更されたこともおくるみが消えていった原因でしょう。おくるみは健康食品で、スポーツ選手は研究しており、好んで口にしています。女性の平均寿命が短いと指摘された坂城町では一考すべき食品ではないでしょうか。

辛いおしぼりと甘いおくるみ、坂城町の特産物として絶妙のマッチングです。また、先ほどから話題になっておりますワインに対しても、おつまみとしておくるみは最適です。6次産業化の可能性も非常に高く、おくるみそばとして売り出してもよいでしょう。ドレッシングやジェラートに加えることもよいと思います。しかし、全ては栽培から始まります。無化学農薬、無化学肥料栽培のため収量は落ちますが、むき実は高価で取り引きされます。新たな栽培管理方法や販売方法に工夫を凝らせば、栽培方法がシンプルな上に軽労働で危険性も比較的低い農作業のため、定年後の仕事として定着する可能性は大いにあります。工業の町坂城は、おくるみによってその限界を超えることができます。工業の町坂城を補完するのはおくるみです。栽培方法が単純なので経験値が要りませう。ただ、植えてから実になるまで数年かかります。先を見て計画的に早く植えるか、将来かかわりたくなる人たちを見越して苗木を植えておく必要があります。

昼間人口の多い坂城町ではありますが、定年後も坂城町に住み続けようということまでおく

るみによって可能となります。日本におけるクルミの生産量は、2010年ごろからは年間約3万300tで、輸入量も同額でした。国内産は115tで長野県産は91t、全国第1位ですが、加工向けが35tと生食用は56tでございました。栽培状況を勘案し、その中でおくるみを探すとすると難しいとの計算が働くわけではありますが、このあたりの数字がおくるみの将来性を占う上で重要でございます。オーガニックライフ向けのクルミについて最新の統計がございましたらお聞かせください。

産業振興課長（塚田君） イ．定年後の仕事の状況は。ロ．町の農業振興策は。ハ．「おくるみ」について順次お答えいたします。

基本的には、個人のライフスタイルに関する部分でありますので、生活パターンはわかりかねる部分ではありますが、定年後の就業状況に関しては平成22年度国勢調査に統計データがありますので、参考としてお示しいたします。

それによりますと、当町の就業人口7,645人のうち産業別就業者は3次産業が46.6%、2次産業が44.8%、1次産業が8.2%の就業割合となっております。このうち一般的に定年とされる60歳以上の就業者が1,852人で、全体の24.2%を占め、その内訳としては3次産業が39.1%、2次産業が34.6%、1次産業が26.1%と定年後の再雇用や1次産業などの継続的な就業が比較的高いことがうかがえます。

そうした中で、現状の農業生産の品目別栽培面積と出荷額につきましては、平成19年度以降、国の市町村別農林水産統計が廃止されたため、町全体の農業生産の概要把握が困難な状況にあります。そのため、直近の指標として挙げられるものとして、ちくま農協において毎年算出している生産振興計画があり、これは前年度の出荷額に対して当年度の品目別栽培面積及び出荷額の計画を策定しているもので、栽培面積については推計値となっております。平成26年実績では、栽培面積がリンゴ99ha、ブドウ120ha、水稲152ha、花卉1ha、野菜3haとなっております。販売額ではリンゴが3億3千万、ブドウが10億円、水稲が4,400万、花卉4,700万、野菜2,600万円が実績となっております。当然、農協等の系統出荷以外にも市場外流通の農産物があり、この数字が全てではないことはご了承くださいと存じます。

以上の生産状況を踏まえ、関係機関や団体が連携して農業振興策を推進しているわけですが、定年就農者の栽培品目につきましては、作業負担や労力の観点で難しいもの、あるいは果樹など高い技術力と先行投資的な経費負担が大きい品目については導入作物として難しい部分もあります。しかしながら、農業後継者が不足する中でUターン、Iターンなどによる新規就農者や定年就農者の確保、育成は地域農業を維持、発展していく上で不可欠と理解しています。

町では農業支援センターによる農機具貸出制度やアグリサポート事業による農作業支援や農地流動化による農地あっせん、各種制度資金の窓口などのほか、ちくま農協や長野農業改良普

及センターによるアグリセミナー開催に伴う就農機会の増進や技術講習、経営支援など多様な形で農業振興を実施しています。そうした制度や体制を活用していただく中で、地域振興作物であるブドウ、リンゴ、水稲、花卉、野菜などのほか特産のねずみ大根、アスパラガス、ワインブドウの栽培も産地目標としていますので、就農をご希望される方はお問い合わせいただきたいと思います。

クルミを特産化、地域ブランドにしてはどうかとのご質問ですが、ご存じのとおりクルミは東御市を初めとする東信地域での栽培が多く、長野県は生産量で全国1位を誇り、21年度における栽培面積が160ha、生産量は132tに上ります。県では平成23年度に策定された長野県果樹農業振興計画書において、平成32年度を目標とする中で栽培面積は若干減少するものの160ha、160tを目指しています。ご質問にありましたオーガニッククルミということですが、その統計については申しわけございませんが、把握しておりません。

クルミは栽培管理が比較的容易であり、省力作物としての可能性や近年注目される健康食品としての効能が期待される作物であります。一方、個別の生産者が作付する場合は、やむを得ない部分ではございますけれども、栽培する上での課題として炭疽病の発生源になる可能性があり、注意が必要とされます。一般的に炭疽病はリンゴのほか梨、桃、ブドウ、黄桃など多くの果樹に病原性を示すとされ、ニセアカシアやシナノグルミなどが伝染源として知られています。シナノグルミの樹高は10mほどに成長し、炭疽病菌の伝染距離は40mから50mに及ぶとも言われることから、場合によっては緩衝帯の設置や地域を含めた栽培のための合意形成など栽培環境を含めた検討が必要になるかと思われまます。

これら対策や地域の理解を得る中で、生産振興が図られることが特産化や地域ブランドとして認知されるために必要なものと考えられますので、町といたしましても今後の取り組みを期待したいと考えております。

5番（柳沢君） まことに丁寧なご答弁をありがとうございました。定年後の仕事についてまで町がかかわらなければならないのかというご意見もございます。しかし、そこまで踏み込んで坂城町への定住をアピールしないことには解決しないのが地方創生の問題であります。今まで何年もかかってもうまく解決できなかった問題です。いろいろな課題はございますが、おくるみという具体的な糸口が見つけられたならば、果敢にチャレンジすることが大切です。他の市町村でも取り組める政策でございます。早めに取り組むことが得策であります。クルミは苗木を植えてから実がなるまで数年はかかります。クルミに取りかかるか悩んでいたときに、クルミの先生が言われました。「早く植えれば早くなる」明言だと思います。ぜひ、このおくるみ栽培を初めとし、坂城町には定年後も仕事があるよというような状況をつくっていくことが何よりかと存じます。

初めての一般質問で用語など曖昧な点もございました。修正していただければと思います。できるだけわかりやすい言葉で町民の皆様今回のテーマにつき膝を交えてお話ができるよう心がけ、質問させていただきました。あいさつ運動に取り組んでおられる企業もございましょう。さかき未来会議のように、これからという団体もございましょう。まだまだ私自身勉強不足でございます。情報をお寄せいただき、あいさつの町さかきの復活で頑張る所存でございます。細かい字で書かれた選挙公約も見られ、やりたいことがいっぱいあるんだということはわかったよ。でも議員じゃやれることも限られているし4年は短い、一つか二つでもできたらいいんじゃないのと温かいご忠告もいただきました。町民の皆様から与えられたせつかくの機会でございます。職務をしっかりと全うし、町民の皆様からお力添えをいただき、4年後には明るい挨拶を交わしながら、おしぼりに並ぶ坂城の名産に育ったおくるみを湯さん館でいただきたいものだと思います。次回は水素社会への取り組みについてお伺いしたいと思います。丁寧なご答弁ありがとうございます。

議長（塚田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時20分～再開 午前11時31分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、9番 塩入弘文君の質問を許します。

9番（塩入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

1の再び戦争をする国にさせないための、イの戦争するための安全保障関連法案について質問します。

私は町民の皆さんと話す中で、今の安倍内閣のしていることに恐ろしさを感じるとか、日本がまた戦争する国になってしまうのではないかなど心配の声を多く聞きます。先日、びんぐし店前で憲法9条を守り戦争に反対しようの署名をしているときも、何人もの方が自分から進んで署名してくださいました。それだけ今の安倍政権の進める安保法案の行方に危機感を持っている人が増えています。

この法案は、日本がどこからも攻撃されていないのに、自衛隊が世界中のどこへでもいつでも切れ目なくアメリカの戦争に参加し、海外で武力行使も可能とする法案です。これは明らかに憲法に違反する違憲立法です。最近のどの世論調査でも反対が多数を占め、80%の人が説明不足で今国会での成立に反対しています。6月4日に行われた憲法審査会に出席した3人の憲法学者全員がこの法案は違憲立法と断じました。自民党推薦の長谷部早稲田大学の教授も、従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明できないとし、憲法違反であることを主張しました。自民党歴代政権は、集団的自衛権の行使は憲法9条に違反するので許されないという見解を今までとってきました。安倍政権はそれを根拠もなく解釈改憲で変えようとしています。

ほとんどの憲法学者や弁護士がこの法案は違憲立法だと言っているのに、全く耳を貸さないのが今の安倍政権です。

6月6日にも信濃毎日にこのように報じています。そもそも今の憲法のもとで許される法案なのか。本来改憲しなければならないことを解釈変更ということで押し切ろうとしている、憲法をないがしろにする政府・与党の姿勢こそ問われると批判しております。自民党の稲田政調会長はこれに対して、国の安全を守るのは憲法学者でなく、私たち政治家だと憲法を無視した発言をし、国民に説明しようとしていません。もっとも安倍首相はポツダム宣言も理解していないし、新しい憲法は占領軍がつくったものだから、変えていかなければならないという主張をし、憲法をもとに政治を行うという立憲主義を無視している人です。

新しい憲法は本当に押しつけられた憲法でしょうか。私は現役のころ戸倉上山田中で社会科を担当し、憲法学習で一番大切にされたことは憲法の前文です。核心の部分にはこう書いてあります。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と高らかにうたっています。

安倍内閣のやろうとしていることは、政府の行為によって再び戦争を起こそうとしているわけです。しかも、主権が国民に存することを宣言しているのに、国民の多数が反対しているにもかかわらず、この安保法案を強行採決しようとしております。アメリカに行って7月中に成立させるとまで約束してきております。こんな国民や国会を無視するやり方は、民主主義や国民主権をないがしろにするものです。この新しい憲法は、日本の侵略戦争によってアジアの人2,000万人以上、日本人300万人以上も犠牲になったことを踏まえ、もう戦争だけはしたくないという、当時の国民の総意が込められております。決して押しつけられた憲法ではありません。悲惨な戦争体験はたくさん語られてきましたが、70年もたてば戦争を知らない人も多く、安倍首相も含め戦争の悲惨さは知りません。

私は、小学校1年の時に終戦を迎えました。身近な戦争体験といえば、満蒙開拓団や青少年義勇軍の悲惨な体験が今でも語り継がれています。長野県は全国で一番多く送り出した県です。満蒙開拓団に3万人、15歳以上の青少年義勇軍に約7千人を送り、多くの人が二度と祖国の地を踏むことはありませんでした。現在、映画「望郷の鐘」でも語り継がれています。坂城町でも215名が参加し、半数以上の120名が犠牲になっております。

私は現役のころ、先輩の教師から信濃教育会から地区ごとに目標が決められていたので、昼間は学校で、夜は家庭訪問をして子供と両親に説得し、無理やりに送り出した苦い経験を話していただきました。多くの犠牲者を出し、教員をやめた人もいます。自殺した村長もいます。このような苦い経験から、戦後教育の中で平和を何よりも大切に、「教え子を再び戦場へ送るな」というスローガンを掲げて平和教育に取り組んできました。教え子や若者たちを再び戦争に送り出してはならないというのがみんなの願いです。

日本は戦後70年間、海外で1人も殺さず、殺されずこれたのは武力による解決ではなく、憲法9条に基づき平和外交によって解決を図ってきたからです。今後もこの方向を進むべきだと私は考えます。この法案について町長はどのように考えておられるでしょうか。また、国民や国会で説明する前に、アメリカで7月中には成立させると約束している安倍首相の政治手法は、私は間違いだと思いますが、どのように考えていますか。

次に口として、町ではどのようなとりくみができるか。

第1に、非核平和の町宣言をし、平和を何よりも大切に考えている町として、どんな取り組みができるか。一つは今後の日本の進路を決める大問題を町としてみんなで考える場を計画できないか。二つ目には全国町村会を通して国に対し今国会での成立をやめるように働きかけることができないか。以上で第1回目の質問とします。

町長（山村君） 安倍内閣が成立を目指しております安全保障関連法案について、どのように考えるかというご質問についてお答え申し上げます。イ、ロ順次お答えを申し上げます。

まずこの問題につきましては、国家の安全保障にかかわる重要な問題でありまして、国会で審議中の案件でありますので、まずは国会において慎重に議論が進むということを願うものであります。しかしながら、戦後70年を迎えた我が国にとって安全保障のみならず、国のあり方そのものの大きなターニングポイントになり得る問題でもあります。国民的な関心が高まっており、こうして町の議会においてもご質問いただきましたので、私としての考え方を述べさせていただきます。

今国会で審議が進められております安全保障関連法案、いわゆる平和安全法制につきましては、自衛隊法など安全保障関連10本の法律等を一括して改正する平和安全法制整備法と諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を定める国際平和支援法の二つの法律から構成され、我が国と国際社会の平和安全のために切れ目のない体制の整備を図ることが目的とされております。

戦後70年、東西冷戦が終結してからは四半世紀を経過いたしましたが、この間、我が国では国際情勢の変化に対応するため、戦争の放棄をうたった憲法の枠組みの範囲においてPKOへの協力、テロ対策特別措置法など、その時々に応じた安全保障体制が整備されてまいりました。しかしながら、我が国を取り巻く国際情勢は、近年ますますその変化のスピードが増大し、混迷の度合いを深めているように感じられます。特に、東アジアにおきましては弾道ミサイルの配備、領土問題の顕在化により緊張感が高まっており、中東における資源配分と宗教間対立の問題は、過激化組織ISのような現代の国家の概念におさまらない勢力を台頭させ、国際的なテロリズムの脅威が拡大し、私たちの想像もつかなかったような事件が続発しております。

スピードを増す国際情勢の変化が、我が国の安全保障を大きく揺るがす中、刻々と変化する状況に対し、在外邦人の安全確保など、機動的な対応を図ることが重要な課題となっており、従来の個別事案ごとの特別措置にとどまらない切れ目のない機動的な対応を可能とする体制の

整備も必要となっているだろうと思われます。

私としましては町民の皆さんの安心・安全に対する責任がございます。国民の安全確保を担保するという点においては、この平和安全法制の効果に期待するものであります。しかしながら、我が国の安全保障政策は、何より恒久の平和を願う憲法の理念を尊重し、これに即していかなければならないものでございます。平和安全法制においては限定的ではあるものの、集団的自衛権の行使が盛り込まれました。集団的自衛権行使し得る状況として、我が国と密接な関係にある他国が攻撃され、我が国の存立が侵され、国民の生命、自由と権利が覆される明白な危険がある状態として存立危機事態という概念も新たに用いられておりますが、この存立危機事態の範囲が明確でないのではないかと議論になっております。

また、そもそも集団的自衛権の行使が、現行憲法上許容されるか否かという点については、依然として意見が分かれております。戦後歴代の内閣は集団的自衛権の行使については、憲法第9条が許容する必要最小限の実力行使の範囲を超えるため許されないとの立場をとり、この憲法解釈に基づき、安全保障のためのそれぞれの法整備を行ってきたという事実がございます。それでもなお、この平和安全法制を整備すべきであるとするならば、今日の我が国が置かれている国際情勢、国際的に果たすべき役割について、より丁寧な説明が必要でありますし、慎重な議論を進めるべきであると考えております。

また、お話にありました先日安倍首相が招待を受けたアメリカ議会での演説において、この平和安全法制の成立について言及しております。これはただし昨年の総選挙の際の自民党の公約にもこの法整備に取り組むとの記載がございました。安倍首相の政治的な主張であると捉えております。先ほど申し上げましたが、国会で十分な審議を行っていただきたいと考えております。拙速は巧遅に勝れりという言葉もありますが、重要な案件でありますので、是非とも議論を尽くしていただきたいと考えております。

続きまして、町としてどんな取り組みができるかというお話もございました。町の平和に対する取り組みといたしましては、先ほどもお話がございましたが、核兵器の根絶を願い平和で幸せな町を実現するため、昭和60年9月27日、非核平和の町宣言をいたしました。その後、昭和62年度には長崎市を中心に非核都市宣言を実施した自治体が加盟する日本非核宣言自治体協議会に加盟したほか、広島市長が会長となり核兵器の廃絶を国際的な規模で喚起することなどを目的とした平和首長会議にも加盟し、核兵器の根絶と平和を願う姿勢を共有しております。

また、町独自の取り組みとしまして毎年広島、長崎に原爆が投下された時刻に合わせて役場のサイレンを鳴らし、町民の皆さんとともに黙禱を行っているほか、毎年11月には戦没者の追悼式を挙行し、戦没者のご遺族とともに平和への誓いを新たにしております。

さて、安全保障関連法案について、町としてみんなで考える場が計画できないかのご質問

でございますが、安全保障関連法案は法案の捉え方、解釈等につきましては、さまざまな考え方がございます。そういった点を考慮する中では、町が主体的に学習会等を開催することはなかなか難しい状況であり、開催の計画はいたしておりませんが、さまざまご意見をお持ちの皆様方が、それぞれのお立場で学習会や勉強会等を開催することについて制限するということはございません。今までもいろいろおやりになっていらっしゃいますので、それはそういう意味で協力したいというふうに思っております。

また、全国町村会を通して、今国会での法案成立をとめられないかというご質問につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり、安全保障関連法案につきましては、十分に議論を尽くした上で慎重な審議をお願いしたいと考えているところですが、その賛否については首長の中にもさまざま考え方があって、町村会として意見の集約ができるかという懸念もございます。町といたしましては町村会の動きを含め国の審議の動向などを注視してまいりますが、議員の皆様を初め町民の皆様一人一人が、強い関心を持って国の動向に目を向けていくことが適正な審議につながるものと考えております。

いずれにしても、平和は全ての人の願いであり、今後も町民の皆様とともに安心して暮らせる坂城町を目指してまいりたいと考えているところでございます。

9番（塩入君） 今、町長から答弁がありました。特に安保法案については国会で慎重審議をしてもらうことが重要だという答弁です。ただ一つですね、やはり憲法学者、それから弁護士含めて法に関係している人は、ほとんどの方がこれは憲法に違反すると。憲法を解釈した後でやるんだったら別だけれども、憲法を解釈する前にやること自体は憲法違反だと、こういう意見が多いわけです。

そこで、第2回の質問にしたいと思いますが、まず安倍首相が国民や国会に問う前に7月中にこの法案を成立させるという約束をしてきたわけです。これについてはですね、本当に日本国民にとって重大な問題だと思います。日本の主権が完全にアメリカに奪われてしまう、イラク戦争のときもそうでした。アメリカの強い要請で自衛隊を無理やりイラクへ派兵しました。また今、沖縄で辺野古に新基地をつくらうとしています。オール沖縄の人が反対しているにもかかわらず、アメリカの強い要請で新基地をつくらうと強行しています。

また、最近の自民党の推薦した憲法学者も含めてほとんどの憲法学者がこの法案は違憲立法だと言われているのに、それに自民党が答えている根拠はですね、砂川判決を出しているわけですね。ご承知のように、砂川判決は米軍が日本に駐留するのは違憲だという地裁判決があったわけですが、伊達判決があったわけですが、それを覆すためにアメリカ政府が日本政府に働きかけて、高裁を飛び越して最高裁で合憲という結論を出しました。ただここには集団的自衛権には全く触れていません。これを根拠にしようとしているわけですが、このように歴史の節目節目で大切な場面で、アメリカの圧力が出てきているわけですね。この法案がそういう意味

で戦後最悪であるのは、憲法に違反しているということと、それからアメリカの圧力に屈して日本の主権が奪われている、そこに最大の問題があるんじゃないかと私は思うんです。やはり日本が責任を持って日本の平和と安全を守る、国民主権こそ大事にしなければならないのではないのでしょうか。アメリカに言われたからこうする、そういう問題ではないと思うんですが、その点について再度、町長に質問したいと思います。

町長（山村君） 先ほども申し上げましたけれども、ぜひとも国会でじっくり審議をしていただきたいということでありまして、個々の事案について私はここで解説し説明し自分の意見を述べるというのは差し控えたいというふうに思っておりますけれども、今のご質問に関連して言いますとですね、アメリカで約束してきたということではありますが、その前から彼は即成立すると、次の国会でやるというふうに言っていましたので、前の某総理大臣みたいに「トラスト・ミー」よりは少しはましかなというふうに思っておりますけれども、仮に外で約束してきても、これは成立しなければ、自分の評価は非常に下がるということでもありますから、別にアメリカと約束したからどうかと、そうじゃなくて、やっぱり国会でしっかり審議をして、それで賛否を決めるということが重要だろうというふうに思っております。

本件につきましては、先ほどお話しもありましたけれども、自民党、保守党が推薦、政権側が推薦した法律学者長谷部先生が違憲であると言ったのは多分、自民党も公明党もびっくりしたんじゃないかと思えます。あの先生は特定秘密法案のときには賛成だという証言をされた方ですから。これもですね、先ほど申し上げたように、ちゃんとした議論をしてしっかり準備をしないから、みっともないことになったんだろうというふうに思っております。全てにわたってですね、ばたばたしないでじっくりとした議論をしていただきたいというふうに思っております。

9番（塩入君） 今、町長から答弁がありました。本当にやっぱり国民がこれだけ大事な問題は国民が中心になって考え、国会で決めていくというのが民主国家、法治国家の道理だと思うんです。そういう意味で安倍首相が約束したことについては、全くこれは筋違いであるというふうに思います。

次に、口について2回目の質問をしたいんですが、先ほど町長は町として主体的にはできない。しかし、いろいろな団体がやるときには協力を惜しまないという答弁をいただきました。ぜひそういうふうにしていただきたいと思えます。特にこの法案についてもですね、全国的に首長でも自分の意見を表明している人もいます。長野県下におきましても中川村の村長とか下諏訪町の町長、こういう人たちが批判談話を発表しているわけですから、積極的に自分の考えを出すことも、今この大事な時期には求められているのではないかと思います。先ほど答弁していただきましたので、略して次のほうへ行きたいと思えます。

次に2の2期目の山村町政の重点施策について、イの子育て支援事業の充実をについて質問

します。

6月議会で町長は2期目の重点施策を述べられました。その中で人の輝く町や笑顔の町があります。子育て・教育・福祉の充実を図るとしています。町長が当選した日に、信濃毎日記者に2期目の課題を問われました。そのときに人口減少への対応はどうかとの問いに対して、町長は子育て支援の事業をもう一度作り直す。子供の医療費窓口無料化を県に働きかけ町独自でもできるものを目指していきたい、検討していきたい。保育料のさらなる軽減策も必要で、子育てしやすい町を目指すというふうに答弁されています。私もぜひそうしていただきたいと考えている1人です。私も今まで4年間、子育て支援・教育・福祉施策について何回も質問してきました。残されている課題について2期目の山村町政に期待する点を質問したいと思いません。

イの子育て支援事業の充実をについてですが、1番として子供の医療費の無料化を28年度から高校卒業まで実施できないかということです。4年前に私は始めてここで一般質問をしたときに、当時は就学前まででした。それが4年間の間に6年生まで拡大し、そして今年からは中学3年生までと、ホップ・ステップ・ジャンプということで本当に来年はジャンプしていただいて、高校3年生まで実現できるようにしていただきたいが、どうでしょうか。

次に2番目に子供の医療費窓口無料化について、県にどのように働きかけていかれるのか。

3番目に安心・安全な保育園にするために、第1に今年の4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。現状と課題をどのように考えていらっしゃるか、第2に昨年退職された正規職員3名分について、今年度中に採用するのかどうか。第3に子育て支援センターについて幾つか要望が出されています。例えば坂城町に引っ越してこられた方が、土日が閉館でびっくりしたと。夫は仕事で近くに友達もいない。土日も利用したいなど土日の開館を望む人もいます。せめて毎週土曜日の開館はできないかどうか。

第4に6カ月働いて3カ月休むという坂城町だけの雇用形態について、保護者や保育士からも何とか通年雇用にしてもらいたいという強い要望がずっとありました。私も何回か質問してきました。この年の3月議会でも質問しました。その折に町長は2期目に総合的に考えていきたいと答弁されました。改めてこれからどのように考えていくのか、町長の見解を求めます。以上で第1回目の質問とします。

ロがあります、済みません。ロも引き続きやります。

次に、ロの介護予防対策の強化について質問します。

第1に介護認定を受けている人の現状と福祉施設や医療機関との連携についてどのように考えているか。

第2に、介護予防など総合事業の今後の見通しと構想について。今年度から地域包括支援センターのスタッフが4名体制となりました。その活躍が期待されます。今後どのような取り組

みをされるのか。小布施町では病院と連携して、関節や筋肉が低下し要介護になるのを防ぐため調査・研究しています。長野県民の平均寿命は男女とも全国1位ですけれども、健康寿命は男性が71歳、女性が74歳で6位と17位であり低くなっています。要介護になる原因の1位が筋力や関節の障害によるものです。

そこで、坂城町でも居場所を多くつくり、そこで簡単な筋トレ器具を設置したり、専門家による筋トレ体操とか健康チェックなど定期的にやることはできないか。例えば介護予防教室などで夢の湯や北日名の公民館、今年より上平ふれあいセンターが年間を通して使用できるようになりました。今後このような居場所をどんどんふやしてほしいが、どうでしょうか。

第3に、県下でトップを切って始めた御代田町の介護予防、日常生活支援の総合事業についてどう考えるか。また、高齢者支え合いのポイント制度についてどう考えているか。

第4に、これから介護予防を充実していくためにはボランティアも必要になってきます。実質的に役立つボランティアの養成をどのように考えているのか。御代田町の高齢者支え合いのポイント制度も役立つと思いますが、どうでしょうか。以上、第1回目の質問とします。

福祉健康課長（大井君） イの子育て支援の充実をの高校生までの医療費無料化と窓口無料化の取り組みについてからお答えをいたします。

子育て支援に当たりましては、坂城町で子供が安心して育まれるとともに、子供たちの育ちと子育てを行政や地域社会を初め、社会全体で支援していくことが必要であると認識をしております。

その中でも子供の医療費につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、疾病の早期診断、早期治療を促進し健康の保持と増進を図ることを目的に、通院等外来診療につきましては平成24年度から小学校6年生まで拡大、今年度からは中学生まで対象とするなど順次拡大してまいりました。また、本議会に関連議案を上程させていただいておりますが、障害者の福祉医療の支給対象者につきましても、県の福祉医療費給付事業補助金の受給対象者の拡大も踏まえ、高校生までの所得要件を撤廃する改正案を提出させていただいているところでもございます。

ご質問の18歳までの福祉医療費の対象年齢の拡大につきましては、これまでも少子高齢化が進行している中、子育て家庭の皆さんがより安心して子育てが行えるよう検討を行い、子供医療費の無料化の対象年齢の拡大や保育料の軽減、子育て支援センターの家庭相談体制の充実等、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。18歳以下、高校生卒業まででありますけれども、の子供の入院通院等外来医療費の無料化につきましては、これまでも検討を踏まえまして来年度から実施に向けて準備を行い、さらなる子育て家庭の支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、子供の医療費の窓口無料化の取り組みについてお答えをいたします。

現在、坂城町の福祉医療費は長野県市長会、町村会の代表で組織される長野県福祉医療費給付事業検討会で決定された方法に基づき県内統一の方法として、受診月の二、三カ月後に指定の口座に振り込む自動給付方式を用いて医療費の無料化を実施しております。この方式により、医療機関から発行される診療報酬の内容や金額から高額療養費や賦課給付費など給付状況を確認し、重複給付にならないよう審査機関、これは国保連で行っておりますけれども、審査機関が一括審査したデータを用いて福祉医療費の適正な給付を行っております。

ご質問の窓口無料化に当たっての課題といたしましては、乳幼児などへの自己負担分を市町村が独自に軽減すると医療機関への受診がしやすくなり、結果として医療費が増加するとして市町村国保への国庫負担が減額される、いわゆる地単カット、ペナルティーの措置がとられ、市町村国保の負担が増加するということが課題として挙げられます。しかしながら、現在47都道府県中37都道府県で何らかの形で窓口負担の無料化を行っている中、国に対しペナルティー措置の見直し、廃止を求めていくことが必要であると考えてもおります。

また、実施に当たって町村会、市長会、データを取り扱う国保連や医師会等との調整や膨大な秘匿性の高い個人の情報を扱う必要があることから、その合理性、効率性、実効性を考慮すると、県が主体となって取り組むべき課題とも考えており、実施に向けての課題や他県の状況等を調査、検討し、県に働きかけてまいりたいというふうにも考えております。また、当町といたしましては、所得の少ない世帯の中で医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の窓口支払い分について貸し付けを行う福祉医療費の貸付制度の見直しや手続の簡素化等についても今後検討を行い、受診者や受診者の扶養者の方々の負担の軽減を図ってまいりたいというふうにも考えております。

続きまして、口の介護予防対策の強化についてお答えをいたします。

初めに、要介護認定を受けている方の現状について申し上げます。3月31日現在の認定者の状況であります。要支援1・2の方が124名、要介護1・2の方が268名、要介護3以上の方が304名で、合計696名の方が要介護認定を受けておられます。この人数は町の65歳以上の人口の13.8%に当たり、認定者数は徐々に増加しており、特に最近はや支援から要介護1の比較的軽度の方の増加が目立っております。重度の要介護者は主に施設介護を受けられ、それ以外の方は介護サービスを利用しながら在宅での生活を送られておられます。

また、町内の介護事業所等につきましては、入所施設といたしまして特別養護老人ホームが3カ所、グループホームが1カ所ございます。在宅で介護を受けている方が利用できるデイサービスは5カ所、宿泊をするショートステイは2カ所、また自宅にヘルパーが出向く訪問介護サービスの事業所が2カ所、訪問入浴サービスを提供する事業所は1カ所ございます。これら介護サービス提供事業所から必要なサービスを受けられるよう、利用者を担当するケアマネ

ジャーが連絡調整を行うことにより、ケアプランに沿った適切な介護サービスが提供されているところでございます。

また、福祉施設と医療機関との連携につきましては、例えば緊急にショートステイの利用が必要になったときなどは、担当ケアマネジャーと地域包括支援センターが連携し、介護サービス提供事業所へ利用の手続きを行っております。また、退院後すぐに介護サービスの利用が必要な場合は、介護等の認定者の入院中から医療機関関係者と連携を図り、在宅生活に向けてサービスの提供方法などについて調整を行っており、地域包括支援センターを中心に介護サービス提供事業所、医療機関関係者、担当ケアマネジャー等で情報の共有を図りながら迅速な対応を図っておるところでございます。

次に、これからの介護予防や生活支援事業の中心となる総合事業の今後の見通しについてでございますが、要支援認定を受けられた方への訪問介護サービスと通所介護サービスが制度改正により滞ることのないように、常に安定したサービスが提供できる状態にしておくことが大切であることからスムーズに移行するための準備期間をとり、平成29年4月からの実施を予定しております。

事業の実施につきまして、平成25年度に実施した高齢者生活・介護に関する実態調査の結果や、高齢者の支援に深くかかわるケアマネジャー等の意見を聞く中で、高齢者の生活支援などニーズ把握や子のニーズに応えるための方法などを調査研究し、高齢者の方が住みなれた地域においてできるだけ長く暮らしていただけるための支援を実施してまいりたいと考えております。

また、ご質問のありました御代田町の総合事業につきましては、本年4月1日から事業が開始されております。御代田町では訪問介護サービスと介護サービス提供事業者により、今までと同様に身体介護と生活援助を組み合わせた訪問介護サービスや利用料を下げ、身体介護を含まない生活援助のみのサービスを提供する訪問介護サービスを新たに実施しております。

また、通所介護、通所型サービスにおきましては、訪問サービスと同様に今までと同様のサービス提供による通所介護サービスと料金を下げ、入浴を含まない通所介護サービス、さらに住民が主体となって運営する通所介護サービスを実施しており、今後参考にしてまいりたいというふうに考えております。

総合事業では、今までと同様既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者を初め住民ボランティアが担い手として積極的に参加する支援まで、さまざまな方法が可能となります。事業の実施に当たっては先進的な事例なども参考にしながら、サービスの内容やポイント制度のあり方、当町の実情に合ったサービスを検討してまいりたいと考えております。

次に、ボランティアの養成についてでございますが、町社会福祉協議会においてボランティア活動のきっかけづくりとして、ボランティア講座の開催やボランティア団体の立ち上げ支援、

相談等を行っており、さまざまボランティア団体が活動をしております。中でも地域支援グループは町内各地区に19グループがあり、さまざまな活動を行っておりますが、現在5グループが休止をしております。活動しております14グループにつきましては、活動状況に差異はございますが、健康体操やレクリエーションなど、それぞれ独自の活動をしているところでもございます。

町においては、この地域支援グループを中心に介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応などの研修会を開催し、サービスを提供できるボランティア団体として育成するなど検討してまいりたいと考えております。今後につきましては年々高齢化が進行する中、高齢者が住みなれた地域の中で、健康で生きがいのある生活が営めるよう地域支援グループなどの活動を支援し、要介護状態の発生防止と減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

子育て推進室長（宮嶋君） イ. 子育て支援事業の充実を、の中から3. 安心安全な保育園にするためにについて、子ども・子育て新制度になったの現状と課題をどう考えるか、子育て支援センターについて毎週土曜日開館できないか、6・3体制の見直しの検討はできないかについて順次お答えいたします。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て支援新制度が本年4月1日から実施されました。

子ども・子育て支援新制度で国が目指すものは、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供とし、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の普及を図ること。二つ目は保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善で、地域のニーズを踏まえ認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などに対する設置等の促進、新たな財政措置を行い、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図ること。三つ目は地域の子ども・子育て支援の充実で、地域における子ども・子育て支援に関するさまざまニーズに応じられるように、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かりなどのサービスの拡充により子ども・子育て支援の充実を図ること、以上三つの目的を目指すものとされております。

町では子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するために、町民に対するニーズ調査の結果等を踏まえ、平成27年度から5年間を1期とする坂城町子ども・子育て支援事業計画を策定し、町の実情を反映した新しい制度の構築を目指し取り組んでおります。当町におきましては、新制度に移行する認定こども園はございません。また、町内の私立幼稚園は現行制度のまま継続しておりますことから、今までどおり3保育園で保育を実施しております。

次に、入園に関する関係でございますが、新制度では保護者に保育の必要性の認定申請及び施設の利用希望を申し込んでいただきます。子供の年齢や保護者の就労状況、家庭環境等から認定書と保育利用決定通知書を交付し、利用先への入園を決定いたします。

新制度において27年度以降保育所に入所されるお子さんについては、年齢による資格認定や保育の必要性に応じ新たな保育時間として、朝7時半から夕方6時30分まで最長11時間の保育が利用できる保育標準時間、そして8時30分から4時30分まで最長8時間の保育が利用できる保育短時間の2通りの保育時間体制となりました。

また、保育の必要量に応じて利用者負担額や時間外保育となる時間も変わることになりました。保育の必要量につきましては、保育を必要とする事由として就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、修学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業中に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることなどの事由により、保育時間の区分を認定いたしました。この保育を必要とする事由については、保護者が修学や求職中などの場合でも必要に応じ利用をできるようになったことなど、今までの入園基準より入園要件が緩和され、より保育園等が利用しやすくなりました。

保育時間につきましては、保育標準時間利用が最長夕方6時30分まで、利用者負担額の基準額、つまり保育料で保育を利用できることになりましたので、時間外保育を利用されていた方にとりましては時間外保育料の必要がなくなり、時間外保育の軽減が図られました。

また、保育料につきましては、国が定める基準を上限として保護者等の町民税等に応じた保育料を新たに決めました。新しい保育料は今までの保育料の9階層から16階層に細分化するとともに、保育料の軽減を図りました。さらに多子世帯への保育料の軽減を図るため、小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用する子供が2人以上いる場合、年齢の高い順から1人目のお子さんの保育料は満額、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料としておりますが、引き続きこの軽減措置に加え、第1子、第2子のお子さんが小・中学生以上になっても第3子以降のお子さんの保育料を半額としております。このように保育料の面でも保護者の皆様の経済的負担の軽減、支援を図っておるところでございます。

保育標準時間認定と保育短時間認定の比率でございますが、27年度6月現在の保育標準時間認定が171名で全体の54%、保育短時間認定が147名で全体の46%、若干保育標準時間認定の方が多い状況でございます。なお、平成26年度から在園しているお子さんがいるご家庭につきましては、本来なら保育短時間認定の場合であっても、そのお宅が不利益にならないよう新制度の移行期間においては保育標準時間の認定としておりますが、その後、保護者のご希望により保育短時間に変更されるケースもあり、先ほどの保育標準時間と保育短時間の状況のような比率になっております。

年度当初においては、今までの早朝保育、時間外保育となる時間帯を利用する方が若干増えるのではないかと予想しておりましたが、保護者の勤務上の都合など保育を必要とする時間によって保育を利用することになるため、若干早めに登園する子や若干遅くお迎えに来るようになった方が多少増えましたが、就労時間等の関係から今まで時間外保育を利用していた利用者

が、時間外保育を利用しているというような状況にほぼ落ちついてきたところでありまして、今までの体制の範囲の中で保育に当たっている状況でございます。

新制度が始まり移行したばかりでありますので、今後の状況をさらに注視し、共働き家庭だけでなく全ての子育て家庭を支援するよう充実を図り、保護者の皆様に安心して預けていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、3の子育て支援センターについて毎週土曜日開館できないかについてでございますが、子育て支援センターの開館日については、現在土曜日及び日曜日・祝日、12月28日から1月4日までを除く毎週月曜日から金曜日、また毎月第2・第4土曜日の午前中、正午まで開館をしております。

土曜開館を利用されている状況でございますが、各ご家庭において土曜日、日曜日はお父さん、お母さんの休日となることから、ご家庭でゆっくりお父さんやお母さんと過ごしたり、ご家族でお出かけしているご家庭が多いことからか、平均して2組ぐらいの親子の方が土曜開館を利用いただいているという状況でございます。また、子育て支援センターでは大勢の皆さんにご利用いただけますよう、第4土曜日においてはサークル活動、親子の会を行うなど、そのほかのサークルの皆さんにもお声がけをし、ご利用していただくようにしている状況でございます。

先ほど申し上げましたが、土曜日の利用状況を見ますと平均2組であったり、日によっては1組も来ない日があったりしている状況もございます。当面今までどおり第2、第4土曜日に子育て支援センターを開館してまいりたいと考えております。

子育て支援センターは、地域の子育て家庭を応援し、育児相談を初めとする子育てに携わる皆さんの交流・情報を通じて子供の育ちを喜び合い、ともに悩み、考え、育てる場であり、いつでも気軽にセンターに来ていただき、相談員と直接顔を合わせ、お子さんを遊ばせながら育児のこと、またはお子さんの発達のことなど相談できる場となるよう、心が通う支援に引き続き心がけてまいりたいと考えております。

次に、6・3体制の見直しの検討はできないかについてでございますが、保育園の臨時保育士、パート保育士の募集につきましては、募集する段階において1年採用と6カ月採用と明示をして募集しております。お申し込みされる方が、それぞれの自分に合った働き方を選択してお申し込みをされ、雇用している状況でございますので、6カ月雇用で働いていただいているパート保育士の方につきましては、申し込み時点において6カ月雇用ということをご理解していただいております。また、6カ月雇用の保育士につきましては、多くの方は扶養の範囲内の働き方をしている方でございますので、それぞれの希望やご家庭の事情などにより、働き方の選択をされているものと推察しております。保育園では働く場や選択できる方法を広く提供しているものでございます。

本年度より1年を通して加配をお願いする臨時職員の雇用を行っております。療育手帳や医療機関の診断書、また児童相談所の意見書などにより、支援の必要なお子さんへの加配保育を行っておりますが、一昨年から保育士職員全員で継続加配支援の必要性と効果、要支援児への加配支援判定要件などについて検討に検討を重ね協議して、保育園職員全員で要支援児の保育支援基準案となる原案を作成いたしました。これに基づき、昨年度保育園で実施しています、すすすく相談、すすすくランドにかかわっていただいております臨床心理士、家庭児童相談員、教育コーディネーターの先生方や子育て支援センター所長、保育士などで組織する要支援児保育支援委員会を立ち上げ、心身に障害のある子供や発達上に問題のある子供に対して望ましい保育支援、加配保育の必要性などについて担任保育士等の意見を参考にしながら、一人一人に合った保育内容、加配の体制について調査、審議していただきました。

その結果、27年度におきまして2名の子供に対して同じ保育士が1年を通して加配保育に当たることが必要であるという判断をいただいたことから、それぞれの子供に対して1人の保育士が1年を通じて加配保育に当たれるよう見直しを図り、臨時保育士を2名雇用いたしました。障害を持つ子供たちが、1年を通じ同じ保育士が加配保育に当たることにより大きく成長し、またクラス全体もより安定した環境となり、安心して園生活を送ることができ、子供たち全員が成長していくことを期待しております。

今後におきましても保護者の皆様が安心して保育園を利用していただけますよう安全・安心な保育に心がけ、必要に応じた保育体制を構築し運営してまいりたいと考えております。

総務課長（田中君） イの子育て支援事業の充実をの中の保育士にかかわる採用の考え方につきましてお答えをいたします。

保育士につきましては、昨年度と今年度の人数の単純比較では3名の減となりますが、25年度は退職者がいない中、2名を新規採用しておりますので、昨年度退職した3名が全て減員、減ってしまったという状況ではございません。そういった状況を踏まえる中での来年4月1日採用の保育士につきましては「広報さかき」6月号、有線放送や町ホームページに掲載し募集を行い、現在取りまとめをしている状況でございます。保育士募集に際しましての採用予定人数につきましては若干名といたしており、来年度に向け試験を行いまして有能な人材を採用してまいりたいと考えております。

9番（塩入君） 答弁が非常に長くて質問をする時間がほとんどなくなったわけですが、特に一つだけ、質問じゃなくてまとめの意見として述べたいと思います。

6・3制の問題についてですが、町長が4年前に立候補されたときに、新日本婦人の会の坂城支部の公開質問状を出しました。その回答では次のように述べています。保育士などの臨時採用についてどう考えますかの質問に対して、子供にとっても短期・不定期の指導者が多いのは問題と考える。重要な課題であり検討したいと回答されています。良識ある回答だと思いま

す。町長も初心に戻って考えていただきたいと思います。

今、課長の答弁もありました。特に問題のある、障害のある子供は南条保育園から2名につきましては継続的にやるようにしたという、段階的にこれから進めていきたいという趣旨の発言がありました。それも踏まえてですね、やはり今後町長の初期の公約である点も十分配慮していただいて進めていただきたいというふうに思います。

残り1分になりましたけれども、今日は私、一般質問で特に今問題になっている安保法案については、本当にこれから日本が平和を続けるのか、日本に戦争にまた再度突入するのか、本当に重要な岐路に立っています。今こそ国民一人一人が声を上げていくときじゃないでしょうか。自分の意思をはっきり持つていくときだと思います。それから、今度の子育て支援については高校3年ということで本当に前向きな回答よかったと思います。ぜひ2期目の山村町長に期待申し上げて一般質問とします。

議長（塚田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日16日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時31分）

6月16日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	伊達博巳君
財政係長	伊達博巳君
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	竹内祐一君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 地域の連携・連帯、地域づくりについてほか | 滝沢 幸映 議員 |
| (2) 町道及び公共施設の樹木について | 山崎 正志 議員 |
| (3) 町道039号線についてほか | 入日 時子 議員 |
| (4) 第2期山村町政についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まず、お願いでございます。私の行動姿勢といたしまして、町民の皆様、地域住民の皆様に関わりやすい議会を心がけております。各関係部署、関係各位様におかれましては、でき得る限りわかりやすいご答弁をいただければ幸いです。

さてであります。6月14日に閉幕いたしました第10回ばら祭りでは、昨年実績14%増の4万1千名の方々に町の内外、また県外からも多くの皆様にお越しいただき、成功のうちに幕を閉じました。ここに心よりお喜び申し上げます。薔薇人の会の皆様、町長初め町職員、各関係機関の皆様には、たゆまぬ努力とそこご苦労に対しまして、心から敬意をあらわすものであります。私も交通指導員として数日その職に当たりましたが、多くの方にお褒めの言葉をいただきうれしく思った次第です。今後もばら祭りを町の中心に商業・観光の発展につながるよう期待するところでございます。

では、私の質問をさせていただきます。初めに山村町長は、さきの所信表明で、輝く元気な町づくりの実現に向け、四つの柱を軸として掲げられました。町政2期目のスタートに当たり大いに期待をするとともに、町政発展のためには、協力を惜しまないところであります。また、町の第5次長期総合計画では、町の将来像として、人がともに輝くものづくりの町をまちづくりの基本理念と位置づけ定めております。

主要課題、自律と協働によるまちづくりでは、将来を見据えて市町村合併を選択せず、みずからの規律に従って判断し行動する自律のまちづくりを進めるとし、その自律のまちづくりをさらに推進するためには、住民、地域、企業、行政などが一体となり、それぞれの役割分担を明確にし協働していくことが不可欠であるとし、また明日のまちづくりを担う人材育成では、住民と自治体の関係は住民でできることは住民でが原則で、自律のまちづくりに向けて住民が主体となって創造性と自律性を培い、住民、地域、企業、町が一体となって地域づくりを実践していくことが必要であるとしています。

さて、そこで1番目の地域の連携・連帯、地域づくりについて次の3件について質問いたします。

イとしまして、山村町長のすすめる地域づくりとはであります。私たちは、このように生を受け地域の多くの皆様に見守られ育てられ、地域の伝統芸能・伝統文化に触れ、さらにこの大きな自然に包まれて成長し社会へと巣立ってきました。しかし今、人口減少とリンクする少子高齢化の時代、私たちの地域は諸問題を抱えているのも事実です。そして新たなる発想を求められています。どうしたら、各自治区の連携・連帯がとれるのか、どうしたら子供たちから高齢者の方まで安心・安全で子育てや老後の心配がなく暮らせるのか、地域防災、地域医療、福祉とあわせ、その悩みは尽きません。

昨年11月の長野県北部を震源域とする神城断層地震では、白馬村、小谷村でも大きな被害を受けました。白馬村の堀之内地区では、多数の住宅が倒壊したものの地域の支え合い、助け合いにより人的被害は最小限にとどめることができたこと、その報道は記憶に新しいところです。

また、小谷村の中谷、土谷地区では、スキー場が大きな被害を受け、毎年地区で行っていたスキー大会の開催が危ぶまれる事態となったそうです。しかし、各地域の皆さんの協力と地域おこし協力隊員と集落支援員の、まさにその支援と努力で無事開催にこぎつけ、多くの住民参加のもと成功されたそうです。その困難なときに地域力を結集されたすばらしい事例だと思えます。

私たちの町でも先人が残してくださった古くからの伝統芸能・伝統文化、今の坂城町の発展につながる農業・工業・商業の歴史、この美しいふるさとの自然、そして何よりも温かな思いやり・支え合い・おもてなしの心の豊かさはどの市町村にも引けを取らないものと自負をしております。

町でも少子高齢化、人口減少に伴い多くの施策を打ち出しております。また、国でもまち・ひと・しごと創生法を定め、それらに関する施策を総合的にかつ計画的に実施するとしています。しかし、その地方総合戦略をめぐる、多くの市町村が懸念を示しているのは関係部署、関係者の皆様周知のところであります。私はその中、上からだけで物を見るのではなく、やはり私たちの生活の基盤である地域からの底上げ、地域力アップが不可欠であると考えます。

子供たちを育てるのは地域、その巣立っていった子供たちが将来坂城町で働きたいとき、帰ってくるのは自分が生まれ育った地域、空き家バンクで新たに暮らしを始める方、またＩターンを受け入れてくれるのも地域、新たなる農業振興の担い手が生活していくのもその地域です。私たちがふだん何げなく暮らしている地域とは、人と人を信頼で結び育んでくれる何物にも変えがたい大切な存在であると考えます。

さて、その中で、私たちが日々暮らしている地域の果たす役割とは何でしょうか。まちづくり推進のため、地域づくりは欠かせないものと考えます。そのあるべき姿をお示してください。

ロとしまして、地区連絡員の役割りと現状はであります。町２７自治区に町職員が連絡員として配置されておりますが、その役割りと現状についてお尋ねいたします。そして、担当区とどのようなコミュニケーションをとっているのでしょうか。

ハとしまして、町ホームページにおける地域活動のお知らせについてであります。町ホームページは、さまざまなサイトから坂城町を紹介し、町の方向性を示していますが、残念なことにそこに地域活動を紹介するサイトがありません。技術的にも管理の面でも難しいと思いますが、検討いただきたいと思っております。

以上につきまして、お答えをお願いいたします。

町長（山村君） 今、滝沢議員さんからご質問いただきました。その中で、１の地域の連携・連帯、地域づくりの中のイについて私のほうから回答させていただきます。ほかは担当課長のほうからご説明申し上げます。

さて、核家族化や少子高齢化が進む中で、協働のまちづくりを進めるために、自治区を単位とした地域コミュニティ活動が重要となっております。地域づくりを進めていく上で、互いが助け合って地域を守るという観点において、各自治区の役割りは非常に大きいと認識しているところであります。自治区を初めとする住民の主体的なコミュニティ活動は、人と人とのつながりを深めるとともに、豊かで明るく住みよいまちづくりにつながるものと考えられます。

各区におきましては、自主防災組織による防災訓練、防災マップの作成、危険箇所のパトロールなどの災害対策を初め、地域に残る伝統的行事のお祭りや世代を超えての交流事業、遊歩道、公園の整備、道水路の官役などの環境整備、あるいはスポーツや文化を含めた各種交流事業が、地域内で活動として行われております。

行政としましても、自治区のコミュニティ活動を支援し、住民参加のまちづくりの推進を図っているところでもあります。地域づくり支援の一環としましては、地域づくり活動支援事業を各自治区及び任意団体を対象に行っております。本事業につきましては、各区や任意団体の創意工夫により地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動・事業に対しての助成、支援を行うことにより、多くの町民の皆さんに参加いただき、コミュニティ活動の活性化が一層図られるものと考えております。

この事業の特色としては、各区の実情に合わせて環境整備や人材育成、文化・伝統の継承、地域情報発信など、細やかで多様な形態での事業実施が地域住民や団体の指導によって図られ、地域住民が参画することによってまちづくり・地域づくりに貢献することが可能な柔軟性のある事業であります。こうした活動を支援することにより、コミュニティ形成に資することはもちろん、地域も町も元気になるものと考えております。

また、各区長さんを対象として、長野大学の教授を講師に招き地域づくり勉強会も開催し、これからの住民自治と地域づくりをテーマに講演をいただき、各自治区の運営などの参考となるような機会も設けております。

次に地域との連携についてですが、町行政の円滑な運営と行政効率の向上を図るとともに、町、企業、住民との協働によるまちづくりを推進するため、行政協力員の皆様に委嘱し、町政の普及推進に関することなどの行政事務を行っていただくほか、救急医療情報キットの配布など、医療、地域防災にも力を入れ、まちづくり全体においてさまざまなご協力をいただいております。ハード面の整備につきましても、道路、河川等の改修工事につきましては、毎年地域のご要望をいただく中、各区と各担当課による立ち会いのもと、危険箇所など優先的な箇所から順次町単補助工事として対応しているところでございます。

また、1期目の就任以来4年間、各自治区の新年総会など、いろんな行事になるべく出席いたしまして、町民の皆様と膝を交えて対話することで、皆様の生の声をお聞きするよう心がけてまいりました。区民の皆さんの貴重なご意見などをお聞きするよい機会であり、まちづくりの参考になればと考えております。

今後も地域や町民の皆様方が主体となって取り組む地域づくり活動を支援し、コミュニティ活動についての意見交換や情報を共有しながら、地域と企業、行政が連携した協働によるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

今までも4年間もういろんな取り組みを一緒に考えてやってきましたけれども、ぜひともこれからですね、今までこうやっていたからこうじゃなきゃならないとか、これはできないんじゃないかということではなくて、新しい取り組みをどうできるかということこれから皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

企画政策課長（柳澤君） 地域の連携・連帯、地域づくりについて。ロとハについて順次答弁申し上げます。

まず、ロ、地区連絡員の役割りと現状についてでございますが、第5次長期総合計画の重点課題の一つである自律と協働のまちづくりの一環として地区担当連絡員を設置しております。役割といたしましては、各自治区の区長さんを初めとする役員の方が、役場への文書や収納金品の納入などで役場にお越しいただく時間がない場合に、文書等の受け渡しを行うこと、あるいは地域活動に関連した相談、役場担当部署との連絡調整など、地区住民と行政を結ぶパイプ

役としての活動がございました。

地区担当連絡員には、原則として各自治区に居住している職員を任命しておりますが、一部の自治区におきましては、職員が居住していない場合、近隣に居住する職員を任命しているケースがございます。地元で職員が配置されている場合は、かなりコミュニケーションがとれている場合もございますが、地元自治区に居住していない職員が連絡員となっている場合などは、相談や連絡調整などのコミュニケーションが不足している場合もあり、地域によって温度差があるのが現状でございます。これまでも、行政協力員会などで地区担当連絡員制度をお知らせをしているところでございますが、再度PRに努めてまいります。

一方、連絡員の活用につきましては、地域の実情などで異なってくることを考えられますので、各区からの要請に応じ対応を図り、各自治区と行政とのつながりを大切にしていこうと考えてございます。

続きまして、ハ、町ホームページにおける地域活動のお知らせについてお答え申し上げます。現在、町のホームページでは、町の概要、観光、イベント情報、広報さかき、公共施設案内などのほかに、町での出来事をリアルタイムで更新して情報発信をしている「さかきのできごと」など、日々町内外に最新情報の更新、発信に努めているところでございます。また、外部サイトへのリンク数も30を超え、情報発信のツールとしては最も有効な手段の一つとして運用をしている状況でございます。

それぞれの自治区の活動、事業、行事などを町ホームページにより紹介することについては、町と自治区、あるいは自治区同士での情報の共有にもつながると考えております。方法といたしましては、町ホームページに直接サイトを設け、例えば自治区の役員の方がサイトを更新する方法ですとか、各自治区で作成したホームページ、ブログなどを町ホームページにリンクさせる方法などが挙げられますが、これらの方法は、情報セキュリティ上の問題もあり困難な状況でございます。

こういったことから、各自治区で紹介したい行事などがある場合につきましては、自治区にてそれぞれ紹介文を作成していただき、写真とともにご提供をいただければ町ホームページ内の、例えば「さかきのできごと」などに掲載させていただくことにより対応はできるのではないかと考えるところでございます。以上です。

6番（滝沢君） ただいまご答弁をいただきまして、現在の状況と町長のお考えは理解をいたしました。2回目の質問をいたします。

町長のお答えにつきましてですが、この地域づくりの質問は過去余りされなかったと聞き及びます。町長の答弁を一つの指針とし私の活動の柱として今後、地域おこし協力隊員、集落支援員を含めリサーチ・分析・研究、そして提案をしてまいりたいと思います。

口についての質問ですけれども、これはなかなか本来の職務の上にさらにというのは大変だ

とは思いますが、今、課長のほうから答弁がありましたように、ぜひ町と区とのパイプ役として助言なり提案をさらに進めていただきたいと思います。

実は、私もこの職につきましてから、区の区会には出席するようにはしておるんですけども、ぜひ地区連絡員さんにも年に数回でもいいんですけども、区会等に出席してコミュニケーションをとっていただきたいという思いでございますが、そこら辺はいかがでしょうか。

それとハの町のホームページについてですが、今のご答弁のようですね、27区全て載せるというのは難しいということで、町のお知らせ的な形でということ、なかなか各区が積極的にそれを掲載してということは難しいと思います。ですので、例えば「わが区じまん」というようなサイトをつくっていただいて、そこをリレー形式で各自治区の皆さんがどういう、1カ月に1回とか2カ月に1回なのか、半年に1回かわかりませんが、そういう形でリレー形式で紹介していくというようなサイトも難しいでしょうか。そこら辺のお答えをお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、地区担当の職員の部分でございます。これにつきましては、先ほども若干触れましたけれども、区内に居住している部分、あるいは区外というような状況もあります。中には、既に区会議員というようなところで活動をしているような状況がございます。そういったところでは、区会というところにも積極的に参加をしていけるのかなという部分があります。一方で、他地区というような状況の部分につきましては、区会というところまでについては、区の事情というのもございましょうかと思えます。そういったことで、区の要請がある中で出席等について検討させていただきたいと思えます。

それから2番目のホームページの部分でございます。リレートークのような形式ができないのかというような状況であります。これにつきましては、現在、坂城の町のできごとというようなところにつきましては、すぐに対応ができるのかなというような考え方をしておるんですけども、別の部分での新しいコーナーを設けるというような部分、あるいはそういう方法ができるのか、また各地域におきましてそういった部分でのご協力という部分の調整もございまして、今後、検討・研究をさせていただきたいと思えます。

6番（滝沢君） いろいろご答弁いただきましたけれども、ぜひとも今後、このグローバル時代ですから、ぜひともご検討をいただきたいと思えます。

まとめとしましては、今回の国の政策もまた町の施策もそのときだけの一過性のもものでは、本来の目的から逸脱していく可能性があります。継続して進むための力が必要と考えます。我が町はこれからも何年、何十年と各自治区とともに連携・連帯をとり、その時代の変化に対応して発展し続けなければなりません。子供たちの未来のためにも、私たち大人の大きな責任があります。それには、地域の中の小さなことにも目を向けるきめ細やかな対応と行政サービスが求められるところであります。

では続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。次は、坂城町で発生いたしました熊による人身被害についてでございます。

ここ数年、イノシシによる農作物への被害は甚大であります。最近では日常的に出没し、地域の安全も脅かされる事態となっております。そしてその中、当該御所沢水出地区におきまして、昨年12月と本年5月24日に熊による人身被害が発生いたしました。この被害は非常に憂慮すべき大きな問題であると捉えるところでございます。

長野県全体を見ましても、ここ10年、年平均9件ほどの人身被害が報告されていますが、昨年26年度は31件と突出しており、本年は先月坂城の被害3件に加え、ここ数日でさらに数件の報告があります。これは熊の餌となるドングリ等の不作から、より人間の生活圏に入り込んできていることが想像でき、山の環境の変化に伴い、その危険性はますます増大していくことが予想されます。また別の地域では、町で切り開いた散歩コースで遭遇したとの報告もございます。いずれにしましても、地域を越えた県レベルでの対応が求められるところでございます。

さて、5月24日の人身被害の件に戻ります。お孫さんを連れられたご夫妻が山菜採りの途中で遭遇したわけですが、この場所は昨年12月に人身被害を受けた同じエリアであります。ご本人の話によりますと、ラジオも鳴らしていたし、出会った瞬間に襲われ、なすすべがなかったとのこと。昨年襲われた熊と同じではないかとの見方もあり、人間を見ても恐れない熊だとしたら、今後山での活動も危ぶまれるところであります。なお、幸いにも一緒にいたお孫さんに被害はなく、被害に遭った本人も現在無事退院をし、静養をしているところでございます。

つきましては、次の3件の質問をいたします。

イとしまして、昨年12月と本年5月の人身被害を受け、町の対応、対策はどのようになっているのでしょうか。これからも山菜採り、トレッキング等で山に入る方も想定できる中、入山規制も視野に入れ、お答えをお願いいたします。

また緊急時に一番頼りになる、まちすぐメールが5月24日の日は配信されませんでした。私は当日町外におり、知ったのは夕方帰ってきてのテレビ報道でありました。なぜ配信がなされなかったのでしょうか。

ロとしまして、猟友会の人材育成支援はであります。現在、有害鳥獣の駆除は34名の猟友会の方の大変なご苦勞に頼るところであります。会員数減少と高齢化、また免許更新制度での高額な維持管理費ほか、技術向上のためにも高額な経費がかかると聞いております。会員をどのように増やしていくのか、人材育成とあわせ、そのために町からの手厚い支援が必要と思いますが、現状はいかがでしょうか。

ハといたしまして、殺処分した有害鳥獣の処分問題であります。これから夏場に向け、殺処分した有害鳥獣はその場での解体はできないとのことを聞いております。その際の処分方法に

つきまして、質問いたします。

以上、3点につきまして、お答え願います。

産業振興課長（塚田君） 熊による人身被害について、イ、町の対応、その対策はについてお答えいたします。

5月24日に出没した熊は、御所沢地区の東側、千曲川さかきパーキングエリアから東北へ約1kmほど行った山中の水出地籍に出没いたしました。昨年12月に出没した熊と出没場所が同じであり、同じ熊の可能性が高いと考えられており、残念ながら今回も人が襲われてしまいました。被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げるところであります。

今回の対応についてですが、被害者が消防署に駆け込み救助を求めたことから、警察、県及び町に通報がありました。町では直ちに緊急態勢をとり、町有線による緊急一斉放送、保育園、小・中学校、高校に連絡するとともに、県及び警察と連絡を取り合いながら熊の駆除に係る緊急の発砲許可を受け、坂城町猟友会の駆除チームが駆除に向かいました。残念ながら熊は発見できませんでしたが、熊の足跡から熊が里にまではおりてきてはいないということが確認でき、今後、住民への危険性は少ないとの判断がされました。

熊は個体数の維持が危惧されている動物に指定されていますが、今回は人の生活圏への固執があり、出没しやすい固体と判断されたため、県の捕獲許可をとりました。なお、今回襲われた場所は、荒廃農地が多いものの畑地地帯であることから、入山規制あるいは立ち入り禁止にすることは難しいと考えますので、山に入る方へ看板による注意喚起などの情報提供を行うとともに、定期的に町猟友会、警察及び役場によるパトロールを実施しております。また出没の可能性が高い場所には、おりを設置をいたしました。

当日のメール配信については、被害者が病院に搬送されてしまい、襲われた位置の特定と情報がはっきりしない部分があったため、有線による広報のみとし、翌日に詳しい情報をメール配信いたしました。住民の皆様には余計な不安を抱かせてはいけないとの判断から当日のメール配信は行わなかったわけですが、今後、さかまちすぐメールの利用推進の点からもできるだけタイムリーな情報発信をしまいたいと考えます。

ロの猟友会の人材育成支援はについてお答えします。全国的な傾向ではありますが、坂城町猟友会も会員の減少と高齢化が進んでおります。町猟友会の会員数は昭和53年度がピークで167名の会員がおりましたが、その後年々減少し、現在は34名とピーク時の約5分の1となっております。

有害鳥獣駆除を行うためには、猟友会員を確保することが不可欠であり、会員になるためには、わな及び銃の狩猟免許が必要となります。わな免許の取得は増加傾向にありますが、銃の免許につきましては、若い人が狩猟に魅力を感じてもらえないことや、猟銃に関する規制が強化されている影響もあり取得者が少なく、銃の狩猟免許を持った方の確保は全国的に喫緊の課

題となっております。猟友会会員の増員強化のためにも、まずは有害鳥獣問題が地域の最重要課題であることを理解していただき、地域に暮らす多くの方、できれば若い方に狩猟免許を取得していただけるような広報啓発活動をしてまいりたいと考えております。そのためにも、現在、狩猟免許取得講習会等の必要な費用に対し補助を行っておりますが、さらに狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努め、その後駆除員として活動していただけるよう、サポート体制の充実に向けて努力してまいりたいと考えます。

ハの殺処分した有害鳥獣の処分問題についてお答えします。鳥獣保護法は、保護が基本でありましたが、近年鳥獣が増え過ぎ、生息範囲が拡大してきたため、有害鳥獣の捕獲を強化する改正鳥獣保護法がこの5月29日に施行されました。これにより県が鳥獣保護管理計画を策定し、適正な個体数に減らすための捕獲に力を入れることができます。今までは鳥獣保護であったものが管理となり、特にニホンジカとイノシシは指定管理鳥獣と位置づけられることになりました。

坂城町でも坂城町上平から千曲市にかけて行政の境を超えたニホンジカの高密度生息地域として指定を受け、今後、長野県捕獲作業計画として猟友会への委託による集中的かつ効率的な捕獲実施が予定されております。鳥獣保護法では、駆除をした有害鳥獣をそのまま山等に放置するのを禁じており、焼却施設で焼却するか、埋設処分する必要があります。

当町においても、駆除した固体は焼却施設で焼却するか、埋設処分してきていただいていたけれども、焼却施設を利用する場合には駆除をした有害鳥獣が大きな場合は分割が必要となり、猟友会の皆さんにとって大変な負担となっております。また、鳥獣保護法の一部改正からもわかるとおり、駆除数の増加や会員の高齢化等もあり、埋設は大変な重労働でありますので、今後は駆除をした近くの町有地を利用して重機による埋設が可能かどうか、早急に検討をしてみたいと考えます。

6番（滝沢君） 今、課長のほうからご答弁いただきまして、やはり特別な形でいろいろ規制があるということで、大変だと思いますけれども、これはやはり何とか、もう過去何回もこの質問の中で入っている案件だと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。そんな中で2回目の質問、あるいは提案ということで述べさせていただきます。

熊による人身被害を防ぐため、ご提案ですが、町ホームページ・広報等により注意喚起を促す特別企画のページをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そこに熊の生態、特徴、遭遇を避ける方法、遭遇をしてしまった場合の対処方法等のお知らせをしていただきたいと思います。また、熊の餌となるドングリの年ごとの取れ高に影響があると思いますが、里山の森林整備として、間伐とともにドングリの木を増やしていく方法はないでしょうか。

あと、県にハンター養成学校が各地方事務所ごとにあると聞きましたが、坂城町の場合は活用はされているのでしょうか。過去にも議会で質問があったと聞きますが、今後、町職員が銃の

免許を取得し、有害鳥獣駆除に加わることはできないでしょうか。速攻での対応が期待できると思いますが、また消防団への働きかけはいかがでしょうか。

以上の点、再質問いたします。

産業振興課長（塚田君） 2回目の質問にお答えいたします。まず、有害鳥獣による人身被害を防ぐため、町ホームページ・広報等により注意喚起できないかというご質問でございます。

最近、本当にイノシシの出没が大変多うございます。熊につきましても同じ場所に出没している、イノシシにつきましても大体同じ経路をたどって出没をしているということでございます。イノシシの出没があった場合、必ずその対処方法等も有線でお知らせしておりますが、有線のないお宅もございますので、この点につきまして検討をさせていただきたいと。できるだけ皆さんに、町民の皆さんに広く啓発、広報をできるように対応していきたいと思っております。

次に、ドングリの木を山に増やしてはということでございます。そちらのほうにつきましても、果たしてどのくらいの効果があるか、ちょっとわかりませんので、この辺はやはり山の専門家でもあります林業委員さんともちょっと相談をさせていただきまして、対応をさせていただければというふうに思います。

あと県にハンター養成学校があるということで、活用しているかというご質問ですが、今現在は、活用はしてございません。今後、このハンター養成学校をどのような活用方法があるか、そういうものについては、今後研究をさせていただきたいと思っております。

あと、役場職員が銃の免許を取れないかということでございます。やはり銃となりますと大変危険なものでございまして、ちょっとセンスも必要かと思っております。熊を撃たないで人を撃っちゃったら大変なので、その辺もよく趣味でやられている方が多いんですけども、やはりその点、適性というものもあるかと思っております。これを全ての職員にやれというのはなかなか困難かと思っております。また同様に、消防団の皆さんにもどうかということでございますが、やはり興味がないとなかなか銃のほうも対応といえますか、そういうものがなかなか難しいと思っておりますので、広報ということで興味のある方にぜひ取っていただきたいという広報はさせていただければというふうに思います。

6番（滝沢君） ただいまご答弁いただきましたけれども、いろいろありますけれども、ぜひとも今後に向けてご検討をお願いしたいところでございます。いずれにしましても熊による人身被害は人の命にかかわることです。今回の人身被害を最重要案件として地域の安全・安心に向け町を挙げての取り組みをお願いいたします。

では、最後に3項目めとしまして、坂城町すぐメールにつきまして、質問いたします。現在、私たちの生活を取り巻く環境は日々変化し、多種多様な情報が交錯する中で暮らしております。長野県の平成24年度の統計によりますと、犯罪が1日42.2件、火災が1日2.2件、交通事故が1日28.4件、救急出動が1日238.3件との報告があり、ほかに坂城町では、

イノシシによる被害、先ほど質問いたしました熊による人身被害等に加え、さまざまな危険が潜んでおります。

そんな中、地域防災、災害、また地域住民の安心・安全、特に子供たちを守るための情報はなくてはならない最重要課題と考えます。いかに早く、いかに正確に公平性をもってその情報を多くの方に伝達できるか、その責務が問われるところでございます。

そんな中、昨年12月より運用を開始いたしました、さかきまちすぐメールは、現在の私たちのニーズに対応したツールとして高く評価をしております。そこで、次の2点につきまして、質問いたします。

イとしまして、現在の加入、登録状況はであります。昨年12月の運用開始から現在町民のどの程度の方が登録しているでしょうか。

ロとしまして、配信内容と今後の展開はであります。まだ多くの方が知らない、知っているも登録できていないという方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。重要な情報を配信するツールであると考えますので、今後の周知を図るための方法、特に高齢者の方への対応を質問いたします。また、配信は各部局ごとの判断とのことですが、その基準となる各課、各関係機関の決め、情報交換はあるでしょうか、質問いたします。

さらに1点、有線放送未加入世帯が増える中、町のさまざまなお知らせ、イベント情報等、積極的に配信をしてほしいところですが、いかがでしょうか。以上、お答え願います。

住民環境課長（金子君） イの現在の加入状況はについてお答えいたします。

さかきまちすぐメールにつきましては、町内における防災・災害情報、地域の安心・安全情報、町からのお知らせなどの三つのカテゴリーについて配信するものでございますが、情報の配信を希望される方は、事前に登録していただく必要がございます。昨年12月から運用を開始し、約6カ月が経過いたしますが、6月10日現在で町内外含めまして約1,200名の方に登録をいただいております、利用者は徐々に増加している状況でございます。

次に、ロの配信内容と今後の展開はというご質問につきまして、まず周知を図るための方法でございますが、すぐメールの運用に当たりましては、多くの皆様にご利用いただくため、登録の方法等につきまして、町の広報誌、ホームページへの掲載、また区長会、児童民生委員会、防犯指導委員会等の会議の席上においても登録についてお願いをするなど、周知に努めてきたところでございます。今後もさらに、より多くの方に登録いただけるよう、広報誌への掲載、団体等への会議においてのお願い、また各自主防災会の会長をほとんどの区長さんが兼ねておりますので、区長さんがお集まりになる区長会や各学校のPTA、保育園等の保護者会などの中で、引き続き登録のお願いをするとともに、町内の企業にもお伺いし依頼を行ってまいりたいと考えております。

高齢者の方への対応でございますが、敬老会や老人会など、高齢者の方がお集まりになる場

を利用しての登録のお手伝いや、区などからの要請に応じた出前講座も実施してまいります。また、住民環境課窓口におきましても、職員が登録のお手伝いをさせていただくなど、さまざまな機会を捉える中で、1人でも多くの方に登録いただけますよう、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、配信するメールの基準となる各課、関係機関間の決めや情報交換でございますが、すぐメールで配信する情報につきましては、三つのカテゴリーに分かれており、防災・災害に関する情報では、災害発生時に国や町から災害の発生状況や避難に関する情報を配信します。

安心・安全情報では、熊やイノシシなどの出没情報や特殊詐欺情報、火災注意情報などを配信しておりますが、警察・消防関係の情報については千曲坂城消防署、千曲警察署とすぐメールの運用協定を締結し、それぞれから直接配信を行い、より迅速な情報提供を行っているところでございます。

また、町からのお知らせ情報は、役場の各課や教育委員会、その他関係団体からイベントなどの情報配信を行っております。各課等との情報交換につきましては、日ごろより情報の共有に努めているところでございますが、配信する内容は、カテゴリーに沿ったものを基準とし、配信に当たってはその業務を所管する課や関係機関が行っているところでございます。なお、熊やイノシシの出没情報など、配信する内容によっては類似する情報が複数の部署から配信される場合がございます。警察からは出没したことを伝えるもの、町からは出没後のパトロールの結果など、対応を含めたもの、PTAは、児童の登下校の安全確保などとなっており、その内容は異なりますので、ご了承をお願いいたします。

また、空気が乾燥し風が強くなる春先などの火災注意情報や昨年より千曲署管内に集中的に発生しております特殊詐欺に対する注意喚起情報など、回数が多く配信されておりますが、このような情報につきましては、一層の注意をお願いいたします。また、情報につきましては、関係部署、関係機関と連携し、より多くの情報収集を行う中で、発生場所などできる限り正確な情報を配信できるよう努めてまいります。

次に、町のさまざまなお知らせやイベント情報等の配信でございますが、運用開始から全てのカテゴリーを合わせまして、120件のメールを配信いたしました。このうち、町から配信したメールが47件で、さらにこのうちクリーンキャンペーン、育樹祭、ばら祭りなどイベントに関するメールが7件でございました。このような状況を踏まえ、今後一層の利活用を図るため、関係部署、関係機関と連携し、より多くの情報が配信できるよう取り組んでまいります。

6番（滝沢君） 今、担当課長からご答弁いただきましたが、2回目の質問です。

実際のところ登録件数は1,200名というところでしたけれども、私の考えではやはり町内6千世帯ほどありますけれども、最低でも各家庭お一人は登録しているということが理想ではないでしょうか。町民全部の方がというのは、もちろん最終目標ではあると思いますが、最

低、各家庭でお一人は登録していただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

次に、私も地区で60人ほどの集まりでアンケートをとってみましたが、8割ほどの方が携帯、スマホをお持ちでした。しかし、さかきまちすぐメールを知っているか、また登録している方は1割程度でした。意外にも私と同世代で登録している人も少なく、私も都度、登録方法のご案内のチラシを配っております。ご答弁の中で高齢者の方への対応で、出前講座、役場窓口での対応等、町職員の方が気軽に教えていただけるとのこと、感謝いたします。また、今後も町内各関係機関、企業への周知も含めお願いするところです。

あと、登録方法のご案内のチラシについてですけれども、現在、広報・ホームページで知らせていただいておりますが、いま一度見直していただければと思います。わかりやすく目につきやすい内容にさせていただき、各関係部署、町内各関係機関の窓口等に配布していただければと思いますが、その辺のご対応はいかがでしょうか。

なお、これは提案でございますが、これから夏場を迎えるに当たり、熱中症への注意、警戒等の配信もご検討をいただければと思います。以上につきまして、お願いいたします。

住民環境課長（金子君） 2回目のご質問にお答えいたします。登録件数の目標でございますが、同様なシステムを導入している近隣の自治体の登録状況を見ますと、運用を開始して5年経過するところでは約15%、3年経過するところでは約4%という状況であります。当町におきましては、6カ月経過する中で町民の方の登録は約1,100名、約7%という状況であります。町では特に登録件数の目標は定めておりませんが、議員さんがおっしゃるとおり、地域住民が情報を受け取るための重要なツールでありますので、各種会議においてのお願い、出前講座の開催、イベントでのPRチラシの配布など、さまざまな方法、機会を捉えまして1人でも多くの方に登録いただけますよう、周知してまいりたいと考えております。

また、登録の方法につきましては、町の広報誌、ホームページ等に掲載をしてございますが、よりわかりやすく目立つPRチラシを作成しまして、関係部署、関係機関の窓口へ配布を行ってまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） 再度のご答弁、感謝いたします。

以上で質問を終わりますが、今回は私の人生で初めての一般質問でありました。私の今後の提言であります。何の事業を実施するにつけ、すぐにその財源はというのが、今の行政の流れです。もちろんそれは重要なことではあります。もう少し町民皆様と行政が知恵を出し合って、ずくを出し合いながら、これからの我が坂城町の未来像をつくっていったらと思うところであります。このグローバル社会の観点に立ち、町民の皆様への情報は公正、正確、迅速を柱に1人でも多くの皆様にさまざまな機会・方法を駆使し、さらに関係部署、関係機関と連携をとり発信し続けていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前 9時23分～再開 午前 9時35分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 町道及び公共施設の樹木について

イ. 施工、管理はどうなっているか

私は、造園業を営んでいる職業柄、道路の植樹帯や公共施設など樹木に関して専門的な立場から今まで2期の間、見てきました。町職員の中にもいろいろな分野のエキスパートがいらっしゃいますが、樹木に関してはまだまだだと思い、あえて自分自身の専門分野である質問を行うことにしました。

それでは、順を追って質問いたします。まず、A01号線、産業道路の消防署南から鼠橋通りの植栽計画についてであります。消防署から鼠橋通りまでの産業道路において、歩道と車道の間には緑地帯として植樹計画部分があります。そこで、植木などの植樹計画はどのようなになっているのか答弁を求めます。

続きまして、鼠橋通りと逆木通りの高木の剪定がなぜ車道側のみ施工され、歩道側は選定されずアンバランスな状況になっているのか、質問いたします。

次に、A01号線、逆木通りなど、町の街路樹の剪定及び雑草駆除等の管理はどのようなになっているのか、また業者は何社登録され、入札制なのか随意契約なのか、そして造園施工管理技士等、どんな資格を有し、見積もり積算などがしっかりできる業者であるのか、またその資格証明のチェックは十分か質問いたします。

次に、鼠の鞍掛橋南の歩道についてであります。国道18号線において、上田市と標識が設置されてある、坂城町の歩道側には、坂城町の町のシンボルであるバラが植栽されています。雑草が生い茂り、バラの樹勢もありません。坂城町への玄関口でもあり、管理はどのようなになっているのか、答弁を求めます。

次に、施工について質問いたします。産業道路の文化センターグラウンド付近の車道側と歩道との間の植栽地帯のGL、グラウンドレベルですが、高いところが多く土砂の流出が目立ち、インターロッキング舗装、いわゆるれんが舗装ですが、ひずんでいます。年月による部分も多いと思われませんが、どのように考えているのか答弁を求めます。

次に、街路樹の剪定について質問いたします。鼠橋通りの高木はトウカエデ、低木はユキヤナギ、産業道路文化センター付近の高木はクロエンジュ、低木はニシキギ、逆木通りの高木はコブシ、低木はツツジが植栽されています。そこで、街路樹の選ぶほうの選定ですね、選ぶほう

うの選定はどのように決めているのか、また専門家のアドバイス等はあったのか、答弁を求めます。

次に、校舎の完成が間近に迫った南条小学校の植栽計画について質問いたします。南条小学校には、ビオトープという自然とふれあう空間が設置されます。そこで、ビオトープにおける植栽計画及び校庭等の植栽計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

最後に、町有施設の樹木管理について質問いたします。決算書には、町役場を初めとして多くの土地、建物が町有財産として記載されています。文教施設や福祉施設等、所管がわかる施設もありますが、その他多種にわたる町有の土地や建物等の樹木管理はどのようになっているのか、答弁を求めて1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、町道及び公共施設の樹木についてという観点から幅広くご質問がございました。私のほうから全般的な考え方をお答えしたいと思っております。また、幾つか新しい取り組みが始まっておりますので、含めましてお話し申し上げます。

まず、町の公共施設の周辺に樹木を植え緑を増やすと、施設全体に潤いのある景観を形成するものとして、これは非常に重要であるというふうに考えております。また、季節折々の彩りを添えて心を癒してくれることから、利用される皆さんに安らぎを与える大切なものであると認識しております。

また道路や河川の沿線に植樹される樹木も無機質なコンクリートやアスファルトに潤いを与えるとともに、温暖化を抑制するヒートアイランド対策にもなり、通行される皆さんや近隣にお住まいの方々にも喜ばれているものであります。また、国道沿線の苧屋原、田町、鼠などのバラ園や各地区の道路沿いにも花壇等が整備され、関係団体の皆さんのご協力により今年も華やかに咲き誇りました。

さて、ご質問のうち文教施設や福祉施設など、町有施設の樹木管理についてですが、学校などの教育施設につきましては、庁務員や業者委託のほか、PTA作業により管理しております。また、ほかの文教施設や福祉施設におきましても、職員による対応や業者に委託するなどの方法により管理しております。

このたび、県道上室賀坂城停車場線の川島モータース様から渡辺製作所様までの150m間につきまして、歩道にあります植樹帯の美化清掃作業等を行うため、県・町・上五明区におきまして協定がなされます。信州ふるさと道ふれあい事業、これはアダプトシステム、アダプトというのは養子縁組みするということなんですけれども、アダプトシステムとして地元上五明区で協定区間の歩道等への花の植栽をするとともに、美化清掃活動を行って良好な環境の保持に努めていただき、県は活動に必要な苗木や清掃道具の提供を行い、町は両者の連絡調整を行うとともに、収集されたごみ処理に協力するというものであります。また、こうした活動を行う中で、施設に異常が発見された場合は、至急連絡を行うこととし、道路施設の安全な維持管

理にもつながるところであります。

当町で初めての協定の締結となるわけですけれども、こういった協定がほかの地区にも浸透し、地域の皆さんによる緑の景観形成につながればと期待しているところでもあります。

以下、おのおの項目につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

建設課長（青木君） 町道の街路樹の施工管理状況についてお答えいたします。

現在、町内道路における街路樹の状況は、町内5カ所に整備されており、町道につきましては、昭和63年に中之条の国道18号線、逆木の信号から文化センターまでの通称逆木通りの約500mの区間と、平成10年の中之条文化センターグラウンド付近から坂城消防署までの産業道路の約700mの区間、平成6年に南条の国道18号線ねずみの信号から鼠団地方方向に向けて、通称鼠橋通りの約300mの3カ所について、街路樹を整備しているところです。

県道につきましては、坂城インター線の国道近くの歩道橋付近から坂城インター途中までの約600mの区間と上五明坂城停車場線の村上上五明地区約200mの区間において、整備されております。

ご質問のありましたA01号線、産業道路の植栽計画でございますが、南条鼠橋通りから山金井入り口までの約700mにつきましては、事業整備後、地元区と植栽について協議をする中で、街路樹を植えると産業道路に出る際に見通しが悪くなることから木は植えないでほしいとの要望があり、地元で花等を植栽し管理をしていただいております。当初は、多くの方が植樹帯の花などを植えていただいておりますが、管理していく方々が高齢などにより年々減っていくことがありまして、現在は建設課職員で草刈り等を行っている場所が多くなっている状況です。

今年度、新地区から一部区間で植栽をしたいとの要望が寄せられ、見通しが悪くならない箇所に、新地区においてハナミズキを植えました。今度、この区間の全体の植栽につきましても、通行に支障のない低木などの植栽を行うことができるか、地元区等と協議をしてみたいと考えております。

また、平成23年に整備しました中之条の県道インター線から南条へ向かう産業道路約500mにつきましては、工事を行った際、植栽について協議をする中で、地元区の皆様から地元で管理したいとの要望を受けて街路樹の植栽をしないで、花等を植栽していただいている状況でございます。

次に、剪定方法につきましては、鼠橋通りと逆木通りについては、道路を通行する大型車両から枝がかかるとのご指摘がありました。国土交通省が定めている道路構造令では、建築限界というもの定められており、車道においては地上から4.5mより下の部分については、通行の支障となるものを配置してはならないと決められております。そのため、車道につきましては、4.5mの高さを基準に剪定を行っております。歩道につきましても同じ基準で剪定を

実施いたしましたところ、地域の皆様から緑を残していただきたいとのご意見があったことから、歩道については歩行者の邪魔にならない、できるだけ街路樹の枝を残す剪定を行いました。現在のところバランスが悪い状況ですが、今後数年かけ建築限界で定められた空間を確保しながらバランスに考慮した剪定をしていきたいと考えております。

次に、街路樹の管理につきましては、高齢者の雇用確保という面もあり、シルバー人材センターを中心に低木の剪定と消毒、除草を一体的に実施し、高木の剪定については森林組合や造園施工管理技士などの資格を有している町内の造園業者の皆様にも相談しながら、街路樹の管理を行っているところです。現在、町に登録されている造園業者は4社ありますが、街路樹の剪定等委託契約につきましては、その年の気象状況などにより樹木の生育に差があることから、街路樹の状況でその都度、町の財務規則に基づき随意契約をしております。

次に、上田市との境界付近のバラの植樹帯につきましては、長野国道事務所の管理区域となっておりますが、平成21年に坂城町において全国ばらサミットが開催されたのを契機として、町全体でバラのまちづくりを推進するため、地域でのボランティアグループ、ねずみバラの会を設立していただき、会地早雄神社から上田市側へ約200mの鞍掛橋までの間について、長野国道事務所及び坂城町とボランティア・サポート・プログラム協定を取り交わし、維持管理活動をしていただいております。

この協定により国では、清掃用具、植栽の維持管理に必要な用具、資機材等を支給または貸与しております。町といたしましても剪定した枝の処理に協力したり、地域づくり活動支援事業により肥料や農薬等の資材について支援をしております。同様の活動は、荻屋原の横吹街道薔薇の会でも行っていただいております。さかき千曲川バラ公園における薔薇人の会を初め、バラいっぱいのもちづくりが多くボランティアの皆様によって支えられていることに感謝申し上げます。

なお、ねずみバラの会が管理している場所から上田市との境界までの歩道につきましては、国道事務所により管理を行っている箇所であり、計画的な除草等の維持管理についてお願いしてまいりたいと考えております。

次に、文化センター付近の植樹帯のグラウンドレベル、いわゆる地盤高が高くなっているところのご指摘でございますが、平成7年から9年ごろの事業の実施当時の設計施工に特に問題があったというわけではなく、道路勾配の緩い箇所において完成から約20年が経過する中で、落ち葉や土砂が徐々に堆積し、樹木の根も上に張り高くなってしまったものと考えられます。今後、土砂が車道や歩道に流れ出し通行の支障がある箇所につきましては、土砂を搬出するなどの対策をとってまいります。

次に、逆木通りと鼠橋通りなどの街路樹の樹木の決め方につきましては、逆木通りは町で初めて街路樹の植栽ということもあり、庁内で協議を重ね近隣の市町村の街路樹を参考にしながら

ら、高木については春先に花の咲くコブシと、低木についてはツツジを植栽いたしました。鼠橋通りについては、地元の区と街路樹について相談する中で、逆木通りは春先に白い花の咲くコブシであったことから、鼠橋通りの高木については秋に紅葉が美しいトウカエデとし、低木については雑草に強いユキヤナギを植栽いたしました。中之条産業道路は、地元区から推薦を受け、高木については車の排気ガス等に強いエンジュの木と、低木についてはニシキギを植栽いたしましたところでございます。

今後につきましても、街路樹の状況を見ながら道路利用者にご迷惑がかからないよう、道路等維持管理対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 私からは、南条小学校建設事業にかかわるビオトープ及び校庭等の植栽計画についてお答えいたします。

昨年度より進めております南条小学校建設事業につきましては、工程どおり工事が進んでおり、北普通教室棟及び管理・特別教室棟は、屋根工事がほぼ終了し、外装、内装工事を行っております。南普通教室棟は、屋根工事に着手しており、音楽堂につきましては、外装工事に入り屋根鉄骨の工事中であります。

ご案内のとおり、新校舎が完成いたしますと、現校舎の解体、外構、グラウンド造成工事に移っていくわけではありますが、新校舎西側道路沿いにビオトープを設置する計画で進めております。今後、工事を進める中で詳細を詰めていきたいと考えております。

また、外構計画につきましても、信州大学名誉教授であり、当町教育委員会教育委員長の中村浩志先生とも打ち合わせを行いアドバイスをいただく中で進めてきたところであり、観賞するだけでなく体験できる形で自然を配置することで、子供たちが五感で身近に自然を感じられるものとしております。

また、植栽につきましては、既存樹木をできるだけ残すとともに移植できる樹木については移植をし、校舎北側、校舎南側、校庭など各エリアの状況により季節感や景観、安全面などを考慮した植栽計画を考えているところでございます。

樹木の管理につきましては、学校の施設管理予算で対応しておりますが、PTAの早朝作業の際に、保護者の皆様のご協力もいただいているところであります。今後におきましても引き続き適正な管理に努めてまいります。

10番（山崎君） それぞれ答弁いただいたわけですが、まず、植栽計画についてであります。住民の意見を聞き今度、A01号線のまだ植栽されていない部分はやっていくと、中之条区の部分では、花を植えるという形で住民の人たちが管理していると。また、南条小学校から南に関しては、いつか花を植えられていましたけれども、なかなか手が回らなくなって、今度、新地区が幾分かの分を管理するというのでハナミズキを植えたと。

確かに住民の方とタイアップしていくというのはとても大事なことであります。住民の方た

ちが管理できない。どうしてもそれは私たちができないよという部分もあると思うんです。そういうところもあると思うんですよね。そういう場合には多分、町でそういう部分を植栽していくと思うんですけれども、できれば私も歩道にするという手もあると思うんですけれども、植栽、緑が少ない町ですから、できれば街路樹をつくって行って、交通に障害のないように街路樹をつくって行ってほしいと思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのか、まず1点お伺いいたします。

続きまして、鼠橋通りと逆木通りの高木において、歩道側は剪定されていないと。住民の要望があったから剪定されていないということでした。私も専門知識を持っている者として、やっぱり一遍に強剪定をして、そこから樹木をつくっていくというのが本来の形であります。ですから、片方だけ切って、1年間の差がある、ブランクが出てきますとその部分でどうしてもバランス的に整えるのが難しくなってくると思うんですよね。ですから、その部分はそういう形でありましても、やはり樹木の樹形をつくるためには、一遍にやっておいてそこから樹木をつくっていったほうがやりやすいですし、そういうふうにできましたら、今回多分、やるかどうかわかりませんが、今回は、歩道の部分を切って、そういうふうに行っていかどうか、まず1点をお伺いいたします。

強剪定すると、どうしても小枝が出てきますね。小枝が出てくると、そこからどうしてもまたぼさぼさとなって、また、四、五年放っておくとそこもまた太くなってしまふ。それが繰り返してやっていると、どうしても景観はよくないし、樹木にとってもずっと維持できなくなってくる。今回、強剪定されたものですから、その部分はあとは小まめに毎年ある程度の手を入れていかないと、樹木の体系が崩れてしまふ。ですから、その部分はしっかり計画を立てて、樹木をどんなふうに行っていかかやっていたらいいから、その辺をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、鼠橋通りのユキヤナギ、A01号線のニシキギ、逆木通りのツツジですね。余り花が咲かないから多分オオムラサキツツジだと思われるんですけれども、逆木通りのツツジについてであります。今回引退された池田弘議員も地元のことからいろいろ言われていて、花咲かないじゃないかと何度か質問されたことがありました。どうしても花をつける木というのは、時期に合ったときに切らないと花がつかない。どうしても、特にサツキとかツツジというのは、花が咲いて一月もたつともう来年の花芽がついています。ですから、秋口になって芽を刈り込んでしまふと、もう次の年は花が咲かないというのはもう一般、我々としては一般常識なことでもあります。

今年も、先だって、この通りを通りました。花が咲いたか咲いてないかわからない雰囲気、咲き終わっているんですけれども、余り花の咲いた後というのを見受けることができませんでした。今、いい新芽が吹いていますから、その新芽から花がつくとは思いますが、そ

ういう部分もしっかり剪定の時期、あるいはその切り方等もしっかりやっていってもらわないと、きれいな景観が保てないということになります。あと、雑草も結構ね、ほかの逆木通りだけでなく目立つところがあります。やっぱり草が生えていてその部分で、木があってもやはり景観的によくないと。雑草の処理もその部分でもある程度やっていかないと、いい街路樹の景観にはなりませんから、その辺も計画的にやっていくようにしていただきたいと思います。

上田市との境ですね、あそこの国道18号線、聞くとところによると、あそこの上田市という看板がついているところはもう、もっと手前のほうが坂城町との境界らしいですけども、あそこに、私もバラの木が植わっているものですから、あそこは坂城町の土地かなと思っていたんですけども、そうではないらしいですね。しかし、上田方面から坂城に向かってくと、その部分であそこのちょうど岩が出ていまして、その下に歩道があってその部分にサツキとかバラ、バラなんか特に鉄の囲いなんかしてありまして、とっても保護しようという気持ちはあったんでしょうけれども、とてもじゃないけれども、花も樹勢も強くないし何のバラの花かわからない状態です。上田市からの玄関口、坂城町の入り口として、やはり景観的にはふさわしくないと。町の所有ではない国道の部分でありますけれども、その部分はしっかりと国のほうに要請して、年に1回といわず何度も草をカットしてもらおうというふうに要望していただきたいと思います。

また、関連してですけども、歩道ですよ、国道に対する歩道、中之条もそうですけれども、南条もそうですけれども、歩道にもすごく草が生えている。この間完成したしなの鉄道を渡る跨線橋ができました。その前後においても結構国道の歩道にはやっぱり車優先であるから、歩道は余り優先されないのかという部分もありますけれども、私はあそこを役場へ来るときに通ってくるものですから、どうしても目立ってしまうと。また、それは西側ですけどもね、川側のです。東側の田町の交差点の東側、今度こっち側、東側歩道になります。あその部分をずっとやっぱり、歩道の両脇からこういうふうに草が生えていました。はっきり言って車優先社会でありまして、やっぱり歩行者というものを大事にしていけないといけない。その部分でも国のほうに何とか要請して、町でやれというわけには、町に金をおろしてやるんだったら、多分業者を雇うでしょうから、そうやって除草をしっかりするよう、要請してってください。

消防署以南の、まだ植栽されていない部分の区間のグラウンドレベル、土の高さですね。その部分は、草花を植えるのであれば、縁石というか囲いの高さでよろしいと思うんですよ。その場合は、そうやって余り土が上がってこないという部分があります。そして、それでも高木あるいは低木であっても植え込んだ場合には、その場合には客土といって、腐葉土とかいろいろ入れて樹木を成長させるための手だてを行うんですけれども、客土もGL設定というのがありまして、幾分下げては行うわけです。危ない部分があるからなるべく歩道との高さを一緒

にしなきゃいけないと思います。

ですが、今回の文化センターの部分が土が上がっているということも見てとれるように、当然ながら成長するに当たって根っこは上がってきます。ですから、その部分ではしっかりと成長を見きわめる、どんなものかと先を見据えて、あるいは少しGLの設定を下げておいて、その上にウッドチップ等を詰めれば、そうすると除草にもなるし、草も生えにくくなるし、将来的にも対応しやすいと思われまので、その辺をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

街路樹の高木や低木には、さまざまな木が使われています。A01号線消防署以南には、今、地域の住民の方たちが植栽というか、要望ですね、今、花壇にされているというか草花を植えておられるところ以外、今度、町で対応して植え込む場合には、どのような木を選定されるのか、また地元の要望等があって、そこから選定されていくのか、その辺をお伺いいたします。

ビオトープですね、これは南条小学校建設委員でもある中村教授、中村教育委員長がいらっしゃいます。専門知識を持っていらっしゃいます。中村教授とタイアップしていいものができること、そして子供たちが自然とふれあえるいいもの、またその校庭等周辺におきましても、同様なことが言えると思います。子供たちや利用される方により環境が整備されることに期待しております。

小・中学校は学校管理費により樹木の管理を行っております。また、PTAの早朝作業等により樹木の剪定がされることは、私も今まで小学校、中学校に子供が行っていましたから、今年から高校に入ったから義務教育が終わったわけですけれども、その間、小学校、中学校での早朝作業をやってまいりました。その他の施設に関して、各課によって行われているようですが、所管があるからその部分で所管がわかっているところはそれで対応していると思います。

先日、旭ヶ丘の日名沢川沿いですかね、そこに杉の木が、もう20mを超えるような高い木があつて、それを高さを低くしてくれという話が出たとお聞きしております。現地での立ち会いは、企画政策課でやられたとお伺いしておりますが、そこで所管がわからない場合にはどこが窓口になるのか、企画政策が対応されるのか、その部分を質問いたしまして、2回目の質問といたします。

建設課長（青木君） 幾つか再質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

まず最初の管理状況、これは町が管理していくのか住民が管理していくのか、または植栽、その後住民が植えない場所も出てきた場合にどうするのかということでございますが、基本的に道路の植樹帯につきましては、町が主体となって管理していくという考え方が基本でございます。

樹木を選定していくには、町、地元、そういうところの意見を聞きながら、地元の皆さんに喜ばれるような樹木を選定していくということが基本で考えております。ただ、花等を植えた

いという場合につきましては、なかなか常に地元の方の協力がないと植えていけないということもございます。先ほど町長の答弁でもありましたが、そういう県でやっているそういう協定、町でもそういうものを考えながら、花の種ですとか資材等を提供して地元で花等を植えていただけのような、そういう協定を結べればまた町も考えていきたいかなというふうに考えているところがございます。

現在、どうしても植えていくということで、植えられないような場所については、基本的に地元と調整する中で、町で全て最終的には植えていきたいということもございます。建設課の事業の大きな柱として、花と緑のまちづくり事業ということを掲げてございます。緑のある潤いのまちづくりに街路樹は大変必要と考えておりますので、そういうものについては、徐々に植えていくような考え方をしていきたいと考えております。

あと剪定ですとか、低木の管理、そういうものの全体的な考え方につきましては、建設課のほうに土木技師というのが何名かおりますけれども、なかなかこの造園に関する専門家というのにはおりません。現在も剪定につきましては、町内の資格のある方、造園業者さんに相談しながら剪定をしているところでございますが、先ほども申し上げましたように、その基準、国の定めている基準の範囲になるように、剪定のほうは毎年実施してまいりたいと考えているところでございます。低木につきましても、花が咲かないというご指摘もいただいておりますので、その辺についても現在、相談をしているところでございます。

今後、逆木通り、鼠橋通り、産業道路と植えてあるところがありますけれども、そういうものの全体的にどのように管理、剪定をしていくかということにつきましては、また造園業者の皆さんとご相談、全体的な町の樹木の管理についてまた相談する機会等を持つ中で相談していきたいと思っておりますので、できれば議員さんもそういう専門家の立場からぜひご相談に乗っていただければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

続きまして、上田市との境の関係でございます。これにつきましては、基本的には国道事務所の管理で国道のほうにお願いしていくということでございます。ただこの場所は、先ほど申し上げましたが、ねずみバラの会が管理しているところと非常に近い場所があり、一体的に見られているという場所もございます。地域が上田市ということではありますけれども、坂城町へ入ってくる一番の入り口になりますので、特にこの場所については国道事務所のほうに除草など管理について、特に強く要望していきたいと思っておりますし、他の場所につきましても、歩道等について通行に支障が出るような場合については、国道事務所のほうへお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、消防署以南のまだ植栽されていないところのGL、グラウンドレベルの設定等につきましては、今後植栽をしていく段階において、また検討していく。樹木についてはまた地元の人とどのようなものがあるかということは検討していくようになるかと思っております。できるだけ

低く、将来的に土が盛り上がらないというようなことですが、20年ほど前にやったときにはなかなかそのチップを入れていくという方法もなかったわけですが、現在はまたバラ公園等もそうなんですけれども、チップを入れて、入れることで保水ですとか、草が生えないというようないろいろないい効果もございますので、そういうものを入れる中でグラウンドレベルをできるだけ下げて、将来的に土がはみ出さないような、そういう方法も考えていきたいと考えております。以上でございます。

企画政策課長（柳澤君） 文教施設、福祉施設といった部分での関連のご質問でございましたけれども、まず文教施設あるいは福祉施設等の樹木の管理につきましては、それぞれの担当課で対応しているところでございます。

今回の例示されましたケースでございますけれども、現地が河川敷なのか、あるいはそうでないのかという部分の境界が不明でありましたので、現地にて境界を確認をいたしました。そうしたところ、河川敷ではなく普通財産というような状況でございますので、地域的には普通財産というところになりますので、企画政策課での対応を検討をしているところでございます。以上です。

10番（山崎君） 樹木の管理として建設課としても町としても、景観維持のためには努力していくという話でとても前向きだと思っております。

せんだって、お聞きしたところで、副町長さんも緑に関しては結構関心というか、おありで、景観的には街路樹を緑を残せという話をお伺いしたことが、漏れ伝わってきておりますけれども。そこの部分で、私はもう、そうやってね、理解してもらう、確かにこの町はね、山は本当に緑はたくさんあります。公園もそれなりに緑はあります。ところが街路樹としてどうなのかという部分では、本当に街路樹があるところというのは限られております。私も家の国道端におやじが植えたプラタナスの木が3本植わっています。毎年毎年切っていくとどうしようもない木で、今年なんかはもうちょっと荒れたからって春先切ったら、また芽を吹いてきます。ああやって、いつでももう邪魔くさいから切ろうかなと思ったことは何度もありますけれども、そうやって少しでも緑を残していくというのが、私もおやじから受け継いだものだから、仕方ないかなと思って残しておりますけれども。やはり町に緑があるということはとてもすばらしいことでもあります。そういう部分でも今回、強剪定された鼠橋通り、あるいは逆木通り、その部分も毎年手を入れていくというように予算をつけていただいて、やっていくように要望します。

せんだって、日曜日でしたね、南条の集会所の前で漏水があつて、その部分でバラ公園でばら祭りをやっておられるけれども、課長初め職員の方たちがその現場に行って対応していたと。なかなか須坂から業者が来なくて4時間も待っていたという話でした。町内の業者さんはそこで控えていてくれて、いつでも工事できる対応ができていたのに、やはり県のほうがちょっと

手間取ってしまい、そうやって住民に迷惑をかける時間が長くなってしまったということでありました。それに関しても、町職員の皆さんたち、その対応は、私はとても町民に対しての利益のために一生懸命尽くされたと思います。これからも、我々も議員も町民のために同様にやっていくことを肝に銘じ、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時18分～再開 午前10時29分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、14番 入日時子さんの質問を許します。

14番（入日さん） 町議選の中で、いろいろな要望をお聞きしました。その中から順次質問したいと思います。

1. 町道039号線について

イ. 側溝の増設を

町道039号線は、上平の県道から湯さん館を通り、網掛に抜ける道路です。湯さん館の網掛側の入り口が峠になっているので、網掛側と上平側に雨水が流れます。湯さん館側に側溝がありますが、道が山側に傾斜しているため、山側に水が流れます。このようになっています。

山側は路肩まで舗装してありませんし、湯さん館の利用者が車をとめるので、タイヤで道がくぼみ、そこに水がたまり、下流に向かって流れます。大雨のときは、山からの水もそこに集まり、山の裾を回って味ロジの裏口まで水が流れてきます。味ロジは食品加工をしているので、衛生上の問題もありとても困っています。山側の路肩にも側溝をつくり、隅にためますを入れ、そこから現在ある側溝に水を流すようにすると味ロジに水が流れることはなくなると思います。ここがね、ちょうど角になっているところなんです、この道のところに側溝をつくって、この角からこちらにある側溝に水を流すようにという、今回の質問です。側溝の増設についてどのように考えるのか、答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） 町道039号線付近の農産物加工センター、雨水排水用側溝の設置についてお答えいたします。

状況確認をいたしましたところ、びんぐし湯さん館周辺の町道に降った雨水の一部とその沿線の斜面からの雨水が道路の舗装面だけでなく、路肩の部分を含めて道路傾斜に沿って流れるため、大雨が降ったときは雨水の一部が林道網掛線の支線に流れ込み、隣接するびんぐしの里農産物加工センター建屋東側に最大で5cm程度の雨水がたまるということがわかりました。今後、ゲリラ豪雨など想定外の大雨がいった場合には、加工施設内に水が流れ込むおそれもございます。

施設南側の林道の山側には土側溝がございまして、その先にはコンクリート側溝が敷設されておりますので、加工センターを利用している株式会社味ロジの皆さんとともに、被害に遭

わないよう、土側溝の泥上げの実施など適切な管理をしてまいりたいと考えます。

14番（入日さん） ただいまの答弁では、林道側に側溝があるのでそちらのほうへ流すようにということで、今後、そこの管理をしていきたいという答弁がありました。あそこのちょうど隅のところから時々水が湧き水みたいに出るんですよね。そういう水の出るところと、それから山側の水ということで、結構あそこが水の、本当にたまる場所というか、そういうふうになってしまっていて、それに、あそこ、夏だと日よけのための車をとめたりということで、結構どうしてもえぐれてしまうんですよね。今、とりあえずこの間、何か土のうを運んでくれて、農産物加工センターのほうへは行かないようにという応急処置をとったようですが、将来的にはやはりね、あそこのほうに、山側のほうに側溝をつくって、きちっと流すようにためますをして流すようにしないと、やはりこれからの、いつ集中豪雨とかね、そういうことが起きるとも限りませんし、そういうこともやはり考慮に入れていただきたいと思うんです。

それから、この道は、上平の県道から湯さん館へ上がるところも1カ所、雪が降ってもお湯を流せないの、いつも雪が残るところがあるんですよね。車がスリップして危ないので、湯さん館にあの部分、お湯を流さないんですかって聞いたことがあったんです。お湯を流して早く雪を溶かしてほしいと言ったら、道があそこの部分、平らなのでお湯を流すと水がたまってしまって、夜凍るといけないので、そこは流せないと言われたんですよね。道路設計のときに、そういう面もきちんと考えていたら、こんなことは起こらなかったと思うので、今後、このようなことが起こらないようにあらゆる点を考慮して設計施工に臨んでほしいと思います。そのことをお願いしまして、次の質問に入ります。

2. 循環バスについて

イ. 運行について

循環バスの南回り2便は、保健センターからAコープに直行し、苧屋原は通りません。苧屋原の人が湯さん館に行くには3便が最初です。1便遅いと湯さん館に着くのが11時ごろになってしまいます。特に冬場はお風呂が混むため、11時着では洗い場が混んだりしてゆっくりお風呂に入ることもできません。なぜ2便だけ苧屋原を飛ばして運行するのか。坂城町でも苧屋原は陸の孤島でいつも置き去りにされていると言われました。通常運行の苧屋原回りにしても6分遅くなるだけです。南回り2便も通常運行コースの苧屋原回りにできないか、答弁を求めます。

ロ. 循環バスはほぼ時間どおりに来るので、通常なら余り待つことはないと思いますが、苧屋原は、国道を挟んでいて車の通行量が多く、なかなか渡れません。私も渡れなくて困っている高齢者を何度か見かけました。そのため、早目に家を出るので、バスを待つ時間も多ようです。苧屋原のバス停は、千曲川の堤防上にあり、風の通り道になっています。冬場や寒い時期、雨や雪のときは本当につらいと言われました。年を重ねると寒さは体にこたえます。冷え

からいろいろな病気になることもあります。苧屋原のように早目に来て、バスを待たなければならぬ場所は、簡易の待合室か風よけ施設が必要だと思います。待合室の設置はできないか、答弁を求めます。

町長（山村君） ただいま循環バスについてご質問がありました。私から、循環バス全体に対する考え方を述べさせていただいて、あとは担当課長からお話申し上げます。

私、4年前町長になったときにですね、いろんな意見を聞きました。あんな空気だけ運んでいる循環バスやめたらいいんじゃないかという方も何人かいらっしゃいました。しかしながら、よく聞いてみると、特に山合いに、日名ですとかですね、お住まいの高齢者の方が、やっぱりあれがなくなってしまうたら全く動けないということで、コストはかかるけれども、ライフラインだということで、空気を運んでいると言われようが、循環バスは続けるという宣言をずっとやってまいりました。

なおかつご案内のように、毎年4月にですね、しなの鉄道のダイヤ改正もあるんですけども、それに合わせて道路交通法の関係ありまして、地元住民、それからこの町の中のいろんな協議会の皆様のご意見を聞いて、ルート変更ですとか、時刻の変更、それもやっておりますので、そういうことも含めていろいろ今後ともですね、今まで毎年毎年いろんな手を打ってきましたので、やりたいと思っております。

まず、今申し上げましたけれども、この坂城町循環バスは、平成13年に福祉バスから旅客運行事業者による路線バスへ移行して今日に至っております。この間、利用者の皆さんへのアンケートですとか、坂城町地域交通利用促進協議会でのご意見をお聞きする中で、平成20年から、しなの鉄道の列車時刻に合わせた湯さん館直行便を運用し、平成24年からは上田便として信州上田医療センターまで路線延長するなど、利便性の向上に努めてきたところであります。

また北回り、南回り合わせて1日12便を運行し、1日当たり約80人の方のご利用をいただいているところであります。また、車両につきましても、2台のうちの北回りに使用しております1台につきましても、老朽化ということがありまして、昨年8月にリースにより更新をいたしました。更新に当たりましては、路線バス仕様として調達することにより、前後の方向表示や乗降中の表示、車内での停車バス停表示、降車合図ボタン、音声案内など装備でき、本年4月に行った利用者へのアンケート調査でも大変好評をいただいております。

そうなるとう南回りの車をどうするんだということで、早くかえてくれというご意見もあります。そこでもう1台の南回りにつきましても、平成7年製ということでございます、20年が経過し、走行距離も56万kmを超えて、老朽化が著しい状況となっておりますので、利用者の利便性、安全性の向上を図るため、北回り同様に更新を計画しており、今議会への補正予算に費用を計上させていただいております。

また、さらなる利便性の向上を目指しまして、バスの路線上であればバス停以外でも乗降できる手法につきましても運行事業者との検討を進めております。今後、運行事業者や陸運事務所などの関係機関、利用者の皆様と協議する中で、より利便性の向上を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

その他、ご質問いただきました要望等につきまして、担当課長より答弁させていただきます。

建設課長（青木君） イ、運行につきまして、南回り2便の湯さん館直行便につきましては、しなの鉄道との接続改善を図るため、平成20年4月1日より運行しており、その後、しなの鉄道のダイヤ改正にあわせて見直しをしております。

ご質問にありましたように、苧屋原を経由した場合と経由しない場合で、直接湯さん館に向かう場合の時間差は約6分となっているところでございます。路線バスの時刻表の変更につきましては、道路運送法において自治体、運行事業者、住民、その他関係者による坂城町地域交通利用促進協議会において協議をし、そこで協議が整ったことの証明書を持って運行事業者が国土交通大臣、ここですと長野陸運事務所になりますが、届け出ることになります。

坂城町循環バスは、北回り、南回りそれぞれ1台のバスで運行しておりますので、電車の発着時刻や地域ごとの要望など、全ての条件を満たすことは困難と考えられますが、より多くの皆様に利用しやすい循環バスとなるよう、坂城町地域交通利用促進協議会において検討してまいりたいと考えております。

続いてロのバス停についてのご質問ですが、坂城町循環バスのバス停につきましては、道路上設置されている箇所が多いことから、スペースの確保が難しく、雨風をよけるための待合室を設置する場所はございません。バス停の状況にもよりますが、現在はベンチなどの設置について進めているところです。

ご質問の苧屋原のバス停につきましては、千曲川の堤防上で構造物等の設置は困難であると考えられ、またバス停を別の場所に移動するとなると、運行事業者、千曲川河川事務所、千曲建設事務所や国道に移設するとなると、さらに国道事務所などとの協議がまた必要となってまいります。安全面を考慮すると、移動できる範囲はおのずと限られてくると考えております。

いずれにいたしましても、バス停の設置に当たっては、地域の皆様と協議をして決定をしております。苧屋原のバス停につきましても、地元の皆様と相談する中で、坂城町地域交通利用促進協議会の中で、また検討してまいりたいと考えているところでございます。

14番（入日さん） 2便の運行は、地域交通利用促進協議会ですか、と話し合っただけで今後検討したいということですが、本当にわずかのこの区間だけなんですよね。回っても6分しか変わらないということであれば、やはり地元の住民がそういうようにしてほしいという要望がある以上、私はぜひとも早急にそういうふうに変更していただきたいと思っております。

それから、堤防上に待合室とかそういう既存の建物は無理だという話がありました。あそこ、

本当にほんの少し下がるだけでね、両方に家があるので風よけにはなるんですが、余り今、利用者もいないということもあるんでしょうけれども、地元と相談してできるだけ前向きに検討していただけるということでしたので、その辺もまたお願いしておきたいと思います。

では、3番目の質問に入ります。

3. 鳥獣駆除について

イ. 処分場の確保を

このところ、イノシシや熊の出没が相次ぎ、町の猟友会の有害鳥獣駆除員の方々には、日々出動をしていただき、町民の安全を守っていただいていることに感謝と敬意を表します。町の有害鳥獣駆除員の方から、鹿やイノシシを射殺しても埋める場所がなくて困っている。山村町長にも毎年頼んでいるが、一向にやってくれないと言われました。イノシシや鹿の肉は食用にすることもあるが、1頭丸ごと埋めなければならないときもある。その場合は大きな穴が必要になる。いずれにしても頭と骨などは残るので埋めなければならない。どこに埋めてもよいわけではないので、場所を確保するのが難しい、穴を掘るのにバックホー等の機械を使うので、一定の広さや車で行ける場所が必要だ。毎年、イノシシや鹿が増え、殺処分する頭数も増えてきている、射殺しても埋める場所がないことにはどうしようもないと嘆いていました。

駆除員の皆さんは、イノシシが出れば現場に行き、移動するイノシシを追いかけるわけです。場合によっては何時間もかかります。探して射殺するだけでも一苦勞です。そこにさらに処分場を自分で探すとなると、本当に大変だと誰もが感じると思います。そんな苦勞な駆除員にはなりたくないと思うことでしょう。

猟友会員が減少し、有害鳥獣駆除員も年々減ってきています。イノシシが増え民家までおりてくるので、町民の不安は高まっています。農業被害も増えている現状を見れば、有害鳥獣駆除に日夜苦勞して取り組んでくれている駆除員さんの負担を少しでも軽くするのが町の責任だと思います。先ほど、滝沢議員の質問で、町有地を利用する方向だと産業振興課長の答弁がありましたので、ぜひ埋設の場所を指定して駆除員さんがどこに埋設したらいいかわからないと、その都度探さなければならないということのないように、これは早急に駆除員さんに、ここの場所は埋めてもいいですよということを決めて知らせていただきたいと思いますので、この質問は答弁は要りません。

ロ. 更新費用を町負担で

猟友会員は狩猟免許を3年ごとに更新しなければなりません。更新費用はわなで約2万円、猟銃で約3万円ほどかかります。わなと猟銃を持っている人は約5万円かかります。有害鳥獣駆除に毎回駆り出され、更新費用も全て自分持ちでは割に合わないと思います。せめて有害鳥獣駆除に年に10回以上出動した人には、その次の更新費用を全額町で負担するようにならないか、答弁を求めます。

町は、猟友会員を増やし、有害鳥獣駆除員になってもらうために新規に免許を取る人には、免許試験手数料やテキスト代を出しています。町の狩猟免許取得助成金交付要綱の第3条の2は、免許取得後は、町猟友会に入会し有害鳥獣駆除に従事することができるものとあります。免許は取っても有害鳥獣駆除員にならなかったり、駆除員として一度も出勤しない人もいます。これでは町で定めた要綱に反していると思いますが、町はどのように対応を考えているのでしょうか、答弁を求めます。

ハ. 捕獲報奨金について

現在、町から猟友会に27年度予算では119万円計上してあります。ここ数年は毎年119万円です。イノシシの被害が増え続ける中で、全く増額されていないのは問題だと思えます。猟友会では、119万円の補助金の中から鹿1頭につき5千円の捕獲報奨金を出しています。山の中まで鹿を探し歩き、射殺し埋めることまで考えると5千円でも割に合わないと思えます。

しかも一番人家近くにあらわれるイノシシに対しては全く報奨金はありません。イノシシを追いかけて山を探し歩き、殺処分する手間暇は全く考慮されていません。もっと猟友会への補助金を増やし、イノシシの捕獲にも報奨金が出るようになれば、多くの人が駆除に参加してくれるかもしれません。猟友会に所属していても駆除員として出勤してくれる人は限られています。有害獣の駆除を迅速にし、被害を拡大させないためにもイノシシの駆除にも報奨金が出せないか答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） ロの更新費用を町負担でについてお答えいたします。

狩猟をするためには、まず県の狩猟免許を取得しなければなりません。免許の種類は網猟、わな猟、第1種銃猟免許、これはライフル銃及び散弾銃等でございます。それと第2種銃猟免許、これは空気銃による免許でございます。この4種類があり、有効期間は3年でございます。

狩猟免許を取得いたしましたら、次に、狩猟者登録の手続きを行い、狩猟税を支払って登録します。この狩猟税がまた、先ほど議員さんがおっしゃったように、結構はお値段がいたします。この登録は毎年行わなければなりません。ここまでが県における手続きになります。

次に、狩猟免許を所有する方は、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習会の受講申し込みをします。合格いたしますと、講習修了証明書が交付され、これは3年間有効になります。第1種銃猟免許を所有する方は、続いて教習資格認定申請書を管轄する警察署へ提出いたします。認定書が交付されましたら、教習射撃として射撃場での訓練を行うことで教習修了証明書が交付されます。交付後に、銃の申告をいたしまして、銃砲所持許可書をもらい、申告した銃の購入をして銃弾をさらに購入をいたしまして、初めて銃を使用することができます。このように銃を使用するまでには幾つもの手続きと費用がかかるという仕組みになっております。

町の有害鳥獣駆除員に従事されている方は、町が発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書を警察

署に提出いたしますと、教習射撃が免除され、なおかつ狩猟税が2分の1に減額されるという特典がございます。有害鳥獣駆除対策協議会といたしましては、現在、猟友会会員の増加を第一の目標とした狩猟免許の取得にかかる費用の補助を実施していますが、狩猟税の補助を初め、各種手続きにかかる費用等の補助につきましても、今後猟友会の皆さんと検討してまいりたいというふうに考えております。

また、町の有害鳥獣駆除員に従事するには、坂城町猟友会からのその方の実績等に基づく推薦が必要であります。ですので、ただ免許を持っているからといって、すぐに有害鳥獣駆除員に推薦されるというものではございません。ある程度の実績を持たないといけないということでございます。

今年度は、17名が従事し、有害鳥獣駆除に当たってもらっておりますけれども、仕事の都合などで出勤できない方もおられます。今後は、一定の基準を設け推薦するような、そんな仕組みを猟友会と相談していきたいというふうに考えます。

ハの捕獲奨励金についてでございますが、近年全国的に鳥獣による被害が増しており、従来生息していなかった地域にも分布を広げるなど、町の農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしております。国、県、自治体ともさらなる捕獲の推進が必要であり、地域によっては捕獲報奨金を独自に出している自治体も増えてきています。坂城町でも坂城町猟友会に有害鳥獣駆除を委託する中で、ニホンジカについては、1頭当たり5千円の報奨金を出すこととしております。イノシシにつきましても、今現在、猟友会内で検討しているということでございます。

坂城町猟友会では、一時的、個人的な報奨金の増額等だけではなく、将来に向け会員数を増やし会全体として技術を高め安全な狩猟ができ、地域に貢献できるという団体づくりを考えて活動しているというふうにお聞きしております。町でも今回の有害鳥獣の捕獲を強化する改正鳥獣保護法の施行もあり、今後さまざまな事業の展開が予想されますので、今後の県の動向や他市町村の状況を見る中で、町猟友会が引き続き活動を存続していけるような支援をしてまいりたいと考えております。

14番（入日さん） 今、課長のほうから詳しい説明がありましたが、口の更新費用のことで、猟友会では安全な狩猟をするために、年2回狩猟大会を開催して、腕を磨いています。参加者は施設使用料などの費用を払い、銃弾を使って行うので、その費用もかかります。また狩猟税や猟友会費も払わなくてはなりません。それだけでも年3万円くらいは楽にかかってしまいます。

町の有害鳥獣駆除員になっていけば、命中率を高めるためにも訓練は不可欠です。銃弾は鳥用で25発千円、イノシシ用は10発で3,500円するそうです。ライフル銃の弾は1発400円ということでした。そういうように、かなり弾代にも費用がかかりますし、また実際に駆除するときには、同じ猟友会同士が事故に遭わないように、無線で連絡したりとか、山の

中を探すにはかなりやはりガソリン代とかね、かかるわけです。

先ほどの話では、一時的な、今後も継続できるような方法で猟友会員が増えて、継続できるような方法でという猟友会の意向もあるようですが、実際に今、34人の猟友会の中で、17人が有害鳥獣の駆除員になっていると。やはり半数しかね、参加してくれていないわけです。そういう意味でもやはり、もうちょっと34人全員の方が参加できるように、こういう更新費用を町で見るべきではないかと。それで猟友会に入っていて、いや、俺は趣味だからそういうことは嫌だよと言う人ももちろんいるでしょうけれども、やはり町で駆除員になればそれだけ見てくれるんだということになれば、非常に維持費がかかるわけですので、猟友会員も助かると思うんですね。

伊那市では、初心者狩猟免許試験講習費、狩猟免許試験費、狩猟税及び狩猟登録手数料、それから県や地域の猟友会費、狩猟者事故共済会費、ハンター保険料、狩猟免許更新講習費、安全狩猟講習費などに補助金を出しています。新規取得者には、4分の3以内の補助を、更新の場合は2分の1以内の補助を出しています。先ほど、課長のほうからも言われましたが、非常にやはり銃を管理し、警察からもかなり管理についてはうるさく言われますし、毎年実技講習などもあるわけです。そういうことを考えれば、やはり町も有害鳥獣駆除に10回以上ね、出動した人には、やはり参加費や狩猟税、それから猟友会費などの補助ができないか、再度答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） 坂城町では、町猟友会に対しまして、年間119万円の委託料をお支払いいたしまして、有害鳥獣駆除についてのいろいろな仕事をお願いしているところでございます。お話のとおり、大変お金のかかるものでございます。弾だけでも相当なお金がかかる、そういうようなこともありますので、こちらも先ほど述べましたように、町猟友会の皆さんとよく協議する中で進めていければというふうに思います。決して町がお金を出さないというわけではございませんので、やはり猟友会が存続していかなければいけないというのが一番のことだと考えております。

14番（入日さん） 猟友会員が1人でも多く有害鳥獣の駆除員になってもらうように、ぜひ町ももっと補助金を増やして、そういう活動に参加していただけるようにしていただけたらと思います。特に、イノシシがね、民家のところに出てくるということが頻発しているわけですので、そういう被害を考えたら、その119万円ではなくてもっと増額しても費用対効果ではより効果が大きいと思います。ぜひそういう方向でやっていただけることを強く要望します。

ハの捕獲報奨金ですが、一時的な金額ではなくてという、先ほど猟友会からも話があったということですが、自治体によっては、鹿とイノシシ両方に1万円出しているところもあります。この間も鉄の展示館だとか横町だとかね、あんなほうまでイノシシがおりてきたというような、本当にもう民家のほうに恐れずにおりてくるという、今状況があるわけですね。そういう意

味でもやはり駆除員をもっと、たくさん確保するという必要があるのではないかと。報奨金が出るということになれば、今まで駆除までそんな時間をかけてという人もかなりいると思うんですが、ああ、1頭1万円になるのか、じゃあ、行くかなという人だって出ると思うんですよ。そういう意味でもやっぱり119万円の猟友会の有害鳥獣駆除に今出しているわけですが、その金額を上げてぜひこうい報奨金に回るようにできないか、再度答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） お話にありましたとおり、最近イノシシが住居の近くまでおりてきているということでございます。残念ながら住居の近くでは銃砲撃てません。やはり撃てる場所があります。ですので、そこで駆除員が活動するというより、それをいかに撃てるところへおびき込むかというようなことが必要と思います。そのためには、猟友会の皆さん、そのメンバーの皆さんの協力があって、1人だけじゃだめですので、何人もの方々が協力し合って、チームワークで猟を行ってもらおうと、駆除を行ってもらおうということでございます。その報奨金につきましては、やはり撃った人がその金額を受け取るのではなく、やはりそこに参加して人たちがもらえるような、そんな仕組みづくりを今猟友会の方々は考えて、とにかくチームワークをよくやっていこうというふうな考え方でいらっしゃいますので、その点を尊重していければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

14番（入日さん） 本当に先ほど、課長の答弁があったように、やっぱり大勢でイノシシを追い込むという場所がやっぱり必要なんですよね。そういうためには、やはり1人、2人の猟友会員では手が回らないんです。そういう意味でもやはりより多くのね、駆除員さんに猟友会員さんに駆除に参加してもらえる、そういう体制づくりのためには、もっとやはり有害鳥獣駆除の費用を、予算を増やすべきだと、そういうことを何回も言っているわけですので、ぜひその辺を、補正でもいいから組んで増やせる方向でやっていただきたいと思います。

水かけ論になるので、答弁はこれは要りませんが、今後の検討課題として大至急、そのような取り組みをしていただきたいと思います。

今、国会では、平和安全法制整備法案という名前とは全く内容が違う10本の関連法を一括で提出し、強行採決を狙っています。安倍首相は、三権分立をもないがしろにし、憲法を軽視し、アメリカへの忠義が最も重要だという姿勢です。国民年金機構では125万件もの年金情報が流出し、振り込め詐欺の被害も起きるなど、大きな社会問題となっています。今年の10月5日から番号法が施行され、番号通知が始まります。経済ジャーナリストの荻原博子さんは、マイナンバーがサイバー攻撃を受けたら、もっと重要な個人情報が流出するという不安を払拭できない。政府はマイナンバー制度を一旦保留し、年金情報流出問題の検証とセキュリティー体制の強化を徹底すべきだと思います、07年の消えた年金問題で当時の安倍首相は、最後の1人まで探し出して年金を払うと公約したが、今も約2千万人の不明な年金が残ったままだ、今度こそうやむやで終わらせず、真摯な検証を行わなければ国民の信頼は取り戻せない。

マイナンバー制度は、国民が安心できる体制を構築してからでも遅くない。私たちも政府や関係機関任せにせず、チェックの目を向け続けたいものだと思います。

一部の業界の利益のために、マイナンバー制を導入し、国民総背番号制にし、利用範囲を拡大するおそれがあることは既に専門家からも指摘されています。なりすましなどの被害が多発することは今から心配されています。自治体の費用対効果の面から考えても、百害あって一利もないマイナンバー制度はやめるべきだと思います。

地方自治体の役割は、住民が安心して暮らせるようにすることです。地方自治体の存在意義は中央政府が専制に陥ることを防ぎ、誤った政策を制御、阻止、改革することができることだと経済学者の宮本憲一教授は言っています。

平和で、誰もが安心して暮らせる社会こそ、万民が求める社会です。自衛隊員が海外で殺し、殺されることのないように、日本が再び戦争に加担することのないように、国民一人一人が政治に関心を持ち、考えるときだと思います。政治に無関心な国民は愚かな為政者に支配され、暮らしはますます大変になります。戦争を起こすのも人間、とめるのも人間です。武力行使や破壊からは何も生まれませんし、自然も破壊され、地球温暖化に拍車をかけるだけです。話し合いと人間の英知でしか平和は守れないのです。軍産複合体は戦争をしないともうからないので、紛争を長引かせ、戦争に拡大させることが大好きです。武器商人を喜ばず紛争や戦争をやめる英知を人間は持ちたいものです。環境破壊や地球温暖化に歯どめをかけ、この美しい地球を次の世代に引き渡せるよう努力すべきだと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時09分～再開 午前11時19分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、2番 塩野入猛君の質問を許します。

2番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げる公職選挙法が、この17日の参議院本会議で成立する見通しです。今後、成人年齢や少年法の対象年齢も議論されることとなりますが、あわせて被選挙権年齢についても慎重に審議をしていただきたいと存じます。

1. 第2期山村町政について

今回の統一地方選挙において、坂城町長選挙は無投票で山村町長が当選し、第2期の山村町政がスタートしました。選挙期間の当日は町長とも選挙カーで何度か行き会いましたが、無投票が決まって以降は、町議会議員選挙一色で当然ながら町長の声も聞けず、あわせて公約や施策も影を潜めた状況になっていましたが、今議会の所信表明でその全容がわかってまいりました。そこで、2期目を迎えた山村町政についてお伺いをいたします。

イ. 1期目の成果と課題

まず、初めに過去4年間の1期目における成果と課題についてお聞きします。

町長は、4年前の所信表明で「民間視点で町づくりに新風を」のキャッチフレーズを掲げ、活力あふれた元気な町、人の輝く町、笑顔の町、それに誇れる町の四つの柱立てをして、それぞれの施策が組み立てられました。このとき、具体的に示された、例えば坂城駅のエレベーターは設置がされ、また小網区の上水道整備も進展するなど、成果が上がっているものがたくさんあります。しかし、スマートコミュニティ構想事業やワイナリー形成事業、また18号バイパスの早期建設など、引き続き2期目に向けての事業もたくさんあります。四つの柱立てをしてさまざまな事務事業を進めてこられた1期4年間の振り返り、1期目の成果と課題や問題点などをお聞きします。

ロ. 2期目に向けて

次に、2期目に向かう山村町政についてお尋ねします。まず、2期目の位置づけであります。1期目の山村町政は、種をまき芽を出した、あるいはそれが育ち始めたという時期に当たるのではないかと思います。2期目は、いかがいたすつもりなのでしょうか。1期目の芽を出し育ち始めたものをさらに成長させていくつもりでしょうか。実をつけ結実させるつもりでしょうか。それとも2期目もまた新しい種をまきながら広げていくのでしょうか。あるいはもっと異なることをお考えでしょうか。2期目をどんな位置づけにしていこうとしているのか、お尋ねします。

町長は、2期目の公約として、輝く元気な町づくりを掲げました。また、第2期も1期の4本の柱立てを引き継ぎ、全く同じ目標を今度は四つのテーマという表現で設定されました。そこで町長は、2期目に向けてどんな思いで立ち向かっていこうとしているのでしょうか、お尋ねをします。

今定例会の所信表明のほかにも、この3月の第1回議会定例会招集挨拶では、27年度の取り組みについて南条小学校建設事業のほか、坂城スマートタウン構想、ワイナリー形成事業、町花バラによる、まちづくりなどを取り込んだ地方創生の柱となる特徴的なまちづくり施策を初め、子育て支援・教育力向上の施策、福祉健康づくりの施策、産業振興施策、生活基盤づくりの施策及び生活環境・防災施策が示されました。

また、3月には、平成27年度から29年度の3カ年を見通した実施計画もでき上がり、第1章 生活と産業の基盤づくりから、第6章 自律と協働のまちづくりまでの6分類に多くの計画が載せられ、そこには特に主要な施策も示されています。このほか、手元には「チャレンジSAKAKIと坂城町の地方創生戦略について」の表題で、5月の28日に開催された坂城経営フォーラム基調講演の資料もございます。そこには、1期目と同様の四つのテーマにより2期目の公約が書かれています。どれを見ても、スマートタウン構想、ワイナリー形成事業は

出てきますので、これらが重点事業に含まれると推察はできますが、町長の第2期に向けた主要施策、力を入れる施策をお尋ねをいたします。

町長（山村君） 塩野入議員さんから第2期の山村町政ということで、イトロとご質問いただきました。招集のご挨拶でも若干申し上げましたけれども、せっかくの機会でありますので、ご迷惑にならない程度の時間をいただいて、お話し申し上げたいというふうに思っております。

まず、平成23年5月、「民間視点で坂城町に新風を」を旗印にしまして、町長選挙に立候補し、町民の皆さんの温かいご支援を賜りまして当選をさせていただき、1期目の4年間があつという間に過ぎました。その間、活力あふれた元気で明るい坂城町を目指して、できるだけ多くの町民の皆さんの声をお聞きすることなどを心がける中で、全力で取り組んでまいりました。

そしてこのたび、2期目の町政を担わせていただくことになり、新たな目標として輝く元気な町づくりを掲げ、その実現に向け職員とともに、さらにチャレンジを続けてまいりたいと考えているところであります。今までチャレンジSAKAKIとやっておりましたけれども、今度は、NewチャレンジSAKAKIと、余力がないかもしれませんが、NewチャレンジSAKAKIで始めます。

さて、イ1期目の成果と課題とのご質問でございますが、まちづくりの成果につきましては、町民の皆さん、お一人お一人によって評価は異なるものと考えているところでもありますが、私が掲げました選挙公約の四つの柱ごとに、実現した、もしくは方向づけがなされた主な事業について申し述べたいと思います。

まず、産業の活性化を中心とした「活力あふれた元気な町」づくりに向けた取り組みであります。農工商の連携と6次産業化に向けた特徴的な取り組みとして、さかきワイナリー構想事業がございます。試験圃場を確保するとともに、若い担い手を募集し、町に適したワインブドウの栽培を進めながら、千曲川ワインバレー構造改革特区認定取得に向けた関係市町村との調印につなげてまいりました。この間、坂城町産の巨峰を使ったワインの委託醸造も行い、特産の巨峰を使ったロゼワイン、スパークリングワインとも大変好評をいただいているところであります。

また、もう一つの特徴的な事業としまして、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を複合的に組み合わせる社会システムの構築を目指すスマートコミュニティ構想事業を立ち上げ、企業の皆様のご協力をいただく中で、データ収集や実証実験を実施するとともに、県の補助金を活用し役場庁舎にバイオマスボイラーなども設置いたしました。加えて、町特産のねずみ大根のキャラクター、ねずこんの誕生であります。ねずこんにつきましては、私が就任した年のねずみ大根まつりにおいて公募により命名し、着ぐるみを新調いたしました。ねずこんは初めて挑戦したゆるキャラグランプリで全国95位、県内ではアルクマに次ぐ2位

を獲得するなど、今では町のイメージキャラクターとしてすっかり定着したところであります。

また、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造や新製品開発などを支援するコトづくりイノベーション補助の創設や、テクノセンターへの3Dプリンターの導入、町内企業の持つ高い技術や能力を広く内外に発信した、さかきものづくり展の開催支援など、いずれも町の活力アップに寄与したものと考えております。

続いて、子供たちの教育や学習などを通じた「人の輝く町」づくりでは、村上小学校の耐震改修、南条小学校の建設等、教育環境の整備、安心・安全の学校づくりを進めたほか、グローバル社会に対応した人材育成に向けた先駆的な取り組みとして、中学生に加え新たに小学生への英語教育拡充を図るため英語指導講師を配置し、また、高度情報化社会を生き抜く子供たちの情報活用能力の育成に向けたICT教室も開催いたしました。昨年度は、タイへ進出した町内企業への高校生派遣に向けた事前調査を実施し、企業のご理解もいただく中で、事業化のめどをつけたところであります。

また続きまして、高齢者や子供たち、ハンディキャップのある方が、より暮らしやすい「笑顔の町」づくりにつきましては、町の玄関口である坂城駅周辺を中心としたバリアフリー化に取り組み、その象徴として坂城駅にエレベーターを設置いたしました。また、エレベーターの設置にあわせ、駅のトイレ前の段差解消やグリーンベルトの設置、駅から立町通りへ上がる歩行者用通路の手すりの設置などを行い、面的なバリアフリー化に配慮いたしました。

また、基盤整備の面では、長年の課題となっておりました小網地区への上水道の布設が26年度で完了したほか、整備の進む下水道につきまして、町営住宅横尾団地への接続について今年度で完了いたします。また、従来町内に限られていた町循環バスの運行について、上田便を創設したほか、運行している1台をバリアフリー化車両に更新いたしました。こちらも運用時間の見直しなどの工夫を重ね、より使いやすい運行に努めるとともに、残りの1台についてもその更新経費について、補正予算の中に盛り込んだところであります。

子育て支援につきましては、全保育園を子育て支援センターの分室と位置づけ、どの園でも専門的な子育て相談が定期的に受けられる体制を整えるとともに、新たに村上保育園でも長時間保育を開始いたしました。また第3子以降の保育料について、上のお子さんの年齢にかかわらず半額とする新たな軽減措置を制度化したほか、不妊治療にかかわる助成制度の創設や子供医療費の対象年齢の拡大等、さまざまな側面から子育て世帯を支援する方策を取り入れました。

続いて、芸術文化の振興による「誇れる町」づくりにつきましては、坂城町の自然を中心に誰もが歌いやすい「坂城町の歌」と町のイメージキャラクターねずこんをかわいく元気に歌にした「ねずこんの歌」が、文化協会を中心とした実行委員会のご尽力をいただき誕生いたしました。どちらも末永く歌い継がれるものと期待しております。

また、鉄の展示館におきましては、毎年趣向を凝らした企画展を開催しておりますが、町の

特命大使でもある小松美羽さんや坂城が誇る各方面の芸術家の皆さんの展示会を開催したほか、この秋には、人気アニメと日本刀がコラボレーションした特別企画展エヴァンゲリオンと日本刀展の開催が決定し、刀を核としながらより広がりのある企画に努めております。そのほか、びんぐしの里公園で開催された2回の薪能を支援したほか、質の高いクラシック音楽を町民の皆さんに聞いていただく機会を定期的に設けるなど、文化芸術の振興を図ってまいりました。

また、複数のテーマにまたがる事業として、自然災害が増える中、防災対策にも力点を置き、J-A L E R Tの自動発信システムの構築と複合的なメール配信システムの整備を進め、昨年12月から登録型配信メールサービス、さかきまちすぐメールの配信をスタートし、幅広い情報をさまざまな手段でよりスピーディーに提供できる体制整備を進めてまいりました。

続きまして、1期目を終えての課題につきましては、まずハード面においては、道路、橋梁、公園などインフラの長寿命化対応のほか、鋭意進めております下水道整備工事の早期完成、国道18号バイパス事業の推進などがございます。また、ソフト面においては、人口増に向けた地域創生事業への取り組みや、スマートコミュニティ事業のさらなる推進、ワイナリー形成事業の広域的な取り組みにおける独自性の構築などについて、今後に向けた課題と考えるところであります。

続いて口の2期目に向けてのご質問にお答えします。私が2期目の町政を担うに当たり、輝く元気な町づくりを公約として、その実現に向けチャレンジをしておりますことは、先ほど申し上げましたように、今議会の開会日にも申し上げました。もとより、この輝く元気な町づくりは、一つの施策や一つの結果で実現できるものではなく、産業、福祉、教育基盤整備、文化等とさまざまな分野における取り組みが必要であり、継続してこれらを具体的に進めるため、1期目と同様の活力あふれた元気な町、人の輝く町、笑顔の町、誇れる町の四つの柱を据えたところであります。

2期目におきましては、先ほど申し上げました1期目の成果と課題を踏まえつつ四つの柱を町政運営の基軸とし、1期目から取り組んでいる事業のさらなる推進を図り、より多くの輝く花を咲かせ、元気な実を实らせる4年間にしてまいりたいと考えております。

それぞれの柱における事業につきましては、所信表明の中でも述べさせていただきましたが、「活力あふれた元気な町」では、ワイナリー形成事業と6次産業化への取り組み、坂城スマートタウン構想事業、プレミアム商品券の発売、これは総額で1.1億円の額でありますけれども、いろんな経済効果を考えると2倍から3倍の、最終的な効果があるとも言われております。また国の多面的機能支払交付金事業を通じた農業における地域活動への支援など、農・工・商全般に及ぶ産業の活性化と新たな産業文化の創出を図ってまいります。

特に、ワイナリー形成事業では、試験圃場で栽培しているワインブドウによる初めてのワイン醸造という新たなステージに入っております。また、坂城スマートタウン構想事業では、

工業団地内での効率的なエネルギー需給の調査研究に加え、家庭用のリチウムイオン蓄電池システムやエネルギー管理システムの導入経費に対する補助を拡充し、事業の推進を図ります。

「人の輝く町」では、昨年から2カ年にわたる大型事業として取り組んでおります南条小学校建設事業に加え、本年度は各小学校体育館の天井改修事業によりハード面の安心・安全を図るとともに、新たに教育・心理カウンセラーの配置、ALT、これは外国語の先生ですね、ALTの増員、高校生のタイ国研修など、次代を担う子供たちが健やかに成長し国際感覚豊かな人材となるよう取り組んでまいります。

また、子供に対する福祉医療費につきましては、就学前までとなっていた通院に対する助成を、私の就任後、順次対象年齢を広げ、この4月からは中学生まで拡大いたしました。さらに来年度からは、入通院の福祉医療費を高校生まで支給できるよう準備を進め、安心して子育てをしていただける環境を整えてまいりたいと思っております。それにあわせまして、この議会中にもお話がありましたけれども、窓口支払ゼロ化、これにつきましても、積極的に取り組んで、国・県に働きかけ、最適な方向で実現できるように、なるべく早い時期に実現したいというふうに思っております。保育料の軽減などを含むこうした子育て支援施策に加え、社会福祉協議会の結婚相談事業への支援、空き家バンクの充実を通じ、少子化対策、定住促進を図ってまいります。

また「笑顔の町」では、障害のある方や高齢の方など、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、障害者福祉や介護保険施策を含む高齢者福祉の充実、保健センターを中心とした健康増進に努めますとともに、施設や設備等のバリアフリー化を含めた基盤整備を進めているところであります。

今議会に上程いたしました一般会計補正予算におきましても、坂城駅から坂城高校に至る田町地区でのバリアフリー化のための関連経費、町道・橋梁の長寿命化のための修繕経費を計上させていただいたほか、今年度より国道18号坂城更埴バイパスの早期完成を目指し、国と連携して用地買収に着手してまいりたいと思っております。

「誇れる町」では、バラによるまちづくりや公園施設の充実など、芸術、文化、スポーツの振興を軸に事業を進めてまいります。第10回となりました、ばら祭りでは、薔薇人の会の皆さんを初め多くの皆さんのご協力のもと、盛況のうちに6月14日までの会期を無事終えることができました。先ほど、滝沢議員のほうから4万1千人という入場者数がありましたが、あれは暫定値でありまして、もっと増えるのではないかというふうに思っております。また、後ほど公式の数字を申し上げたいと思っております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。来年度以降も町花バラにより坂城町の魅力を発信できるイベントにしてまいりたいと考えております。

びんぐしの里公園につきましては、町民の皆さんの憩いの場として、また音楽や芸術に身近

に触れていただける場として屋外ステージ場の改修に着手し、多くの方が集い、芸術や文化を通じて交流できる公園を目指してまいります。

以上2期目に向けまして、それぞれの柱について主な事業を申し上げました。今後、地方創生事業にも積極的に取り組むとともに、今年度策定いたします町の最上位計画、第5次長期総合計画の後期5カ年計画にもこうした事業を位置づける中で、今後4年間は新たな決意と情熱を持って町民の皆さんのために輝く元気な町づくりに邁進してまいりたいと考えております。

以上であります。ありがとうございました。

2番（塩野入君） 今、町長から今までの課題とそれからやってきたことと、それからこれからの施策について話がありました。私は、今、種をまいたり、そういうところはどうかかなという質問をしたんですが、お答えの中でどうなんだろうかという気がいたします。大体内容はわかっております。

これから重要で、しかも限られた期限の中でやらなければならない大きなものの一つが、地方創生戦略の策定であります。私は、前回3月議会定例会の一般質問で、地方創生についてお尋ねをしました。町長は、地方創生戦略は大いに評価すべきもので、坂城町の独自性を生かしながら地域経済のさらなる発展に結びつけていきたい、そして多くの皆さんにかかわっていただき、英知を結集する中で、まち・ひと・しごとなど町全体につながり、夢のある計画策定に向けて取り組んでいくと答弁されました。

国の、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略が立ち上がり、町でも地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の検討段階に入っていることと思います。所信表明の中で町長は坂城町版地方創生総合戦略については、現在策定作業が進められ、今後示していきたいと申されました。どんな状況でどこまで進んでいるのでしょうか、お聞きします。

今、地方創生で、政府が自治体に年度内策定を求める地方版総合戦略を前倒しして10月に取りまとめようとする動きが県内に広まっています。狙いは早期策定市町村に積み増される最大1千万円の交付金であり、各自治体は政策の選択肢を広げる財源を確保しようと作業を急いでいます。昨日、秋口という答弁もお聞きしましたが、町も前倒しをして10月策定を目指すのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、今年度は第5期長期総合計画後期基本計画策定の時期であります。後期基本計画は、平成32年度を目標年次とする、向こう5カ年の町の最上位計画に位置づけられるものです。町長の任期は4年ありますが、この計画はまだその先を目指します。地方版総合戦略策定と並行して進めていくこととなりますが、どのように進めていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生についての検討段階と現在の状況についてお答えいたします。

内部の組織でございますが、先月、総合戦略策定に当たり必要な事項を調査、研究をいたすために、庁舎内部に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を組織いたしました。また、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たり、各種の調査や分析について、専門性も必要であり作業の効率化ということも踏まえ、策定支援業務を委託にて進めてまいります。今議会終了後に提案書類とヒアリングによるプロポーザル方式で業者の選考をする予定となっております。

坂城町総合戦略を策定する項目といたしましては、坂城町人口ビジョンがございます。この人口ビジョンにつきましては、人口動向分析、将来人口の推定と分析、人口変化が地域の将来に与える影響の分析・考察を行いまして、将来展望に必要な調査の分析や目指すべき将来の方向及び人口の将来展望を行うこととしております。

次の段階として、総合戦略の策定に入りますが、長期総合計画後期計画との整合を図り、当町の特性と課題を抽出いたしまして、数値目標ですとかあるいは重要業績評価指数といったものを設定をしてまとめていきたいと考えております。

ご質問の10月策定を目指すのかということでございますけれども、国におきましては、10月までに策定した場合、本年度後半の事業に生じる財政負担として1千万円の交付がなされる制度となっております。当町におきましては、26年度繰越事業として本年度中の事業につきまして予算化がなされていること、また拙速な検討にならないよう、当町の課題分析や意見聴取に時間をかけたいこと、そして上位計画である第5次長期総合計画後期基本計画と一体的に策定する計画としていることなどから、町総合戦略の作成につきましては、本年秋の素案の作成を目指してまいります。後期基本計画に合わせました平成28年2月の策定を予定するところでございます。

続きまして、町の第5次長期総合計画後期基本計画の策定の進め方についてでございますが、見直し作業につきましては、前期5カ年における施策の評価を行い、まちづくりの主要課題を整理して、今後5カ年の計画を策定していく予定としております。総合計画は、進むべきまちづくりの方向性を示し、さらにその先にもつなげていくまちづくりの指針でございますし、町政を担う町長の公約も当町を発展させる政策でございますので、取り組む施策はおのずと合致してくるものと考えられます。こういったことを踏まえながら、また国・県による広域的、多角的な計画との整合性に留意し、新たな課題に向けての施策検討を行う中で、基本計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

2番（塩野入君） 山村町長は、過去4年間の間に、数多くの事務事業を進めてまいりました。

これからの2期目の4年間もさまざまに事務事業の展開が図られると思われれます。1万6千町民の負託に応えるためには、さまざまな検討をしながら多くの事務事業、催しなどを取り入れ、

目指す方向に進んでいかなければなりません。その基本は、まちづくりです。それぞれの事務事業や催しができ上がった、無事終わったということだけでなく、それがまちづくりのどこに結びついたか、まちづくりのどこに貢献したかなどの検証が大切です。第2期山村町政のまちづくりにご期待しながら、次の質問に移ります。

2. 高齢者福祉について

この4月に、民間有識者でつくる日本創成会議で、今度は東京都と周辺3県で高齢化が急速に進み、2025年に介護施設が約13万人分不足し、それを長野県は含まれていませんが、全国の41の地域への移住提言を発表しました。高齢化、高齢者対策は喫緊の課題であります。

私は、今般の選挙公約で、初めに社会福祉、医療・介護の充実を掲げました。掲げた社会福祉、医療・介護の充実が高齢者の社会福祉の充実であり、高齢者の医療介護の充実であります。いずれも高齢者対策にはほかなりません。そこで、高齢者福祉についてこれから順次お伺いをいたします。

イ. 健康寿命に向けた対策・支援

私が、これまで母親を介護してきた経過から考える高齢者福祉の基本の一つは、健康寿命の保持であります。健康寿命とは、病気や介護を受けずに健康で長生き人生を送れることですが、誰もがそんな望みどおりの人生を送れるわけではありません。70歳でつえをつき、80歳で手押し車を頼り、90歳で車椅子を使用する、そんな人生は当たり前であります。私は、90歳を超えれば食事と排せつが人の手を借りずにご自分でできさえすれば、それは健康寿命の保持ではないかと考えます。これからは、年齢に応じた健康寿命の保持が大切であります。そうしたことからこれからの長寿社会の中で、健康寿命の保持対策は年代別の仕組みを取り入れた取り組みが重要と考えます。

そこで高齢者対策、高齢者支援の各事業に年代別を考慮し、年齢に応じた取り組みについてどのようにお考えかお聞きをいたします。

今、町では、援助が必要なお年寄りへの福祉サービスとして、幾つかの事業が展開されています。その中でも、生きがい活動支援通所事業は、健康寿命の保持に向けた強力な支援事業と思います。具体的にどのような内容の事業がされているのでしょうか、その効果はどんなのでしょうか、お聞きします。この事業、対象者は虚弱なお年寄りですが、介護保険の枠組みもありましようが、これも年代を考慮し70歳、80歳、場合によっては90歳代に適したメニューを用意するなど、それぞれの年代に合わせ工夫をすることにより、より一層の健康寿命の保持につながると思うが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

ロ. 認知症に向けた取り組み

認知症やその予備軍の高齢者が増えています。間もなく95歳になる私の母親も軽度から中度に近い認知症になりつつあります。母親は昨年10月に骨折で入院し、そこから認知症の気

配が感じられ、環境の変化もあったかもしれませんが、それから7カ月の間にどんどん認知症が進んでいます。認知症の進行は意外に速いことに気づくと同時に、認知症は他人事ではない、家族だけでは支え切れないと感じました。

厚生労働省の推計では、介護が必要な認知症の高齢者は2025年には470万人に増える見通しです。先ごろ配布されました27年度版老人保健福祉・介護保険サービスガイドの1ページには、町内五つの医院が相談医として日ごろの診察などで、認知症について相談に応じるなど、認知症についての相談窓口が記されています。認知症の相談窓口も大切ですが、認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりを進めなくてはなりません。現在、坂城町には、どれくらいの認知症高齢者がいらっしゃるのでしょうか。また認知症の当事者や家族らでつくる認知症の人と家族の会があり、長野県支部もつくられていますが、本町の加入状況をお聞きをいたします。

長野県では、認知症サポート医の養成を促進し、認知症サポート医の充実を図ろうとしています。町内5医院のお医者さんも認知症サポート医としての認知症相談医でしょうか。

福岡県大牟田市では、本人や家族の支援に当たる認知症コーディネーターの養成、専門医やコーディネーターで構成し、困難事例の検討に当たる地域認知症サポートチームの結成など、取り組みは多彩のようであります。町でも有線放送で行方不明者捜索の緊急放送が流れますが、多くは認知症高齢者ではないかと思われまます。私は、認知症に対する地域ネットワークづくりや行政、医療機関、警察等による行方不明者への備えがこれからは必要と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。そして、認知症に対する取り組みをより一層強めてほしいと思いますが、町のお考えをお聞きします。

ハ．介護保険「総合事業」について

介護保険の見直しで、新しい総合事業が導入されました。高齢者の生活を支え介護を予防する多彩なサービスを地域住民の力を生かしながら増やす狙いがあります。介護保険の改正で、全ての自治体が2017年4月までに総合事業を始めなければなりません。要支援の人向けのサービスのうち、通所介護（デイサービス）と訪問介護（ホームヘルプ）は総合事業に移ります。新しい総合事業は、どんな形で提供するのか、その内容をお聞きします。

また、移行後は、全国一律の基準でなく、自治体が独自に内容を工夫できるようです。国のガイドラインは、従来の基準に基づく現行相当のサービスのほか、基準を緩和したサービス、住民主体の支援などの類型を示しています。種類を増やすとともに、その中から一人一人が適したサービスを利用できるように目指してもいます。昨日の同僚議員の質問で、若干のお答えはありましたが、町ではどのように進めようとしているのでしょうか、お聞きをいたします。

福祉健康課長（大井君） イの健康寿命に向けた対策・支援から順次お答えをいたします。

町の高齢者の皆さんを見ますと、比較的若い方でも介護度が重症の方もいらっしゃいますし、

ご高齢の方でも基本的な日常生活が自立し、生き生きと生活している場合もございます。このような自立度により支援の目的が異なりますので、町の高齢者事業につきましては、年代別ではなく自立度に応じた事業を設定しております。

例えば、お元気な高齢者を対象にしたストレッチ・ヨガ教室では、柔軟性や筋力の維持、向上を目的に、また、やや虚弱な方に対しましては、いきがい広場で閉じこもりや認知症の予防を目的にというように、対象とする方々の自立度に合わせております。この自立度に合わせて実施しておりますいきがい活動支援通所事業、通称いきがい広場の内容についてですが、日ごろの活動は、リハビリ体操、カラオケ、ゲーム、音楽療法、季節の行事、バスハイクなど、バラエティーに富んでおります。加えて専門の指導者による運動指導、口腔機能の向上、食事に関する指導など、介護予防教室も行っております。

このいきがい広場ですが、自立度に応じ二つのグループに分け実施をしております。まず比較的元気でご自分で循環バスなどを使い、通える方のグループは、毎回活動に体操などを行い、残りの時間はご自分たちで自主的に計画を立て活動する形もっております。もう一つのグループは、簡単なレクリエーションを行いながら認知症予防や閉じこもり予防に主眼を置いた活動をされております。

自立度に応じたグループに分けることで、多様な利用者に対応できるようになっております。今後も対象者のニーズに対応できることにより大勢の方に利用いただき介護予防の効果を上げるものにしていきたいと考えております。

続きまして、口の認知症に向けた取り組みについてお答えをいたします。町の認知症高齢者の人数と認知症の人と家族の会の参加状況についてでございますけれども、町の介護認定を受けている方の状況から、ある一定の認知機能の低下を認められる方を集計いたしましたところ、本年3月31日現在の認定者数696名中、約480名ほどの方が認知機能に問題があるという結果が出て、全認定者に占める割合は約69%になります。

また、認知症の人と家族の会への参加人数であります。長野県支部によりますと、町内では1名の方が加入されているということでございます。町でも社会福祉協議会に委託し、介護する家族への支援事業を実施しております。会員制にはせず、介護されている方、どなたでも参加いただける会としております。1回当たり平均8名ほどの方が参加しており、定期的な相談会や交流会を持つなどして、介護者の不安や悩みに寄り添い、少しでもその負担が軽減できるようなかわりの場を設けております。

次に、認知症相談医についてですが、町内の開業医、医師5名全員が県の研修を受講され、日ごろの診療の中で認知症の相談に応じていただいております。

町の地域包括支援センターでも高齢者が行方不明になったとき、警察や消防だけでなく地域の生活関連団体、これはタクシー会社ですとか郵便局、銀行、コンビニ、宅配業者、介護サー

ビス事業所などでありますけれども、このような関連団体が捜索に協力して速やかに発見、保護していくといった認知症の方のためのSOSネットワークづくりの準備を進めております。このような事業は、県内市町村においても徐々に開始されており、当町でも認知症を正しく理解していただくための事業とあわせて、この見守りSOSネットワークづくりを早期に整備してまいりたいと考えております。

認知症に対する取り組みをより一層強化するということにつきましては、現在、町で実施しておりますのは、正しい知識の普及を目的とした認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイト養成講座、医師と介護の関係者の連携を目的とした千曲・坂城認知症連携の会の活動、地域包括支援センターの基本業務でもある相談に対する早期対応・支援などですが、これらに加え、今年度、新規の取り組みとして、国で実施している認知症地域支援推進員養成研修に包括支援センターの職員を派遣し、今後の認知症に対する取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハの介護保険「総合事業」についてお答えをいたします。総合事業につきましては、事業の基本的な考え方、事務処理手順等が示された介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインが今月、ようやく国から示されたところでございます。町におきましては、平成29年4月の事業実施に向け準備を進めてまいりますが、移行に当たってはサービス提供が滞ることなくスムーズに移行できるよう準備態勢を整えてまいりたいと考えております。

総合事業の提供方法ですが、要支援1・2の認定を受けた方の訪問介護サービスと通所介護サービスにつきまして、ガイドラインに現行の介護サービスに相当するサービスと、それ以外の多様なサービスが示されております。現行の介護サービスに相当するサービスの基準は、予防給付の基準を基本とし、サービス提供事業者により提供するとされていることから、関係事業所と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。それ以外の多様なサービスにつきましては、地域の実情に応じてそれぞれの市町村で多様なサービスが可能とされております。

多様なサービスの例として、例えば、デイサービスの入浴を省略するなどし、その分、利用料を抑えた緩和した基準によるサービス、また専門職によらない多様な担い手により、多様なサービスを提供する住民等が主体となる支援、保険や医療の専門職による生活機能改善を目的とし、3カ月から6カ月程度の期間で実施する短期集中によるサービスなどがございます。それ以外の多様なサービスにつきましては、今後において町に合ったサービスの提供方法やサービスの基準、利用料等を検討してまいりたいと考えております。

町における総合事業の提供方法や今後の進め方につきましては、まず初めに高齢者の方どのような支援を希望されているか、またどのような支援があれば自宅で自立した生活が送れるかを平成25年度に実施した高齢者生活・介護に関する実態調査の結果や高齢者の支援に深くかかわるケアマネジャー等の意見により把握することが必要と考えております。また、この

必要としている支援に対し、サービス提供できる事業所や団体の発掘、さらには新規に立ち上げの必要性などを検討してまいりたいと考えております。あわせて、生活支援や介護予防の担い手となるためには、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防サービスを提供するとともに、必要ときには包括支援センターなど必要な機関に連絡することが求められることから、研修会の開催などにより、これらに対応できる団体の育成も大切であると考えております。

今後、事業内容の検討に当たっては、地域包括支援センターを初め高齢者支援にかかわる介護サービス提供事業者や町社会福祉協議会、ボランティア団体、民間事業所など、広く意見を聞きながら、できるだけ長く住みなれた地域で暮らし続けられる仕組みづくりを進め、総合事業へスムーズに移行できるよう準備してまいりたいと考えております。

2番（塩野入君） 高齢の親が元気で暮らす姿を見て、介護はまだ先のことと考える働き盛りの世代も多いはずですが、骨折・転倒は予兆がないことがほとんどで、ある日突然親の介護がスタートすることになります。介護を理由に会社をやめる人は年間約10万人とされています。介護と仕事を両立させるには、親が元気なうちから、もしもの備えをすることが肝心です。しかし、働き盛りの世代は仕事が忙しいこともあり、もしもの備えに目を向けたり関心は薄いと思います。

本町は、工業の町としてテクノハート坂城協同組合初め、企業間の集合体、組織がありますので、そうした働く場での啓発が働き盛りの世代に向けた啓発にもなります。介護離職者は、企業にとっても大きな損失です。そこで、企業組織などと協力して介護への関心を強める方法が効果的と考えます。工業の町の特性を生かし、企業と連携した啓発活動を進めていくことについて、お考えをお聞きをいたします。

介護保険も申請をして認定され、サービスの通知を受けケアプランが作成され、ようやくサービス利用になる、そうした段階を踏まなければなりません。高齢の親が骨折・転倒などにより介護は突然始まります。特に、介護はまだ先のことと考える働き盛りの世代を中心に介護保険の仕組みや手続をもっと広くPRしていただきたいが、いかがでしょうか。

高齢者のための総合相談支援の窓口でもある地域包括支援センターは、人員や運営などの基準がこのたび、町条例として制定されました。条例制定の考え方は、坂城町において国の基準と異なる特段の事情や地域性が認められないので、基準はこれまでと変わらないようですが、この4月より人的な充実が図られた中で、取り組み状況はどんなでしょうか、お聞きをいたします。

また、地域包括センターは、町の位置づけのもとに介護サービスはもとより、保健医療サービス、福祉サービス、権利擁護のための援助等、いわば高齢者サービスのよりどころでもあります。それにもかかわらず多くの町民は地域包括支援センターの役割がよくわかりません。地域包括支援って何なのか、名称を聞いても町民にはわからない。例えば、高齢者安心センター

などの名称にすれば、少なくとも高齢者のためのものだと理解ができます。利用者にわかるような名称の検討もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

福祉健康課長（大井君） 介護保険制度の企業へのPR等について、順次お答えをいたします。

介護保険制度は会社にお勤めの方に限らず、誰でも支援が必要な状態となれば求められる制度であることから、企業に限らず広く周知していきたいと考えております。

周知の方法といたしましては、先ごろ、お年寄りのための老人保健・介護保険サービスガイドを町内全世帯にお配りをいたしました。これは、介護保険制度で受けられるサービスの内容やサービスを受けるまでの手続の流れ、町内の介護保険サービス事業所など、また介護保険制度以外で受けられる高齢者のための支援事業や相談窓口の連絡先等を掲載したもので、配布直後から介護保険に関するお問い合わせや介護認定の申請に対するお問い合わせをいただいております。一定程度の広報が図られたと考えております。また、教育文化課で実施している出前講座でもメニューがございますので、ご希望されれば、出向いてまいりたいというふうに考えております。

次に、地域包括支援センターの取り組み状況についてでございますが、地域包括支援センターでは、この4月より社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名、保健師1名の4名体制とし、3職種がそれぞれ専門性を発揮し、関係機関と連携しながら高齢者に係る相談や支援、サービスの提供等の充実を図ったところでございます。

地域包括支援センターへの相談といたしましては、介護保険の認定や利用方法を初め、高齢者の虐待や成年後見といった権利擁護についての相談が相次いでおり、一つ一つの相談ケースも複雑、多岐にわたり、相談内容を把握し対応方法を検討する中で、各制度に結びつけるなど対応に時間を要しております。また、このようなことからケースに対応する職員についても、専門的な知識を有する社会福祉士を包括支援センターへ設置することが義務づけられているところでございます。今回、社会福祉士を2名体制とすることで、このようなケースにも相談者のご家庭への訪問や関係機関との連携、連絡などを行いながらスピーディーに対応できるようにいたしました。

次に、地域包括支援センターの名称についてでございますが、地域包括支援センターにつきましては、平成18年の介護保険法の改正に伴い設置された機関でございます。創設から9年が経過し、特に平成25年6月より本庁福祉健康課内に移転をし、介護に関する相談窓口が一本化したところで、介護申請等で来庁された住民の方から、その場でさまざまな相談を受けており、その名称や機能が住民の皆さんに徐々に浸透してきていると考えてもおります。また、包括支援センターの所在を明確にするため、かねてから計画をしておりましたセンターのLEDによる看板も先週土曜日でございますけれども、設置をしたところでございます。

今後は、地域包括支援センターの役割や名称について、さらに広報をしてまいりたいと考え

ております。

2番（塩野入君） 超高齢化社会が迫る中で、高齢者福祉を行政や福祉団体だけで行うには限界があります。そこで、地域で介護予防を担う仕組みが大切です。

須坂市地域包括支援センターでは、高齢者のためのボランティアや介護に関心のある人を主な対象に、介護予防サポーター養成教室を開くようです。介護予防サポーターは、自身の介護予防を実践するとともに、地域での介護予防を推進するボランティア活動であります。こうした介護予防の養成を図ることが、地域で介護予防を担う仕組みにつながります。昨日の同僚議員の質問にもありましたが、介護予防サポーター養成講座というものも含めて、介護予防の学習できる機会を広げ、地域で介護予防を担う仕組みづくりに向けた施策を充実していただきたいが、そのお考えをお聞きをいたします。

福祉健康課長（大井君） 地域で介護予防を担う仕組みづくりについてでございますが、介護予防サポーターを養成することはまず、介護予防の学習をすることでご自身の介護予防につながり、さらにそれを家族、地域へ普及していただくことが期待をされます。町といたしましては、現在、既に社会福祉協議会と協力して実施している認知症サポーター養成講座とあわせて、介護予防サポーター養成講座を実施することを検討し、介護予防を担う仕組みづくりを図ってまいりたいと考えております。

2番（塩野入君） 小布施町では、町と地元病院、信大病院が連携して、町民400人の運動機能の変化を10年間追跡するという気の長い調査に取り組んでいます。それは、介護予防につながる狙いがあるわけですが、健康で自立した生活ができる期間を指す健康寿命を延ばし、高齢者の生活の質を上げる目的があります。健康寿命が延びれば介護や医療にかかる行政の財政負担の軽減につながりますが、何より家族の負担が軽くなることが期待できることです。町でも要支援、要介護になる原因を取り除く施策を広く展開し、高齢者が明るく元気で日常生活ができる健康寿命に力を入れていただくことを願い、これにて私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 0時15分）

6月17日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
財 政 係 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小宮山 和 美 君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 作放棄地についてほか | 小宮山定彦 議員 |
| (2) 町の農業は今後どうなるほか | 大森 茂彦 議員 |
| (3) 公共施設等総合管理計画についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (4) プレミアム商品券についてほか | 中嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に4番 小宮山定彦君の質問を許します。

4番（小宮山君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今日、先ほど家を出るときに、まさに今日のテーマの耕作放棄地の課税強化の記事がありました。非常に大きな問題だと思っております。

1. 耕作放棄地について

イ. 耕作放棄地の現状について増える方向にあるか減る方向にあるか

耕作放棄地は、全国で合計約40haと言われております。これは東京都の面積の1.8倍、埼玉県や滋賀県の面積に相当し、さらに増えるかもしれません。東京ドームの約9万個分、学校の校庭が1haだとすると、その9万個分が全国で耕作放棄地になっているそうです。ただでさえ狭い国土において、1県分の耕作放棄地というのはそれだけ農地が減少していることであり、食料安保という観点からゆゆしき事態だと言ってよいと思います。

当町坂城町もご多分に漏れず、さして広くない面積に、それも森林面積が3分の2を占めるということですから、残りの3分の1、2千haにも満たないところに昨年の集計値でいうと176haの耕作放棄地があるとのこと。全農地の面積が724haですから、耕作放棄率は約24%、ざっと4分の1は耕作放棄地なのです。まずこの現状について、町長は今後増えるか減るかの予測も含め、どう思われるか伺いたいと思います。これがまず第1点です。

また、2013年以降、市町村消滅論が大きな話題となっており、ご存じのとおり坂城町も896の消滅可能性都市の一つに挙げられています。これをさらに敷衍した議論が日本経済新

聞のコラムの一説にありました。「過去の人口増加の時代には森林を切り開き食料を増産したが、今後の人口減少の時代には正反対の政策を必要とする。中山間地を手入れ不要な自然林に戻し、大規模農業を目指すことである。」こうあります。これを坂城町にも多く存在する中山間地の農地に当てはめてみると、農地を山林に戻してしまえば、耕作放棄地の解消にはなりません。農地だから耕作放棄地なわけで、山林は農地ではなくなるわけですから、生産性の上がない中山間地の農地は放っておくというのも耕作放棄地解消の一つの考え方だと思います。

このような方策についてはどうお考えですか。これがもう1点です。イロハのハの今後の見通しと対策についてのところでも、再度質問したいと思っておりますので、簡単なお答えで結構です。

町長（山村君） ただいまご質問のありました、1、耕作放棄地について、イ、ロ、ハとご質問がありました。町長はどう考えるかというお話でありましたので、私から全般的な考え方をお話し申し上げまして、各イ、ロ、ハにつきましては担当課長から個別にまたご説明させていただきます。

今、お話ありましたけれども、まず農地ですけれども、我が国の農地面積の推移については、昭和37年から平成21年の48年間で609万haから461万haへと減少しております。農地の減少理由としては、宅地化、工業化に伴う農地転用によるものが48%、耕作放棄によるものが51%となっております。その現実を踏まえ、国では耕作放棄地の解消を農業再生の最重要課題の一つとして平成21年から30年までの10年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策を実施しております。

町におきましても、国の方針にのっとり町内における耕作放棄地の現状把握のため、平成21年度から農地の一筆ごとの調査を実施してまいりました。それによりますと、調査開始年の平成21年度は146ha、平成26年度で176haと、5年間で30haの農地が耕作放棄地となっております。耕作放棄地の発生の原因につきましては、平成21年に国が実施したアンケートによりますと高齢化、労働力不足が最も高くなっており、地域内に引き受け手がないという理由も比較的高い値を示しております。その他として、農産物の価格低迷や収益の上がる作物がないといった農業経営条件の悪化も大きな要因となる中、当町における要因も同様と考えるところであります。

次に、農業振興地域内の農用地の荒廃農地化についてであります。農業振興地域制度につきましては、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う農地の無秩序な転用が行われたため、集団的な農業用地を保全、形成し、効率のよい農業投資を計画的に行うための長期的な土地利用計画が必要であったことから、農業振興地域の整備に関する法律が昭和44年に施行されました。その後、昭和49年に坂城農業振興地域整備計画書が策定され、農用地区域内の農用地は804haが設定されました。その後、昭和60年の総合見直しでは260ha減の544ha

a が設定され、平成10年には101ha減少し、443haの設定となっております。

農業振興地域整備計画の変更は、おおよそ5年ごとの基礎調査の結果、または市町村合併や高速道路の建設、地域住民の要請など、経済事情の変動やその他の情勢の推移等により、必要が生じた場合に変更するものとされており、今までさまざまな情勢の変化により変更してきた経緯がございます。平成10年以降、現在に至るまで整備計画の変更はありませんでしたが、ご存じのように国道バイパスの建設に伴った工事によります、この変更が近く必要になるうかと考えております。

農業振興地域内の農用地の荒廃農地化は大きな問題と考えております。特に山林に接した農地の山林化は、なかなかもとの農地に戻すことは困難であります。農地を所有する農業者の中には高齢により農業に従事できない方や担い手不足等の問題を抱えた方も多いかと思います。

そこで町といたしましては、国の事業を活用し農業振興地域内の地形条件の厳しい地域で農地を保全する集落組織に対し耕作放棄地の発生防止活動、水路、農道等の管理活動に対し補助する中山間地直接支払事業や、洪水や土砂崩れによる土砂の流出を防ぎ、地下水をつくり、農村の景観の保全など農地が持つ多面的な機能を維持するため、農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道などの整備に対して補助する多面的機能支払交付金制度など、地域ぐるみの活動に対して支援しております。

今後の耕作放棄地対策に必要なことは、新たな耕作放棄地の発生を防ぐこと、既に荒廃している農地をどのように再生していくかであり、そのためには地域が一体となって考え実行することが重要であると考えております。

地権者の皆さんには、それぞれの事情があると思いますが、町としても農業委員の皆さんとともに毎年実施している耕作放棄地の実態調査にとどまることなく、地権者の個別の聞き取りによる意向調査を行い、担い手農業者や新規就農者へ貸し出すなど、農地の流動的な利用促進していきたいと考えております。

折しも農地法改正により農地台帳の法定化がなされ、今年4月から農地台帳に記載された事項及び農地に関する地図のインターネット等による公表が開始されました。農地情報が身近となることにより、やる気のある農家へ農地を集積し耕作放棄地を解消し、ひいては優良な農用地の拡大につなげていければと考えております。

耕作放棄地の非農業的利用を検討する考えはとのご質問もありますが、基本として農業振興地域内の農用地は、農用地として利用すべき土地と考えておりますが、公共工事などにより土地利用の基本方針の変更が必要なときや地域の皆様から具体的な土地利用の要請がある場合には検討してまいりたいと考えております。

さて、江戸時代末期に活躍した坂城町の偉人に稲玉徳兵衛さんがおります。ご承知のとおり農機具さえ満足にない時代に農民をまとめ上げ、血のにじむ努力により坂木村の山野218h

aを開墾し、農業の発展に多大な貢献をした人物であります。開墾を指導した稲玉徳兵衛さんは文字どおり、偉人として歴史に名を残しているわけでありますが、あの大事業を徳兵衛さん1人が行ったわけではありません。その偉人の人柄を愛し、壮大な計画を信じ、命がけで取り組んだ多くの農民の努力を忘れてはならないわけであります。素手でくわを振り、草履で地を歩き、食べるものも十分でない中、開墾の夢を実現した名もない方がたくさんおられます。

現代に生きる私たちの豊かな生活も開墾に携わった全ての善良な人々の献身的な努力があってこそであり、その恩を忘れてはいけないということは常々肝に銘じているところであります。限られた国土を有効に利用するということから考えれば、これは平沢のみならず全ての農地に言えるところであります。

今、お話がありましたけれども、昨日政府の規制改革会議では農地集約を進めるために耕作放棄地への課税強化という答申も出されております。このような動きに対しても十分留意しながら進めていきたいと考えております。

最後に言うまでもなく、食は生命の根幹であり、また文化の一端をなすものであります。町民の皆様のお力添えをいただく中で、次の世代により多くの優良な農地を引き継ぐ政策を展開していきたいと考えております。

これ以上は担当課長からお話し申し上げます。

議長（塚田君） 小宮山議員、ロ、ハは質問しましたかね。

4番（小宮山君） していません。

議長（塚田君） 続けて質問してください。

4番（小宮山君） わかりました。ロ、農業振興地域内の農用地の荒廃農地化について

農業振興を図るべく指定された農業振興地域の農用地、長たらしいので農振農用地と言いますが、坂城町においてそれは最初、いつどのくらいの面積が指定されたか。また、農振農用地内の耕作放棄地は、最初に指定した昭和50年代だと思われませんが、坂城町農業振興地域整備計画書、今の町長のお話にもありました、それをもとに整備計画が行われるそうです。その計画書が出た平成10年、そして現在どう変化してきたか。耕作放棄地がです。できれば数字でお答えいただきたいと思います。

先日、農業委員会の事務局に問い合わせしたところ、この耕作放棄地についての資料はないということでしたが、増えてきたのか、急激に増えてきたのか、そうでもないのか、そういうお答えでもよろしいのでお願いします。また、耕作放棄地の面積が無理でしたら、その都度の農振農用地の面積を教えてください。今、町長さんからお答えあったんですけど、ちょっと聞き漏らした数字がありましたもんで繰り返しお願いします。

こちらの調べたものと違っていたら次の質問内容に狂いが生じてしまうので、確認のため、まず、ここでロの質問を区切らせてください。ハはちょっと問題が余りにも違うもんで、違う

というのかな、ごっちゃになっちゃってわからなくなっちゃうと思うんで。

議長（塚田君） 担当課で答えますから、続けてください。

4番（小宮山君） ああそうですか、はい。それでは議長に従いまして質問を続けます。

そもそも農業振興地域とはどのような地域のことか。農業振興法に沿った県の農業地域整備基本方針の中では、農用地として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営の近代化が図られる見込みが確実な地域及び土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められる地域を、総合的に農業振興を図りながら適切に次代へ継承するため、農業振興地域の指定予定地域とします、こうあります。それを受けて、坂城町も農業振興地域や農用地を指定したと聞いています。平たく言うと、農振の網をかぶせた、農地に農振の網をかぶせたという言い方を聞いております。そして農振農用地は区画整理やかんがい、排水、農道等の整備が施される優良農地であって、一言で言えばエリート農地と言ってもいいかもしれません。具体的に、例えば坂城町においては千曲川沿いの水田地帯が十分整備された農振農用地であると思います。

しかし、それに対して一番今日問題にしたいところなんですが、坂城町のこの坂城地区が一番指定地域が広いんですが、特に日名、私の地元である南日名、それから北日名など、そういう地域の中山間地と言われる、その地域を中心とした農振農用地というのは、優良農地とかエリート農地とは名ばかりで、耕作放棄地となったものが多く、昨年の農業委員会の調査によると農振農用地全435haのうち耕作放棄地は実に103haに達しています。さらに問題なのは、その103haのうち再生利用可能な耕作放棄地、遊休農地といってもいいと思いますが、それが22haに対し、再生利用困難な耕作放棄地、これを山林になってしまったものも含め荒廃農地という人もいますが、それが81haに達しています。農振農用地の耕作放棄地全体の約80%、5分の4がもう現実的には農地として復元されることはないのです。

耕作放棄地の解消って簡単に言われていますが、生半可なことでは実現できるとは思っておりません。少なくとも農家にはとてもじゃないけれども、負担することのできない莫大な経費や労力がかかります。現実的には無理だと思います。先ほど失礼ですが、町長が挙げられたような施策では無理だと私は思っております。

それはさておき、このような事態をどう思われるか。そしてこのような事態を招来した責任はどこにあるとお考えか。いや、責任というより、どうしてこうなってしまったのか、その原因はどこにあるかについて見解を伺いたいと思います。

ここで、先ほど町長も言われたように、農業従事者の高齢化による離農、後継者不足、担い手の不在、果樹の価格の低迷、先ほども挙げられておられましたが、そうした経済変動等々をその原因とすることが多いのですが、それとは別に一言で言うと町の責任、行政の責任、町というより県ですか、国ですか、その責任が非常に大きいと僕は思っております。これだけ耕作放棄地が増えたのは。

なぜかという、農業従事者の高齢化とか担い手がないとか、そういうことは十分に予測できたことではないでしょうか。坂城町でいえば、平成10年の坂城町農業振興地域整備計画書においてもです。それを無視してその計画書が立てられたという印象を僕は今回持ちました。しかも最新の、最新のと言われましたが、最新のその計画書というのは今申し上げたとおり、平成10年3月です。それが最新の計画書ですというふうに農業委員会の窓口で見せられたときには、正直びっくりしました。17年も前のことです。その間にもどんどん変化してきていたわけで、変化していたと思うんです。以降、今日に至るまで農業振興地域は固定されたままです。実態は全く違った、農地とはそれこそ誰が見てもわからないような耕作放棄地が81ha、去年の値では81haだそうです。

それで、農業振興法第12条第2項第1号には、おおむね5年ごとに現況及び将来の見通しについて調査を行うものとするとあります。先ほど町長もこのことについておっしゃられましたが、これが従前にその調査が果たされていたのであったならば、こういう事態にはならなかったんじゃないかと僕は思っています。また農業振興法第13条第1項には、この調査結果により、または経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令の定めるところにより、遅滞なく、すぐにですね、農業地域整備計画を変更しなければならないとあります。これは市町村がです。また農地法第30条第1項には、市町村や農業委員会は毎年1回農地の利用状況について現地調査を行わなければならない。さらに同法第30条第3項には、農業上の利用の増進を図るため、必要な指導をするものとするとあります。

これらの法律を引用して言いたいことは、町の責任についてです。町というか行政ですね。坂城町は、県の農政課によると坂城町のみならず県下多くの市町村が同じだといいますが、5年ごとの農業振興地域の見直しは行われず、あるいはその辺、過去のことで本当に行われていないとは言えないんですが、ただ、その結果は何の役にもたたなかったんじゃないかと思えます。

とりあえず、大したその見直しは行われず、先ほども言いました農業振興地域整備計画書は平成10年のままです。その時点で農業従事者、先ほども言いましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足は十分予測できたはずで。というのも、農家の息子たちは自分も含めてですが、当時ほとんどが会社勤めであったわけです。17年前というと40代後半です。そのときにほとんど農家を継ぐという人は、会社勤めをやめて農家を継ぐという人はいなかったです。そういうことをわかり切っているながら、また中山間地域の農振農用地が荒廃化するのは明らかに予想できたし、事実そう推移してきたにもかかわらず、その整備計画書は20年近くたっているのに平成10年、全盛期、1988年のものから全く変わっていないのです。

また、現地調査は行われるものの、地権者への指導も荒廃農地については行われてこなかったと聞いています。荒廃農地についてはです。もう再生利用が困難あるいは不能となってし

まった耕作放棄地ですが、それに対しては今も行われていないと聞いています。だから先ほどの81haというのは全く手つかずです。こういうことは行政の責任が大きいんじゃないかと僕は思います。その計画の策定、農振農用地の指定とかそういうのも含めてです。簡単にそれが破綻するんじゃないかという予見は十分できるのに、計画書だけつくって形を整えて、その実、有効な手だてはなかった。その結果が81haだと。少なくとも一因だと、そう言いたいのです。

ですから、これだけ耕作放棄地が増えたというのは、簡潔に言えば地権者、耕作者は耕作を諦めて、この責任も大きかろうとは思いますが。耕作を諦め、行政はそれを実態としてです、放っておいた。計画はありましたよ。計画書はあったけれども、放っておいた結果がその81haだと。農振農用地、本来エリート農地ですね、それがもう再生不可能、再生不能な荒廃農地になってしまった、その81haです。というのが私の理解ですが、間違っていますでしょうか。それについて見解をお聞きしたいと思います。ここでロが終わります。

議長（塚田君） ロ、はい。じゃあハまで。

4番（小宮山君） ハまで行っていいですか。

少し早く読み上げます。ハ、今後の見通し、対策について

ついこの間まで行政に無関心だったと素人です。今さっきまでの言い方は多少生意気であったとも思います。私の知っている農業委員の方々は真面目な方が多いですし、工業立町を掲げてきた坂城町として、農業に重点を置けなかった事情も十分にあるかと思えます。今さら過去を幾らつついても得るものは大してないのかもしれない。

そこでです。これから農振農用地を含めた全農地の4分の1が耕作放棄地となっている現状に対して、具体的になんです、具体的にどうするか。あるいは今までどおり放っておくのか。これはないというお話でしたが、それをお尋ねしたいです。新たに坂城町農業振興地域整備計画書を作成する予定、意思はおありか。今その予定はないというふうには聞きました。その計画書を作成する。それをもとに農業政策を行っていく、それをもとに、そういう予定がおありかお尋ねしたいと思います。

また、農地として利用するならば、例えば中山間地の耕作放棄地は、町長のワイン構想にも関係すると思いますが、ワイン用ブドウの圃場に大々的にするとか、あるいは和平地区だったら町が買い上げるなり、借りるなどして市民農園やバラ公園ならぬ観光ハーブ園などといったものも考えられると思います。

他方、農地として再生困難なところは、もうこれは解消と言っても解消できない、現実的には解消できないですから、それはもう山林にし、あるいは非農業的な利用、和平でいったら町民の福利厚生施設あるいは商業施設、あるいはペンション建設なども考えられると思います。農山魚村再生可能エネルギー法が昨年成立し、太陽光発電所も現実味を帯びてきたと思います。

いずれにせよ耕作放棄地のままにしておくのはもったいないと思います。具体的な施策、そうじゃなかったら方法でもいいんですが、それをお聞きしたいと思います。

最後に、いかなる形の利用になるにしても、有効利用するためのツールとしてぜひ農地一筆マップの作成を要望したいと思います。長野大学の出前講座、坂城大学に参加して知りました。講師の相川准教授は、以前は鳥取県の中山間地域研究センターの研究者で、その道の専門家だと伺いました。その相川准教授から、まずはマップづくりを強く勧められました。また、それに対しては助力も惜しまないとおっしゃっていました。終わります。

産業振興課長（塚田君） 何か最初の通告から2回目の質問に入られたようなご質問でございましたけれども、まず私からは通告にありました項目について順次述べさせていただいて、その後ご質問のあった部分についてはちょっと追加をさせていただきたいというふうに思います。

まず、荒廃農地の状況と最近の推移であります。国では耕作放棄地の解消を農業再生の最重要課題として、平成21年から10年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策を実施しており、それに基づき毎年、町農業委員会では町内における耕作放棄地の状況把握のため、農地の一筆ごとの耕作放棄地調査を実施してまいりました。調査結果は平成21年度が146ha、22年度が177ha、23年度が161ha、24年度が167ha、25年度が170ha、そして昨年度が176haと、5年間で30haの増加となっています。また耕作放棄地の状況から再生利用が可能な荒廃農地がA分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地がB分類と区分されるようになりまして、A分類は21年度が54ha、26年度は39haと、15ha減少しております。またB分類につきましては92haが137haと、45ha増加しているということでございます。

なお、平成20年以前の耕作放棄地面積の推移につきましては、国基準による調査とは異なり、どちらかというと耕作放棄している農地を持っている地権者への働きかけが主目的であったため、統計的なデータとなっておりませんので、お出しできないことをご了承願います。実際には増えているということでございます。

続いて、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法は集団的な優良農用地を主体とした農業地域を保全・形成し、効率の高い農業投資を計画的に行うことを目的に、昭和44年に施行されました。49年には総合的かつ計画的な国土利用を図るため、国土利用計画法が制定させ、同年、坂城農業振興地域整備計画が作成されたところであります。その後、昭和60年と平成10年に総合見直しを行っております。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、改めて申し上げますが、それぞれの農用地利用計画では49年の振興地域内の農用地面積は804haで、60年が544ha、平成10年は443haとなっています。農業振興地域整備計画の策定及び変更をするときは、町が県に農用地利用計画について協議を行い、県の同意を得た上で農用地利用計画の原案を作成し、農用

地区域の設定、変更について地域住民に対し公告、縦覧を行います。地域住民からの意見等があったときは計画に反映して新たな計画の策定が完了となります。今までそういう手順を踏んでおりますので、住民の皆さんのご意見は当然取り入れているというものでございます。

農業振興地域内の農用地の耕作放棄地面積は、先ほど説明いたしましたとおり、平成20年度以前のデータがありませんので申し上げられませんが、21年度の農振農用地内の耕作放棄地は84ha、26年度には103haと増加しております。こちらの内訳についてもA分類、すなわち再生利用可能農地が5年間で8ha減少したのに対し、B分類すなわち再生利用困難農地が28ha増加しております。農業振興地域のみならず、本来耕作されるべき農地が荒廃するということは、病虫害の発生や鳥獣による被害、雑草の繁茂、農排水施設を管理する上での支障等が考えられます。道路に接した農地の荒廃は不法投棄や火の不始末による火災の原因になるため、周辺住民の生活環境への悪影響もあります。

先ほど町長の答弁にありましてとおり、新たな耕作放棄地の発生を防ぐこと、まだ再生利用が可能な農地をいかに利用するかが重要と考えます。現在、町内で農振農用地内の農地の保全を行う中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる地域は、町内では入横尾、上平、北日名地区の3地区です。また農業者が共同で農地、水路、農道などの整備を行う多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる団体は、南条中之条農業資源維持向上管理機構、上沖地区農地保全会、上平緑の里、そして今年からは北日名の丸山地区農振保全会、上五明地域農振地保全会が取り組みを始めました。

また、平成24年度からは町内4地区において人・農地プランを策定しました。これは新規就農者や認定農業者を地域の中心となる経営体としてプランに位置づけることで、担い手が計画的に農地集積を行い、効率的な農業ができるようにするものです。これにより今まで9名の新規就農者が生まれています。

さらに農地集積を進める機関として、昨年4月から県において農地中間管理機構が設置されました。農地を貸したいという農業者が安心して農地を貸し出せるよう、公的な機関が間に入り、農地を集積して安定した農業経営を目指す担い手に貸し出す仕組みですので、農業委員会とともに農地を貸し出したい方の掘り出しを積極的に行い、耕作放棄地が増えないよう努力していきたいと考えます。

また、農振農用地内の耕作放棄地の再生作業に対しましては、国・県の支援事業として耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度がありますので、生産を再開したい農業者や農地を借りた方にはこういった事業を活用していただきたいと思っております。

今後、農業委員会を初め国、県、各農業団体とも連携する中で耕作放棄地解消に向けた支援を継続してまいりたいと考えております。

議長（塚田君） 小宮山議員、一般質問の通告に従って、時間内で納めるようにやってください。

4番（小宮山君） 再質問したいことはたくさんあるんですが、時間の関係もありまして、次回、次の議会とかに、あるいは次の次の議会かわかりませんが、再度取り上げたいと思います。今の一言、その対策についての取り組みをお聞きしたところ、現実的に希望が見えてくるものではありませんでした。

2. 児童館について

イ. 南条児童館について

南条児童館が南条小学校に併設されるという話を耳にしましたが、それは事実ですか。今の南条児童館は訪ねて行って見学して見たところ、確かに古いけれど、館長さんのお人柄、お力でしょうか、非常に落ちついた好ましい雰囲気を感じました。ただ、ガムテープの張られた床とか、そういうものを張りかえ、壁を塗り直したりすれば、さらによかろうという印象を持ちました。大してお金もかからないと思います。シロアリ点検も必要かもしれません。そうした補修整備の予定があるか。南条小学校のほうに併設して、あるいは空き教室を利用してというようなことになるんだとしたら、今ある南条児童館はどういうふうになるのか、それを質問します。

また、近所に支援員をしている知り合いから聞いた話ですが、南条児童館に限らず、坂城、村上児童館の支援員のやりくりが大変と聞きました。待遇改善するなど、人手確保の手だてはお考えでしょうか。それも質問です。

ロ. 生活困窮者自立支援法について

この4月から本格的に事業が開始され、数ある事業の中の貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯の学習支援事業もその事業の一つだということですが、今のところ任意事業だとお聞きしました。今すぐというわけにはいかないと思いますが、今後学習支援事業を行う意思がありますでしょうか。またその際、児童館、先ほどの児童館を支援活動の場として活用するということはいかがでしょうか。それが質問です。

教育文化課長（宮下君） 南条児童館についてお答えいたします。児童館につきましては、放課後の児童の居場所として小学校に隣接して設置されておりますが、南条児童館につきましては小学校から北へ約100mほど離れた場所にあることから、学校施設の活用や往来時の安全確保という面で課題とされておりました。

そのようなことから、南条小学校改築事業では設計業務のプロポーザル段階から南条児童館の位置なども含め提案をいただいた経過がございます。また、南条小学校建設委員会の基本設計の報告の際にも、児童館の建設予定地を小学校南西にある公園、町有地ではありますが、としているところであります。

建設に当たりましては、南条小学校改築後に事業化を進めることとなっておりますので、具体的な内容については南条小学校完成後に検討していきたいと考えております。

南条児童館の補修が必要な箇所につきましては、修繕料などの予算の確保に努めるとともに、児童館をご利用いただく児童の保護者の皆さんなどのご理解とご協力をいただく中で、その対応を行っているところでございます。

補修、整備の予定はということですが、南条児童館は昭和57年に建設され33年が経過し、施設整備面も老朽化しているところではありますが、今までは館長会や支援員も参加する3館連絡会において修繕、改修にかかわる要望を聞く中で対応をしてきたところですが、建てかえも近いということで、児童の安全確保上の問題や著しい環境悪化が生じた場合を除き、新しい施設への移行を前提に修繕等の対応をしてまいりたいと考えております。

次に、児童館で勤務する支援員、補助員についてですが、今年度より支援の単位ごとに2名の支援員を配置し、そのうち1名は補助員で代替できることから、今年度のスタートに合わせその体制づくりを行ったところであり、各児童館とも館長、支援員、補助員2名の4名体制で運営をしております。

支援員、補助員の雇用に当たりましては、ハローワークを通じた募集はもとより、地域における人材の活用という観点から地域の子育て経験のある方々をお願いをする中で確保をしている状況でございます。また、勤務体制等につきましては、児童たちが平日は学校が終わった放課後から夕方までの間を児童館で過ごすこととなりますので、その間を支援員、補助員に1日当たり3時間程度の勤務でお願いしており、比較的弾力性を持った勤務ができるよう調整を図る中で運営に努めているところでございます。

今後も、放課後を児童館で過ごす子供たちの健全育成に資するよう努めてまいります。

福祉健康課長（大井君） 児童館についてのうち、ロの生活困窮者自立支援法についてお答えをします。

これまで社会保険や労働保険が第一のセーフティーネットとして、また万が一のときは生活保護制度が最終のセーフティーネットとして住民の安心を提供してまいりましたが、近年、雇用や社会情勢の変化に伴い、安定した生活を支えられないケースが増加傾向にあり、生活保護に至る前の早い段階での支援が重要になってきております。

そこで、生活困窮者自立支援法は、社会保険制度等と生活保護の中間に位置する第2のセーフティーネットとしての仕組みの充実を目的として、この4月より施行したところでございます。この法の実施に当たり、県においては各事業を実施するため、まいさぼという組織が立ち上げられ、県社会福祉協議会が実質的な事業実施主体になっており、県及び市町村が直接的に事業を実施するといった制度とはなっておりません。

坂城町にお住まいの方からご相談があった際、自立相談支援事業に基づき原因の状況の把握をし、改善のための支援プランが作成され、さまざまな制度の活用や関係機関との連携をしながら支援が行われるといったこととなります。

ご質問の生活困窮者自立支援法における学習支援につきましては、現在、法の位置づけといたしましては任意事業に位置づけられており、今年度、県内のまいさぼにおきましては研究、検討を行うということとされております。

また、このような家庭には生活に困窮するような状況を改善するための支援策として、さまざまな団体や制度を活用してまいりますので、この中で児童館の活用が必要となった場合は、その対応について教育委員会とも検討してまいりたいというふうに考えております。

4番（小宮山君） 初めてとはいえ、議長からも指摘されましたが、議論がかみ合わなかったこと、反省して次回からは気をつけたいと思います。終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時27分～再開 午前 9時37分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 町の農業は今後どうなる

今日、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など諸問題が山積しております。順次質問いたしますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

イ. 農地中間管理機構は機能しているか

農地中間管理機構は、農業をやめた農家から農地を借り受けて集約し貸しつける制度として昨年より事業が始まりました。安倍政権は農業生産を大規模化すれば国際競争力がつくとして、中小・家族農業を切り捨て、大規模経営、生産法人など、いわゆる担い手だけを対象にした農地中間管理機構をつくり、環太平洋連携協定、いわゆるTPPの受け入れを前提にした政策を強引に押し進めております。

農水省が先月発表いたしました2014年度の農地集積実績は、全国集計では目標の2割しか集積できなかったと公表いたしました。長野県内で農地中間管理機構の業務を担う県農業開発公社のまとめでは、2014年度に農家に貸し出した農地は210haでした。県農業開発公社が地権者から借りた農地は既に貸し出した分も含め396haで、初年度の実績は農地集積の目標500haを下回っております。

そこでお尋ねいたしますが、町内での貸し手と借り手の状況はどうか、また先ほどの同僚議員の質問でもありましたけれども、ダブることではありますが、通告してありますので質問いたします。耕作放棄地や荒廃農地の状況はどのようになっているのか、ご答弁を求めます。

ロ. 農業協同組合法の見直しをどう考えるか

農業協同組合法改正案の特徴の一つは、農協の目的から営利を目的としてその事業を行ってはならないとの規定を削除した内容となり、新たに事業の的確な遂行により高い収益性を実現する、これは第7条としてこの項目が入ります。このことが盛り込まれ、営利を強調していく考えであります。営利の最優先は農産物を安く買って高く売る、生産資材も安く仕入れて高く売る、こういうことで営利企業と同じ行動を農協にもとらせ、もうからない、もうけの少ない、こういう事業については産地など切り捨てることにもつながってまいります。

法案は農協組織化、株式化などになれる条項も設けております。これも農業以外の企業や人々が参加できる状況をつくり、そして共同して農協の目的を達成しようとする組合員の農協を性格を変えてしまう規定となっております。

さらに法案は全国組織のJA、全中や各都道府県の農協中央会制度を廃止いたします。全中による系統組織や総合農協に対する指導、監督の機能を骨抜きにして、単位農協の援助に徹してもらい、このように安倍首相は言っておりますけれども、農協会の意見集約や全国的に統一した行動がとれなくなります。環太平洋連携協定TPP参加反対の司令塔的な役割を果たしているJA全中を敵視する安倍首相の意向があることは、この間の経過でも明らかであります。

農協はもともと農業者の自主的な協同組合であり、農協の改善・改革が必要な場合も組合員、役職員の意思と討論で行うべきものであります。しかし、今回の改革は規制改革会議など、財界主導の政府の方針を安倍首相と自民党が、脅迫的にJA全中に飲ませたものと言わなければなりません。農協法改正による強権的な改革は、組合員が自主的であるべき農協への政権の乱暴な介入であります。

貧困と格差の拡大や地方の疲弊は、効率と営利追求一辺倒とともに、農林漁業や地場産業などの衰退と一体であります。農業の所得増大や農業生産の拡大を目指すなら、農協や地域に定着した家族農業、その共同の努力こそ大事にすべきであります。農協改革の押しつけでなく、農業者の立場に立って農協の組合員、役員など徹底した論議と実質的な努力をしてこそ、このことを尊重すべきと考えます。このことについてどのようにお考えなのか、ご答弁を求めます。

ハ、農業委員会法の見直しは地域農業を守るか

農業委員会は、農業者から選挙で選ばれた農業委員で構成され、農地の権利移動や転用の許可の業務を行うなど、農民の代表機関としての役割を果たしてきております。また、農業委員会は市町村長から独立した執行機関であり、その指揮監督を受けることはないとされております。しかし、この法律案は農業者の地位の向上という目的を外して、公選制と農民の議会としての性格をなくしてしまいます。そして企業の農地所有を大幅に広げる農業生産法人の要件拡大など、地元農家を主体にして行ってきた農地の管理・利用に農業以外からも支配を強める中身も盛り込まれております。

安倍政権が目指す企業が最も活躍できる国、この国づくりの農業版であり、財界の要求に

沿ったものと私は考えております。果たして、この坂城町の地域農業、このような制度になって地域農業を守ることができるのでしょうか、このことについてもご答弁を求めます。

以上で、1回目の質問といたします。

産業振興課長（塚田君） 項目のイ、ロ、ハの順に答弁をさせていただきます。

まず、農地中間管理機構は地域の担い手への農地集積、集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めることを目的に設置されました。長野県においては公益財団法人長野県農業開発公社が、県知事より昨年4月に農地中間管理機構の指定を受け、関係機関、団体等と連携して事業を推進しております。設置から1年が経過いたしました。県全体で農地借り受け希望面積は4,386haあるものの、農地の出し手が少なく、設定面積は396haと、担い手への農地の集積・集約化が進んでいない状況であります。

当町におきましても、昨年1年間で借り受け希望の方は4名いらっしゃいまして、希望面積は30haございますが、出し手がゼロというような状況でございます。

耕作放棄地の状況はどうかということでございますが、農業委員会が実施する平成26年度の耕作放棄地調査では176haの農地が確認されている状況でございます。原因といたしましては、農業者の高齢化、後継者がいないなど担い手不足、農産物の価格低迷などが原因と考えられます。

続いて、農協法の見直しをどう考えるかについてお答えします。

農業協同組合は農協法に基づき農業生産力の増進や農業者の経済的社会的地域の向上を図ることを目的として、農業者を初めとする組合員により設立される相互扶助組織であります。

今回の改正では、2019年9月末までにJA全中を一般社団法人に移行、地域農協に対するJA全中による監査の義務づけは廃止して、かわりに公認会計士を義務づける。JA全中は監査部門を切り離されることとなり、地域農協は一般の監査法人も含めて自由に選べるようになる。地域農協の理事の過半数は農業が主な収入である認定農業者などとし、自由度を高めることで農家の所得を増やすとしています。

また、農業委員会につきましては、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため市町村に設置されている行政委員会ですが、今回の改正については平成25年11月の規制改革会議により公表された今後の農業改革の方向についての中で、「農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。」が発端となっております。

改正法の見直し事項としては、1といたしまして選挙・選任方法の見直し、2といたしまして農地利用最適化推進委員の新設、3といたしまして都道府県農業会議・全国農業会議諸制度の見直し等がございます。

農業委員会の委員につきましては、農業者の中から選挙で選ばれた選挙委員と、農業団体・市町村議会が推薦した者を市町村が選任した選任委員で構成されてきました。前出の規制改革会議によりますと、実際に選挙で選ばれている委員は約1割で、残りの9割は無投票での当選であることから、こうした状況を踏まえ、あえて選挙で委員を選出する必要性が問われ、今回の選任制への移行の動機となっています。

今回の改革案では、農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化としています。その際に、事前に地域からの推薦・公募等を行い、また農業委員の過半数は認定農業者の中から選任し、さらに利害関係なく公正に判断できる者を必ず入れることとしています。これにより、多様な視点から農地の利用を考えることにより、客観性が担保された国土全体の活用がされたとされております。

農協改革・農業委員会改革ともに国会において今まさに審議されている最中でございます。町といたしましても審議の行方を注視しながら、地域農業を守り地域の実情に合った見直しとなるよう、機会があるごとに働きかけてまいりたいと考えます。

12番（大森君） それでは2回目の質問をいたします。

まず、中間管理機構の点ですけれども、貸し手が4人、30haを希望しているということですが、残念ながらこの坂城町では貸し出す相手がいないということですが、これは何が原因、どんなことが問題、ネックになっているのか、どう分析されているのか、それについてお答えください。

産業振興課長（塚田君） ただいまの質問にお答えいたしますが、借り手はいるんです。貸し手がないんです。貸し手がゼロということですが、その原因といたしましては、設置したばかりでまだまだ認知度が低いという問題がございます。また事業の内容が周知されていないというようなことも考えられます。また土地を、自分の大事な土地を他人に貸すことに抵抗のある方もまだまだ多いというようなことも考えられます。

そういうこともありますので、県の農地中間管理機構では事業を推進するために、近く県下各市町村を循環し、市町村と連携して農業者への制度周知により農地の出し手面積の増加に向けた取り組み強化を予定しているという状況であります。

12番（大森君） 失礼いたしました。メモをするのを逆にメモしてしまいました。申しわけございませんでした。まだまだ制度が十分に行き渡っていないということもあるんですが、もう1点は10年間無条件で貸し出すと、そういうことですね。これは余りにも長過ぎるんじゃないか。特に農業者自体がもう高齢化してきているということで、まさしく自分が生きている間に、期日が来るかどうかすらわからない。こういう状況の中で、息子や子供たちへ継いでい

くというのも非常に不安だということだと思えます。それはやっぱりだから短期間で継続していくという、更新していくという、こういうような具体的な対応をとっていかなければ、この制度の徹底は、いかないのではないかと、こういうふうに考えますが、この辺について国・県にやはり働きかけていくべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。10年間という期間は長いのではないかとのご質問ですが、やはり借りるほうといたしまして、やはり担い手の方々でございますが、ある程度の期間がないと、自分の経営を行っていく上で安定した経営が望まれないと、できないということがございます。そこで貸し手のほうに、農地の出し手のほうの方には安心して10年間長期にわたりますけれども、貸してもらえよう公的な機関としてこの農地中間管理機構がその間に入って担保するというような制度でございますので、その点は両者がやはり利益を得るような、そんな制度となっておりますので、そんな点をこれから周知をしていきたいというふうに思います。

12番（大森君） 国からの制度ということですので、十分徹底した内容ですね、貸し手の、貸し出すという側のほうにはやっぱりきちっと理解されるということがまず必要であるというふうに考えます。

もう一つは、これ特に坂城町の農業とすれば、この中山間地で本当に面積の狭い個々の本当にそれぞれの隣同士がもう全く違うところからという、こういう地権者になっているという点から見てですね、やはり荒廃農地をなくしていくという点からいけば、やはりこういう機構をそれなりに当町でも利用した内容としてはやっぱり進めるべきだというふうに私は考えております。これを進める上でですね、そのバックで核になってくるのが農協と農業委員会なんです。しかし、先ほど最初の質問で述べましたように、農協は骨抜きにされてしまう、また農業委員会は公選制になって農業者の意思がなかなか通りにくい、こういう制度に編成するというところで、この3点というのはやっぱり大きな問題になってくるというふうに考えております。

次に、農協の改革の点ですけれども、公認会計士を入れてですね、そして営利目的の監査をするということになれば、不採算の農事指導、こういうものについては特に切られてくるということとあわせて、今度、北信五つの農協が合併していくということになれば、やはりこういう端にある坂城町にとって、そこまで目が届くのかどうか。そのことを見れば、やはり坂城町の農業は目に見えるように衰退していくということを非常に危惧するところです。こういう点について、この合併する上でですね、町としてよその組織でありますので、どうこうというふうに意見を述べるわけにいかないと思えますが、この点についての何か見解あればご答弁願いたいと思えます。

産業振興課長（塚田君） 先ほども申し上げましたが、やはり農業を行っている農業者の皆さんが安心して農業ができるという状況になることが大切だと思います。そのための農協であり、

農業委員会であると、そういうふうに考えますので、その点についてやはり町を挙げて農業の活性化のほうに力を入れていきたいというふうに考えます。

12番（大森君） 直接払いの地域への農道やあるいは水路等、こういう整備等も新たな国が事業をつくってきましたけれども、しかし、ここに参加する農業者の皆さん、やっぱり平均年齢でいけばもう六十七、八ですよ。こういう方々が作業をするわけですが、5年先一体どうなるかということから見ますとですよ、これはこれで当面ここ数年の間はそういう作業はできるが、その後は恐らくなかなかもうできなくなって荒廃農地としてくるということが目に見えているわけですよ。やはり抜本的な農業の町の施策をやはり今後きちっと立てて、後継者が来るという状況もこれもちょっとこのところはなかなかないと思いますけれども、やはり魅力のある農業をつくっていくということを要望いたしましてですね、次の質問に入ります。

2. どの子にも教育の機会均等に

近年、子供の貧困問題が深刻化しております。2014年、平成26年7月に厚生労働省が公表した平成25年国民生活基礎調査の概況によりますと、平成27年の貧困線、これは等価可処分所得の中央値の半分、こういう表でありますけれども、これに満たない世帯員の割合である総体的貧困率は16.1%、そして17歳以下の子供の貧困率は16.3%と、過去最高と公表いたしました。また子供がいる現役世代の貧困率は15.1%、そのうち母子・父子家庭など、大人が1人の世帯では半数以上の54.6%と極めて高くなっています。国際的にも日本の子供の貧困率は、2010年で見ますとOECD加盟の34カ国中25位という状況になっております。

このような状況を受け、25年6月、子供の貧困対策の推進に関する法律が議員立法により成立いたしました。26年1月に施行されました。8月には子供に貧困対策に関する大綱、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、これが閣議決定されました。この大綱には子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要であると基本理念が記されております。

そこで順次質問いたします。

イ. 就学援助について

町教育委員会では経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や学校給食費等の援助を行う就学援助制度が実施されております。就学援助の件数、受給率、支給内容及び認定基準はどうなっているのか質問いたします。

また、入学説明時に配付されるチラシについて、以前もこのことについての質問された議員がおられました。その後、掲載内容の改善が行われたかどうか。この申請しやすいものに改善

しているかどうかお尋ねいたします。

ロ. 町の奨学金制度について

奨学金給与規則では、第2条で坂城町に居住し、義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学金を給与することを目的とした制度があります。奨学金受給者の件数と内訳はどうなっているかお尋ねいたします。申請期限が原則として毎年4月15日までとすると、このようになっております。年度途中で世帯の経済的困窮が生じることもあるため、いつからでも受けられるよう申請期間の見直しが必要と思いますが、このご所見についてお答えください。

以上で、2の子供の教育の機会均等についての1回目の質問といたします。

教育文化課長（宮下君） イの就学援助についてから順次お答えいたします。

町では経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、就学援助制度を実施しています。

坂城町における就学援助の支給率と支給内容及び認定基準についてでございますが、平成25年度実績で全校児童生徒数1,234名のうち98名に支給しておりますので、その割合は7.94%となっております。平成26年度実績では、全校児童生徒数1,250名のうち118名に支給しており、その割合は9.44%となっております。支給内容は学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費となっております。

認定基準であります。要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づき、生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している者を対象とすることとしており、具体的には町民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けている者、その他学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者などが主な認定要件となっております。

次に、制度周知用のチラシについてですが、よりわかりやすいものをといた点を踏まえ、保護者の皆様への見出しを追加するとともに、制度の目的をまず最初に入れるなど、一見してチラシの趣旨が伝わることを心がけております。内容につきましても就学援助を受けられる方、受けられる援助費についてまとめて記載しながらも、できる限り簡素化し、見やすくわかりやすいものとなるよう、工夫する中で広く周知に努めているところでございます。

続いて、ロの町の奨学金制度についてお答えいたします。

町では、義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学金を給与することを目的とし、その事業運営のために奨学基金を設置し奨学金制度を実施しております。坂城町における奨学金の給与件数は、平成25年度実績で高校生4名、大学生2名、大学院生1名、計7名への給与を行っており、平成26年度実績では高校生3名、大学生2名、大学院生1名の計6名への給与を行っております。

奨学金の給与については、坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例及び坂城町奨学金給与規則の規定に基づき給与しております。出願手続といたしましては、卒業した学校長または在学する学校長等の推薦を受け、願書に推薦調書を添えて提出いただくことになっております。奨学金の給与期間はそれぞれ該当する学校等の正規の就学期間、高校ですと3年間、大学では4年間などとしており、途中で状況等に移動があった場合は届け出をいただくことになっております。

年度途中で何らかの事由により経済的困窮が生じた場合の出願受付期間については、状況を勘案し検討したいと考えております。

12番（大森君） 2回目の質問をいたします。就学援助についてですけれども、これまでもいろいろと質問されたこともあるんですが、学校の入学にかかわって、そこでの説明だとかチラシ配付、また家庭訪問等で担任の教師等からの説明と、いろんな形でフォローする形ができているということで、非常にいい内容だというふうに感じております。また、あとは地域で民生児童委員さんだとかこういう方々の推薦というかね、承認といいますか、そういう形でもあるということで非常にいいと思うんですが、なかなか近所でなかなか相談しづらいというようなこともありますので、やはりもう少し何か具体的に相談といいますか、できるような形が何かあれば、これは教育委員会への連絡ということはありますけれども、これ以外にやはり学校しかないのかなと思いますけれども、こういう取り組みをもう少し、特にこういう援助を受けるというのはなかなか勇気が要ることだというふうに思うんですよね。そういう点でのこの気持ちを本当に素直に出せると、こういうような申請方法、何かないかというふうに思うんですが、こういうような要望といいますか、ご意見というのはどなたからか出ているのでしょうか。ご答弁願います。

教育文化課長（宮下君） 今、議員さんからのご質問でございますけれども、就学前の保護者説明会、また学校を通して、また民生児童委員、また学校でも学校長の推薦ということもございます。そういう中で引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

また、そういう方向について何か問い合わせがあるかということでございますけれども、現状では特に問い合わせは聞いていないところでございます。

12番（大森君） 先ほど一緒にお尋ねすればよかったと思いますが、奨学金で申請期限の見直しをというところで、状況を見てというご答弁をいただきました。これ一般町民が見て原則としてとなると、やはり15日というふうにそれでもう期限を切ってしまうということですね、本当に相談すれば可能であるかもしれませんが、やはりお願いできるという、すぐ気持ちよくね、わかるようなこんなふうにはちょっと改善できないか、そういうことは必要だというふうに考えるんですが、この点について再度ご答弁願います。

教育文化課長（宮下君） ご質問のとおり、奨学金の給与規則では出願の期間、時期は原則とし

て4月15日ということで記されております。そういう中で今、現況では4月15日までに提出していただいている状況ではございます。そうした中で今後におきましては、広報等でPRに努めることはもとより、例えば状況を勘案する中でございますけれども、前期は4月、また後期は10月の年2回にするとか、また状況に応じては随時受け付けとか、そういう方向で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

12番（大森君） これから検討するということであるんですが、やはりどの子ども教育の機会均等をきちっと与えてあげる、このことはどうしても必要です。やはりこの条文を見ただけです、ね、ああ、これはだめだ、日にち過ぎちゃったという、ほとんど行政の日にちというのは町民は、もう大体その期限を真面目に守るとというのが基本的なところだというふうに思うんです。そういう点です、前期と後期で分けるとかいうことではなくて、やっぱり随時受け付けていくと。支給については年2回になっていますので、それに合わせて行うにしても、やはり受け付けるのは気持ちよく申請できるというように、ぜひそのような改善をね、求めたいと思いますが、この点について町長いかがでしょうか。ご答弁願いたいと思いますが。

町長（山村君） いつ何どき生活困窮になるというのはわかりませんよね。今年の10月になりますということではないと思いますので、ですからそれは私としては随時対応できるようにしたいと思いますけれども、今、担当課で検討しておりますので、例えば一番状況がわかるのはどうですかね、やっぱり学校の先生なんかはすぐにわかるかもしれませんし、それから町ではカウンセラーなどの設置もしております。いろいろ勉強の進路指導なんかもやっておりますので、どのような形でやるか研究しますけれども、ただ、やり方として毎月やるというものもあるかもしれません。それから年がら年中というのもちょっとやりにくいかなという気がします。それちょっと相談しながら決めていきたいと思っています。検討したいと思います。

12番（大森君） 今後検討していただくことですので、期待をしたいと思います。

3. 地域活性化に向けた空家の活用は

総務省の住宅・土地統計調査によりますと、2013年の空き家数は820万個と過去最高となり、住宅戸数全体の13.5%を占めるまでになっております。空き家が増えている原因の一つは、子供たちが進学などで都会へ流出し、地元での就職の選択肢も少ないためUターンをしない状況があります。そのため、残された両親は高齢化し、行く行くは空き家となり、特定空き家となってしまいます。いま一つは税制の問題があると考えられます。貧困化が進む中、住宅の取り壊しの費用が捻出できず、その上、更地になった固定資産税の優遇がなくなり負担増となるため、なかなか処分することはできなくなります。このことを踏まえ、以下順次質問してまいります。

イ. 空家の現状把握は

空き家の現状把握の調査方法、期間はどのように、いつまでに行う計画でしょうか。

次に、特に管理が不十分で緊急性を要する空き家についての対応はどうされるのか、答弁を求めます。

ロといたしまして、特定空き家等に対する課税についての対応はどうされるのかお尋ねいたします。

ハといたしまして、空家の利活用について。

空き家等の管理に関する条例制定はできないでしょうか。また空き家版のリフォーム制度の創設はできないでしょうか。定住人口の対策として魅力ある子育て施策を充実されること、また町内企業の協力も得て、若い従業員の結婚を機に戸建て住宅へのあっせんなど進められないか、以上について質問いたします。

町長（山村君） ただいま、3番としまして地域活性化に向けた空家の活用はということで、イからハまでご質問ありました。順次お答えしたいと思っております。

近年、人口の減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などにより、居住や使用がされない住宅や建築物が年々増加しております。平成25年度に総務省が実施した住宅・土地統計調査の速報値によりますと、空き家住宅は全国で820万戸あると報じられました。空き家などの中には適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、さまざまな問題が生じており、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものもあることから、今後さらに空き家などの数が増加すれば一層深刻化することが懸念されているところでございます。

このような状況におきまして、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年5月26日に施行されました。当町におきましても、平成26年度から空き家対策会議を設置し、関係各課による町全体の取り組みとしまして空き家の要因や背景、空き家対策にかかわる関係法令等の確認、そして全国的な動向や近隣自治体の取り組みなどについて共通の認識化を図ってまいりました。

空き家の現状把握につきましては、空き家対策を効果的かつ効率的に実施していくため、まずは地域の実情をよく知る行政協力員の皆さんにもご協力をいただく中で、できるだけ早い時期に町内における空き家等の所在やその状態等を把握し、その結果をもとに空き家等の所有者の特定及び意向について確認してまいりたいと考えております。特に管理が不十分で保安上危険であるとか、衛生上有害であるといった緊急性を要する空き家など、法律でいう特定空き家等につきましては、早急に所有者を把握し適切な管理をお願いしていくとともに、必要に応じでは立ち入り調査も実施してまいりたいと考えております。

次に、空き家の取り壊しにより更地になった宅地への課税につきましては、町税の固定資産税において見直しを行うこととなります。住宅が建築されている住宅用地については、

200m²までは小規模住宅用地として6分の1に、200m²を超えるものについては住宅の延べ床面積の10倍まで、一般住宅用地として3分の1に税額を軽減する特例措置がありますが、住宅を取り壊すことにより住宅用地から非住宅用地となり、住宅用地の特例から除外され税負担軽減の対象外となります。また、空家等対策の推進に関する特別措置法においては、特定空き家等と認められ、除去等の必要な措置をとることを町が勧告した場合は更地に限らず、当該空き家等にかかわる敷地について固定資産税の住宅用地特例の対象外となる措置が設けられましたので、今後地方税法、町税条例及び関係法令に従い対応してまいります。

空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、現在、町生活環境保全条例において空き地等の適正管理と所有者の責務について規定しておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、この法律に沿った見直し、または新たな条例の制定について検討する必要があると考えております。今月、県において法施行に伴う空き家等対策に関する説明会が開催されることとなっておりますので、その内容を踏まえ必要な対策をしてまいりたいと考えております。

空き家の利活用への取り組みにつきましては、既にご案内のように町への移住・定住の促進を目的としまして本年4月から町のホームページを活用しまして空き家バンクをスタートさせました。現在のところ県宅地建物取引業協会から紹介された空き家物件5件を掲載し、3名の方が利用登録をされておりますが、今後も空き家バンクの利用登録者の増加に向けて取り組んでまいります。また、空き家等の利活用を促す観点から、空き家等のリフォームに対する助成についても検討したいと考えておりますが、国の財政支援策等のメニューも活用する中で取り組んでいければと考えております。

今後、町への移住・定住の促進に向けて、空き家等の利活用を図る上で空き家バンクの充実のもとより、空き家バンクとあわせて若者・子育て世代支援プログラムやまちづくりに関する各種施策など、町の魅力について情報提供できる仕組みを考え、移住・定住希望者の幅広いニーズの掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。また、ご案内のように当町は雇用の場が多くあり、町外から通勤されておられる就業者も多いことから、町内企業の社宅等への利活用についても促進していければと考えているところであります。

いずれにしましても、空き家等に対する適切な措置と利活用に向けて情報収集と課題整理を行い、実情に応じた対策など総合的に対応してまいりたいと考えておりますが、町の中を見ましてもですね、単に空き家で困った空き家ということではなくて、非常に魅力的な空き家、古民家などもあります。ですからそういうことの積極的な利活用も進めますと町の活性化にもつながる面があるんじゃないかなというふうに考えております。以上であります。

12番（大森君） 空き家の現状把握等については年度内で一応けりをつけて、行政協力員なども協力いただいて把握していくということと、立ち入り調査もしていくというそういう方向は

わかりました。

次に、税制の対応なんですけど、これ幾ら課税を強化してもですね、実際に子供たちが財産を受け継がなければ結局はだめですよ。だからそういうことも含めてですね、やっぱりもっと考えなきゃいけないというふうに思います。あるいは逆にですね、全体に全ての土地というか、特にそういう点についてはやはり固定資産税全体で土地にかかわる住宅用地に対する減額、今は住宅じゃなくても固定資産税全体の額を下げるという、この対応がですね、やっぱり全国的に必要じゃないかというふうに感じます。そうしなければ解決への方向へ行かないんじゃないかというふうに考えております。これについてももう少し何かいい方法はないか、ご答弁願いたいというふうに思います。

また、空き家のこのリフォーム制度も提案したんですが、例えばこれ京都の便利帳です。空き家の便利帳ということで、特措法から何から入っていますけれども、あとは京都市はこういう支援をしていますということも載せてあります。結構何ページもわたってわかりやすく説明してあります。そういう町の意気込みもですね、やっぱり見せて、これパソコンでホームページからダウンロードできるということにはなっております。こういう点についてももう少し具体的にやっていただきたい。これについて住宅、空き家リフォーム制度の創設はいかがかどうか、ご答弁願いたいと思います。

あとは定住人口では働く場所ということでは町内結構企業があります。私はいろいろこの空き家のことで調べていましたら、高知県の榑原町がホームページにすごいものを載けておられます。募集している企業の名前を全部載けていくんですね。どういう仕事内容かということも。そして空き家でリフォーム済みのものもちゃんと載せて、住所も、それから魅力的なものを発信しているということ参考にしてですね、だからホームページを開いても楽しいといえますか、どこにしようかなと、こういうようなところへ町のホームページに訪れるようなこういうような発信もしていく必要があると考えます。この点について再度ご答弁のほうお願いいたします。

収納対策推進幹（池上君） 大森議員さんのご質問にお答え申し上げます。この税制が強化につながるのではないかとというようなご質問でございます。固定資産税の課税におきましては、その土地の価格をもとにしまして課税をするということで、適正な価格につきまして不動産鑑定等を使用しながら課税をしているところでございます。近年、宅地に関しては減少傾向にあるということございまして、そういった適正な価格を用いながら課税をしていくということでございます。そしてその課税を行うに当たりましては地方税法、町の税条例に沿って課税をしなければなりませんので、地方税法、町の税条例に沿った課税をしていくということでございます。

企画政策課長（柳澤君） 空き家の利活用という部分でございます。現在のところホームページ

での発信あるいは空き家バンクでのホームページでの発信、また若者・子育て世帯応援プログラムというようなところでの活用という部分のお知らせもしているところがございます。そういったところを踏まえる中で、空き家のリフォームという部分の助成につきましては、国の財政支援という部分のメニューが活用できないかというところを勘案しながら検討をさせていただきたいと思っております。

12番（大森君） まず固定資産税の件ですが、先ほども全国的にと言いました。国のほうがそういう対応をしなければですね、当然解決しないわけでありますので、やはりそのところがネックになってくるというふうに考えます。今ここでこれを議論してもしょうがないんですが、こういうことも提案しておきたいというふうに考えます。

先ほど空き家のリフォームでございますけれども、先ほど構原の例を出しましたけれども、もあそこではもう既にリフォームし終わって、中の部屋の間取りからいろんな設備についても全て冊子に載せて、ぜひ来てくださいという、こういうところですよというのを出ているわけです。やはりそういうことまで含めてですね、国の財政支援ということを待つことも大事かもしれませんが、構原ではその町が独自でどんどん進めているということで行っています。このことについてもぜひ検討していただきたいというふうに考えます。

私はこれで本日の一般質問、これで終了することといたします。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時34分～再開 午前10時45分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

私は1期目より一人一人が大切にされ、誰もが住み続けたいまちづくりを目指してまいりました。引き続き2期目も同様のまちづくりに力を尽くしたいと思います。

では、最初の質問です。

1. 公共施設等総合管理計画について

イ. 策定の見通しは

この公共施設等総合管理計画の策定については、昨年9月議会でも質問し今回で2回目となります。またこの計画により、公共施設の老朽化対策の推進が図れるものと理解をしております。人口減少と高齢化、生活様式の変化などから公共施設の利用方法、需要の要望も大きく変わってきたと感じています。町内にある公共施設が将来にわたってこのままでいいわけはありません。

国は、昨年4月に都道府県、市区町村に対して厳しい財政状況の中、人口減少、少子化等によ

り今後の公共施設等の利用や需要の変化が見込まれることから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを進めるために、平成28年度までに公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

前回の質問に対し、本年度の第5次長期総合計画の後期基本計画策定の中で、おのおのの管理すべき施設の現状把握を行い、町内の連携・調整を図りながら総体的な公共施設のあり方について検討を進めたいという答弁でした。後期基本計画の策定の中で成果を出してほしいと思いますが、この計画策定の手順として老朽化の状況や利用の状況、また今後の見通し、施設の維持管理、更新にかかる経費や財源の見通しについて、全ての施設について状況を把握しなければなりません。

お隣の千曲市では、この段階で公共施設やインフラの更新にかかる費用を1,772億3千万円と試算し、2014年度から40年間の1年あたりは44億3千万円の更新費用がかかると公表しました。この公表を受けて、市の公共施設について思い切った廃止や統廃合が必要との意見が出たと報道されました。

そこでお尋ねします。当町では所管課がそれぞれ管理する公共施設の現状について、どのように把握をされているのでしょうか。

次に、今定例会に上程された一般会計補正予算の中に公有資産台帳整備委託費850万円があります。公共施設等総合管理計画策定にかかわるもののでしょうか。内容についてお聞きします。

また、今年度から国の総合戦略に基づくまち・ひと・しごと創生、坂城町版総合戦略を策定・実施するわけですが、公共施設の総合的なマネジメントについても同時に考えていくべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また公共施設等総合管理計画の策定期間についてもお尋ねいたします。

ロ. インフラ長寿命化計画について

橋梁、道路、公園等における整備計画も公共施設等総合管理計画の中での計画と考えています。橋梁長寿命化修繕計画について、平成24年に策定し25年から10年間で事業費2億8,300万円の計画金額で事業を実施しています。その内容と計画の見直しについてお尋ねします。

次に、町内33路線、33.5kmの道路の舗装状況を調査した道路ストック総点検事業について、その結果による修繕工事の計画の内容と実施の状況についてお聞きします。また、長期総合計画、実施計画の中に都市公園施設の長寿命化がありますが、その内容についてもお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） 公共施設等総合管理計画について、イ、策定の見通しはについて答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては、昨年4月総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する通達が出され、策定要請がなされました。当町におきましても示された策定指針に基づき整備に向けて取り組みを進めているところでございます。

公共施設等総合管理計画は、人口減少等により公共施設等の利用状況の変化が予想されることを踏まえ、早期に公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を目指すとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する計画でございます。

公共施設の現状把握でございますが、町財務規則に規定する公有財産台帳により土地、建物の取得時期や面積などを管理するとともに、個別法に基づく道路台帳等により公共施設等の財産の運用管理を所管課で行っております。また今回の一般会計補正予算に計上させていただきました公有資産台帳整備委託で整備する公有資産台帳により、所管課でそれぞれ管理している町有施設、財産の現状把握が明確になり、今後の一元的な管理、計画への策定とつながってまいります。公有資産台帳整備委託につきましては、町の公有資産管理状況の把握とともに統一的な基準による新しい地方公会計制度において財政状況をあらわす財務書類作成に必要な情報を備える上でも台帳整備が必要となる業務委託でございます。

公有資産台帳は、町が所有する道路、公園、学校など全ての公有資産について、取得日や取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に台帳として整備されることとなりまして、全庁的な推進体制を確立し所管課の公有資産の管理の状況等を把握して土地、建物、工作物、物品等それぞれの資産について評価を行っていくものでございます。公共施設等管理総合計画策定におきまして、公共施設等の現状や将来の見通しなど計画策定に必要とする項目が多く、重要な台帳整備作業となっております。

町の総合戦略を策定・実施する中で公共施設の総合的なマネジメントも必要ということから同時に策定できないかというご質問でございますが、人口の減少等による公共施設等の利用状況等の対応という関連性はあるかと存じますが、まず第5次長期総合計画の後期基本計画や今年度策定いたします人口の現状分析や人口の将来展望などを行う、坂城町人口ビジョンを踏まえることが必要と考えます。また、資産の現状把握と維持管理・更新・統廃合等に係る中長期的な経費見込みの算出の基礎資料となります公有資産台帳の整備を踏まえ、次の段階で計画策定に努めてまいりたいと考えております。

なお、策定期間につきましては、公有資産台帳の整備後早い段階にて公共施設等管理計画を定めてまいりたいと存じます。

建設課長（青木君） ロ、インフラ長寿命化計画について、橋梁長寿命化修繕計画についてお答

えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画は、高度成長期にかけられた橋梁等、今後かけかえが必要となる橋梁が増加する中、限られた財産を有効に活用するため計画的に橋梁を補修することにより、かけかえにかかる経費を縮減し長寿命化を図るための計画です。

町では、平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定に向けた簡易調査を実施し、その結果、町内162橋のうち経年劣化が進行し修繕を要する橋梁は135橋という状況であり、そのうち橋の長さが5m以上の橋梁86橋を対象とし、平成24年度に計画を策定いたしました。この計画に基づいて、平成25年度には昭和橋の詳細調査と幸橋の詳細調査及び修繕工事を実施いたしました。平成26年度は南条の金井橋の詳細調査と昭和橋の橋と橋の間のジョイントの部分となります伸縮装置を3カ所と排水ますのグレーチング10カ所の修繕工事を実施いたしました。

今年度の計画といたしましては、昨年度に引き続き昭和橋の修繕工事を継続していく予定ですが、昭和橋は延長も長く、またかけられた年代が古く傷みも激しいため、年次計画に基づき修繕工事を実施していく予定です。また南条の金井橋の修繕工事と日名沢の産経大橋の詳細調査についても実施してまいります。

なお、平成26年7月1日に施行された道路法の一部改正により、橋梁及びトンネルなど異常が生じた場合に、道路の構造または交通に大きな支障を及ぼすおそれのある構造物について、5年に1回、構造物に接近した状態での目視を基本とした点検が義務化されました。これに伴い平成26年度に22橋の目視点検を実施しており、平成27年度には22橋、平成28年度には33橋、平成29年度には38橋、平成30年度には47橋の計162橋を5年サイクルで見直しを予定しており、その後も5年を基本として定期点検を繰り返し、その結果を受け計画を見直します。

また、町が管理する162橋のうち、平成28年度にしなの鉄道上にかかる跨線橋2橋をしなの鉄道株式会社に、さらに平成30年度に高速道路にかかる跨道橋5橋をNEXCO東日本株式会社にそれぞれ目視点検を委託するための協議を実施してまいります。

続いて、道路ストック総点検事業につきましては、平成25年2月に国から点検実施要領が示され、町では平成26年度に国の交付金を利用し道路の舗装路面を点検対象とし、産業道路、鼠橋通り、逆木通りといった幹線道路につきましてはひび割れやわだちの発生等による損傷状況を調査いたしました。この結果を受け、今年度から国の交付金を活用して舗裝修繕工事に着手してまいります。施工箇所といたしましては、国道18号バイパスの開通により交通量が増大し舗装の傷みの激しい鼠橋通り、町道A05号線を180m、上平出浦の町道B033号線を270mの舗裝修繕工事に着手する予定となっております。

また、道路ストック総点検には舗装路面だけでなく、道路トンネルや道路附属物といった施

設についても目視点検の対象となっており、町が管理する道路附属物、これ標識ですとか道路照明が対象になりますが、それとかほかに産業道路沿いの、のり面の構造物等につきまして、平成26年に目視点検を実施し完了しております。今後は、橋梁長寿命化修繕計画と同様に5年を基本として点検を繰り返し、その結果を受けて町全体の損傷状況や交通量等を勘案し、年次計画により舗装修繕を図ってまいりたいと考えております。

次に、都市公園施設の長寿命化計画につきましては、他の社会資本と同様に高度経済成長期に集中的に整備したものが一斉に老朽化が進行し、財政上の理由などから安全に快適な利用を確保するという、都市公園本来の機能発揮にかかわる根幹的な課題となっていることから、安全・安心を確保しつつ重点的かつ効率的な維持管理や更新を的確に行っていくため、施設の長寿命化計画を作成し、計画に基づく安全性の確保、機能の確保の取り組みを進めるため、平成24年4月に公園施設長寿命化計画策定指針案が示されました。

町では、平成26年度に町内7カ所の都市公園を対象に坂城町都市公園施設長寿命化計画を策定いたしました。これに基づきびんぐし公園の屋外ステージ及びトイレ、わんぱく広場の遊具、さかき千曲川バラ公園の花壇について、平成27年度から28年度までの2カ年で整備を計画しております。平成27年度はびんぐし公園の屋外ステージの実施設計及び一部工事を予定し、今議会に補正予算を計上しております。平成28年度では屋外ステージの完成及びその他施設の改修について国への予算要求を行ったところでございます。

7番（西沢さん） それでは2回目の質問をいたします。

今のご答弁の中で公有資産台帳整備委託費について、現状の把握の確認をして、今後の策定につながるという内容でございましたが、整備完了は今年度の予算ですけれども、いつをめどにしているのでしょうか。

それから、先ほどもその整備完了後、早い時期に公共施設等総合管理計画の策定に入りたいというご答弁でございましたが、これではまるでいつかという、そのめども立ちませんけれども、およそどのような考えをされているかお聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） 2回目のご質問につきましてお答え申し上げます。

1点目の公有資産台帳の整備委託の部分でございます。これにつきましては単年度事業で完了を予定しておるところでございますので、27年度中というところで考えているところでございます。

それからもう1点、実際の計画の策定期間という部分でございます。国からの明確な部分で終了時期は明示はされていないところであります。ただ、一方でこの事業につきましては28年度までに策定を完了すれば、特別交付税算定というような部分の財政措置があるというような状況が示されているところでございます。そういった観点から、その部分を目指して策定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（西沢さん） 今のご答弁の中では、早い時期という考え方をしているということですが、国の方針でこれ次々と大きな計画を策定を求められるわけですが、町にとっては計画だけでなく、必ずこれを実施していかなきゃいけないという面があります。ですからこれを全て本当に詳しく丁寧に計画をしているということが本当にいいかどうかという考えもあるんですが、必要なものについては知恵と工夫で、早い段階で計画をしていただきたいというふうに思います。そのためにその職員体制をどうするかということについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、先ほど所管課の管理するものについての考え方なんですが、今所管課で管理している公共施設についての維持にかかる費用とか、更新について調査したものはあるでしょうか。その点についてお聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） まず職員体制という部分でございます。本年度におきまして一部業務委託というような中で基礎算定資料というものをつくっていく作業が出てまいります。そういった部分を活用しながら次年度に向けまして職員体制、どういう部分ということになりますが、当面は現状の中で何とかやりくりをすることを想定をしているところでございます。

それから、維持費用の算出という部分でございます。これにつきましては、現段階で土地や建物なんですけれども、取得の時期ですとか面積という部分につきましては把握はしているんですけれども、明確な維持費用、管理費用、再生費用という部分につきましてはなかなか管理ができていない部分でございます。そういったところにつきましても公有資産台帳というような部分の中で、一定の部分反映をさせる中で把握をしていく予定となっております。

7番（西沢さん） この計画は例えば文化センターの会議室や事務所の耐震化についてとか、これからスポーツ施設全体についてはどうかという需要と要望はマッチしているかなど、いろいろ問題が出てくるわけです。いずれにしても、まちづくりの全体にかかわる計画です。総合計画の中でこれ考えていくというふうにちょっと私は受け取りましたけれども、公共施設等総合管理計画を策定して総合計画の中に反映していくべきだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

副町長（宮下君） 町の公共施設全体の計画というのは大変大きな問題になってくるかと思えます。今、議員さんのご指摘のとおり、当然これは5次長期総合計画の後期計画に影響が出てまいります。いろんな問題につきまして、私ども職員体制云々かんぬんやっているよりも、今、まずいる各課の課長を集めまして、どういう状態なのかというのは調査とあわせて並行でやっていきます。当然28年度、国のほうからのそれまでに計画が立たないと、国の援助が得られないということは、これは大きな問題になりますので、その時期に間違いなく対応できるような体制をとってまいりたいというふうに考えております。

7番（西沢さん） では、ロのインフラ長寿命化計画についての2回目の質問をいたします。

道路、橋梁、公園における整備計画、修繕計画、総点検事業についても、それぞれが計画期間が違い、国の交付金による事業対応などから、とても困難な事業であると思います。財政の平準化、負担の軽減やまちづくり全体から、本当はこれ公共施設等総合管理計画の中での対応を考えなければいけないと思いますが、どのような形でこれ一本化させていくのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

建設課長（青木君） 橋梁、道路、公園等の長寿命化計画を公共施設総合管理計画の中でというご質問でございますけれども、それぞれ議員さんが申されたように橋梁、道路、公共施設それぞれ策定年度が違ひまして、また見直す年度についても別々になってくるかと思ひます。それぞれその計画の中で年度ごとの修繕内容というものは計画されておりますので、その修繕内容、また金額等につきましては、その公共施設総合管理計画の中へ取り込んでいくことは可能かと思ひますが、計画本体につきましてはそれぞれ単独で作成していくのが今後の見直しにはいいかと思ひますので、そのような形をとっていきたくて考えております。

7番（西沢さん） この計画は大変困難を伴うし、事業量も大変大きくなると思ひますので、職員全体の協力をもつて進めていただきたいというふうにかゝります。この町の将来をどう考えるか、まちづくりの基本となるこの計画の策定に当たっては、住民の総意で決めることができればと願つております。

2. 松くい虫の防除対策について

ちょうど昨日の早朝ですが、上平地区と苧屋原地区で松くい虫防除のための空中散布と無人ヘリによる地上散布の1回目が行われました。空中散布が再開されてから4年目、その効果を期待しているところです。

イ. 被害の状況は

明治38年に長崎市で最初に被害が確認されて以来、松くい虫は北上し、坂城町では昭和60年に被害が確認されたのが最初です。松林は景観、防災、季節の恵みとしてマツタケの収穫など生活に密着し、かつ重要な機能を果たしています。町内の森林面積のうちアカマツ林はおよそ3割弱と聞いております。最近、町内のどこの松林を見ても松枯れが目立ち、このままでは子供や孫の世代に、今の自然を残すことが難しい状況となりました。特に上平地区の自在山は甚大な被害としか言いようがありません。また、葛尾山風致地区の苧屋原地区から南側の大宮方面にも拡大してきています。

全国的には、被害の状況は昭和54年度にピークに達し減少傾向にあると聞いていますが、坂城町における被害の推移についてと、被害の状況についてお尋ねいたします。

ロ. 防除について

基本的な防除の方法として、5月から7月にかけて羽化直後のマツノマダラカミキリの成虫に空中薬剤散布を、また枯れた松の樹体にいる幼虫を駆除するために伐倒し薫蒸処理をします。

昭和60年から上平地区と苧屋原地区に空中散布を実施してきましたが、平成20年の薬剤散布後に健康被害の訴えがあったことから、21年、22年、23年の3年間、空中散布を中止し、その後24年度から再開しました。

まず、空中散布を再開するに至った経緯をお聞きします。また26年度から苧屋原地区に無人ヘリによる薬剤地上散布を導入しました。確実にピンポイントに散布できるすぐれたものと思います。今後ほかの地区での計画はあるでしょうか。

次に、伐倒駆除についてお伺いいたします。伐倒駆除も昭和60年から毎年行われてきたのでしょうか。またその範囲をどのように決めてきたのでしょうか、お伺いいたします。

ハ．枯損木の処理について

松くい虫の被害に遭って枯れた木から幼虫も羽化してすっかり空になった木はそのまま放置されることが多く、枝が落ちる、倒れるなど危険な状態になっています。公共施設の敷地内や道路に面している場所での枯損木は危険であるとの判断から町での処理が行われていると思いますが、私有地においては地主の責任で処理をしてくださいということになっています。山になるとそのまま放置されて、山全体の荒廃につながるなど大きな問題だと思います。個人で松の木を伐採することは難しいので、手をつけられないのが現状ではないでしょうか。空中散布や伐倒駆除など、県事業を取り入れて実施をしているわけですが、枯損木の処理については県の事業を取り入れるなど方法はないのでしょうか、町としてのお考えをお聞きします。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今ご質問ありました松くい虫の防除対策について、イ、ロ、ハのおのおの答えたいと思っております。

今お話がありましたけれども、松は古くから暮らしや文化に深くかかわり、特に松林は景観、防災、財源という重要な公益的機能を果たしてまいりました。坂城町の森林面積は総面積の67%の3,581haを占めており、このうちアカマツは977ha、27%であり、急傾斜地に多く分布しております。

坂城町では昭和60年5月に松くい虫による被害が確認されて以来、沈静化の様子は見られず、現在の状況に至っております。坂城町の被害量は、平成22年度1,406m³、平成23年度1,627m³、平成24年度2,013m³、平成25年度2,149m³、平成26年度は12月末現在で1,020m³となっております。

特別防除、これは空中散布でありますけれども、空中薬剤散布であります。この事業につきましては周辺の自然環境及び生活環境などに配慮し、松くい虫被害の蔓延を防ぐため地域住民の要望のある箇所についての的確に実施してきております。特に、苧屋原地区と上平地区については保安林で風致地区であり、公益的機能が高いことから昭和60年に空中散布を導入し継続的に実施してきましたが、平成21年度から3年間中止いたしました。その3年間で松くい

虫の被害は急速に進み、土砂災害等の二次的災害の危険性も看過できない状況となりました。

そこで平成23年度に3回にわたる松くい虫防除対策会議を開催し、専門家の意見もお聞きする中で、坂城町松くい虫防除対策指針についての提言を受け、今後の防除対策の指針を示していただきました。町はこの指針に基づき、空中散布を行う場合は県の方針に沿って指導を受けながら実施することとし、住民の健康に対する配慮としてリスクコミュニケーションの強化に努め、4年ぶりに空中散布を再開したところであります。

また県の補助事業も取り入れ、伐倒駆除を中心に松への薬剤の樹幹注入を行うとともに、県の治山事業を活用した樹種転換の推進のほか、町においても松くい虫被害の最終段階となった枯損木の伐倒処理や地域住民の皆さんと共同して行う松の植樹の実施など、複合的な防除対策に取り組んでおります。

昨年度からは苅屋原地区におきまして人により伐倒駆除もできず、人家に近いため有人ヘリでも散布できない急峻や山の裾の部分4haにつきまして、無人ヘリコプターによる地上散布を取り入れました。ほかの地区での無人ヘリコプターによる散布はできないかというお話もございしますが、確かに他地区でも松くい虫による被害が増加しております。しかしながら、無人ヘリによる散布につきましては、操作範囲が限定されるなど条件整備が必要となります。また県では空中散布検討連絡会、松くい虫防除検討部会等を組織し慎重に対応を図っておりますので、県に要望を上げ、十分に協議をしてまいりたいと考えております。

また、伐倒駆除事業につきましては、昭和60年から実施しております県の指導を受けながら森林病虫害等防除法により、県が指定する高度公益機能森林及び高度公益機能森林への被害拡大を防止するための被害拡大防止森林、また町の松くい虫被害対策実施計画に位置づけられた地区保全森林と地区被害拡大防止森林と松林を区分して伐倒駆除事業を推進しています。先ほどお話がありましたが、個人の民有林も対象森林に含まれており、緊急性や地域要望などを勘案し、計画に従い順次対応しているところであります。

また、枯損木の処理に県事業は取り入れられないかというご質問がありましたが、県では治山事業として伐倒駆除、薫蒸、土砂流出防止対策とともにあわせて枯損木の処理など総合的かつ複合的な防除対策を行っておりますが、枯損木の処理だけでは事業該当にならないというのが現状であります。

それから、先ほどお話いただきましたけれども、昨日予定どおり空中散布を実施いたしました。日の出の4時半から開始し、6時過ぎには終了いたしました。また皆様方のご協力に大変感謝したいと思います。また無人ヘリによる薬剤散布も、これ刈谷原地区ですけれども、8時ころから開始しまして、10時に完了したというところであります。

今後も松くい虫防除対策につきましては、住民の皆様の健康を第一に考え、私たちの大切な財産である松林を守るため複合的・総合的な防除対策に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。被害の状況について、先ほどのご答弁の中で26年度は12月現在の数字で1,020m³ということだと、前年に比べてこれ随分減ったのかなというふうに感じました。それで町長の所信表明の中でも重要課題の一つとして総合的な防除対策に取り組んでいるということですか。

先ほどのご答弁で無人ヘリによる地上散布はほかの地区は今のところ考えていないということでしたが、薬剤の空中散布、無人ヘリによる地上散布もあわせて健康な松を守るために有効な方法だと思います。松くい虫による被害を食い止め松林を再生させるために、薬剤散布の範囲を拡大することはできないでしょうか。またこの範囲を拡大するに当たっては、健康被害に対する十分な配慮と安全性の確保は言うまでもありませんが、範囲の拡大を強く望みます。もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

産業振興課長（塚田君） まず最初に被害量についてでございます。平成26年度は12月末現在で1,020m³ということで、まだ県のほうから確定値がまだ出ておりませんので、これからまた増えると。通常の年と同じほどの量になるかというふうに考えます。

また、他の地域といたしますか、空中散布の実施箇所を拡大できないかというご質問でございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、やはり県のほうでは空中散布検討連絡会、松くい虫防除検討部会等を組織いたしまして、いろいろな対応を慎重に対応しておりますので、こちらのほうにつきましては、県に要望を上げた上で十分に協議をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

7番（西沢さん） それでは薬剤散布について、その効果について検証中ということをお聞きしますが、その検証の方法はどんな方法をとっておられるかお尋ねいたします。

それから、この使用する薬剤がミツバチに対して毒性が認められたという、以前報道がありました。安全性を確保するために、この使用した薬剤についてどんなものかお尋ねいたします。

それからもう1点、今までに実際に健康被害に対する訴えはありましたでしょうか。もしあるとすれば、その訴えに対してどのように対応をされたのでしょうか。

それから、薫蒸処理後の被害木の処分についてですが、あちこちの山にシートをかけたまま放置されている状況です。見た目もすごく残念ですし、災害を引き起こす要因にもなりかねません。この薫蒸後の被害木の処理をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

産業振興課長（塚田君） ご質問にお答えいたします。まず初めに、薬剤散布による防除対策の効果につきましてでございます。今現在検証中ということでございますが、まず初めに県と共同で定点観測による調査を行っております。同じ場所でその年次的な変化があるかというものを確認しております。また、上平地区では100本の松、苧屋原地区では25本の松を調査対象といたしまして、そちらを経過ごとに観測をいたしまして、枯れていくのかというようなこ

とを確認をしておるところでございます。こちらにつきましては昨年から県と共同で行っているものでございます。まだ効果につきましては、はっきりとあらわれていないという状況であります。

それと薬剤でございます。今回と申しますか、今まで使ってきた薬剤につきましては、エコワンスリーフロアブルというネオニコチノイド系の農薬でございます。新聞等にぎわっておりますが、ミツバチの大量死事件、こういうことがありました。こちらのほうにつきましてはEU諸国ではネオニコチノイド系の農薬の一部を暫定的に使用禁止ということになりましたが、その使用禁止とされている農薬成分につきましては、ネオニコチノイド系のうちクロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムの3種類でございます。この3種類なんです、昨年ですか、アメリカのハーバード大学の研究チームが行いましたミツバチの群の消滅実験というもので実験をしたわけですが、農薬を与えたミツバチが急変したというような実験でございますけれども、こちらで使われた薬もイミダクロプリドとクロチアニジンということで、EU諸国で禁止された薬剤の成分でございます。

なお、このエコワンスリー、こちらで使っておりますエコワンスリーフロアブルにつきましては主成分はチアクロプリドということでございまして、このチアクロプリドは使用禁止薬剤でございません。

また、住民の皆様から健康に対する被害、そういうものがあつたかというご質問でございますが、今回、今年につきましてはまだ終了したばかりですのでまだ来ておりませんが、今まではそういうものがございません。学校、保育園等にも確認をいたしました、そういう報告はありませんでしたのでご報告いたします。

それともう一つ、済みません。伐倒駆除した松くい虫の被害木につきまして、シートをかけたまま山に放置して大変危険ではないかということでございます。確かにあの見てくれも大変悪いですし、またそのビニールがあれば溶けるような仕組みになっておりますが、その後の伐倒材が崩落するという危険もございます。町といたしましては、できるだけ里のほうにおろして処理をしたいところでございますが、なかなか場所が場所ということで、なかなかおろすことが困難な場所が大変多ございます。できるだけ少しでも処理ができるような工夫を今後ともしていきたいというふうに考えております。

7番（西沢さん） それでは、ハの枯損木の処理について2回目の質問をいたします。

今のご答弁で、枯損木の処理だけでは県事業の対象にはならないんだというご答弁でございました。町独自の事業として取り組む考え、あるいはまた県に強力で働きかけていくということについてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 先ほどの伐倒駆除した松材の処理と同様に、枯損木につきましても大変苦勞をしております。枯損木につきましてはもう中身がからからで、もし切つたといつたしま

しても大体ひっかかってなかなか倒れてこないと、そういうような性質になってしまいます。町といたしましては、できるだけ枯損木、倒したいところがございます。また再資源化というものも考えていく必要があるかというふうに思いますので、その点につきましてできるだけ予算づけをいたしまして処理のほうを心がけていきたいというふうに思います。

7番（西沢さん） 改めて周りの山を見てみますと、赤くなった松が本当に多くなってきて残念に思います。総合的な防除対策の効果を切に願います。

3. がん検診について

イ. がんリスク検査に助成を

今、日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡していると言われていす。国立がんセンターでは5月2日に今年新たにがんと診断される人数を予測、98万2,100人と発表しました。この予測は昨年に続き2回目で、昨年より10万人増える結果となりました。

がんは、あらゆる病気の中で最も死亡率が高く、死因の第1位を占めていますが、がんの治療の進歩も目覚ましく、初期であれば治せる病気となりました。しかし、初期にはほとんど自覚症状がないことから、健診で発見されることが多く、発見されたときには既に病気が進行しているケースが多いのも実情です。がんを初期に発見するために、がん検診が重要なことは明らかですが、今のがんを見つける検診は傷みや苦痛を伴うなど気軽に受けられる検診ではありません。

そこで、今、町で実施しているがん検診に、がんの発症リスクを調べる血液中アミノ酸濃度測定検査を加えることはできないでしょうか。この検査は1回5ccの採決で男性は胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの4種類、女性は胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、この子宮がんの中には子宮頸がん、子宮体がん、卵巣がんも含まれますが、この5種類についてがんのリスクを評価する新しい検査です。検査料金がおよそ2万円近くかかることから、鳥取県と福井県の自治体で受診料の一部を助成する制度を始めました。がん発症のリスクを調べることにより、早期発見はもとより生活習慣の見直しによる、がんの危険因子を排除するなど、その効果は大きいと思います。当町でもこの血液中アミノ酸濃度測定検査をがん検診に加え、助成制度を導入できないでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

保健センター所長（村田君） 3のがん検診について、イ、がんリスク検査に助成をについてお答えいたします。

がん検診につきましては、がんの早期発見と治療によりがんによる死亡を減らし、町民の健康増進と健康寿命の延伸につなげるため力を入れ推進している事業でございます。現在、町では胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がんの6種類のがん検診を実施し

ております。これらのがん検診は国及び県のがん検診事業の評価に関する委員会等において科学的根拠に基づき有効性が確認され、制度管理がなされている検診であります。

ご質問いただきました血液中アミノ酸濃度測定検査についてでございますが、この検査は血液中のアミノ酸濃度を測定し、がんの発症の可能性を予測するという新しい検査でございます。健康な方の血液中のアミノ酸濃度は一定に保たれるようにコントロールされておりますが、病気になるると血液中のアミノ酸濃度のバランスが変化することがわかってきており、その性質を応用した検査でございます。この検査はあくまでがんの発症リスクがあるかないかを調べるものであり、直ちにがんであるかどうかを判断するものではございません。県内でこの検査を実施している医療機関は把握している限りで3医療機関でございます。この検査の有効性等、制度管理に対する検証につきましてもまだ課題が残されている段階であり、がん検診の検査方法としましては現時点では一般的なものではないと考えております。

当町におきましては、現在、国の指針に基づくがん検診を推進しているところであり、がんの早期発見、治療へ結びつけております。血液中アミノ酸濃度測定検査の助成につきましては、当面のところ実施する予定はございません。がんは死亡原因の第1位で多くの方が発症する病気であり、また医療費増加の大きな要因でもございます。有効ながん検診をより多くの方に受診していただけるよう、今後がん検診の充実と周知に努め、検診の受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。この検査は今のご答弁で健康保険の対象になっていない新しい検査で認知されていないと、有効性についても課題があるというようなご答弁でございました。取り扱う病院も少ない状況のようですが、先日もこの検査についてNHKの番組でも紹介されておりました。県では昨年10月から、がん先進医療を受けるための治療費を借り入れた患者に、その利子分を助成する制度を始めました。対象は信大病院のワクチン治療120万円、相澤病院の陽子線治療310万円です。このようにがん治療には高額な治療費がかかります。患者を支援することも大切ですが、早期にリスクに対する治療や生活改善対策を進めることがもっと大切だと思います。

医療現場における技術の革新、技術は日々飛躍的に進歩しています。そのような中で今までの町のがん検診の受診状況や結果から、改善点はあったでしょうか。その改善点も含めて、がん検診全体を見直す中で助成制度を設け、新しい検査を導入していただきたいと思っております。お考えをもう一度お聞きいたします。

保健センター所長（村田君） 再質問にお答えいたします。当町のがん検診の受診率につきましては、大腸検診が約25%と最も高く、胃検診が約10%と最も低い状況でございます。胃検診は職域健診として職場で受診している方も増えてきております。受診者からは造影剤が飲みにくい、またはバリウム便が出にくい、大変というお声もお聞きしております。それに比べま

して大腸検診は自宅で採便し提出するという簡単な検査でございますので、受診しやすい検診と思われます。

過去5年間の受診結果も見てみますと、5年間のがん発見数は6種類合わせまして28名という状況でございました。早期がんということで治療されて回復しております。検診目的であるがんの早期発見・治療のために、特に精密検査の未受診者に専門医療機関への受診勧奨の徹底を図っております。

新しい検査のアミノ酸濃度測定検査は1回の採決で6種類のがんスクリーニングが可能であるという点では、簡易な検査方法で受診率の向上につながると思われますが、現状では検査実施機関が少なく、食事内容や採血時間等の検査条件、また制度や費用対効果等を考慮しますと、検査の導入助成につきましては、さらに研究・検討をしてみたいと考えております。

7番（西沢さん） がんの早期発見は有効な治療を受けられるだけではなく、健康保険制度の健全な運営にも大きなメリットがあります。いずれにしても、ふだんからがんの危険因子を取り除く努力を惜しまない生活を心がけたいと思います。

それでは最後に、町からのメッセージの発信にもっと工夫ができないかということで、このコースター、コップなどを置くコースターなんですが、これをご紹介したいと思います。ここには残さず食べよう30・10運動と書かれています。ちょうどこの3日の信濃毎日新聞に、松本市で環境教育、食品ロス削減へという記事が掲載され、食品ロス削減運動の一環で行われている30・10運動が紹介されておりました。この内容は会食、宴会席で食べ残しを減らす運動で、乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席で料理を楽しみましょうという内容です。

この中にですね、健康寿命延伸都市・松本と書かれていて、これを見て本当に素直にそうだねというふうに思いました。検診の受診や町からの施策の取り組み、PRなどのメッセージを発信するときに、このような工夫をしてもいいのではないかとこのように考えました。今後の取り組みに期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時41分～再開 午前11時52分）

議長（塚田君） 再開いたします。

中島登君の質問を許します。

11番（中嶋君） 済みません、年するといけません、眼鏡を忘れましたので。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、このたび統一地方選挙におきまして、我が町議会は新人4人を含め14名が新たに町民の負託を受け当選をさせていただきました。少子高齢化社会に突入し、地方創生である地方

版総合戦略の早期確定であるとか、また国において自民党推薦の憲法学者も含め違憲だと言っている集団的自衛権を通そうとしており、いつか来た道に戻らなければよいが、大変憂慮する問題であると思います。

原発災害におきましても、福島県民に大変なご迷惑をかけ、せんだって子どもフェスティバルにお招きをした葛尾村の人々を初め、多くの人たちがまだ自分のふるさとに帰れないというのに、再稼働に向けて着々と準備が進められております。また、自然界においても3・11の地殻変動の影響か、御嶽山を初め、口永良部島などで大爆発を起こし、災害をもたらしたことは皆様ご周知のとおりでございます。最近では箱根山、草津白根山を初め、何と昨日、昨日です、浅間山まで小噴火が起り、これは少し前からではございましたが、警戒レベル2ということで規制が始まっております。大噴火が起こらないことを祈るのみであります。また、このことにより巨大地震である首都圏直下型と南海トラフの2大地震が発生するのではないかと心配をするものであります。

こんな時代でありますので、私の4期目の議員として大きな責任のもと、町民益を一番に考え、負託されたこの4年間新たな気持ちで頑張っていく所存であります。

それでは質問に入らせていただきます。

1. プレミアム商品券について

町長の招集挨拶でも触れておりましたが、今回のプレミアム商品券は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2,300万円を活用して行うものであり、町商工会を通じ販売されるもので、今までにない20%ものプレミアム、また子育て世帯においては40%のプレミアムがつくということであり、多くの町民の皆様方が大変期待をしておるわけでございます。

イ. 取り扱い店は

商工会が窓口となっているので、商工会の会員店かと思われるが、例えば最近、坂城高校の下でオープンしたホームセンターや南条村上にある大型ドラッグ店、また町内に大変スーパーが少なくなってしまったので、これは前から町民要望の多かった農協のびんぐし店など今までは取り扱いができなかったが、今回はどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、若い人たちからはガソリンや灯油など要望が上がっており、使いやすい商品券にしてほしいと言われております。取扱店の公募はしておるようでございますが、最新の実情をお尋ねをいたします。

ロ. 商品券の有効期限は

今まで商工会ではプレミアムも含め、商品券を発売をしておりますが、半年という短い期間であります。町民の皆様方の要望ではもう少し長くできないかとよく言われます。せめて1年ぐらいにはならないか、この辺もお尋ねをしておきたいと思っております。

ハ. 経済効果は

総額約1億1千万の商品券が発売されるわけではありますが、町の試算としては上乗せ効果をどのくらい考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

これにて1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいまご質問にありましたプレミアム商品券について、イからハまで順次お答え申し上げます。

町では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を利用しまして、坂城町在住の方のみ購入できる2種類の坂城町プレミアム付商品券を7月1日水曜日から発売いたします。販売につきましては、発売初日から最初の土日には購入のため多くの方が集まることが予想されますので、7月1日の初日から5日の日曜日までは、朝9時から夕方5時までの間、文化センターの大会議室で販売いたします。販売につきましては、警備上の問題等から1日に販売する額を限定させていただき、販売初日の1日は一般枠3,650万円分を、2日から5日日曜日までは一般枠1千万円を限度に販売いたします。6日以降につきましては、9時から5時までの間、町商工会館にて販売いたしますが、一般枠は販売総額に達し次第終了となります。なお、子育て枠につきましては、引きかえ証で随時購入できます。

2種類のプレミアム付商品券ですが、まず一般用として購入金額に20%分を上乗せして1セット1万2千円分を1万円で販売する商品券を7,650セット販売いたします。購入限度額につきましては1人10万円までとしております。また一般用に加えて18歳以下のお子さんを持つ子育て世帯約1,300世帯に対しましては、購入金額に40%を上乗せし、1セット7千円分を5千円で販売する商品券を2,600セット販売いたします。こちらの購入限度額は各世帯2セット1万円限りとさせていただきます。

このプレミアム付商品券は、町内の活性化と消費喚起を目的としておりますので、購入できる方々と使用できる店舗は町内に限らせていただいております。また商品券の取扱店ですが、町の坂城町商工会加盟の商店・飲食店等が98店と、建設・建築等事務所が9店、また大型スーパーを初め町内のほとんどの大型店にもご協力いただき、現在取扱店舗は112店となっております。取扱店につきましては、青色ののぼり旗やポスターを店頭に立てますので、ご利用の目印にさせていただきたいと思っております。

今回は、商品の購入や飲食に利用できるのはもちろんのこと、家のリフォームやガソリンや灯油が購入できる店舗もございますが、セルフサービスのガソリンスタンドはシステムの問題からお取り扱いができないということになります。なお、取扱店の申し込みは町商工会にて随時行っておりますので、まだ未登録の店舗・事業所のお申し込みをお待ちしております。

次に、商品券の有効期限についてですが、今回の制度の趣旨としてスピード感を持って取り組む事業であることと、有効期限が6カ月以内の商品券は、資金決済に関する法律の適用が除外され、登録等の手続が不要となることから、商品券の有効期限は6カ月といたしました。ま

た町の既存の商品券の有効期間が半年であり、取扱期間が異なる商品券があると消費者の皆様
の混乱を招くおそれもありますので、今回のプレミアム商品券は7月1日から年内いっぱい、
12月31日の6カ月間を有効期限といたしました。

また、今回のプレミアム付商品券は、地元消費の拡大、地域経済の活性化を図ることを目的
としており、販売総額8,950万円、消費総額1億1千万円となります。販売対象者や使用
店舗等を町内に限定することにより、町の中で消費喚起による波及効果が生まれてきます。消
費総額と販売差額の差2,050万円のプレミアム付加により、商店や事業所等への消費刺激
効果が生じるものと考えられます。また、商品券を利用することにより、日常の買い物に加え
新たな消費、追加消費、衝動買いもあるかもしれません、経済波及効果をもたらすものと予想
されています。

このほかに過去にプレミアム付商品券を発行したほかの自治体の事例を参考にいたしますと、
今申し上げたような消費刺激効果のほかに、消費刺激効果はその刺激効果の2.5倍くらいあ
るのではないかとされておりますが、この消費刺激効果や生産誘発効果、これは産業連関表
で分析されるもので、例えばある車屋さんで車を1台買いますと、その車を完成品にするには
自動車メーカーがあるわけですが、自動車メーカーは車の鉄材を仕入れたり、ゴム、タ
イヤを仕入れたり、いろんな部品を仕入れたり、そういう産業連関的に非常に大きな裾野があ
ります。そういうような生産誘発効果など合わせて、販売額の私どもの場合1.1億円ですけ
れども、その2倍から3倍の経済波及効果があると言われております。ですから当町におき
ましても2億円から3億円の経済波及効果が見込まれております。

さらに今回、子育て世代に対してこれまでにない40%というプレミアム率の商品券を販売
することで、町内で買い物をしていただき町や各店舗の魅力を改めて感じていただき、町内店
舗等のリピーターとなっていただくことも期待しております。今回の坂城町プレミアム付商品
券を多くの住民の皆様にご利用いただくことで、地域における消費が活性化するよう期待して
おります。なお、プレミアム付ということで購入されたことに満足してしまい、つい使うのを
忘れてしまったということのないように、有効期限にはくれぐれもご注意いただき、期限まで
に使い切っていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

11番（中嶋君） 町長に懇切丁寧にご答弁をいただきました。今、町長からお話があったよう
に、やはりこの活性化のために私はいろいろ今、冒頭に国の悪口といいたまうか、おかしい
よなんてようなことも言ったんですが、この件に関してはやはり坂城町として考えたらいいこ
とをやっただけのなど。これはとってもいいことだと思っています。

ただ、今、私が申し上げましたように、使いやすい商品券にしてほしいというのが町民の大
多数の声でありました。でありますのでですね、今お話を聞けば112店舗の皆さんがご協力

してくれると、とてもいいことだなというふうに思っています。

それから、今の若者たちの話ではないですが、ガソリンスタンドもやってくれると、これもまたいいことだなというふうに思って、ああよかったなと私思っています。それからあと若い衆たちなんか、これからまだあれですか、12月の31日ということになると、灯油をやっていたきたいという声もうんとあったんです。だからそれも含めて今回は使いやすい商品券にしているなということはまたありがたく思っております。

それから、これちょっと名前も出しづらかったかもしれませんが、私はもうはっきり言っているんですが、農協のびんぐし店もこれ入っていますかね。大型店舗と言われちゃったから、このびんぐし店も入っていればこれで私はいいいんですよ。というのはどういうことかということ、今までの商工会が出しておったその今のプレミアム付商品券、それからその商品券は農協でも商品券を扱っているからちょっとそれはだめだよというようなお話を聞いておまして、これも町民の声なんです。皆さんそういうふうにおっしゃるから、せっかく商工会でいいそのプレミアムで、前回なんか10%がどうたらなんていうやつが出たんですが、それを買ってきて農協に持っていったら断られたと。そういう町民の声があったからこそ、今度は国がかりでやって、もちろんこれは商工会のですね、皆様をお願いする流れがあるから、そこで窓口はそういうあんばいになっているんでしょうけれども、私に言わせればやっぱり農協も今回に限ってはやっていただければありがたいなと思ったんですが、これは町長、農協という名前を出しても私はいいいと思いますが、だめならだめ、いいならいいということをご答弁願いたい。よろしくをお願いします。

町長（山村君） 大きな店なんで、Aコープびんぐし店、それからベイシア、ひらせいさんなどなど全部入っていますということでもあります。

産業振興課長（塚田君） 先ほど町長のほうからほとんどの大型店が入っているということでございます。大型の衣料店につきましては加盟されておりましたが、ほかの大型店は全て加盟されていらっしゃると、でございます。以上です。

失礼しました。ベイシアさんも入っています。

11番（中嶋君） 大変ありがとうございました。私もここへ立たさせていただいてもう50回ぐらい、12年、今度は13年目に突入しているわけですが、山村町長になってから私はいいい意味で敬意を表しているんです。どういうことかということね、中沢町長の悪口を言うわけじゃねえんだけれども、まあこういうところを来ていると昔は何でも俺謎かけやっているんかと、ここで怒ったことがあったんです。例えば日精樹脂を言うのに南条の大きなプラスチックの機械をつくっているN樹脂であるとか、竹内製作所と言えいいのに、あれです、村上で大きな建機をつくっているT製作所だとか、何でそんなことを言うんだいと言ったら、そのうちのコマースシャルになっちゃう。だからみんなそこへ今の謎かけで、これ皆さんまともに

やったんですよ、ここのところで。だから私は怒ったんだ、謎かけじゃないかといって。だから山村町長になってから正々堂々と坂城町の企業であるじゃないかと。坂城町の一生懸命商売やっている皆さんじゃないかと、そういう物の考え方の中で、正々堂々この名前を言うようになったということは、私は当たり前であるし、立派であるし、そのほうが正常だと思っています。これ中沢町長が見ていれば、ちょっとまた後でおめえつまらないことを言ったなんて言われるかもしれませんが、ある意味、私はその部分は山村町長は買っておるわけですよ。

今言われたように、とにかくまた話をもとに戻しますが、一番うれしかったことはですね、やっぱり町民が大事ですよ。町民のために私だってこうして立ってきているんだから。その町民の皆さんが農協を使いたいと。これはもう私は声をでかくしてね、プレミアム、めた使っておくなどと。農協どんどん行けやと、こんな話ができますよ。

それから、今のベイスアも薬屋になってからだめだということになったんですよ。それが今度はまたベイスアも、私、実は昨日行ってきたんですよ、店長のところへ。そしたらオーケーになりましたよ。確認してきましたよ。ということはやっぱり、私は何を言いたいか、皆さんのところを怒っているじゃねえの。私の一番大事なことは町民の皆さん、町民益、町民の皆さんが喜ぶようなことが一番大事だと。それで今お話を聞いたわけです。

とにかく、いろんなことを私申し上げましたが、総合的なお話をすると今度のプレミアム商品券が町民の皆さんにうんと使いやすくなった。これはもちろん町のご努力、それから商工会のご努力に私は敬意を表しておるものでございます。

それから、町長も先ほど最後に言われましたが、今のあれです、7月の1日から12月の31日だということですので、期限あるんですよ、これね。さっきの意味わかりました。だから今度は逆に言います。あんまり大事にし過ぎちゃって使わないようなことのないように、うんと有線で流すとか広報をすればPRをしてですね、絶対31日までには使い切るような施策をご努力を町もしていただきたいと私は思っています。

それからここが一番大事だったんです。ただ1億1千万、ちょっと言葉悪いですよ、ばらまいたからそれでいいだろうと。これはとんでもない話だと私は思いました。町長の今お言葉を承ればですね、2億から3億の効果があるんじゃないかというようなお言葉をいただきました。これは町長の言うことだから間違いないと思っております。そんなふうになってですね、商業の皆さん活性化できたらありがたいなというふうに思っておるものであります。

それでは、第2質問に入ります。

2. エヴァンゲリオンと日本刀展について

初めてエヴァンゲリオンと聞いたとき、辛目の食べ物かいと質問し、笑われました。まさに私もいい年になりました。団塊の世代はこんなところですかね。三、四十代の若者に尋ねると、みんな知っておりました。中には、僕はガンダムのほうが好きだよという人もおりました。い

ろんな人に聞いてみると、大多数はエヴァンゲリオン派でありました。若者に坂城町で10月から11月まで鉄の展示館でエヴァンゲリオンのお祭りを行うと話すと、みんなうそだといって信用してくれませんでした。大きな都市でやるんだったらわかるが、田舎の坂城でやるわけねえよと言っておりましたので、おいおいばかり言ってるんじゃないかねえぞと、町で1,070万なんて予算をつけて頑張ってお呼ぶぞって言ったら、また絶対やるよというように一様にみんなびっくりして、それはすごいやと、おらも見に行きてえわいと、私も行きたいよと言って、そこでエヴァンゲリオンの話で大分盛り上がりました。

また、これはちょっと前になりますが、選挙中にも若者たちにこんな話をしてPRをするともに、当然選挙に行くよう促したことは言うまでもありません。

イ. 協力サポーターは

町の広報で協力サポーター「チームエヴァ」を公募したようですが、サポーター内容と活動、運営をどのようにお願いをしていくのか。また人員体制はどうなるのかをお尋ねいたします。

また口として、先ほども申し上げましたが、このエヴァンゲリオンにおいても口としては経済効果をお尋ねしたいと思います。疲弊している横町、立町がにぎやかになることはとてもよいことではありますが、1,070万円も使うので経済効果も期待をするが、町の考えをお尋ねいたします。

ハ. 今後の取り組みは

エヴァンゲリオンを一過性のものとせず、起爆剤として今後町の活性化に取り組んでほしいと思いますが、その辺のお考えをお尋ねいたします。

以上、3点お願いをいたします。

産業振興課長（塚田君） 10月6日から当町において開催されるエヴァンゲリオンと日本刀展は、平成24年に岡山県備前長船刀剣博物館を皮切りに、東京や大阪、福岡、札幌など、現在まで全国の主要都市12カ所、合計36万人を越す入館者を数える話題の展覧会で、去年はフランスのパリ、スペインマドリードでも開催され、パリ会場では安倍首相が本展を視察されるなど、世界的に絶賛されている展覧会であります。

本展覧会開催の趣旨は、戦後急速に日本人から遠ざかっていった日本刀を少しでも現在の人々に理解し、興味を持ってもらうため、20代から40代にかけて絶大な人気を誇り社会現象ともなったアニメ、エヴァンゲリオンと、現代の日本刀制作者たちがコラボレーションし、その世界観からインスピレーションを受け、渾身の力を込めて製作した作品を展示しているもので、多くの若者たちの心を捉えております。

本展覧会では国内で活躍している日本刀製作にかかわる約60人の職人たちがエヴァンゲリオンに登場する武器やその世界観からインスピレーションを受けて製作した作品26点と、エ

ヴァンゲリヲンの装飾物や企画書、複製原画などが展示されます。特にエヴァンゲリヲンに登場いたしますロンギヌスのやりを再現した作品と刀野薙は本展の2大作品であり、必見の作品であります。この刀野薙はエヴァンゲリヲンのメカニックデザインである山下いくとさんが本展のために新たにデザインしたもので、当町の宮入小左衛門行平刀匠が製作した作品です。

本展覧会は全国各地を循環して、日本刀を広く理解し知っていただける機会となっていることから、日本刀の展示を主軸にしている鉄の展示館で開催することで、鉄の展示館を広く全国に周知できる絶好の機会と考えます。

また、刀匠の町坂城の象徴である宮入小左衛門行平刀匠が、この展覧会のメイン作品である刀野薙を手がけ、この作品に付随する台座などは坂城町内の企業の方々が協力して製作していることから、ものづくり坂城の技術を内外に知っていただける機会にもなると考えます。そして多くの来館者が坂城町へおいでいただくこの機会に、たくさんの方々が町内を周遊し、地域の振興に結びつけることを目的として実施いたすものでございます。

さて、協力サポーターについてのご質問でございますが、このように世界的な人気アニメとのコラボレーションによる本展覧会には、鉄の展示館史上最も多くの来館者が訪れることが予想され、その対応には町全体のご支援、ご協力が不可欠であります。特に来館者の多くがエヴァンゲリヲンのファン層であることから、同じようなエヴァファンの方々に本展のサポーターとなっていただき、本展のさまざまな事案について意見、アイデアをいただき、それを反映させ、本展の開催に向けて準備を進めていきたいと考えております。

また、展覧会開催中は会場内で来館されたお客様の対応を担っていただきたいとも考えております。会場内は一部を除き写真撮影が可能なので、サポーターの皆さんには来館者の要望に応じた写真撮影、展示作品の解説や宮入小左衛門行平刀匠など、刀匠の町坂城についてご案内していただき、来館者が本展を心から楽しんでいただけるような接客をお願いしたいと考えております。さらにサポーターとしての活動をSNS等に広く情報発信していただくなど、多方面でのご協力をお願いしたいと考えております。

サポーターの状況でございますが、5月から募集を開始したところ現在7名が申し込まれております。町内4名、町外3名、うち2名は上田市、1名は大阪市であります。女性5名、男性2名となっております。いずれもエヴァンゲリヲンに興味を持ち、また本展の日本刀とのコラボレーションに大きな感銘を受けて本展覧会に協力したいとの思いから申し込みをいただいております。今後も多くの方々が本サポーターにお申し込みいただけるものと思いますので、サポーターの皆さんと協力して本展覧会を盛り上げていきたいと考えております。

ロの経済効果はについてでございますが、これまで開催してきた国内12の会場はいずれも大都市、主要都市ばかりで、町単位での開催は坂城町が唯一でございます。そのため、既に開催してきた会場ほどの入館者数を期待することは、この広い長野県という土地柄も含め大変厳

しいものと思われませんが、今、大都市を中心として若い女性を中心に、空前の日本刀ブームが巻き起こっており、エヴァンゲリヲンの人気とあわせ1万人を超すお客様が坂城町においでになれるというふうに思われます。

特に、県内各地から大勢の来館者が訪れると考えられることから、町外からおいでになった方々にはできるだけ長く町内に滞在していただくため、現在、商工会や観光協会と連携して協賛店舗を募り、この協賛店舗が掲載された地図入りチラシを作成して会期中、来館者に配布し、来館者がこのチラシを持参して協賛店舗で買い物をすれば本展オリジナルグッズを手にすることができるというような企画を検討しております。来場された方が展示館だけでなく、町内の店舗にも訪れていただくよう導くことで、少なからず地域への経済効果が期待できると考えます。

ハの今後の取り組みはについてですが、刀匠の町坂城、その象徴施設である鉄の展示館で本展覧会を開催することで、町及び鉄の展示館は今まで以上に日本刀イコール坂城町、日本刀の聖地イコール坂城町というイメージを内外に強く印象づけることができると思われます。また、昨年から公益財団法人日本刀文化振興協会とともに開催しております新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会や、全日本刀匠会と隔年で開催しているお守り刀展覧会は、現代刀職者及び現代刀工の最高位を決める数少ない公募展であり、この二つの展覧会を開催しているのは鉄の展示館が全国で唯一であります。

このように、坂城町及び鉄の展示館は、現代刀職者たちの大きな心のよりどころとなっているだけでなく、先ほども申し上げたように今、国内では空前の刀剣女子による日本刀ブームが巻き起こっているということがございます。もともとゲームを発端として始まった女性層による日本刀ブームは、今年の年明けころから始まり、冬期にもかかわらず鉄の展示館には以前には来館されなかった若い女性のお客様がおいでになれるようになりました。本展覧会を機に日本刀を展示する博物館として、そうした層にも少なからず、その名は知れ渡ることと思われ、今後はこうした新しい日本刀愛好家の方々にも来館していただけるものと考えております。

現在、鉄の展示館で開催中の第6回新作日本刀研磨外装技術展覧会では、会期中毎週イベントを実施しておりますが、こうした女性層が安心して日本刀に触れていただけるよう、女子限定！！日本刀に触れてみよう「ビギナー編」を開催いたします。本展覧会を機に、今まで以上に日本刀を愛好する方々においでいただけるような企画を仕掛け、町の活性化に取り組んでまいりたいと考えます。

11番（中嶋君） 課長よりご答弁をいただきました。全容は大分見えました。ありがとうございます。わからないことたくさんあったんですが、今言われたようにやっぱりこの我が町へ1万人からということになると、これなかなかトイレであるとか、駐車場であるとか、お弁当どうするだとか、しな鉄からどういうふうに来てもらうだとか、雨降ったらどうするだとか、

サポーターの人も遠くはへと大阪から来てくれたなんてね、これはありがたいことだと思いません。いろんな知恵を絞ってですね、やはりこの私、最終的にはやっぱりこれは我が町の宝であります、名誉町民でもありました人間国宝宮入行平刀匠を顕彰する町ということが、また若者たちにアピールできるということは、これからの時代、世代交代していく中で素晴らしいことかなと、大いにこれはPRをしていっていただきたいと思えます。

それでは次に移りたいと思えます。

3. 国民健康保険について

イ. 国保の実状は

坂城町も高齢化が進み、町民4人集まれば1人は65歳、最近では3人に1人だなんていうようなお話もあるようですが、えらいことになっております。であるので、保険税がかかり過ぎていてのもよくわかりますが、ここ数年の実情をお尋ねをしたいと思えます。

ロ. ポイント制導入は

医療費抑制のため、病気予防や運動に取り組んだり、たばこをやめれば商品と交換できるポイントや現金がもらえ、保険税の軽減も期待できると思うが、ポイント制導入のお考えはあるかないかお尋ねをしたいと思えます。

ハ. 今後の保険税軽減策は

私もまさに先ほど申し上げましたが、団塊の世代ど真ん中の66歳であります。20年後を考えるとへと86になるわけであります。そんなときは日本中超高齢化社会が到来して、国保がパンクするという学者もいますが、私はそんなことはないと思っております。予防医学を中心に、先ほど同僚議員もお話しておったんですが、がんなどの早期発見をするような施策と思われるが、こんなようなことをやっていけば削減をできると思えますが、町の保険税軽減策をお尋ねをいたします。

この3点、お願いをいたします。

福祉健康課長（大井君） イの国保の実状はについてお答えをいたします。

坂城町の国民健康保険につきましては、加入者数が年々減少してきており、平成26年度末は3,825人となっております。一方で、医療機関への受診率が高くなる65歳から74歳の前期高齢者は増加傾向であり、被保険者数に占める割合は前年度から3.7%上昇し、47.5%となっております、2人に1人が前期高齢者となっております。

1人当たり医療費につきまして過去5年の状況を申し上げますと、平成22年度は30万3,720円、23年度は33万2,611円、24年度は34万4,964円、25年度は36万3,150円と上昇し続けておりましたが、26年度につきましては町長の招集挨拶にもございましたとおり、速報値ではありますが、35万9,870円で、3,280円のマイナスとなり、県内順位につきましても77保険者中11位と、昨年8位から改善しております。

す。全体の医療費につきましても、昨年度と比較し5, 100万円減少し、約11億6千万円となり、入院にかかる医療費の減少が主な原因となっております。

しかしながら、加入者数の減少により国保税の収入が減収となっていることから、国保会計につきましても基金を取り崩す中で運営をしており、本年度の国保税率は改定を行わず据え置くこととしたものの、依然厳しい状況は続いております。

今後につきましては、国保税未納者への納付相談や臨戸徴収などにより歳入を確保しながら、特定健診の受診や保健指導の実施をすることにより、病気の重症化を予防し医療費等の歳出を抑え、被保険者の負担をでき得る限り抑えた運営に努めてまいりたいと、そのように考えております。

保健センター所長（村田君） 続きまして、ロのポイント制導入は、ハの今後の保険税軽減策はについてお答えいたします。

国では、医療保険制度改革の関連法である持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法が5月27日に成立いたしました。この法律には医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進がうたわれており、国は個人の自助努力の支援の一つとして健康ポイント制度を導入し、健康づくり支援の強化につなげていくとしております。

健康ポイント制度は、健診の受診や健康増進のイベント等、健康づくり事業への参加をポイント化し、集めたポイントを公共施設の利用や健康機器等と交換することにより、住民の健康づくりを促進するものであります。

この制度は住民の健診受診のきっかけとなったり、楽しみながら健康づくりに取り組むことができ、健康づくり事業に参加する意識を高める動機づけの一つの方法であると考えられます。現在のところ、この制度につきましては継続した健康づくりの定着化、健診受診率の向上や生活習慣の改善、そして医療費の抑制などにつながるための効果がまだ見えにくい状況であります。また、ポイントの有効な活用方法につきましても、今後の検討課題と考えております。ポイント制の導入につきましては、今後さらに研究し検討してまいりたいと考えております。

保険税軽減策につきましては、医療費増加の要因となっている生活習慣病の予防・改善を図るため、特定健診やがん検診の受診率の向上に努めているところでございます。

特定健診におきましては、昨年度から40歳スタート健診を実施し、訪問などの個別支援により受診勧奨と健康意識の高揚を図り、生活習慣病の発症を予防してまいりました。暫定値ではありますが、平成26年度の40歳スタート健診の受診率は60.5%で、町全体の47.2%と比べ高い受診率でございます。受診料金の補助と個別支援によるきめ細かな町民とのかかわりの成果であると感じております。今後は、各世代におきましても訪問などの個別支援を強化し、健診の重要性を周知し、健康意識を高め受診率の向上に努めていきたいと考えております。

特定健診の結果を見ますと、平成25年度は特定健診初年度の平成20年度と比べ、高血圧、脂質異常症、糖尿病、慢性腎臓病等全てにおいて減少しており、生活習慣病予防事業としての効果が出てきていると考えております。がん検診におきましては平成21年度から女性特有のがん検診推進事業に取り組み、子宮頸がん検診と乳がん検診について特定の年齢の方を対象に無料クーポン券を配付し、受診率の向上を図り、がんの早期発見・治療に努めているところでございます。また、各地区で開催しております健康づくり講座や特定健診後の結果報告会においても、がん検診の重要性や受診勧奨等の啓発を行っております。

今後、さらに健康増進、疾病予防事業の充実強化を図り、医療費適正化そして保険税軽減につなげてまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） 課長、所長それぞれご答弁をいただきました。今の保険税の軽減策、大分ご努力をされているということをよくわかりました。ただ、実情が伴っていないというか、なかなか大変だなと。これはそうは言っても健康のことです。町民の皆さん、やっぱりぐあいが悪くなれば早く医者に行っとくんなよと。そんなことは当たり前のことです。ただ、あっちもこっちも行っちゃ困るでなんというような話を私よくするんですけども、いろんなご努力されていることに対しては敬意を表します。

ただ、ポイント制導入なんていうのは、これまた町長、嫌な話かもしれませんが、これよそのことを俺ちょっと調べたんですよ。上田なんかもやるような話もあるし、長野県内あちこち少し始まってきているなど。町長よくおっしゃっている、坂城町は独自にやるんだよと。何か町長アイデアあったらひとつお願いしたいと思います。

町長（山村君） ちょっと関連したことをちょっと申し上げたいと思います。本当に保健センター、福祉健康課、頑張ってきたと思っております。私は特定健診65%、65%あちこちで言っております、なかなか65%を全体で行くのはまた大変なんですけれども、26年度に一つの手がかりとして40歳から特定健診が始まるから、その40歳の人に健診料2,600円を千円にしたらどうかということでやったおかげで、さっき話ありました。40歳で30%しか受けていなかったのが、60%受けていただいたということでもあります。

それから、先ほど報告ありましたように、医療費は下がってきたということですね。ですからこれはやっぱり健診というのは積極的にやっていく努力はあるかな、必要かなと。これは引き続きやっていきたいと思っておりますけれども、ポイント制につきましては、先ほど村田のほうから話がありましたけれども、検討課題として最適な形でどうできるかというのを実効性も含めてですね、検討していきたいというふうに思っております。

11番（中嶋君） さすが町長、いい答弁してくれましたね。それが町長のいいところだ、ね。堂々とここで言ったから、市町村、隣の近所のまねばかしているんじゃないかねえよと。おら独自に考えるでと。これちょっと驚きましたが、2,600円を千円にして40歳代が30から

60になったなんて、これは町長、私に言わせたらあつぱれですよ。ここが大事ですよ、町民に対して。私はここを高く評価します。

だから、先ほど所長からもお話がありましたように、またうんとご研究なされて町長もいい方向に向けるようにやっていけというような、私はニュアンスととったもので、ポイント制一生懸命考えていただいて、町民の皆さんがこのポイント制を導入することによって、今のあれです、早期にぐあい悪くなったところを治してもらおうとか、それから場合によっちゃあ、おら達者だからそんなもん使わねえよとか、いろんなことをお考えいただいてですね、ぜひひとつ町長、またあれです、所長を中心に、課長を中心に一生懸命ご努力をなされて、それで町民の皆さんを喜ばせていただきたいと私は思うものであります。その辺をよろしくお願いします。

まとめではありませんが、ぼちぼち時間もあれですから、プレミアム商品券とエヴァンゲリオン、国保のポイント制もふるさと創生といえますか、いろんなこれ言葉使っています。地域創生であるか、地方創生であるかわかりませんが、全てに通じる重要な私は3案件であったと思います。特にプレミアム商品券とエヴァンゲリオンは、今年度最大の私は2大イベントと捉えております。私たち議会も賛同をしておるので、当然協力をするとともに、町と一緒に考え、汗を流し、町民益を第一に考え、必ずや成功裏に納めるよう頑張っていかなければいけないものだと思っております。

今期4人の新人が全員この場所で初登壇し、質問内容をよくご研究なされ、闊達な一般質問をなされ、まさに新しい風が吹いてきたと心強く私は思うものであります。私も最古参の議員としてともに頑張っていく所存であります。

最後に一句添えます。「おいんなしてエヴァンゲリオン坂城町」「おいんなしてエヴァンゲリオン坂城町」

これにて大トリの一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（塚田君） 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日18日までの2日間は委員会審査等のため休会にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日18日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月19日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時41分)

6月19日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第30号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第31号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第32号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第33号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第34号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 発委第 1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 2号 「農業・農協改革」に関する意見書について
- 追加第 3 発委第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について
- 追加第 4 発委第 4号 子どもの医療費窓口無料化等につながる地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について
- 追加第 5 発委第 5号 TPPに関する国会決議の実現を求める意見書について
- 追加第 6 発議第 5号 マイナンバー制度の実施中止を求める意見書について
- 追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（塚田君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 「安保関連法は海外で戦争をするための戦争法案であり、憲法九条等に違反しています、すみやかに廃案を求める」意見書の採択について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第3号 子ども医療費窓口無料化等につながる地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第4号 「TPPに関する国会決議の実現を求める意見書」の提出を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第5号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（塚田君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る6月8日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2 「議案第30号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3 「議案第31号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4 「議案第32号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第33号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

14番（入日さん） 7ページの款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費の説明の23015税償還金・還付加算金500万とってありますが、大体何件予定しているのでしょうか。

それから、8ページの項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費の中の説明で19061カード関連事務交付金544万6千円、このマイナンバーカードの交付金ですが、このスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

それから、12ページの款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費で説明の15006施設改修工事費1,800万、これは野外ステージの屋根工事だと思いますが、これは今のある野外ステージにただ屋根をつけるだけなのか、それとももうちょっと何か改修があるのか。それから、下の下水道接続工事ですが、これはびんぐし公園のトイレだと思うんですが、今、ロッジ風のトイレがありますが、それも非常に今使いづらい、ちょっと何かドアもちゃんとしていないようなところもありますので、その辺がどのように改修されるのかお聞きします。

それから、14ページの款8土木費、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費で説明の13001地籍調査測量委託600万円、これは調査地域はどこで、どこへ委託するのでしょうか。

それから、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費で説明の教育振興事業補助金500万円、この使い方の内容をお願いします。

それから、15ページの項3中学校費で目1中学校総務費、説明の施設改修工事195万9千円、この内容をお願いいたします。以上です。

収納対策推進幹（池上君） 款2総務費、項2徴税费、2賦課徴収費の税償還金・還付加算金500万円の増額についてお答えをいたします。当初、償還金につきましては600万円を計上しておりましたが、法人町民税において昨年10月に予定申告をした事業所が、平成27年4月に確定申告をしたことによりまして還付金がございまして、その発生したことによる増額をお願いするものでございます。具体的に何が何件あるかということでは、なかなかそういう計算はできませんので、当初見込みをしていなかった部分について増額補正をお願いをすることによってございます。

住民環境課長（金子君） マイナンバー制度のスケジュールについてお答えいたします。本年10月より国の指定情報機関であります地方公共団体情報システム機構、通称J-LISから

各世帯に順次通知カードが配付されますが、申請により公的にも身分証明書として使用できません。個人番号カードの交付につきましては、来年以降順次配付がされるということでございます。ただ、この個人番号カードの交付に当たりましては、通知カードのように直接世帯等に送られるものではなく、一旦、市町村のほうに送付がされ、町村のほうで運転免許証等によって本人確認を行って交付するというので、こちらにも配付され次第順次交付をしていくという状況でございます。

建設課長（青木君） 私のほうからは、まず公園管理費のうち施設改修でございますが、これは公園のステージを公園長寿命化計画に基づきまして、平成27年度と28年度の2年間で改修をする予定でございます。今年度は詳細設計と現在あるステージ、これを一旦取り壊しまして、そのうち新しくステージの下の部分、これについて工事を行っていききたいという予定でございます。来年度につきましては、そこへ屋根をかけていく、そういう予定で現在長寿命化計画のほうへ、国のほうへ要求をしている部分でございます。

あと下水道接続工事につきましては、今年度実施いたしますのは公園管理センター、味ロジが入っております公園管理センターのトイレの下水道、現在くみ取り式のトイレになっておりますので、これを優先的に接続していききたいということでございます。そのほか公園の中にありますトイレにつきましては、これも長寿命化計画の中で来年度、駐車場にあるトイレにつきまして下水の接続。それと公園内にありますトイレにつきましては一旦解体しまして、このステージにあわせて新たに新しくステージの裏へトイレを設置すると、そういう予定で計画しているところでございます。

続きまして地籍調査事業でございますが、これは本年度から坂城4区と言われております御所沢地区、これはちょうど、はにしな寮へ上がっていく産業道路周辺の御所沢地区0.09km²、約290筆ございますが、これが今年度、国のほうの助成対象としてつきましたので、本年度業者のほうに委託し、今年度地籍調査のほうの立ち会い、一筆調査を実施してまいると、そういう計画でございます。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 教育振興事業補助金でございますけれども、これにつきましては、企業からご寄附いただきましたものを村上小学校の教育振興事業へ補助をするものでございます。

続きまして、中学校総務一般経費施設改修工事でございますけれども、これにつきましては坂城中学校の図書館へ、エアコンを設置する工事費でございます。天井設置型のエアコンを2基設置する計画でございます。以上でございます。

14番（入日さん） まずは8ページのカード関連事業ですが、これは住基カードとは違って、町が一応持っていて、個人の番号通知を、それでもし個人が発行してもらいたいときは、町の窓口へ来て本人証明の書類を見せて番号を知らせてもらうということでしょうか。何か国のほうのやり方は一応個人に全て市町村から番号通知のお知らせはするというような話でしたが、

それとは違うということでしょうか。

それから、公園管理費の中の施設改修工事、今年度はステージを取り壊して、どんな野外ステージにするかという設計だけだということでしたが、では来年度に向けてそういうふうにする。それで1,800万、取り壊しと設計だけで、それだけかかるということですよ。それから、先ほど下水道接続は管理センターのトイレだとおっしゃいましたが、公園のロッジ風のトイレは一切ここには含まれていないということでしょうか。

それから、教育費の中の中学校の施設改修工事ですが、図書館のエアコン設置ということで非常にそれは必要なことなのですが、テニスコートの人工芝もめくれている、非常にテニスをするときにひっかかって危ないというのが、もう何年も言われているようですが、全然直っていない。やはり常に使っている、生徒が使っているそういうコートがね、そういう状態だと、もしけがをした場合にやっぱり町の責任になるので、その辺のことについてはどう考えているのかお尋ねします。以上です。

住民環境課長（金子君） まず最初に、10月からは紙ベースのまず通知カードというものが各世帯ごとにJ-LISから配付がされてきます。それは紙ベースということで公的な身分証明書等にはなりませんので、そういった利用もされたいという方は、通知カードとともに同封されてきます申請書に必要事項をご記入いただいて、写真を添付していただいてJ-LISのほうへ送り返していただくということになります。

その後、できてきます個人番号カード、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり本人確認が必要ということで、役場の窓口のほうへお取りに来ていただくということでございます。あわせてその交付の際に暗証番号も設定することとなっておりますので、その窓口での交付の際に暗証番号を設定していただくというようなこととなっております。

建設課長（青木君） 公園管理一般経費の施設改修工事の関係でございますが、今年度は屋外ステージの詳細設計と工事費につきましては一旦取り壊しまして、下の部分、ステージの下の部分について工事を行います。来年度、上屋、要するに屋根のほうを行っていくということでございます。

下水道接続の関係でございますが、先ほど申し上げましたが、駐車場のトイレ、あの駐車場にありますトイレにつきましては来年度下水への接続工事を行います。それにあわせて、公園の中にあります赤いリング型のトイレ、これにつきましても来年度28年度に改修をする予定で、現在国のほうへ交付要求のほうを行っているところでございます。

教育文化課長（宮下君） 中学校のテニスコートの改修でございますけれども、安全性の確保が必要であることから、まずは危険があるか再点検を行ってまいりたいと考えております。

2番（塩野入君） まず5ページですが、5ページの第2表債務負担行為補正追加分ですが、これは30年に固定資産、土地の評価がえの関連業務と、こういうことではありますが、こ

れ28年、29年の委託内容とそのスケジュール、行程ですね、どうなるか、それをお聞きをしたいと思います。これは、業務は委託ですので、これ民間業者に委託するのでしょうか、その辺の内容をお聞きしたいと思います。

それからその下のですね、地方債補正、まず、この公共事業等というところで、これは幾つかあるんですが、橋梁の修繕事業、これは当初で890万、そして今回補正で160万円、昭和橋とそれから金井橋、それに産経大橋のその修繕工事、詳細設計ということでありますけれども、これは当初予算が昭和橋で、今回の補正が金井橋、産経大橋の国庫補助絡みの工事ということでしょうか、その辺をちょっとお聞きをいたします。

次に、その下の全国防災事業であります、これは3小学校のつり天井の落下防止ということですが、当初の370万円は設計監理委託で、今回3,750万円の補正が工事経費分と。今設計を進めていると、こういうことではありますが、工事経費が予算化された中で天井の撤去中心の落下防止工事をするということですが、具体的にその落下防止工事をどういうふうにするのかお尋ねをいたします。

続いて支出のほうです。6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の19027職員タイ国研修負担金及び19045高校生タイ国研修補助金について、これは職員、高校生合同で一緒に研修をするのでしょうか。それから、多感な時期にある高校生の研修、タイ国に決めたというその理由や目的は何でしょうか、お聞きをいたします。

それから11ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費19023有料道路利用者負担金について、町はこれは長野県有料道路通行料金負担軽減事業というところに参加をして、利用時間によって5割の割り引き、5割引の通行券が購入できるということのようですが、その辺の具体的な内容をお聞きいたしたいと思います。また、県の助成金26万8千円、それから利用者負担金が67万円が、これは収入で見込まれていますが、その県・町・利用者負担のその料金の体系というのはどうなっているのでしょうか、それをお聞きをします。

それからもう一つ、12ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費13005の実施設計委託料及び13006の工事改修工事費について、今説明はありましたが、今年度実施計画を策定して、そして野外工事は取り壊して、下の部分を行うというような今説明がありました。これ実施設計、これ今年度いつごろまでにつくって、そして今の全体的に来年度以降屋根やトイレを備えていくと、こういうことですが、これどういうふうに変えていくのでしょうか、具体的、全体的に、そして27年、28年かけて今年と来年とで進めるんですが、総工費はどのぐらいになりますでしょうか。以上お願いします。

収納対策推進幹（池上君） 第2表債務負担行為補正、平成30年基準年度固定資産（土地）評価替関連業務委託についてお答えをいたします。固定資産税は価格をもとに全額を算定いたしますが、価格は適正な時価とし、3年ごと価格を見直すことになっております。平成27年度

に見直しがされ、次回平成30年に向けた評価がえ業務を行うものでございます。

この業務は1カ年で終了することができないことから、3カ年の事業を計画しております。スケジュール等のお答えについては、一部歳出予算にかかわってしまうのですが、本年度においては総務費町税費の中で今回820万の補正をお願いしております。その後、後年度になりますが、負担が生じます2年目の28年度、3年目の29年度分につきまして債務負担行為を1,200万を限度としてお願いするものです。

委託の内容及びスケジュールでございますが、今年度平成27年度におきましては資料収集整理、用途地域・状況類似地区標準値等の見直しと航空写真の撮影データ化を予定しております。28年につきましては債務負担のうち400万円を上限として路線敷設見直し・沿接街路区分の調査・画地の見直し等を行う予定をしております。平成29年度、最終年度でございますが、債務負担のうち800万を上限とし、土地価格比準表の作成、路線価算定、大規模画地の土地価格算定基準等を行いまして、3カ年の事業で完了することを考えております。

続いて、業者選定でございますが、業者委託先につきましては業者選定委員会で決定をしていただくわけでございますが、担当課といたしましては業務が遂行できる民間業者を予定してございます。

建設課長（青木君） まず、6ページの公債費の関係でございますが、今回6月補正に計上させていただきますました起債の補正分につきましては昭和橋、金井橋、産経大橋、それぞれの工事に係る分でございます。この増額の理由でございますが、これは今年の4月1日、長野県が定めます労務単価、この単価が変わりまして、その上昇分を今回補正させていただいた分のうち起債対象分ということでございまして、この起債対象分につきましては、昭和橋につきましては40万円、金井橋80万円、産経大橋が40万円分を起債対象で見込んでいるところでございます。工事費にいたしますと歳出のほうで400万円、三つでそれぞれ400万円のほうを工事費ということで増額させていただいた分でございます。

続きまして11ページ、歳出の11ページの長野県有料道路事業負担軽減事業でございますが、この長野県有料道路通行料金負担軽減事業につきましては、坂城町と長野県が連携し、生活道路として役割の多い路線の利用者の軽減負担を図るために通勤、通学、通院など坂城町の町民を対象とした三才山トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネル、それと白馬長野有料道路に対しまして、朝夕の時間帯限定での割引券を町が販売するものでございます。

まず、利用できる時間帯でございますが、朝は6時から9時まで、夕方は5時から8時までの利用者に限定されているということでございます。この事業の割引きでございますが、長野県道路公社が発行する割引券、これが通常価格の8掛け、8割で町が購入いたします。それを長野県が2割負担をそこへプラス2割負担、町が1割、個人の方に5割負担していただくという、そういう状況でございます。

料金につきましては、現在三才山トンネルの普通車の通常価格が510円、新和田トンネルが620円、平井寺トンネルが210円、白馬有料道路が210円でございますが、それぞれ普通車、軽自動車あわせて半額になるということでございます。それぞれ町といたしましては、買い取った割引券を10枚単位というような形で販売をしていきたいと考えているところでございます。

それともう1点、びんぐし公園の屋外ステージの関係でございますが、現在計画しております屋外ステージにつきましては、本年度の12月ごろまでには詳細設計のほうを終わらせていきたいということでございます。現在のステージを撤去し、そこに新たに多目的に使える屋根つきのステージを本年度、来年度2カ年かけて建設してまいりたいということでございます。

工事費につきましては、まだ詳細設計はこれからでございますが、現在、長寿命化計画の中で見込んでおりますのは、2カ年でステージ部分で約4千万円ほどを見込んでいるところでございます。あと来年度、先ほども説明いたしましたけれど、公園の中にあるトイレ、これを新たに移設をしまして、ステージの裏に公園全体で使えるトイレとして新たにトイレのほうもステージのところへ一緒に併設していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 3小学校のつり天井の落下防止工事の具体的な内容でございますが、3小学校共通では体育館のつり天井を全面撤去し、スピーカー等については落下防止対策を講じます。またあわせてランニングコストを考慮する中で照明のLED化を計画しております。天井撤去後の断熱性能を確保するためのウレタンの吹きつけにつきましては、村上小学校は実施し、坂城小学校、南条小学校は屋根の下地自体に断熱性能があるため行わないこととしております。また、つり下げ式バスケットゴールについては坂城小学校、南条小学校は撤去いたしまして、村上小学校は補強して残すこととしたところでございます。以上でございます。

企画調整係長（竹内君） 目6企画費、企画政策推進経費の中のタイ国研修についてお答え申し上げます。まず、職員・高校生合同研修かのご質問につきましては、合同研修という形はとりませんが、職員のタイ国研修へのかかわりにつきましては、高校生の引率も兼ねて職員の海外研修として実施するものでございます。

次に、高校生の研修をタイ国に決めた理由や目的についてでございますけれども、町内企業のグローバル化が進み、タイ国においては9社が生産拠点を設けるなど、タイ国とは今後も関係が深まっていくものと考えております。また、平成25年度に実施されました坂城国際産業研究推進協議会のタイ国視察の際にも、高校生のタイ国研修について提案もされているところでございます。

このような中で高校生のタイ国研修につきましては、海外で活躍する町内企業の視察を通じて、また現地学生との交流、歴史、文化などの異文化体験を通じて国際感覚を養い、進学を含

めた将来展望を考える機会にしたいということで考えております。

2番（塩野入君） これは支出のほうで固定資産評価、さっき言った基礎資料の整備費として当初予算で40万9千円、今回補正で820万円が盛られています、これは今回大きな額が盛られて、当初予算ではできなかった。ここでこういう大きな額を盛られた、その内容といえますか原因ですね、どうして当初予算で盛られなかったのか、その辺のところをお聞きいたします。それから固定資産の資料を今年度やるんですが、これも民間へ委託するのかどうか、その辺、以上2点をお聞きいたします。

それから地方債の関係ですが、これいずれも修繕工事、今橋梁長寿命化計画の修繕計画によって進められているんですが、これ昭和橋はこれからも継続していくようですが、これは国庫補助金がつき次第順次継続していくと、こういうことでいいのかどうか。それから、今の金井橋、産経大橋は今年度単年度で終了するのかどうか、その2点。

それからつり天井による工事ですが、今、体育館の社会開放あるいは学校行事以外の各種催しについて、工事していますから体育館が使えないわけですが、もう7月の末には夏休みになりますが、そういうところの対処、どういうふうにするのか、その辺の使用禁止のですね、対策をするのかどうか、その辺をお聞きをします。

それからタイ国の研修であります、今お話を聞きますと企業9社へ行ったり、提案されたりといういろいろなものがありますが、これは研修先をですね、例えばインドネシアですね、インドネシア、ここではジャカルタにASEANの本部が設置されたり、あるいはアジア・アフリカ会議、いわゆるバンドン会議ですね、これもこのバンドンから発しているんですから、研修材料はたくさんあると思うんですね。それから有力新興国でBRICSのインドも私は候補に推したいという国であります、このタイ国がですね、多感な時期にある高校生の研修の場に、それでふさわしいのかどうか、そういうところとあわせてですね、どうなのか、その辺をお聞きをします。

タイ国はですね、タクシン派で今インラック元首相が軍主導の国家平和秩序維持評議会が今全統治権を掌握するなど治安がですね、安定している国とは言えないわけであり、外務省の海外安全ホームページを見ると、首都バンコクも十分注意してくださいという渡航情報が出ているところですが、こんなタイのですね、情勢、タイ王国の情勢をどう捉えているのか、その辺をお聞きをします。

それから11ページですが、通院、通勤、通学で県道路公社の有料道路、この予算の中でどのくらいを見込んでいるのか。それから通勤、通学というのは、それはわかります、会社とか学校でわかりますが、通院については、どのように判断していくのかということですね、それをその辺と、それから利用したい、あるいは利用する町民はどういう手続をしていくのか、それをお聞きをします。

それから12ページの公園管理の関係ですが、今ステージを使っているのは不定期に開催されている薪能、それから毎年子どもフェスティバル、あのステージはいろいろ公的に使われているのは限られているんですが、町長の所信表明で坂城町の中心的な公園として、子供たちからお年寄りまで多くの皆さんに親しんでいただける公園を目指すと、こういうことでありますから、これから多額の費用をつぎ込んで施設の設備充実を図っていくから、そういうわけですから、その施設を使った公園の利用活用、その部分のソフト面について充実してほしいと思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。以上です。

収納対策推進幹（池上君） 評価がえ業務に関しまして大きな補正が盛られている理由ということでご質問がございました。今年度、平成27年度の当初予算につきましては制度によるもの、継続事業などを計上する骨格予算でございまして、評価がえに関しましては土地の価格の動向を把握するための業務委託40万9千円のみを計上をさせていただきました。

先ほど、これから行います評価がえ業務の内容について申し上げましたが、27年度は精度の高い現況把握をするために航空写真の撮影とデータ化を行う予定でございまして、新規事業となることから補正での対応とさせていただきます。また、委託先につきましては、先ほどのとおり業務を遂行できる民間業者を予定してございます。

建設課長（青木君） まず昭和橋、金井橋、産経大橋の工事の関係でございまして、昭和橋につきましては延長が長く傷みも激しいということでございまして、今後、国の助成等を利用しながら年次計画をもって実施してまいりたいと考えているところでございます。

金井橋につきましては、平成27年度単年度で工事を終わらせる予定でございまして、また、産経大橋につきましては平成27年度に詳細設計を行い、28年度に工事を行っていく。これも同じように国の交付金を利用する、そういう事業で考えているところでございます。

続きまして、有料道路通行料負担金の関係でございまして、まずこの利用の実施に当たって利用者の見込みであります、これは大変難しい状況でございまして、なかなか何名の方が町内にいるかということも把握するのは難しい部分でございまして、町といたしまして現在それぞれの路線千枚分を当面予算化したしまして、必要に応じてまたその辺は補正なりをしていくという形の中で、一応1路線千枚分を計上しているところでございます。

続きまして、購入するに当たりそれぞれの理由、通勤、通学、通院ということの理由の把握なんですけれども、これにつきましては申込用紙のほうに記入をしていただくようになります。そこにそれぞれ通院、通学、通勤、その他という、そういう分ける中でそれぞれ利用目的を把握していくということでございまして、必ず通勤、通学、通院だけが対象になるということではなくて、この時間帯に通行される方であれば利用目的はその他ということで問わないんですけれども、一応利用状況を把握するという意味で申込書のほうに一応、通院、通学、通勤というような形の中で分けていただくような形をとっているところでございます。

申し込みの方が購入する仕方でございますが、これにつきましては役場の窓口で購入をするという形になります。申込書に記入をしていただいて、購入必要枚数等を記入していただき、先ほど申し上げましたように利用用途、通勤、通学、通院、その他という区分の中で記入をいただいて、坂城町民が対象ということになりますので本人確認をさせていただきます、免許証等による。印鑑を持参していただいて役場の窓口で購入をすると。10枚単位という形で購入を考えているところでございます。

続きまして、びんぐし公園の屋外ステージの利用状況でございますが、これにつきましては議員さんもおっしゃられましたように、びんぐし公園、現在は非常に子供または家族連れが多い公園でございます。できるだけお年寄りから若者、大勢の方に町の一番大きい公園ですので、大勢の方に利用していただくということでございまして、屋外ステージにつきましても音響等も整備して、いろいろ地域のサークルですとか、そういう団体も使いやすいようなステージを考えているところでございます。

また、それぞれ町として、どのようなソフト事業をまた今後展開していくかという部分につきましては、今後庁内のほうで利活用検討会などを設置いたしまして、このソフト事業の件についてもまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（宮下君） 小学校体育館のつり天井落下防止工事に伴います体育館の使用禁止の対応につきましては、定期的に利用している団体については各代表者に文書によりお願いをし、ご理解をいただいたところでございます。また、既に催しなど利用予定のありました利用団体については、ご説明をする中でご理解をいただき、他の体育施設を利用していただくこととしたところでございます。

今後、工事期間中の使用について申請、問い合わせがあった場合につきましては、申請窓口であります文化センターの窓口において内容をご説明し、ご理解をいただくとともに教育委員会や学校においても同様の対応を図ってまいりたいと考えております。

企画調整係長（竹内君） タイ国が多感な時期にある高校生の研修の場にふさわしいかのご質問でございますけれども、タイ国以外にも有力な新興国など考えられるところではございますが、さきの質問にもお答えしたとおり、町内から9社がタイ国へ進出をされておりますので、これから社会に出て行く高校生に、町内企業の皆さんが海外で頑張っている姿をぜひとも見ていただきたいと。その姿を見ていただくことにより、今後のキャリア形成に役立てていけるもの、また大変有意義であると考えておりまして、タイ国研修を計画したところでございます。

次に、タイ国の情勢でございますけれども、昨年10月下旬に実施しましたタイ国研修事前調査においてタイ国の日本大使館を訪問しまして、タイ国の情勢について確認してまいりました。大使館からは戒厳令は出ているが、治安は安定しているということで報告を受けております。また、大使館とのつながりもできまして、高校生のタイ国研修実施の際には日本大使館の

協力、支援もいただけるということになっております。

タイ国の戒厳令につきましては、本年4月1日に解除されているところではございますが、研修の実施に当たりましては、タイ国の日本大使館とも連絡を密にし、また旅行会社や現地の町内企業からも情報をいただく中で、渡航における安全には十分留意して実施をしまいたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 4ページの款15財産収入、項2財産売却収入、ここに土地売却収入で1,051万ございます。そして11ページのところにですね、款8土木費、項2道路橋梁費、あれですね、この道路新設改良費の中にA01号線のところに用地代とあります。これは若草橋のところの土地、拡幅の土地買収に伴うものと思いますが、この内容とそれからこれからの工事の見通しについてお伺いいたします。

建設課長（青木君） 4ページの土地売却収入と13ページの工事の関係でございますが、関連がありますので、まとめてご説明申し上げます。町道A01号線若草橋周辺の工事につきましては、現在土地関係者の方のご協力をいただく中で、鋭意進めているところでございます。このたび1件住宅にかかるお宅につきまして用地買収のお話がつきました。その関係でございまして、代替地といたしまして土地開発公社、町が先行取得していただいた用地について、町が一旦買い戻しをいたします。その土地を今度移転していただく土地の方に売り払うという形でございますので、一旦土地開発公社から買い取る予算、これが歳出のほうに盛ってございます。一旦それを町のほうで買い取ったものを今度地権者の方にお売りするという形でございますので、土地売却収入という形のほうに盛らせていただいている部分でございます。

現在、若草工区につきましては、ご存じのように住宅を移転していただかなければいけないお宅がございます。そのお宅について一番若草橋に近い、歩道に近いお宅につきましては、今回ご協力いただけるということでお話がつきました。そこから先につきましても、現在用地のほうの話も大分ついておりますが、登記の相続の関係ですとか、代替地の関係で、協力のほうは全面的にいただけるお話になっておりますが、そういうものがつき次第、できれば今年度中にでも、少しでも仮設の歩道というものに着手できればというふうに考えているところでございます。あとほかにも大きく移転していただかなければいけないお宅がございますが、そういうお宅につきましては、今年度土地または建物の調査のほうに入らせていただくということで現在進めているところでございます。以上でございます。

9番（塩入君） 3ページ、歳入のところですが、款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目9の総務国庫補助金ですけれども、そこにマイナンバー関係についての助成金ですね、新たに補正として801万計上されております。企画と総務それぞれ出されているわけですけれども、先ほど住民課長からも具体的にスケジュールなんかも話されたわけですが、私の質問したいのはですね、町としてはこういう準備をしていると。しかし、今マイナンバーについては日本年

金機構からも情報が流出して125万流出していると。それから先日、上田市の市内のパソコンもウイルスに遭って大変な状況にもなってきていると。こういう状況の中で坂城町としてはセキュリティーの面で具体的にどう考えていらっしゃるのか、その辺を質問したいと思います。

企画政策課長（柳澤君） マイナンバー制導入、あるいは近ごろ隣の町で起こりましたパソコンのサイバー攻撃というような状況の部分でございます。当町におきましてもセキュリティーポリシーといったところで、これまでも情報対策につきましては取り組んできたところであります。

一方で、近いところでこのような事象が起きたというような状況の中で、現在企画調整課の中で対応を考えている部分が数点ございます。一つとしましては、まずは職員に情報の管理を徹底する研修会を開催して意識高揚を図っていくという部分、それから実際に住基ネット、基幹系のパソコンと、それから情報系のパソコンというような部分があるんですけども、基幹系のパソコンにつきましては外部との遮断がされておりますので、安全性は確保されていると考えております。

情報系のパソコンに関しましては、基本的には個人情報に直接的には携わっていない部分がございますけれども、職務で使っているさまざまな文書を扱っているというような状況もございます。こういった部分につきましても個人のパスワード、個々のパスワード設定ですとか、あるいはそういった部分の暗号化という対策をとる中で、セキュリティーの対応を図っていく状況を現在進める手続となっているところでございます。以上です。

10番（山崎君） 10ページ、款6農業水産費、項1農業費、目3農業振興費、説明の010658さかきワイナリー形成事業であります。昨年収穫された欧州ブドウで試験醸造されたのは何種類あったか、また今年も巨峰ワイン等を醸造されると思いますけれども、今回広域特区を取得されました。よって、今回の醸造先は山梨県から広域特区内に移るのか、以上2点お願いします。

まち創生推進室長（関君） ワイナリー形成事業の試験圃場の種類につきましては、現在6種類のワインの醸造用の栽培をしているというところでございます。

それから、巨峰ワインの委託先はということですが、現在今まで山梨の業者さんに委託醸造をさせていただいております。それも含めて今年につきましても同様に検討していきたいと思っております。以上です。

10番（山崎君） それでは2回目の質問に入ります。今年は、欧州種のワインは単独で醸造する予定なのか、それとも広域特区内でのブレンド等を扱って欧州種のワインをつくられる予定なのか。また、広域特区をとられて特区内でワイナリーの中で醸造するのが本来特区をとった意味だと思えるんですけども、巨峰ワインはなぜ特区内で醸造されないのか、以上です。

まち創生推進室長（関君） 広域特区につきましては、今年度関係市町村で広域的に特区申請を

しているという段階でございます。試験圃場の醸造しているものにつきましては、現在まだ試験的に醸造するという段階でございます。本数的にも非常に小さい、少ないものということでもございまして、現在は委託先につきましては検討しているところでございます。以上です。

10番（山崎君） 答弁漏れ、巨峰ワイン。

まち創生推進室長（関君） 答弁漏れ申しわけございません。巨峰ワインの醸造につきましては、特区内でのものということでは現在考えておりません。以上です。

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第34号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について」から追加日程第6「発議第5号 マイナンバー制度の実施中止を求める意見書について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

7番（西沢さん） 私からは発委第1号、第2号及び第5号の3件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第1号「安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

今第189回通常国会に提出されている安全保障関連法案は、集団的自衛権行使のための武力攻撃事態法や自衛隊法など10法律を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、他国軍支援のための新法「国際平和支援法案」の2本である。

多くの国民の反対を押し切って成立させようとしているこれら2法案は、これまでの政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権行使を可能とし、また米軍などが起こした戦

争に自衛隊が地理的制限もなく参加できるようにするなど、憲法9条に反するものである。

安倍首相は現行の日米安保条約の枠組みをはるかに超える「グローバルな日米同盟」をうたう「新たな日米防衛協力の指針」（新ガイドライン）を米国と取り交わし、アメリカ両院の議員に対しては「この夏中の制定」を約束するなど、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」である国会の審議をないがしろにし、幾重にも憲法を無視した行為は、断じて許されるものではない。

日本国憲法は過去の悲惨な戦争と軍国主義を反省し、平和と民主主義を求める多くの国民の声をもとに誕生した。集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連2法案」は憲法9条に反し、国民主権、議会制民主主義をも否定するものであり、認めるわけにはいかない。あわせて、明文改憲に反対し平和憲法を厳格に守ることを強く求めるものである。

よって、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連2法案」を撤回し、又は廃案にするよう強く求める。

次に、発委第2号「「農業・農協改革」に関する意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、「規制改革会議答申」を受けて「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成26年6月に改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためとして、農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起している。

いま提起されている「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和など、農業を企業に開放しようというものである。さらに、いのちの源である食料生産を担う地域農業を壊し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能をも失わせ、地域を支える生業や雇用を奪うことにつながりかねない。

加えて、農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになる。

また、ICA（国際協同組合同盟）も批判しているように、農協のあり方に政治が介入することは、協同組合原則を否定するものである。政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらすと考える。

国連は、2014年を「国際家族農業年」とし、食料危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけた。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要である。

よって、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 農業・農協改革にあたっては、食料自給率の向上を目指すものとする。
- 2 農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外などを含め、強制ではなく、農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくこと。
- 3 農協改革においては、地域経済やインフラの破壊、農協労働者はじめ地域の雇用の減少を招くことのないようにすること。
- 4 農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実させること。
- 5 農地所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改正は見直すこと。

次に、発委第5号「TPPに関する国会決議の実現を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

TPPは、食の安全・安心、ISD条項など、国民生活に直結し国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、農業に壊滅的な影響を与えると危惧されている。

農畜産物の関税撤廃がされた場合、JAグループの試算によると、本県農業においても、米、果樹、野菜、牛肉・豚肉・生乳等を中心に1,029億円程度の生産減少が見込まれるなど、農家経営に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、政府・与党が目指す農業・農村の所得増大に逆行していると言わざるを得ない。

また、米や牛肉・豚肉などの重要品目を含めて譲歩も検討しているかのような報道がされ、米価下落、生産資材の高騰などの中で、将来展望が描けないでいる農業者に更なる不安と懸念が拡大している。

よって、TPP交渉において、以下の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 TPP交渉においては、農林水産物の重要品目の取り扱いはもちろん、食の安全やISD条項など、国民の「食」と「いのち」と「くらし」に関わる事項を定めた衆参農林水産委員会の決議を必ず実現すること。
- 2 米国では、連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など、情報開示の取り組みが行われているとされており、わが国においても、幅広い国民的議論を行う観点から、「国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行う」とする衆参農林水産委員会決議を徹底すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

8番（吉川さん） 私からは、発委第3号及び第4号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第3号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関す

る意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更された。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益ために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる管理体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは大きな問題であると言わざるを得ない。

リスク性資産割合を高め年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が損害を被ることになる。

よって、以下の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益ために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できる管理体制を構築すること。

次に、発委第4号「子どもの医療費窓口無料化等につながる地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて、具体的な改革作業が始まると見込まれる。国保改革においては、国と地方の協議による地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題である。

全国の地方自治体では、以前から単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くあった。医療費助成制度には償還払い方式と現物給付方式があり、窓口で無料

化する現物給付方式で助成すると、国は国庫負担金を減額する調整措置をとってきた。

長野県の市町村は、独自の助成制度を設けている。坂城町では、中学校3年生までの医療費の無料化を実施するため、窓口で一部負担金を支払い、申請した口座に数か月後に自動的に振り込まれる自動給付方式を導入してきた。

しかし、多くの町民から、子どもの医療費に係る窓口での一時払いに対する負担の重さを訴える声が上がっている。

更に、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むために、子どもと子育て世代に対する支援の充実が求められている。

こうした状況の中で、全ての地方自治体で取り組まれている子どもの医療費助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しをするよう強く要望する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に結論を出すこと。
- 2 少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

9番（塩入君） 私からは、発議第5号につきまして趣旨説明を行います。それでは、発議第5号「マイナンバー制度の実施中止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

国民全員にマイナンバー（個人番号）を割り振り、税・社会保障等の分野で、国が個人情報を一元管理する「マイナンバー制度」が、来年1月から利用開始となる。それに先立ち、今年10月には一人ひとりにマイナンバーが通知される。

今、この制度について、国民から不安の声が上がっている。特にウイルスメールによる不正アクセスを受け、日本年金機構の持つ125万件もの年金情報が流出した事件を受けて、個人情報の流出や悪用に対する不安が高まっている。

安倍内閣は今国会に、マイナンバーの利用を拡大する改正法案を提出した。新たに利用範囲となる分野は、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務等であり、個人財産に直結する預金情報の漏洩など、あってはならないことである。

加えて、企業などの事業所は、従業員の給与からの税や社会保険料の天引き手続等に番号を使うことが義務づけられており、システムの更新・整備費用、人的確保が重い負担となってい

る。

もともとマイナンバー制度は、国民が求めたものではない。マイナンバー制度に関し、個人情報流出や他人による番号の不正使用等に対する国民の不安は、いまだ根強い。万が一、個人情報流出すれば、その深刻な被害ははかりしれない。

よって、国民の不安が完全に払拭されるまで、マイナンバー制度の実施を中止するよう強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

議長（塚田君） 趣旨説明が終わりました。

◎追加日程第1「発委第1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（吉川さん） 私は、発委第1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書の提出について反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、今なぜ安全法制の整備を進める必要があるのか。それは安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守るすき間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するためです。今、日本に対しどのような脅威があるのでしょうか。現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散しております。また、軍事技術も著しく高度化しています。我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国があります。国際テロやサイバーテロの脅威も深刻です。こうした中で国と国民を守ることは、政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる、すき間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。安保法制の与党協議は昨年5月に始まり、丸1年をかけ25回を数えます。資料もその都度公表してまいりました。したがって、決して拙速だとは思いません。

憲法第9条のもとでは、これまでどおり専ら他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められません。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてまいりました。その中で一番の根幹になっているのは、1972年昭和47年の政府見解であります。すなわち自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむ

を得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許されるという考え方です。この考え方に立ち、日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、そしてその限界はどこにあるのかを突き詰めて議論をした結果が、昨年の7月の閣議決定でありました。

この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛の措置発動の新3要件が定められ、法案に全て明記をされました。この新3要件の意義は大変大きく重要なものです。それは自衛の措置の限界を明確にしたことです。新3要件では日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って自衛の措置をとることができる見直しをいたしました。

明白な危険とは、国民に、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況をいいます。しかも、自衛権の発動に当たっては国の存立を全うし、国民を守るためにはほかに適当な手段のない場合にのみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついております。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲章第51条にあるような専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。さらに、隊員の安全確保のため国会承認の前提となる基本計画の段階で、安全性が確保されているかなどもチェックをできるようにいたしました。

そして、海外派遣の3原則として、一つとして国際法上の正当性の確保、二つ目として国民の理解と国会関与など民主的統制、三つ目として自衛隊員の安全確保、これを明確に定めるところです。こうしたことから日本を海外で戦争できる国にする戦争立法だという批判は全く根拠のない言いがかりです。

1992年成立の国連平和維持活動、PKO法の時にも戦争に巻き込まれるなど、実態に基づかない一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在PKOは国民の大半の指示を受けております。

また、世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援するなどの批判は、支援の目的趣旨や厳格に定められた要件、手続などを全く無視した極めて短絡的な主張です。米軍等に対する支援は重要影響事態法によるものと、一般法として制定する国際平和支援法によるものの2種類があります。重要影響事態法は、日本の防衛のため活動している米軍等への支援であり、あくまで日本の平和と安全のためです。一方、国際平和支援法は、国際の平和と安全のために活動している外国軍隊への支援です。米国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られます。日本が主体的に行う国際貢献としての支援です。しかも両方とも自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の

派遣には国会の承認が不可欠です。米軍のためにどこまでも一緒にいくなどという批判は全く当たりません。

先日の憲法調査会で、3人の憲法学者がいずれも今回の安保法制を違憲であると述べました。自民党の高村副総裁は、「違憲かを決めるのは憲法学者ではなく政治家である」とコメントをしておりますが、学者の意見については謙虚に参考にしなければならないと思います。

しかし、憲法13条で最大の尊重を要するその責任を負っているのは政府や国会でありますので、憲法に基づいて自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければなりません。決して国民に不安や恐怖をあおるのではなく、社会の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ、判断することこそが今大切なのではないのでしょうか。

以上の理由によりまして、今回の意見書提出につきまして異議を唱え反対討論とさせていただきます。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番（大森君） 私は、追加議案第1号の発委第1号 安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

日本国憲法前文では、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も自国のことのみで専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

そして、憲法第9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。第2項前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」このように規定しております。

今、安倍自公政権が国会へ持ち出している安保関連法案は、憲法前文と9条に照らして集団的自衛権は認められておらず、紛れもなく憲法の本質に逸脱したものと言わなければなりません。議論をすればするほど破綻が露呈し、国民の理解が遠のいているのは各種の世論調査でも明らかであります。18日、93歳になる作家の瀬戸内寂聴さんが戦争法案に反対する国会前集会に参加し、「前の戦争がいかにもひどくて大変か身にしていますよ。よい戦争などありません。全て人殺しです。死ぬ前に皆さんに訴えたいと思いました。」このように病を押してこの集会に参加されて皆さんに訴えました。安保関連法案は米軍と一緒に海外で戦争ができる戦争法案であり、憲法違反の法案であります。今やこの法案は撤回、廃案以外にはありません。

議員各位にご賛同くださるようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します

13番（塚田君） 私は、安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書に対し、採択反対の立場から討論いたします。

日本は昭和35年、アメリカと2カ国間で日米安全保障条約を締結しました。平和を守る手段は言うまでもなく武力ではなく、粘り強い対話での外交が重要だが、日米が今まで同盟国として極東アジアの安定に大きな役割を担ってきたことも事実であります。集団的自衛権を求めか否かは日本の対外施策の根本にもかかわる問題であり、日本国憲法の理念、国家の基本戦略にもかかわる問題と捉える。憲法改正論についても現行規定を擁護すべきとの意見、変化に応じ改正すべきとの意見などもあるが、いずれにしても憲法改正発議権のある国政の場で議論を尽くすべきであり、地方議会の判断は避けるべきと考えます。

なぜならば、観念的な思想や固定概念に固執すべきではありません。近年、日本周辺に現実にあらわれている国際的な緊張、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、軍事技術も著しく高度化しております。

我が国の近隣国では弾道ミサイルを日本海に向けて発射実験を繰り返している国があり、国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であり、また尖閣諸島、東シナ海に展開するアジアのある大国は国際法を無視する行為等、当面の問題解決が緊急課題であります。抑止力を強めこのようないかなる状況においても、国民の安全・安心を守る法律の整備が重要と感じます。したがって、意見書を採択することに対し反対を表明します。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（塩入君） 私は、安保法案撤回・廃案を求める意見書に賛成する立場から発言をします。

私は、この法案は二つの大きな問題を持っておると 생각합니다。一つは憲法の専門家である憲

法学者、弁護士、全てがこの法案は憲法に違反する違憲立法であると言明しています。特に先日の憲法審査会では、自民党推薦の長谷部教授も憲法違反であると明言しております。このように憲法学者、弁護士、そして多くの国民が憲法違反であるということを、今国会論議の中でも明らかにされてきています。今まで歴代政府は、どんな形であれ集団的自衛権を行使するのは憲法違反であると明言して認めませんでした。また、歴代の自民党幹部である多くの皆さんもこの見地に立って、今の安倍内閣の憲法解釈について批判をしております。このように憲法違反である法案を一内閣が勝手に解釈してしまえば、これは法治国家に違反し独裁国家に転ずることは明らかだと思います。

第2の問題点は、アメリカで夏までに成立させると安倍首相が約束してきたことです。これは明らかに議会民主主義を無視し、国民主権を奪うものです。安倍首相は、国民の総意を見ず、アメリカだけを気にして、今国会で強行しようとしています。木を見て森を見ずの人だと思います。もしこのようなことが許されれば、再び日本は独裁国家、軍国主義国家になってしまうのではないのでしょうか。既に米軍の海兵隊と陸上自衛隊はアメリカや日本の軍事基地で共同訓練が行われております。この法案が通れば直ちにアメリカと一緒にアメリカの起こす戦争に世界どこへでも出かけてしまう、出かけていける体制が既にでき上がってきています。まさに自衛隊でなく軍隊になってしまうわけです。このような法案については国民の総意を尊重し、この法案を撤回すべきだと考えます。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2「発委第2号 「農業・農協改革」に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第3「発委第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に

関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第4号 子どもの医療費窓口無料化等につながる地方単独業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第5号 TPPに関する国会決議の実現を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「発議第5号 マイナンバー制度の実施中止を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塚田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成27年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月8日に開会されました本定例会は、統一地方選挙で当選されました議員の皆様方との初めての定例会ということで、緊張感が漂う中、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、条例の一部改正、一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜りました。ありがとうございます。

さて、本年度は、平成23年度から10年にわたる町の基本構想を定めた、第5次長期総合計画の折り返しの年度であり、平成28年度からの後期5カ年計画を策定する年度であります。一般質問におきましても、複数の議員さんからご質問をいただきましたが、現在、まち・

ひと・しごと創生に係る総合戦略の策定を急ピッチで進めており、町の今後の方針を定める重要な年度となります。町の現状を分析し、町の特性や課題を把握する中で、将来を見据え、これからの5年で取り組む施策をまとめてまいります。町の独自性を生かしながら、まちづくりの指針を、そして地域経済のさらなる発展に結びつけられるよう計画の策定を行ってまいります。

さて、さかき千曲川バラ公園では、4月、5月の高温の影響で開花が早く、祭り開始前から観光バスが入るなど、にぎわっておりました。このような中、満開のバラに囲まれて迎えました第10回ばら祭りは、初日から臨時駐車場を使うなど、大勢のお客様にお越しいただき、6月14日に無事終了いたしました。

今年は、マスコミ各社への取材依頼を強化した結果、テレビ、ラジオなどの放送回数も増え、期間中は土、日を中心に駐車場が満車となり、昨年から設置している臨時駐車場を5日間使用したり、平日も近隣の福祉施設からお越しいただき、身障者用駐車場が連日満杯になるなど多くのお客様でにぎわいました。

昨年度末に整備しました通路につきましては、車椅子でも通行しやすく好評いただきましたし、白いベンチを置いて新設いたしました撮影スポットでは、バラとアルプスを背景に写真を撮る若い方も大勢いらっしゃいました。また、バスにつきましても昨年の38台から今年は65台に増え、北陸や関東など、県外から多くの皆様にお越しいただいております。

期間中の来園者数は、前年度を大幅に上回る約4万2千人となり、過去最高だった24年度に並びました。ばら祭り終了後も観光バスが毎日入っている状況で、引き続き、大勢の皆様にご来園をいただいております。祭り前後を含めると5万人に近い皆様においでいただいたものと考えられます。

また、ばら祭り期間中、鉄の展示館の入館者数は前年に比べ254名増え、その4分の1の方がばら祭りで配布した割引券をお持ちいただきました。また、地場産直売所あいさいへの来場者も143名増えており、湯さん館へばら祭りの割引券を持って来館された方は564名となり、ばら祭りの盛り上がり町内の商業、観光の振興にもつながっていると考えられます。

ばら祭りの成功にご尽力いただいた薔薇人の会を初め出店者の皆さん、交通指導員さんなど実行委員の皆様には重ねて感謝申し上げます。

また、町内企業の受注機会、販路開拓の支援事業として、町内の商工4団体等で組織する坂城町出品者協会が主体となり、6月24日水曜日から26日金曜日まで東京ビッグサイトで行われる第19回機械要素技術展に出展いたします。この展示会は日本最大級の機械要素、加工技術等を集めた展示会で、国内外の約2,200社が出展し、約8万2千人の来場が見込まれております。今回、坂城町からは新規出展1社を含む8社が出展いたします。この展示会を契機として、町内企業の専門技術力をPRするとともに、新規取引先や受注が獲得できることを

期待いたします。

また、6月27日土曜日、文化センターにおきまして、さかきふれあい大学教養講座を開催いたします。今回は、元NHKアナウンサーで、現在作家として活躍され、日本ペンクラブ副会長もお務めになっておられる下重暁子さんをお迎えし、「くちずさみたくなる名詩」、すばらしい詩ですね、と題した講演会を開催いたします。当日は下重さんの著書「くちずさみたくなる名詩」の中からピアノ伴奏に合わせ朗読していただくとともに、老後や家族などについての講演もさせていただきます。

また、同日の午前中から地域交流や日ごろの文化活動等の発表を行う隣保館交流フェスティバルを開催いたします。第1部につきましては、隣保館で作品展示とグループ発表を行い、第2部のふれあいコンサートについては、多くの皆さんに鑑賞いただけるよう、中心市街地コミュニティセンターで開催いたします。出演者はハーブ奏者の徳永泰子さん、フルートの池田美紀さんとチェロの山岸宜公さんの3人のアンサンブルで、さかきふれあい大学教養講座及びふれあいコンサートともに入場は無料ですので、大勢の町民の皆さんのご参加をいただきたいと思っております。

さて、6月28日日曜日、町ポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団員が有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたします。多くの町民の皆様の応援をお願いいたします。なお、この大会の優勝分団とラッパ分団は、7月12日日曜日に千曲市大西緑地公園で開催される、埴科ポンプ操法大会及びラッパ吹奏大会に出場いたします。

さて、7月1日から5日まで、午前9時から午後5時まで、坂城町文化センターにおきまして、坂城町プレミアム付商品券の販売をいたします。1万円で1万2千円分の商品券を購入できる、2割のプレミアムがついた一般向け7,650セット、子育て世帯向けには5千円で7千円の商品券を購入できる、4割のプレミアムがついた2,600セットを販売いたします。プレミアムを含めると、総額1億1千万円分の商品券が直接町内の消費喚起につながります。また、これにとどまらない地域経済への波及効果も大いに期待するものであります。大勢の町民の皆さんにご利用していただきたいと思っております。

また、坂城の夏を彩る町民祭り、第38回坂城どんどんが8月1日土曜日に開催されます。来週22日月曜日の実行委員会で内容が決定いたしますが、今年もメインステージでは各種団体の発表を行うとともに、小さなお子さんが楽しめるさまざまなイベントを計画しております。夜の部の踊り流しの参加も含め、大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

さて、私の今後4年間の町政運営の考え方、方向性につきましては、所信表明や一般質問の答弁でお示しができたかと思えます。今後、私が2期目の公約として掲げました「輝く元気な町づくり」の実現に向け、「活力あふれた元気な町」「人の輝く町」「笑顔の町」「誇れる

町」の四つの柱を町政運営の基軸として、新たな決意と情熱を持ってチャレンジしてまいりますので、議員各位におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、これから暑さが増してまいります。議員各位におかれましても、健康にご留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（塚田君） これにて平成27年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 0時09分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚田正平

坂城町議会議員 小宮山定彦

坂城町議会議員 柳沢収

坂城町議会議員 滝沢幸映

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 地方創生について</p> <p>イ. 町としてどのような考えにもとづき展開を図るのか (基本的な考え方)</p> <p>2. 防災・減災について</p> <p>イ. 緊急時に町民への情報の周知徹底の現状は</p> <p>ロ. 今後の新しいシステムの検討状況と導入の考えは</p> <p>3. ワイナリー形成事業について</p> <p>イ. 6次産業化に向けた本格的な組織作りの考え方は</p>	<p>3 番</p> <p>朝倉国勝</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>総務課長</p>
2	<p>1. 支え合う地域福祉について</p> <p>イ. 介護予防事業について</p> <p>ロ. 外出や買い物などへの生活支援について</p> <p>ハ. 訪問入浴サービスについて</p> <p>2. スポーツ振興について</p> <p>イ. 人材に激励を</p>	<p>8 番</p> <p>吉川まゆみ</p>	<p>町 長</p> <p>福祉健康課長</p> <p>教育文化課長</p>
3	<p>1. 「あいさつの町さかき」について</p> <p>イ. 学校でのあいさつ運動の取組は</p> <p>ロ. 信州あいさつ運動の取組は</p> <p>ハ. 「あいさつの町さかき」の復活は</p> <p>2. 「おくるみ」栽培について</p> <p>イ. 定年後の仕事の状況は</p> <p>ロ. 町の農業振興策は</p> <p>ハ. 「おくるみ」について</p>	<p>5 番</p> <p>柳沢 収</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>産業振興課長</p>
4	<p>1. 再び戦争する国にさせないために</p> <p>イ. 戦争するための安全保障関連法案について</p> <p>ロ. 町としてどんなとりくみができるか</p> <p>2. 二期目の山村町政の重点施策について</p> <p>イ. 子育て支援事業の充実を</p> <p>ロ. 介護予防対策の強化を</p>	<p>9 番</p> <p>塩入弘文</p>	<p>町 長</p> <p>福祉健康課長</p> <p>子育て推進室長</p> <p>総務課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 地域の連携・連帯、地域づくりについて イ. 山村町長のすすめる地域づくりとは ロ. 地区連絡員の役割りと現状は ハ. 町ホームページにおける地域活動のお知らせについて 2. 熊による人身被害について イ. 町の対応、その対策は ロ. 猟友会の人材育成支援は ハ. 殺処分した有害鳥獣の処分問題 3. 坂城町すぐメールについて イ. 現在の加入状況は ロ. 配信内容と今後の展開は	6 番 滝 沢 幸 映	町 長 企画政策課長 産業振興課長 住民環境課長
6	1. 町道及び公共施設の樹木について イ. 施工、管理はどうなっているか	10番 山 崎 正 志	町 長 建 設 課 長 教育文化課長 企画政策課長
7	1. 町道039号線について イ. 側溝の増設を 2. 循環バスについて イ. 運行について ロ. バス停について 3. 鳥獣駆除について イ. 処分場の確保を ロ. 更新費用を町負担で ハ. 捕獲報奨金について	14番 入 日 時 子	町 長 産業振興課長 建 設 課 長
8	1. 第2期山村町政について イ. 1期目の成果と課題 ロ. 2期目に向けて 2. 高齢者福祉について イ. 健康寿命に向けた対策・支援 ロ. 認知症に向けた取り組み ハ. 介護保険「総合事業」について	2 番 塩 野 入 猛	町 長 企画政策課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 耕作放棄地について イ. 耕作放棄地の現状について増える方向にあるか減る方向にあるか ロ. 農業振興地域内の農用地の荒廃農地化について ハ. 今後の見通し、対策について 2. 児童館について イ. 南条児童館について ロ. 生活困窮者自立支援法について	4 番 小宮山定彦	町 長 教 育 長 産業振興課長 教育文化課長 福祉健康課長
10	1. 町の農業は今後どうなる イ. 農地中間管理機構は機能しているか ロ. 農協法の見直しをどう考えるか ハ. 農業委員会法の見直しは地域農業を守れるか 2. どの子にも教育の機会均等に イ. 就学援助について ロ. 町の奨学金制度について 3. 地域活性化に向けた空家の活用は イ. 空家の現状把握は ロ. 税制の対応は ハ. 空家の利活用に向けて	12番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 教育文化課長 収納対策推進幹 企画政策課長
11	1. 公共施設等総合管理計画について イ. 策定の見通しは ロ. インフラ長寿命化計画について 2. 松くい虫の防除対策について イ. 被害の状況は ロ. 防除について ハ. 枯損木の処理について 3. がん検診について イ. がんリスク検査に助成を	7 番 西沢悦子	町 長 副 町 長 企画政策課長 建設課長 産業振興課長 保健センター所長

発順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
12	<p>1. プレミアム商品券について</p> <p>イ. 取り扱い店は</p> <p>ロ. 商品券の有効期限は</p> <p>ハ. 経済効果は</p> <p>2. エヴァンゲリヲンと日本刀展について</p> <p>イ. 協力サポーターは</p> <p>ロ. 経済効果は</p> <p>ハ. 今後の取り組みは</p> <p>3. 国民健康保険について</p> <p>イ. 国保の実状は</p> <p>ロ. ポイント制導入は</p> <p>ハ. 今後の保険料軽減策は</p>	<p>11番 中嶋 登</p>	<p>町 長 産業振興課長 福祉健康課長 保健センター所長</p>

安全保障関連法案の撤回・廃案を求める意見書

今第189回通常国会に提出されている安全保障関連法案は、集団的自衛権行使のための武力攻撃事態法や自衛隊法など10法律を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、他国軍支援のための新法「国際平和支援法案」の2本である。

多くの国民の反対を押し切って成立させようとしているこれら2法案は、これまでの政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権行使を可能とし、また、米軍などが起こした戦争に自衛隊が地理的制限もなく参加できるようにするなど、憲法9条に反するものである。

安倍首相は現行の日米安保条約の枠組みをはるかに超える「グローバルな日米同盟」をうたう「新たな日米防衛協力の指針」（新ガイドライン）を米国と取り交わし、アメリカ両院の議員に対しては「この夏中の制定」を約束するなど、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」である国会の審議をないがしろにし、幾重にも憲法を無視した行為は、断じて許されるものではない。

日本国憲法は過去の悲惨な戦争と軍国主義を反省し、平和と民主主義を求める多くの国民の声をもとに誕生した。集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連2法案」は憲法9条に反し、国民主権、議会制民主主義をも否定するものであり、認めるわけにはいかない。あわせて、明文改憲に反対し平和憲法を厳格に守ることを強く求めるものである。

よって、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連2法案」を撤回し、又は廃案にするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 岸田文雄 殿

防衛大臣 中谷元 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚田正平

「農業・農協改革」に関する意見書

政府は、「規制改革会議答申」を受けて「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成26年6月に改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためとして、農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起している。

いま提起されている「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和など、農業を企業に開放しようというものである。さらに、いのちの源である食料生産を担う地域農業を壊し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能をも失わせ、地域を支える生業や雇用を奪うことにつながりかねない。

加えて、農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになる。

また、ICA（国際協同組合同盟）も批判しているように、農協のあり方に政治が介入することは協同組合原則を否定するものである。政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらすと考える。

国連は、2014年を「国際家族農業年」とし、食料危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけた。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要である。

よって、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 農業・農協改革にあたっては、食料自給率の向上を目指すものとする。
- 2 農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外などを含め、強制ではなく、農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくこと。
- 3 農協改革においては、地域経済やインフラの破壊、農協労働者はじめ地域の雇用の減少を招くことのないようにすること。
- 4 農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実させること。
- 5 農地所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改正は見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
農林水産大臣 林 芳 正 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更された。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる管理体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは大きな問題であると言わざるを得ない。

リスク性資産割合を高め年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が損害を被ることになる。

よって、以下の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できる管理体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

子どもの医療費窓口無料化等につながる地方単独事業に係る
国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて、具体的な改革作業が始まると見込まれる。国保改革においては、国と地方の協議による地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題である。

全国の地方自治体では、以前から単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くあった。医療費助成制度には償還払い方式と現物給付方式があり、窓口で無料化する現物給付方式で助成すると、国は国庫負担金を減額する調整措置をとってきた。

長野県の市町村は、独自の助成制度を設けている。坂城町では、中学校3年生までの医療費の無料化を実施するため、窓口で一部負担金を支払い、申請した口座に数か月後に自動的に振り込まれる自動給付方式を導入してきた。

しかし、多くの町民から、子どもの医療費に係る窓口での一時払いに対する負担の重さを訴える声が上がっている。

更に、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むために、子どもと子育て世代に対する支援の充実が求められている。

こうした状況の中で、全ての地方自治体で取り組まれている子どもの医療費助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しをするよう強く要望する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に結論を出すこと。
- 2 少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 高市 早苗 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚田 正平

TPPに関する国会決議の実現を求める意見書

TPPは、食の安全・安心、ISD条項など、国民生活に直結し国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、農業に壊滅的な影響を与えると危惧されている。

農畜産物の関税撤廃がされた場合、JAグループの試算によると、本県農業においても、米、果樹、野菜、牛肉・豚肉・生乳等を中心に1,029億円程度の生産減少が見込まれるなど、農家経営に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、政府・与党が目指す農業・農村の所得増大に逆行していると言わざるを得ない。

また、米や牛肉・豚肉などの重要品目を含めて譲歩も検討しているかのような報道がされ、米価下落、生産資材の高騰などの中で、将来展望が描けないでいる農業者に更なる不安と懸念が拡大している。

よって、TPP交渉において、以下の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 TPP交渉においては、農林水産物の重要品目の取り扱いはもちろん、食の安全やISD条項など、国民の「食」と「いのち」と「くらし」に関わる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。
- 2 米国では、連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など、情報開示の取り組みが行われているとされており、わが国においても、幅広い国民的議論を行う観点から、「国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行う」とする衆参農林水産委員会決議を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）財務大臣 麻生太郎 殿

外務大臣 岸田文雄 殿

農林水産大臣 林 芳正 殿

経済産業大臣 宮沢洋一 殿

内閣官房長官 菅 義偉 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘 利 明 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

マイナンバー制度の実施中止を求める意見書

国民全員にマイナンバー（個人番号）を割り振り、税・社会保障等の分野で、国が個人情報を一元管理する「マイナンバー制度」が、来年1月から利用開始となる。それに先立ち、今年10月には一人ひとりにマイナンバーが通知される。

今、この制度について、国民から不安の声が上がっている。特にウイルスメールによる不正アクセスを受け、日本年金機構の持つ125万件もの年金情報が流出した事件を受けて、個人情報の流出や悪用に対する不安が高まっている。

安倍内閣は今国会に、マイナンバーの利用を拡大する改正法案を提出した。新たに利用範囲となる分野は、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務等であり、個人財産に直結する預金情報の漏洩など、あってはならないことである。

加えて、企業などの事業所は、従業員の給与からの税や社会保険料の天引き手続等に番号を使うことが義務づけられており、システムの更新・整備費用、人的確保が重い負担となっている。

もともとマイナンバー制度は、国民が求めたものではない。マイナンバー制度に関し、個人情報の流出や他人による番号の不正使用等に対する国民の不安は、いまだ根強い。万が一、個人情報が流出すれば、その深刻な被害ははかりしれない。

よって、国民の不安が完全に払拭されるまで、マイナンバー制度の実施を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

総務大臣 高市早苗 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚田正平